

るを云ふより、萬の物を讃稱へて美豆云々とは云ひけらし、萬葉十三卷に槻の木に水枝指と詠み、世にも若木を美豆木、若枝を美豆枝、若く健よかなる人を美豆々々しなど云ふを思へ」と云はれたるをも、此に引合せ思ふ可き者なりかし。○莫_レ不_レ播殖而成_ニ青山_ニ焉の莫不は、上に不_レ殖_ニ韓地_ニ盡_レ以持歸の盡_レ字より應きて大に力有る所なり、此事次に云ふべし、倭纂疏に、進雄尊之暴行、經使_ニ青山_ニ變枯_ニ、於是得_ニ青山_ニ也と注させ給へるは、事足はずと雖も實に然る可からむ御説と感奉らるゝ御事なりかし、其は傳十二、十七、二十一に注せるが如く、素戔嗚大神彼神逐の以前には種々の御罪御在し坐しけるを、此度の御天降より以後には、總ての御所業悉くに天下蒼生に御恩頼を令_レ蒙給ふ御事のみにして、自然に先の御過失を補はせ給ふ御事に當りて、此に樹種を御父子共に播殖させ給へるなむ、其中一にして有るが中にも甚じき御大業に渡らせ御在し坐しける、然るは四神出生章に、此御神の御事を復使_ニ青山_ニ變枯_ニ、又第二一書に青山爲_レ枯など見え、古事記にも青山如_ニ枯山_ニ泣枯、河海者悉泣乾と有り、此大神の御暴行の始とも申す可きは此事なる故に、彼神逐はれて此に天降り御在し坐し著きては、先づ此御政をなむ最初には物爲させ給ひけらし、又其御子五十猛神と申すも、一速く雄健く御在し坐す神と聞ゆるを、有功之神とも稱奉る許なるを以ても、共々に和やかに御在し坐して以前には打替りたる御有状をなむ見奉り知るべきなる、倭此に韓地に殖すして盡に持歸らせ御在し坐しけるは、其青山を枯山と成し給へりし程は唯大八洲國有るのみにして、韓地より始めて外國々は悉くに漸く鹽沫の凝以て成れる頃ほひなりしかば、争でかは其の泣枯す山の有らむ、此の大神の御天降の程には已に彼地形は且々に備はりけめども、其始の事を所思して、先づ大八洲國を青山と成させ給ふ可き御心をなむ振起させ御在し坐し

けらし、此を以て韓地に渡り御在し坐し、かども、其天の樹種をば此大八洲國に持歸らせ御在し坐して、國內悉に青山と成し給ひて、天神御子の所知看む玉牆内國と青垣山周らして、美たく麗はしく固置せさせ給へる事、傳二十四に柳御氣野命と申奉るに就て青垣山の事を注せるに就て見る可し、神武天皇御紀の大御詔にも東有_ニ美地_ニ青山_ニ四周と有るが如く、凡て國土に美地と云ふは青山の四方に周れる地の事なりければ、此に莫_レ不_レ播殖而成_ニ青山_ニ焉と有るは、又此大八洲國を美地と爲させ給へる御事に聞ゆるはや、若て此大八洲國を盡に青山と爲し美地と成し給へる上は、又其韓國より始めて萬國にも行足はし坐して、各其方域に隨ひて其土に相應へる樹種を播殖させ御在し坐しけむ御事、此大神を建邦之神と稱へ、五十猛神を韓國伊太氏神と申奉るを以て、天下に遍く流布らし給へる御靈を想像り奉る可くなむ、(其韓地と云へるは上に云へるが如く、本は三韓の地を云ふに起りて後には萬國を總て加羅國と云ふ事常なり、此素戔嗚大神、豈韓地をのみ造立させ給ふ神に御在し坐さむや、又五十猛神、唯韓地を建て給へる御功に限り奉る御事の御在し坐さむや、又同じ萬國の中に此大八洲國を先に爲させ給へるは、皇御孫尊の大御食國なるを以てなり、此後には外國に御靈威を及ぼし給ふ可き事、誰かは此を思はざらむ。) ○所以は海宮遊行章第三一書に所以兒名稱_ニ彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊_ニと有るを始として、紀中皆許能由惠爾と訓めり、此之故の義なり、但由惠を由閑と有るは誤なり、雄略天皇十三年御紀歌に、耶_山麼能謎能、故思麼古喻衛爾、萬葉十一(三三丁)に、大舟之、由多爾將有、人兒由惠爾、十四(十四丁)に、由惠波奈家杼母、兒良爾與里氏會、又(二十九丁)、禰奈敏古由惠爾、波伴爾許呂波要、又(三十三丁)、於登太可思母奈、宿莫蔽兒由惠爾、十五(五丁)に、秋風乃、布可武會能都奇、安波牟母能由惠、又(三

十一丁)、和禮由惠爾、於毛比和夫良牟、又(三十三丁)、和我由惠爾、波太奈於毛比會、など所見たり、(又出雲風土記に、所_レ以號_二出雲_一者、又所_レ以號_二意字_一者と有るを始として風土記に多く此格有るは、所以は由惠なり、然るを漢文訓には音便に由惠牟と云へるは猶宜しきを、近頃は所_レ以號_二云々_一と訓みて以氏云々爲流所と云ふは、僻儒の定めにして古語の例に違へり) ○稱_二五十猛命_一、上には五十猛神と有るを此に命と有るは、次に有功之神と有ると神字重複れる故に換へられたる耳にこそ有りけれ、別に意有るに非じかと思ふに然らず、次の一書に、于時素戔嗚尊之子、號曰_二五十猛命_一云々と有る、其文に夫須_レ噉八十木種皆能播生と有るは素戔嗚尊の御事なるに、次に凡此三神亦能分_二布木種_一と有りて、皆能と亦能との差を別けられたるにて、其命令を奉り行はせ給ふ義を令知給へる者なる事、傳廿六、廿七に此文を引て注せるが如し、偕此稱_二字本_一には那豆那氏と訓めれども、記傳に引かれたるには多々閑氏と訓まれたる實に然る事なり、此例天孫降臨章第六一書に、乃用_二眞床覆衾_一、暴_二皇孫天津彥根火瓊々杵根尊_一、排_二披天八重雲_一、以奉_レ降、故稱_二此神_一曰_二天國饒石彥火瓊々杵尊_一と有る、此も本には麻袁志氏と訓めるは當らず、又神武天皇元年御紀に、天皇即_二帝位於橿原宮_一(中略)故古語稱_二之曰_一於_二敵火之橿原_一也、太_二立宮_一柱於底磐之根、竣_二峙_一轉_二風於高天之原_一而、始馭天下之天皇號曰_二神日本磐余彥火火出見天皇_一焉、崇神天皇十二年御紀に是以天神地祇、共和享而、風雨順_レ時、百穀用成、家給人足、天下太平矣、故稱_二謂_一御肇國天皇也と有る、此稱之又稱謂を本に富米麻袁志氏と訓めれども其れも叶はず、古事記に其同じ事を故稱_二其御世_一謂_二所知初國之御眞木天皇_一也と有る、此稱_二字_一を記傳に多々閑麻都理氏と訓まれたるに従ひて右等の訓をも共に改む可きものなり、出雲神賀詞に、乃大穴持命乃申給久、皇

御孫命乃_レ靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛玉命_二名乎稱_一天、大御和乃神奈備爾坐とも有りて、凡て御名を稱奉ると云ふは其本の御名御在し坐すが上に、猶殊更なる御事御在し坐す時に當りて、其御功用の状を言を盡して稱讚奉るを云ふなり、此事は已に傳二十、廣厚稱辭祈啓矣と有る下に注せるを合せ讀みて曉る可き者なり、(然るを此には唯に稱_二字_一を那豆那氏と訓める、然る事も無きには非ざれども、其は尋常の時こそ有りけれ、斯る一節有る時は殊に其御徳を言舉して稱奉れるなるに如何でかは然云はむ、右に引ける稱之又稱謂を褒申と訓めるに意を得てぞ古語は求む可き事なる) ○有功之神は、記傳に此文を引て伊佐乎能神と訓まれたるに従ふ可し、纂疏に有功謂_二經營之功_一と注させ給へるは然る言にて、上にも云へるが如く、凡大八洲國之内、莫_レ不_二播殖而成_一青山焉と有るは、唯樹種を播殖て青山と爲させ給へるのみならず、此國土を美地と成し給へるなれば自然に經營の御事となむ成れりける、偕此有功の字は顯宗天皇三年御紀に、月神著_レ人謂之曰、我祖高皇產靈尊有_レ預_二鑄_一造天地之功と有る是なり、此には功字伊佐乎と訓めるを、垂仁天皇三十二年御紀に、天皇厚賞_二野見宿禰之功_一、亦賜_二鍛地_一、即任_二土部職_一と有るには伊佐乎志と訓み、景行天皇五十三年御紀に故美_二六鴈臣之功_一而賜_二膳大伴部_一と有るには伊佐美と訓めり、仁徳天皇十一年御紀に幹_二字伊佐美_一と訓めるを、其五十三年に猛幹を猛久伊佐乎志と有るを以て、其同義に出でたる言なるを知るべし、言意は景行天皇十二年御紀に、熊襲梟帥の事を是兩人熊襲之渠帥者也、(中略)其銓不_レ可_レ當焉と有る渠帥は勇雄の義なり、又天武天皇元年御紀に、大伴連馬來田弟吹負、(中略)即招_二一二族及諸豪傑_一と有る、豪傑は勇雄人にて、此志は辭の志久志伎と活くと異にて、伊佐乎と云ふは勇みたる壯士を云ふに起りて、伊佐乎志

伊佐乎志伎と云ひ切て、伊蘇志伊蘇志伎と云ふは男女を本と爲て衰々志賣々志と云ふ語の出でたると全同じ事にて有りけり、又上に注せる神名式伊豫國新居郡伊曾乃神社、(名神大)伊豫郡伊曾能神社は此有功之神の御事と聞ゆるに就て思へらくは、此の稱五十猛神爲有功之神と有るに等しき意の文は、仲哀天皇八年御紀に、天皇即美五十逆手、曰伊蘇志、故時人號五十逆手之本土曰伊蘇國、今謂伊觀者訛也と見え、又敏達天皇元年御紀に船史祖王辰爾が高麗の表疏を讀釋ける所に、由是天皇與大臣俱爲讚美曰、勤乎辰爾、懿哉辰爾、(下略)と有る、勤字伊蘇志伎又伊佐乎志伎と二に訓み、又姓氏錄(大和國神別天神)なる伊蘇志臣の事を、續紀に、天平勝寶二年三月戊戌、駿河國守從五位下檜原造東人等部内於廬原郡多胡浦濱獲黃金獻之、於是東人等賜勤臣姓と有る是なり、又同紀第一詔に、故如此之狀乎聞食悟而、款將仕奉人者、其仕奉禮良乎狀隨品品讚賜、上賜治將賜物台止詔と有る、解に款は此字注に志純一也とも忠誠也とも云へれば、麻米にと訓むべく思はるれども、五十一詔に款美明と有るは美字、は然は訓み難し、故伊蘇志久と訓むべし、第七詔に其人乃字牟何志使事款事乎遂不待忘と有ると、十三詔に伊蘇之美字牟賀斯美忘不給止且と有るとを合せて然訓むべき事を知るべし、五十二詔に累世而仕奉麻佐部流事乎奈母加多自氣奈美伊蘇志美思坐とも有り、「伊蘇志は常には勤字を書きて古書に多き言なり、伊蘇は伊佐乎の切れるにて伊蘇志は伊佐乎志に同じ」と注されたり、又推古天皇十二年御紀に無忠於君、又孝德天皇前紀に懷全忠之誠と有る忠をも至忠をも伊佐乎志と訓ませたり、又伊佐乎とも訓むべし、然れば此有功之神を切めて伊曾乃神とも申しけむ事何かは疑はむ、(此に就て思ひ出けらくは、神名式に攝津國河邊郡多太神社は衝杵等乎而留比古命に御在し坐して、即ち此五十

猛神に渡らせ給へる由上に注せるが如し、又有馬郡公智神社歛鞞と有る此御社の事、風土記に有馬郡又有鹽之原山云々、又有久牟知川、因山爲名、山本名功地山、昔難波長樂豐前宮御宇天皇世、爲車駕幸湯泉、作行宮於湯泉之、于時採材木於久牟知山、其材木美麗、於是勅云、此山有功之山、因號功地山、俗人彌誤曰久牟知山と見えたる、此文は古傳には有功之山は有功之神山と云ふ事なる可く、功地は久々智にて木神を句々智と申すに同じかる可く、久牟智は木貴にて木神を稱奉れる御名なりけむを、古傳と記者の意と相違へる者にて、字音に取成したるなる可し、若予が此說當れらむには一の神名を此に拾出でたるなり、偕此有功之山は伊佐乎の山と云ふ事にて、五十猛神を有功之神と稱奉れる事を思寄せさせ給へりし者とこそ、○爲字は、此にては麻袁須と訓むべし、右稱五十猛命の下に引ける御紀に、稱此神曰云々、又故古語稱之曰云々、又故稱謂云々など有る曰字又謂字と同じ義に用ひられたる所なり、○紀伊國は、四神出生章第五、一書寶鏡開始章第一、一書及此第五、一書を始と爲て何處も然書されたるを、仁德天皇三十年御紀安閑天皇二年御紀には韻の伊を略きて唱の任に紀國と有り、姓なるは紀中悉に紀又紀臣と書かれたるを、孝德天皇五年御紀に木臣と作る唯一所のみ有り、古事記には何れも木國と有り、萬葉には一(十八丁)に、木路爾有云、名二負勢能山、又(二十四丁)、朝毛吉、木人乏母、赤打山、行來跡見良武、樹人友師母、四(二十三丁)に、木國乃、妹背乃山爾、七(十七丁)に、木國之、狹日鹿乃浦爾、又(十八丁)、木國之、妹背之山二、麻蔭吾妹、又(二十丁)、木國之、湯等乃三埜二、九(九丁)に、木國之、弓雄之響矢、十一(四十二丁)に、木國之、飽等瀆之など其餘にも木某と云ふ事多るは皆紀伊國を云ふなり、紀傳十(二十八丁)、木國之大屋毘古神の下に、「木國名

義此字の如し、大屋毘古神は五十猛神と一なる可し、其故は書紀に、初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之内、莫不播殖而成青山焉、所以稱五十猛神爲有功之神、即紀伊國所坐大神是也、又素戔嗚尊之子、號曰五十猛命、妹大屋津姬命、次栴津姬命、凡三神亦能分布木種、即奉渡於紀伊國也と有る、右の如く木種を分播給ふ神の坐す故に木國とは號けしなり（取意）と有る此にて通えたり、但傳二十六に注せるが如く、此は御父大神の御髮鬚を抜散して木共を生し立てさせ給へりし由に縁りて起れる名なりけり、古語拾遺神武天皇段に、仍令天富命（太玉命之孫）繼手置帆負、彥狹知二神之孫、以齋斧齋鋸、始採山材、構立正殿（中略）故其裔今在紀伊國名草郡、御木鹿香二郷（古語正殿謂之鹿香）採材齋部所居、謂之御木、造殿齋部所居、謂之鹿香、是其證也と見えたる如く、初國所知看し大御世より宮材を此に令採給ひて、其採材齋部造殿齋部を此國に置かせ給へるも、實に木を殖給へる神の御在し坐す木國なるを以ての由縁に依る事なりかし、（因云、或書に紀伊國名草郡に驚森と云ふ有り、宇治郷の總名なり、土人の口碑に云へらく、「甚々上代に此地に椰の大樹有りけるが、圍三百尋に及べり、其高き事又枝葉の滋蔓りたる事は何許か有らむ想像る可し、所以に天日を障翳して朝には淡路島を覆ひ、夕には那賀伊都吉野の郡迄も覆へば百姓の憂大凡ならず、此に於て名草海部那賀伊都の四郡より此を朝廷に奏して嘆きし程に、即ち當國の國造宇治彦に勅して令伐給へりとぞ、今に宇治郷の地を穿つに朽木の如き物を掘出づる事有り、土人彼木の根株の遺れるなりと云ふ、偕其木の立てりし頃は常に梢に白鷺の栖みしが、遠く望めば深雪に埋るゝ山の如く見えしかば其杜の名を然號く」と云へり、此宇治彦と云ふは紀國造家譜に依る

に神皇產靈尊六世孫宇遲彥命と有る人にて、古事記輕之堺原宮段に木國造之祖宇豆比古と有る是なれば、其御世頃に令伐給ひしなる可し、偕此木を以て木國の證に引くには非ざれども、彼國には古に然る大樹も有りしなりけり、圍三百尋と云へば徑百尋許にて、彼御木の僵木の長九百七十丈にも及ぶ程なる高さにこそ、○所坐大神是也は、古事記に木國之大屋毘古神と有る如くにて、紀伊大神と申さむが如し、故地神本紀に此次の一書の文を載せたるに、凡此三神亦能分布八十木種、則奉渡於紀伊國、即此國所祭之神是也と書し、又其三神の御名を連署して已上三柱竝坐紀伊國、則紀伊國造齋祠神是也と云へるも同じ意なり、神名式に、紀伊國名草郡伊太祁會神社（名神大、月次相嘗新嘗）大屋都比賣神社（名神大、月次新嘗）都麻都比賣神社（名神大、月次新嘗）、此二社の御事は傳二十六に注し奉る可し、偕持統天皇六年御紀に、五月乙丑朔庚寅、遣使者奉幣于四所、伊勢大倭住吉紀伊大神、告以新宮と有るは木種を播殖させ給へる神に御在し坐せばなり、又十二月辛酉朔甲申、遣大夫等奉新羅調於五社、伊勢住吉紀伊大倭菟名足と有るも、其始御父大神と共に彼國に御在し坐して國を建てさせ給へりし由縁を以てなり、此を以て紀伊大神と申すは國號の所以と云ひ此神に御在し坐す御事を明らかめ奉る可し、若て續紀に、大寶二年二月戊戌朔己未是日分遷伊太祁會大屋都比賣都麻都比賣三神社と所見たれば、此程迄一所に御在し坐して御紀に紀伊大神と書されたる是なれば、如此く三所に分れさせ御在し坐しても共に紀伊大神になむ渡らせ給へりける、（然るを天武天皇朱鳥元年御紀に天皇帝御病御在し坐すに就て、七月乙亥朔庚子奉幣於居紀伊國國懸神飛鳥四社住吉大神と有るに引合せ其御事と思ふは非なり、其國懸神は寶鏡開始章第一一書に是即紀伊國所坐日前神也とも所見たるが如く、日前又は國

懸の御名を以て書し分たれたるを、此には唯に即紀伊國所坐大神是也と有るからは、打任せて紀伊大神と申奉るは此三神の御社に限れる稱なる事を明らかにむ可きなり、諸家の説何れも其意を得ず、和名抄郷名に名草郡伊太杵會神戸と有るに並びて須佐神戸と云ふ有り、本國神名帳に謂ゆる正三位須佐大神と申すも、今口須佐村と云ふに御在し坐して此伊太杵會に隣り、又傳二十、二十一に注し奉るが如く、同國在田郡須佐神社（名神大、月次新嘗）はしも御父大神の大宮處に御在し坐すなど、必深き由緒御在し坐す御事なる可し、或書に其社の寛永記と云ふに、「天正の頃迄は毎年九月寅卯日神馬十二騎山東莊伊太杵會より來りて神事を勤めしと云ふ、是等皆父子の大神の親しみ給へる緣故にして古の遺制にこそは有りけめ」と云へるは實に然る言にて、紀國神社錄に須佐社正保三年十一月の神威の御事を載せたるに、隣里辻堂村、池尻孫三郎俄然而眼直視、手足麻木而、編體流汗、親族大驚、少焉語曰、我是須佐大明神也、此般爲祟於神官之婦、汝曾從命遷宮、余甚悅、汝輩素疎我、如古作走馬場、又當以九月十四日爲祭神也、今以正月十四日、是非吾意也、九月十四日者我子山東伊馱神會祭日、而我祭本是一日者也、且神職無官而奉仕于余、以神扉之開闔、如俗民之闔房、又務名利而忽々遇于我矣、早可脫名絆利羈也、伊太杵會嘗曰、何不罰彼乎、然余以爲此社家累世奉我者也故赦焉と見えたる、是れ此伊太杵會神の須佐大神に仕奉らせ御在し坐す證なり、其の御罰の御事を嚴重に沙汰爲させ給へる、是れ實に五十猛神と御名に負せる神威の猛く渡らせ給ふに因れり、或書に、「伊太杵會宮御屋根大破に及びたりしかば、去年紀伊殿より葺替の事を命ぜらる、御社三所の内二社は葺替へ、一社は然のみ損はれざりし故に、前方のみを替て後は又破れたらむ時にこそとて残したりつるに、其程其事

に預かる役人共城下より行通はむ事は道遠くて中々に煩さければ、何れも其拜殿をなむ假に宿所とは定めたりける、事訖てければ明日なむ若山には出立たむと爲て事共認めて寝たりける程こそ有りけれ、其夜山中震動めきて彼葺残したりつる古き屋根を引放ちて、其拜殿に臥たりし人共の上へ打附たりければ、皆魂を失ひつゝ屈まひ居たりけるに、明離る頃漸に其震動も止まりければ、見るに屋根の残る所は一枚も無く皆がら打剝し給へり、此に因りて去年二月江戸へも注進し紀伊殿へも申達しければ、早く修理り仕奉る可き仰事有りき、先に其事に係りつる役人共は命辛々にて歸り甚く神威を恐惶み侍り」と有るなど、斯る神々しき事の御在し坐すは五十猛神の五十猛神たる所なるに、大八洲國を悉くに青山と成させ御在し坐して有功之神と稱奉られさせ給へるなむ、甚も々々尊く辱き御事なりける、（右の或書は新井君美と安積澹泊との新安手簡に載せたる紀藩佐治理平治と云ふが手簡なるを、今其意を少かも違へず此方の語に直して引けるなり、楮上に引ける肥前風土記に、杵島山に三神御在し坐す中の御子神と申すは此五十猛神と聞えたるに、一名軍神動則兵興矣と有るなども右等の事共と等しく、御父大神の健く速き神性を受け奉らせ給へるが故にこそは有るべかりけれ、）神階の御事は文德天皇實錄に、嘉祥三年冬十月乙巳朔壬子、授紀伊國伊太杵會神從五位下、甲子遣左馬助從五位下紀朝臣貞守、向紀伊國伊太杵會神社、策命曰、天皇我詔旨止申給久、御冠授奉奉止祈申賜比之爾依天、從五位下乃御冠爾上奉利崇奉爾狀乎、御位記令持天奉出須此狀乎聞食天、天皇朝廷乎常警堅警爾、護幸奉賜停止申給久止申と見え、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授紀伊國從五位下勳八等伊太杵會神從四位下元慶七年十二月二十八日庚申、授紀伊國從四位下伊太杵會神從四位上と有り、然るに紀略には延喜六年二月七日、

授紀伊國從五位下伊太祁會明神從五位上と有るは心得ぬ事なり、已に元慶に從四位上にて御在し坐す者を、其より卑き御位に下し奉る可き謂無ければ誤なる事論を待たず、本國神名帳には正一位勳一等伊太祁會大神と有るは代々を経て増加奉れる御位の積りなり、社傳に、「一條院天皇永祚元年八月三日、三箇の日并び出て後又一箇と成り、同十三日より芝捲と云へる大風起りて人畜草木を損ふ事夥しかりければ、即ち此伊太祁會神社に勅使を立てられ風鎮の御祈有りしかば、大風立所に止みて人民の愁無かりし程に、六十六箇國より國毎に一騎宛都て六十六騎の流鎗馬を奉られ、此よりして歳々怠る事無し、今も九月十六日の神事に六十六騎の流鎗馬有るは永祚元年の風祭の遺風なり」と云へり、予嘉永六丑年二月に詣て見奉るに、本社は五十猛命にして、左右に大屋都比賣神都麻都比賣神の二社御在し坐して、神境も甚廣く大にして、御山の甚々神々しきと木立の物古りたるとは然すがに紀伊大神の宮處なればなり、然れども御社の御隆えは古には甚く劣らせ御在し坐しげなるぞ心苦しきや、其は右に引ける地神本紀にも則紀伊國造齋祠神也と有りて、當國にては日前國懸兩太神宮に至ては甚々止事無き大神になむ渡らせ給へりけるを、今は僅に此邊山東莊と云ふ一郷の産土神にて御在し坐して、天下には比無き有功之神にて渡らせ給ふ御事などは係ても知る人無きこそ、此御神の御爲に憤ほろしかりけれ、此天下に在らゆる人は皇華外夷の差別無く家内に住と住む限りは此大神の御靈に漏れ奉れる誰かは有るべき、

右安政六年三月二十四日始、同至四月十八日功成。

日本書紀傳 二十六之卷

穗積重胤謹撰

神代上第二十六 寶劍出現章

一書曰。素戔嗚尊曰。韓鄉之島是有金銀。若使吾兒所御之國。不有浮寶者未是佳也。乃拔鬚散之即成杉。又拔散胸毛是成檜。尻毛是成椈。眉毛是成椈。已而定其當用。乃稱之曰。杉及椈。此兩樹者。可以爲浮寶。椈可以爲瑞宮之材。椈可以爲顯見蒼生與津葉戶將臥之具。夫須噉八十木種皆能播生。于時素戔嗚尊之子號曰五十猛命。妹大屋津姬命。次爪津姬命。凡此三神亦能分。布木種。即奉渡於紀伊國也。

素戔嗚大神其御子五十猛神以下三柱神を齋て天降り御在し坐しける御事は、先の一書に、素戔嗚尊所行無狀、故諸神

科以千座置戸而遂逐之、是時素戔嗚尊帥其子五十猛神降於新羅國、居會尸茂梨之處、と有る是なり、然して此大八洲國に歸赴かせ御在し坐しける事は、其下に初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之内、莫不播殖而成青山焉と有る是にて、此時は其上文に乃興言曰、此地吾不欲居、遂以埴土作舟、乘之東渡と有り、是即ち先の神逐はれの御時に天降り御在し坐しける御間の較略なり、又右の文に盡以持歸と有るは、盡以持往かせ給ひし御事の御在し坐しける文を略かれし證にて、其出立て往渡らせ給へりし本土は即ち此大八洲國なりければ也、此を以て寶鏡開始章第三一書に、既而諸神噴素戔嗚尊曰、汝所行甚無頼、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去、于時霖也、素戔嗚尊結東青草以爲笠、而乞宿於衆神、衆神曰汝是躬行濁惡而見逐謫者、如何乞宿於我、遂同距之、是以風雨雖甚、不得留休、而辛苦降矣と有るは、天上より此大八洲國に天降らせ給ひ、國內の衆神に距られさせ給ひて韓地に渡往坐し、にて、彼土に直に降到らせ御在し坐しけるになむ有るべからざりけるとは予思を定めて常に云ふ事なり、(右に引ける文に遂以埴土作舟、乘之東渡にて句を切りて、次に到出雲國簸川上所、在鳥上之峰云々に續け讀まざるは其出雲國に天降らせ給へるは後度の事にて、此に東渡と有るは下に盡以持歸、始自筑紫云々と有るに相應く所なりける事著かりければ、其間に在りし事迹の傳を亡ひて然なむ續ける者と所思しきを以て、彼此見合するに、此にて直に出雲國に物爲させ給ふとしては事齟齬ひて事實を買かざればなり、) 故此に素戔嗚尊曰、韓郷之島、是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也(下略)の御言はしも、此地にて詔出させ給へるか、韓地に坐す間の御言舉な

るか、先づ其實地を定めて後に其説に及ぶ可きなり、若彼地に御在し坐して此御言を舉げさせ御在し坐せらむには、居於韓郷之島曰、此國則是有金銀云云と書さる可き所なるに、此に韓郷之島の下に者の辭を添へて讀習へるは、此大八洲國に御在し坐して古此國には未金銀の出でざりつる其に對へて詔給はせる御言なる事、次に吾兒所御之國不有浮寶者、未是佳也と有りて、彼に渡す可き船の事を沙汰爲させ給へるにて、更に論ひ無くなむ有りければ、此大八洲國に歸渡らせ御在し坐しつゝも、其始新羅國に降到給ひ會尸茂梨の地に御在し坐し、間に、慥に已く金銀有る事を見認させ御在し坐しける御事を所思し出させ給ひて、更に吾兒所御之國に召上させ御在し坐さむとの御結構なる事申奉るも更なり、仲哀天皇八年御紀熊襲を討ち給ふ時の神託に、愈茲國而有寶國、譬如美女之隊、有向津國(疎此云麻用弭枳)眼炎之金銀彩色多在其國、是謂悻衾新羅國焉、若能祭吾者、則會不血刃、其國必自服矣と有る、此神託の出づる基本此に在る事なり、但神代を去りて此御世に至りて漸に此の結有りて始めて金銀を寄奉り給へるには有るべからず、吾兒所御之國不有浮寶者、未是佳也と詔給へるを以て見れば、打置かずして直に其浮寶に載て彼國の金銀を此に令取給ひしなりしけり、傳十三、十五に注せるが如く、謂ゆる三女神の金銀を掌どらせ御在し坐す謂れと申し、又出雲風土記に、島根郡加賀郷、郡家北西二十四里一百六十步、佐太大神所坐也、御祖神魂命御子支佐比比賣命岩屋哉詔、金弓以射時光加々明也故云加々々と有るは更なり、神武天皇戊午年御紀に、乃有金色靈鷲、飛來止于皇弓弭、其鷲光晔煜、狀如流電と有るは仲哀天皇より以前の事なるに、當昔黄金と云物有りければなり、若已く其黄金無からましかば、何を以て然物の譬として傳ふる事を得てまし、然れば彼土にも

酋長などの出來りてより此に貢ぎ奉る事の絶えたりしより、更に神託有りて彼を令_レ伐給へりし者にて、其は素戔嗚大神の御心より出でたりと申さむも強説には非ざる可し、(又出雲風土記國引文にも、所_レ以號_三意字_一者、國引坐八束水臣津野命詔、八雲立出雲國者狹布之稚國哉、初國小所_レ作、故將_三作縫_一詔而、梓衾志羅紀乃三埼矣、國之餘々有耶見者、國之餘有詔而、童女胸鉏所_レ取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三身綱打挂而、霜黑葛闇々耶々爾、河船之毛々會々呂々爾、國々來々引來縫國者、自_三去豆_一打絶而八穗米支豆支乃御埼也云々と有るが如く、此素戔嗚大神はしも如此く彼國をすらに引來給へりける物を、船を渡して金銀を令_レ採給へるなどは何許の御事にも御在し坐さじかし、然るを此に浮寶の御事を詔給へるに、仲哀天皇御世に至りて其信の始て見えたる如く云ふめる説共は、神代の事實に明るも非ぬ言立になむ) 偕又此に、乃拔_三鬚鬚_一散之、即成_レ杉、又拔_三散胸毛_一、是成_レ檜、尻毛是成_レ椴、眉毛是成_三糠樟_一、已而定_三其當_一用、(中略) 夫須_レ噉八十木種、皆能播生、于_レ時素戔嗚尊之子號_三曰五十猛命_一、妹大屋津姬命、次爪津姬命、凡此三神亦能分_三布木種_一と見えたる、此神業を爲させ給へりし地を先づ明らめ奉らずしては心に浮たる所有りて其説定まり難かり、故此大神の其三神を帥て新羅國より歸渡らせ御在し坐して其初て著かせ給ひける地は、即ち神名式に謂ゆる紀伊國在田郡須佐神社(名神大、月次新嘗)なる可きに就て、其謂れを此に求む可き事、傳二十、二十一、二十五に注せるが如し、然るに紀國神社錄に、此神在昔住_三大和國芳野郡西川峰地_一、移_三于此國_一出現神立神光谷之三神山、始而祀_三之創社_一と誌せる、此事を社説に元明天皇和銅六年十月初亥日の事と爲り、然れども須佐と云ふ郷名の來由少縁の事ならざるを以て思ふに、其始は實に芳野郡に住ませ給ひ、後には御子神等を帥

て紀伊國に移ろはし御在し坐しけむを、芳野にも猶其名殘有りて和銅の頃迄も御社は立てりけむを、全く引移し奉りけむは必其時にこそは有るべかりけれ、偕吉野郡は大和國にては有れども、名草那賀伊都在田日高牟婁郡に圍まれて謂ゆる木川上にして、本國よりは殊に連接て全く紀伊國とも謂ひつ可き地理なり、其西川峰の事は下に委しく注す可し、然して右に木種を始めて物爲させ給へる御事の見えて、其分布し給ふ三神を即奉_レ渡_三於紀伊國_一也と有る、此奉渡は御父大神の伴はせ給へる御事を申せるなり、又先の一書に凡大八洲國之内、莫_レ不_三播殖而成_三青山_一焉と有る、樹種は本より天より將下り給ふ所なり、然れども杉檜椴糠樟は素戔嗚大神の此に始めて其種を製らせ給へるなれば、併て其播殖給へればこそ青山とは成りたりけらし、其五十猛神をしも即紀伊國所_レ坐大神是也と有るからは、御父大神の所在も本より紀伊國たる可き事論を待たず、斯れば其樹種を製らせ給へりし御業は紀伊國にて有りし故事にして、彼吾兒所_レ御之國不_レ有_三浮寶_一、未_三是佳_一也と詔給ひ掟させ給へりし御政も、紀伊國に住ませ御在し坐初めたりし間の御政になむ御在し坐しけらし、(然れば吉野郡なる西川峰地は更なり、在田郡須佐郷名草那賀須佐神戶などは何れも神代の御迹なる事申すも更なり、古事記に本國之大屋毘古神と有るは五十猛神に御在し坐すなるに、大穴牟遲神を御父大神の御許に奉らるゝに、先づ其神を指して遣はされたるを以て、同じ域内に御在し坐しける御事を明らめ奉り知るべき者なりかし、) 偕傳二十五に注せるが如く紀伊國と云ふ號は謂ゆる五十猛神を紀伊大神と申奉る其神の樹種を播殖させ給へるに因る事なるが、此素戔嗚大神の然る樹種を始て物爲させ給へるに起りたる可し、偕其鬚鬚を拔散し給へる御故事をば紀伊國を本に爲て此邊を探索るに、謂ゆる金峰山の中に朝鮮嶽と云ふが有るも、韓國より渡り御在し

坐し、間の所由有る地なるにて、元は韓國嶽などこそは云ひけらし、然して其杉の始めて生立てりしは吉野なる可し、此山の材を吉野杉と云ひて世に名高きさへ有るに、東に隣りて伊勢國度會郡の川上に大杉山の名有るも由有りげなり、檜は垂仁天皇二年御紀に、更都_ニ於纏向_一、是謂_ニ珠城宮_一也、景行天皇四年御紀に、更都_ニ於纏向_一、是謂_ニ日代宮_一と見え、萬葉十(五丁)に卷向之檜原を訓めるに就て思ふに、珠城は玉木にて玉松玉椿などの例に檜を美たる言なり、日代は檜代にて苗代などの代是なり、若て此地の纏向は假字にて蒔茂と云ふ事にて、右の竝に古人の殖兼杉枝と訓み、佐豆人之、弓月我高荷とも有る、其を七(五丁)に卷向之、由槻我高仁と有りて共に同所なるが、弓月は五百槻なる可くして、此趣にては古に竝無き山林にて有りけるなり、神名式に大和國城上郡穴師坐兵主神社(名神大、月次相嘗新嘗)は大巳貴神に渡らせ給へるに對ひて、穴師大兵主神社は御父大神に御在し坐すべき事申すも更なり、若て蒔茂の茂は應神天皇二十二年御紀に芳草薈蔚_{モウシゲク}、三代實錄十三(八丁)に五穀茂豐_{モクユクニ}、四十九(二十六丁)に五穀茂盛_{モクサカ}仁など有るを以て見るに、纏向の名の此時の古事に依れりけむ事を明らむ可く、又卷向坐若御魂神社(大、月次相嘗新嘗)御在し坐すは後の事ならめども、又得去るまじき由縁なむ所見たりける、此三社の事傳廿七に云ふべし、枝は紀伊國伊都郡高野山此始なる可し、神名式に謂ゆる丹都比女神社(名神大、月次新嘗)此御社の事は傳七に注し奉るが、一宮正一位勳八等丹生津比賣大神、二宮正一位高野御子大神、三宮氣比大神、四宮巖島大神に坐せり、其二宮は即ち天野神にして高野山の地主神に坐すが故に、山僧此御神を崇敬ひ奉らざる時は大に御祟を受くとなむ、俗其高野山深林中に千本槇と云ひて一根にして千株も叢り生ひたるが有るを、弘法大師が求聞持法を行へりし時の瓶花を其任に地に挿

たりつるに根を生じて繁茂せり、凡て滿山槇の一種殊に所を得て枝葉美はしければ世人此を「高野槇と云ふ」と云へり、上古の神異を多くは彼法師に託る事傳二十五に云へる例も有れば、右の千本槇の事も此大神の此に始めて枝を生し給へりなどの古傳有りて云出でたりし者にこそ、若て高野御子神は其五十猛神にぞ御在し坐すべかりける、式に山城國愛宕郡出雲高野神社と有りて出雲と冠奉るは出雲神子と申す謂なる可く、又御祟の一速く御在し坐せるも似著はしく、又此神の猛と高野の高と相近きをも思ふ可く、又此山の地主と申すは謂ゆる紀伊大神にて渡らせ給ふ可きなど考合す可し、偕又當社正應六年の太政官符に、乾道七世之胤子爲_ニ八荒鎮將之武神_一と云ひ、稱_ニ常世宮_一と有るは二柱御祖神の胤子と云ふ事なれば、素戔嗚尊の御子にても違はず、八荒鎮將之武神と云ふ事も五十猛神と申すに由有り、常世宮と云ふは韓國伊太氏神とも申して、外國を造り立て給ふ神の謂なるを思ふ可し、次に社者豐受大神開闢之瑞籬也と云ふ事の有るは初めて樹種の成出づる時にし有りければ、其神の祐奉らせ給ひけむ事、右の卷向社の御事に合せて曉る可し、標樟は別に思寄る事も無けれども、神名式に出でたる和泉國和泉郡楠本神社坐せり、大鳥郡石津太社神社の傳に、「蛭子神天磐標樟船に乗りて順風に放たれ、此船飄々として石津浦に著く、故に石津と云ふ、其船の著きし所は石津岩山と云ふ」と有る、蛭兒の事は更に此に由無き事ながら此にて彼浮寶に迷らせ給ひなど爲けむ古傳の片端など有りて云へるにこそ、(但石津太社神社は傳二十卷に注せるが如く、姓氏錄和泉國神別天孫に、石津連天穗日命十四世孫野見宿禰之後也と有る是なり、俗に石津の我社と申すから蛭兒神の事と爲て傳へたるなる可し、其天穗日命の御子を天夷鳥命と申す、夷字を延昆須と訓み、其より轉じて蛭兒神と云へるにて、其は云ふにも足らぬ事ながら

右の天磐櫛樟船の事は楠本社に由有り、又神名式に出でたる淡路國津名郡石屋神社今岩屋浦と云ふに御在し坐す事、傳十三卷に注せる如きを、今俗に磐櫛樟大明神と申せる、其南西に隣りて楠本村と云ふ有る事、右の和泉郡楠本社有るに並びて淡路神社御在し坐すも由有りげなりや、偕此和泉國には素戔嗚大神の御子大年神以下の神等多く御在し坐せる事、傳二十四卷附録に書せるを、猶和泉風土記に、和泉郡山直郷有神、號山直明神、大足彦忍代別天皇御宇所祭、神須佐能雄尊也と有るは、式に謂ゆる山直神社是なり、又其卷及二十五卷の細書に云へる大鳥郡大鳥神社歟、風土記に、古老傳云、昔素戔嗚尊御子衝杵等乎而留比古命、巡行此國、詔、吾御體衰坐詔而靜坐、故云於登利、今謂大鳥者訛也と云へる、此は五十猛神と所思しき由有りて注せるなど考合す可く、又古事記高津宮段に兔寸河之西有二高樹と有るは和名抄郷名に大鳥郡常凌なるなども思ふ可き者なり、右の如く素戔嗚大神の杉櫛枝櫛樟を始めて生し給へるは隣國にも互る事なれども、然所思し立たせさせ御在し坐しける地なむ其國にし有りければ、即紀伊國と云ふ號は出來りし者なりける、若て其樹種を分布こらし給へりし三神の本域又其國なるが故に、紀伊大神と稱奉る上は猶更なる御事なりかし、偕此に大神の樹種を始め給ふ御政有りて下に凡此三神亦能分布木種と有るは、御父大神より其種子を受賜り奉らせ給ひて播種させ給へるにて、第四一書に、初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、始自筑紫、凡大八洲國之内、莫不播種而成青山焉と有る如く、其天上より將下らせ給へるをも、國土にて御父大神の化出給へる樹種をも併せて共に播種て大八洲國を青山とは成し給へりし事申すも更なりかし、其は已に傳二十五に引ける纂疏に右の樹種の事を、樹種可樹藝草木之種子也、諸穀諸菜諸菓

實桑麻等在此中、蓋備饑寒衣食之用器財之用、下所謂官舍等是也と有るが如くにて、中にも桑麻等は天上の御物なるを、此紀伊國にて始殖させ給へりしと見えて、和名抄郡名紀伊國伊都、郷名に伊都郡桑原と有るは養蠶の事を三神此に起して國土に傳へさせ給へるなりけり、萬葉七(十九丁)に足代過而、絲鹿乃山之と有る、此は在田郡なれども由有るか、中昔の歌に此山を詠めるも多在るを、皆絲と云ふ縁語を引きたるのみにして更に古を考ふ可き便無きを、夫木抄仲正の歌に、「五月雨は糸鹿の里の曳鹽も、絶えむと爲れや曝す日も無き」と詠める、當昔猶此にて養蠶の事は物爲つる状なり、又那賀郡に今有る郷名に麻生津郷と云ふ有るも、若古よりの名ならむには得去るまじき故有る事にこそ、(但麻の事は傳二十四卷に云へるが如く、出雲風土記に、大原郡高麻山、郡家正北一十里二百步、高一丈周五里云々、古老傳云、神須佐能衰命御子青幡佐草咄命、是山上麻蔴初、故云高麻山、即此山峰坐其御魂也と云ふ慥なる事有れば、此麻生津の地名などは引出づべきに非ざれども、右の纂疏の御説の甚床しきに就て然もやと思ふ心遣りに試に云ふのみ、偕和名抄郡名に、伊豫國桑村久波牟良、大隅國桑原久波々良と有るなども、若くは筑紫より紀伊に到り給へりし御道次なれば此と同じ所以などの有るにか、) 偕此に鬚髮を抜かして諸の樹種を化出給へりし其御事の起はしも、已く天上にて芽し初めてなむ有りける、其は傳十七、十九、二十に注せるが如く、寶鏡開始章なる神逐の以前に其被具を徴り申されし事を云へる中に、至使拔髮以贖其罪、亦曰拔手足之爪贖之、其第二一書に、是以有手端吉棄物、足端凶棄物、亦以唾爲白和幣、以波爲青和幣、第三一書に、以手爪爲吉爪棄物、以足爪爲凶爪棄物と見え、古事記にも亦切鬚及手足爪令拔而神夜良比夜良比岐と有る右の以唾爲白和幣、以波爲青

和幣と有る爲、字は化、字の義にて、穀麻の更に此に化出でたる准らひに手足爪よりも各化出でたりし物有るべく、又髮鬚よりは其千座置戸に用ふる被柱の化出でたるにて、此に謂ゆる杉檜等の木共成出でたりし事の有るに依りて、此大神の神逐はれて天降り御在し坐しける後に、其以前に天上にて然る事共の御在し坐しける御手心を思えて、此に至りて物爲させ給へるにぞ御在し坐すべき、偕大神の如此く樹種を製出で給ひ、御子五十猛神をして播殖しめ給ひ、大八洲國を青山と成させ給ひし御消息は傳二十五に已に委しく注し奉るが如く、纂疏に、進雄尊之暴行、嚮使青山變枯、於是得青山也と有る其の意にして、先に天津罪を天上にて犯させ給へるを、今此に至りて其過を補はせ給へるなれば、唯樹種を分布らして青山と成し給へるのみと思成し奉る可からず、此一事を以ても萬の御行の有功しき御有狀をなむ見奉り知るべかりける、(其は四神出生章第十一、一書に就て傳十二卷より次々注し奉るが如く、此大神の初に保食神に事御在し坐してより以降、彼衣食住の物質を損はせ給ふのみなりしを、右の天上の解除より事起して、其よりは保食神の御功を幽贊て國土人民に衣食住の事を幸ひ給ふより外の御事御在し坐さざる由は、櫛御氣野命と稱奉る御名を以ても著明き御事なり、傳二十一卷に云へりき、)復云ふ此一書中の御較略はしも、第四一書なる簸川上以前の御事に並びて共に此大神の先度の御天降の故事なりと云ふ慥なる據は已に條々に云へるを、此に吾兒所御之國と詔給へるは上章第三一書に所見たる後の御辭見の所に、請姊照臨天國、自可平安、且吾以清心所生兒等、亦奉於姊と申奉らせ給へる御兒にて、即ち後に皇御孫尊を天降し奉らせ給はむ御事を量り豫しに詔ひ出させ給へる御言なり、後度の御天降にこそは出雲國に往著かせ御在し坐して、后神をも娶給ひ御兒大已貴神をも令生給へりけれ、

此時には天より帥て天降り給ふ五十猛神等の三神御在しけれども、其御兒等を指して吾兒所御之國とは詔ふまじき御事なれば、皇御孫尊を指させ給へるなり、是即ち御天降に先後有りて此御政は其先度なる一證なり、又此に髮鬚を抜散させ給ひて杉檜被櫛樟等の木種世に始めて出來れる事云ふも更なり、然るに傳二十、二十一に云へる簸川上なる彼大蛇の件に正書には松栢生於背上と有る、栢は檜の一名なり、古事記に亦其身生蘿及檜榎と有りて其趣相同じきなり、然れども簸川上に天降り御在し坐して直に大蛇を退治させ給ふ御事の御在し坐せば、何時の程にかは其木種を化出させ給ふ御暇の御在し坐さむ、縦や此時に其御事を行ひ御在し坐すとも、其樹大蛇の背上に生立つ迄には如何は行渡る可き、彼莫不播殖而成青山焉と有りて後ならずしては然る事の有るべかしくも非ぬ者をや、然れば木種を播殖給へる事は先度に在りて、簸川上に御天降は後度なる事著明き者なりけり、(予常に御天降の前後を如此く叢睚しく云ふを如何と思ふ人も有りなめども、此前度後度の事を委しく明らめ知らざる時は、此大神の御事跡を慥に見認奉る事能はざるが故に、思を深めて考得たる説なり、猶下に後度の御天降の御事を記し續ぐを合せ見てよかし、)○韓郷之島は、私記に加良久爾乃之萬と有り、即第四一書に謂ゆる韓地是なり、偕此韓地はしも唐土天竺と接ける荒西の東頭に在りて別に孤島には非ざりけれども、此の御言に韓郷之島と詔給へるに就て考ふ可き旨なむ有りける、其は傳四、五に注せるが如く、八洲起元章第一一書に謂ゆる蛭兒淡洲と二有る、其蛭兒はしも東北の大荒外に在る諸部の始なり、淡洲は西南に在る諸戎を云ひて韓地も其部内の一域なる物ながら、其正書に、處々小島皆潮沫凝成者矣、亦曰水沫凝而成也と有る、潮沫に凝成れる中にも、當昔漸くに韓地のみ始めて成れるのみにして、唐土などは未地形を

も成さざりける程にて、獨韓地のみ斷離れたる如くして別に一島とも謂ひつ可き狀なりし故に然詔給へりける者とこそ所思えたれ、(上代には秋津島磯城島などの如く、水の巡れる中ならずとも一區の地を限りて某島と云ふ事常なれども、此は其とは別にて未荒西に地脈接かずして一孤島なりし時の古傳にし有りければ、押並たる例には等しかるまじくなむ。) 楮十二卷に注せるが如く、葦原中國と云ふは天上に對して此大地の全を云へる古名なる物から、其だに寶鏡開始章迄なるは此大八洲國の稱號なるが如し、其は其第三一書に素戔嗚尊を逐ひ奉らし、諸神の語に故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急適於底根之國、乃共逐降去と有るも、此時は其韓地さへに未國形を成さざりし程の事なれば、如此云ひて大地に住み給ふ事を禁止め奉りて、其地下に在る黄泉に逐ひ奉れるなり、然るに其續きに此大神の天降り御在し坐し、時、衆神の同に距ぎて留休め奉らざりしかば、其時なむ韓地には流離はれ御在し坐したるを、其地には距ぎ奉る神も非ざりしが故に、終に曾戸茂梨の處に御在し坐し著かせ給ひけり、此時漸くに彼地の出來初めたりし證は、此大神を建邦之神と申し五十猛神を韓國伊太氏神と申すにて著明き事なり、若此より以前に彼國の全く成整ひたらむには、建邦と云ふは徒事に非ずや、欽明天皇十六年御紀蘇我卿して百濟國に仰下さしめ給へる言に、昔在天皇大泊瀬之世、汝國爲高麗所逼、危甚累卵、於是天皇命神祇伯、敬受策於神祇、祝者迺託神語報曰、屈請建邦之神、往救將亡之主、必當國家謐靖、人物又安、由是請神、往救、所以社稷安寧、原夫建邦神者、天地剖判之代、草木言語之時、自天降來、造立國家之神也、頃聞、汝國輟而不祀、方今悛悔前過、脩理神宮、奉祭神靈、國可昌盛、汝當莫忘と有るを、通説に此專指素戔嗚尊也、事見神代紀と云はれ、

玉勝間列々椿卷にも此文を引て、「云々、此言何れの國何れの時にも互りて甚尊き論しなり、自天降來、造立國家之神とは須佐之男命なる可し、神代御卷に彼命韓國に天降坐し、由見えたり」と云はれたる實に然る言なり、傳二十一到に注せるが如く、此大神の此後に至りて御父母二柱御祖神より事依し奉らせ給へる滄海原潮之八百重を悉くに造立させ御在し坐せるなむ、少縁の御事に御在し坐さざるを、今は漸くに韓地のみ萬國の中にて國形を成せりければ、此程の事に未萬國の全を係けて云ふべきには非ざるなり、然して右の文の中に由是謂神往救、所以社稷安寧と有る、神は此大御國の内に御在し坐す素戔嗚大神の御靈を此より勸請れるなり、此を以て此皇大御國はしも神祇の本域なるが故に、彼土を始として諸蕃の地に功成し坐せる神等と雖も、必此に歸り御在し坐す可き謂れ有る事を知るべきなり、已に第四一書に、乃興言曰此地吾不欲居、遂以埴土作舟、乘之東渡と有りて、樹種の事にも不殖韓地、盡以持歸と有り、今此一書には韓地の金銀を此に令採給はむ神策の御在し坐せるなど、此地に其大神の御在し坐して、彼美を此に引寄せ御在し坐すにぞ有りける、(又傳二十四卷に注せる古事記に謂ゆる韓神は大倭神社注進狀に大已貴命少彥名命に坐す由云へるを、此第六一書に、其後少彥名命行至熊野之御碕、遂適於常世郷矣と見え、同記に引ける此の天孫降臨章の文に大已貴神の國避の文に長隱常世郷者矣と有る、此即二神を合せて韓神と申奉る所以なるを、其も彼國には留まり竟させ給はずして彼齋衡三年實錄に憑人云、我是大奈母知少比古奈命也、昔造此國、訖去往東海、今爲濟民、更亦來歸と有るが如く、如何なる神と申せども事有る時は彼に渡り給ひ、事訖ては此に歸り御在し坐すを以て、此大八洲國はしも諸神の本域なる事を知るべき者なり、) 楮此に韓郷之島と有る下に者の辭

を附けて讀來れるは、此大八洲國に已に歸り渡らせ御在し坐して後に、其以前に彼地へ渡り御在し坐したりし間に其國の消息を見行はし御在し坐して、更に語り出でさせ給へる御言なり、然して此御言をば此時に誰にかは宣ひ出でさせ給ふ、此に出でたる五十猛命以下の三神に告げさせ給へる事決くなむ有りける、其は彼金銀を皇御孫尊の所知坐させ御在し坐す大御國の珍寶と成し奉らせ給ふとして、先づ浮寶無くては佳からじと宣言て、即ち髮鬚を拔散して樹種を成し出させ御在し坐して、其樹種を分布こらし給ふ御事をば右の三神に委任させ給へる以て知らる、儲金銀はしも此大八洲國にこそは先づ有りぬ可き事なるに、却りて彼地に始めて出でたりし事は、其程彼潮沫の凝以て成れる事盛に在りしかば、自然に金銀の凝成る事も盛りなりしと所見たり、且金銀の國土の根幹にし有りければ、此を漫りに穿ち取る時は、國土の體其爲に勞れて地勢の弱りと成る事にし有りければ、此大八洲國なるは地中に收て此を採らしめず、草木は大地の毛髮なり、此大八洲國よりは僅に毛髮を以て浮寶に爲り渡して、彼土の根幹を此に引寄せ奉り給ふなむ、必此には深く思慮らせ給へる御旨有る事と測奉り知らるゝなる、(其金銀の鹽氣に凝成れる事は、或書に、「水土の能く其質を調和する所には風火の氣も亦能く此に含蓄りて鹽氣湊まり土質を凝結す、其最堅固なる物は硬石にして地體の骨幹なり、若て其巖石中に含む所の鹽氣數多の年序を経るの間に地中の靈氣を醸成し、其精華を發する所に至りては珠玉と成り寶石と成り、又其凝固の極堅なるは金銀と成り銅鐵と成り、其精の流瀝するは鐘乳と成り石髓と成る」と云へるは謂ゆる窮理家の説なれども、此に相協へる故に引出でつ、儲此大神の御事を彼垂加流の輩共金氣の神なりと云へるは、謂ゆる五行配當の妄説にして云ふにも足らざる事本よりなり、然るに傳十七卷、十九卷に注せる

が如く、風火金水土の五神御在し坐して萬物を結成し給ふ中に、風火二神は伊弉諾大神に屬て天照大神に従ひ奉り、金水土三神は伊弉册大神に屬て素戔鳴尊に従ひ奉りて、互ひに其御治を仰ぎ奉る甚々奇しく妙なる理有る事なり、此意を得て此の文を味ふる時は大に其味なむ深かりける、○是有金銀之是字訓むべからず、私記に此四字古々爾波金銀安留志摩奈里と有り、金澤本の訓も然なれども、上の韓郷之島に者の辭有れば然は訓むべからざるを、若其者の辭を去りて大に意味の違なむ出來める、儲當昔彼地に金銀有りし事は仲哀天皇八年御紀に、詔群臣以議討熊襲、時有神託皇后而誨曰、天皇何憂熊襲之不服、是誓之空國也、豈足舉兵伐乎、愈茲國而有寶國譬如美女之賒有向津國(賒此云麻用弭枳)眼炎之金銀彩色多在其國、是謂梓衾新羅國焉、若能祭吾者、則曾不血刃其國必自服矣と有る是なり、已に素戔鳴大神の此時浮寶を作らせ給ひて、彼國の金銀を運び取らせ給へりし事神代には當なりけむを、人代と成りてより以來彼國の通ひ絶えたりし故に、此御諭は御在し坐しけるなめり、此事神功皇后元年御紀にも、於是神託皇后曰、(中略)則如美女之賒而金銀多之眼炎國以授御孫尊と見え、新羅國を得給へる事を於是皇后曰、初承神教、將授金銀之國と有るは更なり、古事記にも、西方有國、金銀爲本、目之炎耀種々珍寶多在其國、吾今歸賜其國と見え、顯宗天皇元年御紀に金銀蕃國、武烈天皇前紀に誕受銀郷と有る是なり、貢獻には推古天皇十三年御紀に、是時高麗國大興王、聞日本國天皇造佛像、貢上黃金三百兩、皇極天皇元年御紀に、遣諸大夫於難波館、檢高麗國所貢金銀等并其獻物、天武天皇八年御紀に、新羅遣阿湊金項那沙儉薩粟生朝貢也、調物金銀鐵鼎錦布皮馬狗驃駝之類十餘種、亦別獻物天皇々后太子、貢金銀刀旗之類、各有數、又其

十年に、新羅遣_ニ沙喙一吉_ニ、金忠平大奈末金壹世、貢_ニ調金銀銅鐵錦絹鹿皮細布之類、各有_レ數、別獻_ニ天皇々后太子金銀錦霞幡皮之類、各有_レ數、又朱鳥元年に新羅進_レ調、從_ニ筑紫貢_ニ上細馬一疋、犬二頭、犬二狗、鏤金器及金銀霞錦綾羅虎豹皮及藥物之類并百餘種、亦智祥健勳等別獻_レ物、金銀霞錦綾羅金器屏風鞍皮絹布藥物之類各六十餘種、(下略)と有るなど皆韓鄉之島より金銀を貢上れる迹是なり、又金銀と云はずしても神功皇后四十六年御紀に百濟國王の此の大御使に申せる言に、便復開_ニ寶藏_ニ以示_ニ諸珍異_ニ、曰、吾國多有_ニ是珍寶_ニ、欲_レ貢_ニ貴國_ニ、(下略)と有り、此珍寶と云へる即ち金銀なる事右に引ける文共を見て明らむ可し、(又右の金銀之國又金銀蕃國と云ふに並びて仲哀天皇御紀に寶國と云ふ神語見え、又神功皇后元年御紀に以爲知_ニ所崇之神_ニ、欲_レ求_ニ財寶國_ニとも祈之曰、朕西欲_レ求_ニ財國_ニと有るは更なり、右に引ける銀郷をも多加良能久邇と訓める、共に金銀之國と云ふに等しくして其國を寶と爲るには非ず、其國に出づる所の金銀を以て寶國と云へる事なり、思ひ誤る事勿れ、) ○金は古我禰と訓むべし、本草和名に、金屑(陶景注云作_レ屑謂_ニ之生金_ニ)金沙(陶景注云、建晉亦有_ニ金沙_ニ)一名大眞(仙方名_ニ之)一名黃金(陶景注云、古舊名_ニ金爲_ニ黃金_ニ)金屑者日之精也(出_ニ練名方_ニ)和名古加禰、出_ニ陸奥國_ニ、和名抄に金、爾雅云、黃金謂_ニ之鑿_ニ、其美者謂_ニ之鏤_ニ、即紫磨金也、說文云銑(和名古加禰)金之最_ニ有_ニ光澤_ニ也と見え、又金屑、陶隱居曰金屑一名生金(和名古加禰乃須利久都)と有る是なり、萬葉十八(二十丁)に、久我禰可毛、多能之氣久安良牟登と有るは、却_ニ音_ニの轉_ニなる可し、孝徳天皇前紀に練金を古麻我禰と訓み、釋秘訓には古那我禰と有り、續紀に獲_ニ黃金_ニ獻_レ之、練金一分沙金一分と並び云へる、其練金は熟銅など云ふに同じく熟成_ニたる金_ニを云ふなれば、右の如く古那我禰とは云ふなめり、若て右の古麻我

禰は其沙金なりし時の稱にて、其沙金に本より粉金と云ふ名の有りけるにて、是即ち古我禰と云ふ事の本なる可し、然して五色の黄も此金色より出でたるにて、此字音を取れるには非ざる事云ふも更なりかし、(然れば黄金は沙金より出で、黄色も亦其色より出でたる稱なる事著明き者なり、然るに黄の字音より取れると思ふは僻めりと云ふべし、五色の中に青赤白黒の言有りて、黄色に其名無くして争でかは物色を辨ふる事を得てむ、甚々稚なき僻心になむ、)若て其黄金と云ふ物はしも天地開闢の初より有りて未其質を顯はさざりしなりけり、本朝事始和琴條に、上古天津神樂奏令_ニ加奈止美乃命_ニ制也と有る、此時の事を神祇本源に書せるに、即高幡上金鷄居、因以象、故名_ニ之鷄琴_ニ也(今世號_ニ和琴_ニ是也)と所見たる、即金鷄とは照睨きて黄金の色なる鷄を云ふが、此程に物に比_ニへ云ふを以て見れば已に當昔黄金と云ふ物の有りし事を知るべし、其は傳十七に云へるを、此は天上にての御事なれば別にして、此顯國にて金銀を見出給へるなむ此素戔嗚尊になむ御在し坐しける、此時浮寶を作り物爲させ給へれば、打置かずして直に韓地より此に取らせ給へりけらし、出雲風土記に、島根郡加賀郷、郡家北西二十四里一百六十步、佐太大神所_ニ坐也、御祖神魂命御子支佐加比比賣命、閻岩屋哉詔、金弓以射時照加々明也、故云_ニ加々_ニと有るを、鐵弓と見ても濟む事なれども、照加々明也の語有るを見れば、猶金弓なる方勝れりけり、其加賀神崎の下に又金弓箭流出来と有る、此を以て素戔嗚大神より以降此國にても韓地より渡りて多に此物の有りし事知らる、又神武天皇戊午年御紀に、乃有_ニ金色靈鷄_ニ、飛來止_ニ于皇弓弭_ニ、其鷄光曜煜狀如_ニ流電_ニと有るも右の金鷄と同じく其色に譬_ニ傳_ニられたるなり、其御世に此物を所知看ざらむには、金色靈鷄とは云ふべくも非ざりける者をや、當昔猶神代に渡來し金銀の世に傳はりて物にも比_ニへ云

ふ許り賞玩^{シテ}りし程を見る可し、(其は銅も上代には此國に無かりし物なるを、續紀に、和銅元年春正月乙巳、武藏國秩父郡獻^ニ和銅^一と有りて年號を改められたる程の奇らしき事なるに、其神武天皇戊午年御紀に高尾張邑有^ニ赤銅八十梟帥^一と有る、此已に赤銅を以て其稱と爲るに非ずや、此事下に銅の事を注す所に云へり、考合す可し、)然れども金銀は唯美たき寶と爲て齋くのみこそ有りけれ、世に遍ねく用ふる事にては非ざりけむを、右に擧ぐるが如く、神の御託に因りて彼寶國を授かり御在し坐し、より以降、御世々々に貢獻の物と成りて、再神代の舊儀に復りて今度は此方より浮寶を渡して令^レ採給ふ勞無く、彼より八十船の貢と共に奉る事と成れるは、神代には彼に未人種無き故に此方より令^レ採め、今は酋長も出來國民の蕃息れりしかば、即ち貢ぎ奉る可き自然の道理なるぞかし、祕庫器錄に、祕府略曰、應神天皇十七年五月、武内宿禰博士和珥吉師等議曰、自^ニ先朝^一外國所^レ貢金銀及諸寶貨已多充^ニ滿于府庫^一、宜^レ収^ニ金銀^一造^ニ貨幣^一罷^ニ用^ニ寶玉^一、許^レ之、同十八年詔、用^レ玉莫^レ止と有りて、左に謹案、所藏銀幣三十枚、穿内外有^レ文、磨滅不^レ可^レ辨、但金幣闕^レ之と有る、即神功皇后御世に奉る所の寶を以て幣に作り用ひさせ給ふ始是なり、此より以前には寶玉を以て幣と爲させ給ひ來る事、懿德天皇二年よりの例なる由、傳十五に注せる如くなれば、此御世よりぞ竝^レ用ひられたりけらし、宣化天皇二年御紀に、詔曰、食者天下之本也、黃金萬貫不^レ可^レ療^レ飢、白玉五千箱何能救^レ冷と有るは、右の金銀と珠玉との事を並詔へるなり、此程已く寶貨を玩ぶ等の事の大に過ぎたるを揉^レて天下に詔言給へる甚可畏き大御命になむ御在し坐しける、(然れども其用ふる所の金銀は皆韓郷より貢奉れるを用ひさせ給へるなり、已に顯宗天皇二年御紀に、歲比登稔、百姓殷富、稻解銀錢一文と有るを見れば、愈當昔貨幣の事行はれしな

りけり、前朝安閑天皇の御世に大に農事を起させ給へるが故に、其の大御心を御心と爲させ給ひて詔ひ出でたる大御命にこそ、)若くて其の神功皇后御世より以降、彼の三韓より貢ぎ奉る金銀を以て珍寶となむ爲させ御在し坐しけるを、如何にしてか彼國に絶えて此の大御國に、其の金銀共に出來ることとは成りにたり、續紀、天平勝寶元年夏四月甲午朔幸^ニ東大寺^一と有る其の時の詔に、此大倭國者、天地開闢以來^ニ黃金^一渡^レ人國^一用^ニ理獻言^一波、在^ニ登毛^一、斯地者無物止^ニ念^一罷^レ流^レ仁、聞看食國中^能東方陸奥國守從五位上百濟王敬福^伊、部内小田郡^仁黃金出在奏^五獻と有りて、其の寶國として召し給ふ百濟王の子孫なりし人の始めて見出で奉れるなむ、甚々奇しく妙なる神量の御在し坐せる爲めなりけらし、即ち神名式に見えたる小田郡黃金山神社是なり、傳十三に委しく注せるを考へ合す可きものなり、鈴屋大人の解に、「此黃金の出でたる事は天平二十一年二月陸奥國始貢^ニ黃金^一、於是奉^レ幣以告^ニ畿内七道諸社^一と有る是なり、若くて同年四月丁未に天平感寶と改元有りしも、此の黃金の出でたるに因りてなり、偕同月乙卯陸奥守從三位百濟王敬福、貢^ニ黃金九百兩^一と有るは始めて貢りたる後に又貢りたるにや、此は此の詔より後のことなり、萬葉十八(二十丁)に、大伴家持宿禰の賀^ニ陸奥國出^レ金詔書^一長歌有る此度の事なり、其歌に之伎麻世流、四方國爾波、山河乎、比呂美安都美等、多^レ豆麻豆流、御調寶河、可蘇倍衣受、都久之毛可禰都、之加禮騰母、吾大王能、毛呂比登乎、伊射奈比多麻比、善事乎、波自米多麻比豆、久我禰可毛、多能之氣久安良牟登、於母保之豆、之多奈夜麻須爾、鷄鳴、東國能、美知能久乃、小田在山爾、金有等、麻宇之多麻做禮、御心乎、安吉良米多麻比、天地乃、神安比字豆奈比、皇御祖乃、御靈多須氣豆、遠代爾、可々里之許登乎、朕御世爾、安良波之豆安禮婆、御食國波、左可延牟物能等、可牟奈我良、於毛保之賣之豆、

(下略)其反歌に、須賣呂伎能、御代佐可延卒等、阿頭麻奈流、美知能久夜麻爾、金花佐久と有り、抑黄金の事、此より以前文武天皇の御世大寶元年にも陸奥國に人を遣はして治し金しむる事見えたりしかども成らざりしなる可し、又同年對馬より出だせる事も見えたりと、詐欺なりし由所見たり、偕此天平二十一年の後は續きて出でたりと見えて、勝寶四年二月陸奥國調庸者、多賀以北諸郡令輸黄金、其法正丁四人一兩と有り、(以上補意)と有るにて通えたり、(右の金花佐久と云ふは謂ゆる金の絃と云ふ物有る、此を云ふなる可し、凡て山中土塊の時に金氣盛に在る時は、必其韻外に發出るを花に准らへ云ふと聞ゆ、此詞を取りて云へるなる可し、宇治拾遺物語に、「佐渡國にこそ黄金の花咲きたる所は有りしか云々」と云へり、萬葉十六卷に吾身一兩、七重花佐久、八重花生跡、白賞尼、白賞尼と有るが如く、凡て物に榮有りて出来る事には花佐久と云へり、)此より後には續紀に天平勝寶二年三月戊戌、從五位下檜原造東人等、於部内廬原郡多胡浦濱獲黄金、獻之、於是東人等賜勳臣姓と有れども、餘國に出づるは稀々の事に、當昔專出づるは陸奥國なりしと見えて、本草和名に此黄金の事を出陸奥國と有る是なり、續後紀に、承和二年二月丙子朔戊戌、下野國武茂神奉授從五位下、此神坐探沙金之山と有るを始として、處々に沙金の出づる山は上世より多かりげなれども、山を穿ちて掘取る事は彼國のみなりしと見えて、漢籍宋史にも東奥州産黄金と云ふ事所見たり、右の武茂神は神名式に那須郡建武山神社と有る是なり、然るに和名抄郷名に茂武に作るは倒反せるなり、式社考に、今武部村と云ふに御在し坐して所祭素戔鳴尊なる由云へるは此の傳に合へば實に然る可し、若て同式に對馬島上縣郡那須加美乃金子神社有るは那須神之金子神と申す事にて、傳十五に注せる如く、筑後國神名帳に御井

郡從五位上宗形金己呂神と申す御名も御在し坐せば、其三女神を金子神と申奉れらむも知るべからず、偕上件注せる狀に神代に韓地に金銀有る事を見認させ給ひて、其爲に浮寶を作りて令採給ひ、其事人代と成りてより以來已に絶えたりしかば、韓地を歸順はしめて彼地より梳鞭の朝貢と共に運輸して令獻給ひ、又彼地の朝貢漸絶ゆる頃ほひに至りては、右の如く此皇大御國に出始りて年に月に増して多くなむ成れりければ、其程より彼には絶えて後には此に餘りて彼に渡す許に成りにたるなむ、此には奇しく靈しく妙なりとも妙なりける幽深き致有るべき御事なりけらし、(但神代に此の金銀を穿取る事を得しめず、遠く韓地に浮寶を渡して令採らるゝ程の神量御在し坐す御事なれば、彼より貢がす成りし後に、此の用に備ふるには皇神等の充給ふ所ならめども、如何に餘有ればとて、此の金銀を渡す事は神慮の程も甚々可畏き御事なりけり、小松内大臣の宋國に黄金三千兩を渡し給ひしなどは人皆彼公の徳を稱すめれども、此公に於ては甚しき失策と云ふべし、近來外國の交易頻に行はれし以降彼に渡す者幾許ぞや、俗士奸商の國力を耗す事歎くにも飽足るまじき事になむ、下に合せて銅の事をも注して委しく云ひてむを考合す可き者なり、)○銀は、本草和名に、銀屑一名白銀(陶景注云、銀名白銀)黄銀(蘇敬注云、又有黄銀、本草不載)銀屑者月之精也、和名之呂加彌、出對馬國と見え、和名抄に、爾雅云、白金謂之銀、其美者謂之鏐、(和名之路加彌)又銀屑、陶隱居曰、銀屑一名銀蘇、(和名銀乃須利久都)と有る是なり、古事記日代宮段に銀王と云ふ公主の御名も見えたるは、三韓の朝貢より以前の事なるに、已に銀と云ふ目の有るは、神代以來彼より取寄せて寶と爲させ給へるが爲なめり、萬葉五(八丁)に銀母、金母、玉母、奈爾世武爾、麻佐禮留多可良、古爾斯迦米夜母、と有るなど何れも志良とは云は

す志呂なりし證是なり、若し韓郷を金銀之國又金銀蕃國と云ひ、又御世々々に相竝べて貢ぎ奉れりし事跡は已に擧げたるが如し、但武烈天皇前紀に銀郷メカフケと有るは、右の二を竝べ云ふ中にも、主と奉るは銀にてこそ有りけらし、顯宗天皇二年御紀に、是時天下安平、民無僞僞、歲比登稔、百姓殷富、稻斛銀錢一文と記されて金幣を云はれざるを以て、金銀と云ふ中にも殊に銀の方を用ひられたりし狀なり、天武天皇十二年御紀に、夏四月戊午朔壬申、詔曰、自今以後、必用銅錢、莫用銀錢、乙亥詔曰、用銀錢、莫止とも見ゆ、(但金幣も世に無しとは非ず、上に引ける祕庫器錄に、應神天皇十七年に金銀の貨幣を造られて世に行はせ給ふ事を云へる終に、謹案、所藏銀幣三十枚、穿圓孔、有文磨減不可辨、但金幣闕之と有るを以て見れば、中昔にも御庫に金幣は一枚と雖も傳はらざりしなりけり、此を以て銀幣の多くして金幣はしも甚々稀らなりし事をなむ知るべきなる、) 若て我皇大御國に白銀の出でたりしは、其の御紀三年に、三月庚戌朔丙辰、對馬國司守忍海造大國言、銀始出于當國、即貢上、由是大國授小錦下位、凡銀有倭國初出于此時、故悉奉諸神祇、亦同賜小錦以上大夫等と有る是始なり、神名式に下縣郡銀山上神社銀山神社見えたる是なり、三代實錄に、對馬島銀穴在下縣郡、自高山底穿鑿巖窟、入四十許丈、白晝執炬而得入と見え、朝野群載に載せたる對馬貢銀記にて其事詳なり、次には持統天皇五年御紀に、秋七月庚午朔壬申、是日伊豫國司田中朝臣法麻呂等、獻字和郡御間山白銀三斤八兩アラガネ一籠、と見えたる、御間山は和名抄郷名に宇和郡三間(美萬)と有る是なり、已に傳十六に注せる如く景行天皇四年御紀に國乳別皇子是水沼別之始祖也と有るは、瑞珠盟約章第三一書に謂ゆる三女神の御事に就て此筑紫水沼君祭神是也と有りて、筑後國三潞郡の事なるを、天皇本紀に國乳別命を

伊與宇和別祖と有るを以て見るに、右の御間山に大に由有れば此に白銀の出づるなむ傳十三、十五に三女神の金銀を主り坐すと云ふに合ひて實に故有る事なりける、偕右にアラガネと有るは私記師說未練白銀也と有る是にて、冠辭考に、新撰萬葉集に荒金之土之下丹手、古今集序に、荒金の地にしては云々と有るを引かれて頭書に、「荒金は生れる任の金てふ意なり」と云はれたる其如くにて生れたる任の金は土塊の如くなる者なるを云ふなり、但此荒金は此にては白銀のなれども、凡てに互る稱なる事云ふも更なり、(偕右に引ける如く、本草和名に白銀を出對馬國と有るを、醫心方に、白銀云々、出對馬長門飛驒國、と有りて後には次第に多く成れりしなり、漢籍宋史百九十九卷に、東奧州產黃金、西洲島出白銀、以爲貢賦、と有るを以て對馬より出づる事の古盛なりしを知るべし、) ○金銀に亞ぐに銅鐵有り、鐵の事は已に傳十八に注せるを、銅の事を未云はざるに因りて今注してむ、偕銅は本草和名に赤銅屑と有りて訓を漏せるを、醫心方に和名安加々彌と有るを取りて補ふ可し、和名抄に銅說文云銅(和名阿加々彌)赤金也と有り、偕此銅は古語拾遺天石窟段に取天香山銅以鑄日像之鏡と有れども、古事記には取天金山之鐵而、(中略)令作鏡、と有る此正說にて、銅は唯後世の鏡を以て當てたるこそ有りけれ、實には此時の御鏡はしも鐵なりければ、更に據り難き事傳十八に注せるが如し、然れども此に素戔嗚大神の浮寶を造らせ給へる後は、韓郷より金銀に亞ぎては此銅をしも召し給ひて、神代より以降此にも豊かなりけると見えて、神武天皇戊午年御紀に高尾張邑有赤銅八十梟帥と有り、其物無くは何を以て赤銅とは號く可からむ、祕庫器錄に祕府略曰、崇神天皇六十五年六月、任那國遣使貢漢珍六億萬枚、請不老不死藥草、謹案、今所藏九百八十枚、漢室錢也、文曰半兩、或曰五銖、皆小篆文と

有る、是皇華に銅錢有るの始なり、此御紀に同年秋七月、任那國遣_ニ蘇那曷叱知_一令_ニ朝貢_一也、と有る此時の貢物なる可し、同錄に祕府略曰、反正天皇二年五月、木菟宿禰大前宿禰議、如_ニ漢室_一新造_ニ銅幣_一、通_ニ方孔_一著_ニ銘文_一、將_ニ施行_一天下、詔許_レ之、至_レ是始作_ニ此珍_一、止_レ用_ニ寶玉_一也、用_ニ大足_一公私便_レ之、謹案、所_レ藏五十一枚、四傍有_レ文、如_ニ卍字_一耳、と有る、是れ皇國にて銅錢を鑄させ給へる始なるが、征韓以來已に金銀の貢絶えざりければ、銅をも其と共に奉り又銅錢を貢ぎ奉れるからに、其に擬はせ御在し坐して此にも鑄錢の御事を起させ給へる也けり、(天武天皇十二年御紀に自_レ今以後、必用_ニ銅錢_一、莫_レ用_ニ銀錢_一云々と有りて、此程より愈盛に成以て來にけらし、祕庫器錄に、鑄錢司記曰、持統天皇八年三月直廣肆大宅朝臣麻呂勳大貳臺忌寸八島黃文連本實等拜_ニ鑄錢司長官_一、文武天皇三年十二月、直大肆中臣朝臣意美麻呂拜_ニ鑄錢司長官_一、令_レ鑄_ニ銅錢_一、と有るより此頃鑄錢司を置かれし由なり、) 倭銅の皇大御國に出初むる事は元明天皇御紀に、和銅元年春正月乙巳、武藏國秩父郡獻_ニ和銅_一と有る是なり、其時の詔書に、聞看食國中乃東方武藏國爾、自然作成和銅出在止奏而獻焉、此物者天坐神地坐祇乃相字豆奈比奉、福波倍奉事爾依而、顯久出多爾寶爾在羅之止奈母神隨所念行須、是以天地之神乃顯奉瑞寶仁依而、御世年號改賜換賜波久止詔命乎衆聞宣、故改_ニ慶雲五年_一而和銅元年爲而、御世年號止定賜と所見たり、鈴屋大人の解に、「和銅は爾伎阿加賀禰と訓むべし、伎清音なり、此は謂ゆる熟銅なる可し、熟字も爾伎と訓めり、倭此は自然と有れば始より熟銅にて出でたるにて、其が奇珍らしきなり」と有るにて通えたり、神名式に武藏國兒玉郡金佐奈神社(名神大)と有る是にて、和銅の當時は未秩父郡にて有りしなりけり、清和天皇實錄に、貞觀四年六月四日辛丑、武藏國正六位上金佐奈神列_ニ於官社_一、同八月丁酉朔六日壬寅、

授_ニ武藏國正六位上金佐奈神從五位下_一と有り、今も中山道なる本莊驛の西端に金佐奈村と云ふに御在し坐して金鑄大明神と申すなり、社説祭神は素戔嗚大神に坐して、社の後に金華山と云ふ有りて、大なる巖に銅を穿取りたる穴今現に存すと云へり、倭此の社の祭神を素戔嗚大神と申す事實に謂れる者にして、此は神代に韓地より金銀を令_レ採給ふ御事議のみ御在し坐しける状なれども、右に云へるが如く、上世已に赤銅を以て八十梟帥が稱とも成せるを思ひても知らるゝ事なり、又上に引ける御紀に、金銀銅共に韓郷より貢ぎ奉れる御世々々の迹を以ても著明き事なりかし、若て金佐奈と申すは金實と云ふ事にて、凡て諸金の物實なる謂なり、倭黃金には沙金より出づるなむ本なれども、鐵を除きては白銀以下共に赤銅中に含まれるを糶分て、銀にも錫にも鉛にも品を定むる者なれば、右等を攝ね合せて金の本體はしも銅にし有りければ、其謂れに因りてぞ金實とは云ふなりける、(又西洋人の説に銅中には必金有り、此を糶別けて取る事なりと云へるは、例の僞なる由人皆知れる事なれば今云ふ限に非ずと雖も、然る法の必無しとも云ひ難き者なり、然る時は銅は諸金を相兼たる者にて、金銀以下は銅より生るゝ物とも云ふべくなむ有りければ、實に諸金の物實とこそ云ふべけれ、) 倭此素戔嗚大神、高天原より天降り御在し坐してより以來、天神御子の大神食國と所知食む此大八洲國を可美國の宜しき御國と齋ひ鎮固めさせ御在し坐さむと思ほし成りて、此に謂ゆる毛髮を抜散して樹種と成し給へるは、此地の毛髮を生し給へるなり、又金銀を此に令_レ採給はずして、外國より運び令_レ取給ふ御事量を爲させ給へるは、此地の骨幹を強くして國力を耗し給ふまじき御心に坐し、後に國引坐神と稱奉りて、彼に有餘るを取らして國を縫足はし作成して海陸の形勢を整へさせ給へるは、此地の血肉を調和させ給ふ御政是也、然れば

金銀銅をしも此大御國の中にて穿ち取る事は本より御心ならざる故に、神功皇后に神託して金銀之國と韓郷を事依し奉らせ給ひて、彼より貢獻る所を以て國用を利し給ひ來れるに、世沿革りて漸く其貢を絶つに至りては、金銀銅共に一時に夥しく出來る事と成りて、彼には其物已に盡き其國を亡なふに至れるなむ、甚々可畏き天譴とは所見たりける、斯かる由縁有る事なるが故に、其の神慮を可畏み奉らせ御在し坐して、遠天皇神の御世々々には金銀銅を夷狄に渡して國土を空耗しく爲させ給ふ御事は絶えて御在し坐さぬ御國格なるを、武家に政申されし以降、彼に臣と稱して和親し、王號を以て封せられて其を甘なひ、御國體を辱め奉る將軍さへに有りける程の事なりければ、其亂末に至りては、大内大友などの輩私に船を渡して交易を物爲つれば、金銀銅の渡りて再復らざる者幾千億と云ふ數を知らずなむ有るべき、慶長元和の頃より世の亂治まりて愛たく榮えける御世にも其弊風を逐ひて猶改めさせ給ふ事能はず、剩へに蠻舶の交易年に繁く奸商の賣買日に夥しく成以て來りて、奇器淫巧の玩物異禽怪獸の諸種能毒難辨の藥物の類、古より聖皇賢君の惡ませ給ふ所の物にして、害有りて益無き品に易へて、我が骨幹と有る金銀銅を渡して國力を衰ふる事を然のみ歎愁ふる心無きは、天下萬世の損益には拘らず、自一家をだに豐饒にして僑傲り上を押へ下を愚にして、其世其時の宜しきを是と爲る奸吏の心より起りて、賊商の手に成る事にて淺ましとも何とも云ふに絶えたる禍事なりかし、彼天平勝寶元年に、陸奥國守同百濟王敬福は僅に黃金九百兩を得て獻れるすら、從五位下より直に從三位に任されき、其を賞する御政の御在し坐さば此を罰する御制無きこそ天下の大なる缺典とは云ふべかりけれ、(或書に新井君美説とて、)後光明天皇正保四年より東山天皇寶永四年まで凡六十四年の間に長崎一所より外國に出し、

金銀銅の大數を積算するに、金二百三十九萬七千六百兩餘銀三十七萬四千二百九十貫目餘銅一億一萬一千四百四十萬八千七百斤なり、又右の外に後陽成天皇慶長六年より以來、中國西國の浦々に蠻舶來り、自由に商賣せし時に取行ひし所の數、又御朱印船とて我國の商人共年々外國に至り商賣せし時に持行きし所の數、又薩摩より琉球に出し、所の數、及對馬より朝鮮に出し、所の數、又長崎を始として所々の奸商共拔荷の商賣に出し、所の數等を餘程引入れたる算法を以て其概略を積るに、金七百十九萬二千八百兩餘銀百十三萬二千六百二十七貫目餘銅二億二萬二千八百九十九萬七千四百斤餘、右は慶長六年より寶永五年迄凡百八年の間我國の金銀銅外國へ流れ入りて再回らざる所の大數なり、古より以來我國にて金銀銅の出でし事は、東照神君の御時より盛なるは無し、又萬國にも斯る例を聞かず、其夥しき金銀銅も慶長六年より今百年に及びぬるが、年々の交易に若干を失ふ事なれば、又百年の後は我國用の金銀銅も乏しく成るべし」と云へりと龜井道載と云ふ人の十策と云ふに載せたるを、今用有る所のみを採出せり、其寶永六年己丑より此安政六年己未迄凡百五十一年の間に、外國へ渡り失ふ數は又右に何倍なりとも知るべからざるを、今年より許して猶四夷八蠻の交易を始めらるゝ事なれば此後の事想像る可し、此より絹布絲綿は更なり、紙蠟漆器の類の上下貴賤共に日々に用ゆる物を渡されて蠻産の毛織に易へ、無用の玩器に易ふる事誰かは此を快しと爲む、自後の困窮又想像る可し、上は朝廷を輕蔑しめ奉り神祇を蔑如し奉りて國を胡俗に易ふる事豈痛悼しからざらむや、天下心有る人誰かは此を是と思ふ可き、○吾兒所御之國は、纂疏に吾兒指吾勝尊當主於此國也と有るが如し、其は傳十三、二十に注し明らめ奉るが如く、瑞珠盟約章に此尊の日神に申し給へる誓約の御言に、如吾所生是女者則可爲有

濁心、若是男者則可_レ以_レ爲有_レ清心と申させ給ひて成生せる御子に果して男御子をなむ生み奉らせ給へりける、故其第一書に故素戔嗚尊既得_レ勝驗、於是日神方知_レ素戔嗚尊固無_レ惡心と見え、又其第三書に其素戔嗚尊所_レ生之兒皆已男矣、故日神方知_レ素戔嗚尊元有_レ赤心と所見たり、此に正書に是時天照太神勅曰、原_レ其物根則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其十握劍者是素戔嗚尊物也、故此三女神是悉是爾兒、便授_レ之素戔嗚尊と見えたる、此は谷川翁説に、夫根系統脈在_レ父而不_レ在_レ母、如_レ五男則日神猶_レ父也、素尊猶_レ母也と云はれたるが如くにて、其始素戔嗚大神の御子には御在し坐せども、物根の方より推す時は、猶天照太神の御方なむ主と御在し坐す御事なるが故に、主張りて申す時は何方迄も日神の御子にて渡らせ給へりけり、故是を以て天孫降臨章に天照太神之子正哉吾勝々速日天忍穗耳尊と見え、其第一書にも天照太神勅_レ天稚彦曰、豐葦原中國是吾兒可_レ王之國也、(中略)因勅_レ皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可_レ王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆當_レ與_レ天壤無_レ窮者矣と有るなど此御心の御言なむ數知らず多かりける、(是は天照太神の御子と申奉る所以を明し奉れるなり、楮右に引ける物根の御事は古事記にも於是天照太神告_レ速須佐之男命、是後所_レ生五柱男子者物實因_レ我物所_レ成、故自吾子也、先所_レ生之三柱女子者物實因_レ汝物所_レ成、故乃汝子也、如此詔別也と見えたり、但五男三女神の物根の御事は紀記共に誤有りて、男神を瓊より女神を劍より化出坐せる趣なるは大に違へる事にて、其第二書に瓊より三女神劍より五男神の成出させ給へるなむ正説なれば、右に引ける正書なる詔別の御言をも其心して見奉り知り辨ふ可かりける、) 然して右の物根を以て詔別させ給へる御事の御在し坐しより以降、天照太神の御

兒と爲て其五男神を崇養し奉らせ給へる程こそ有りけれ、素戔嗚尊其勝進の御荒び共御在し坐しければ、日神御赫怒坐して天石窟に刺隠らせ御在し坐けるに就て、諸神此に因て祈申されけるに終に出させ御在し坐しけり、是を以て諸神罪過を素戔嗚尊に歸て、千座置戸の解除を負せて神逐ひに逐降し奉らせ給ひけるに、其御子五十猛神を帥て大八洲國を盡に青山と成し給ひ、又此に韓郷之島是有_レ金銀、若使吾兒所_レ御之國不_レ有_レ浮寶者、未_レ是佳也と詔給ひて、此度は其御兒の御爲に悉に利用と成る事共を定めさせ給ひて、此度は實の御辭見に參上らせ給ひけり、即ち上章第三一書に是後素戔嗚尊曰、諸神逐_レ我、我今當_レ永去、如何不_レ與_レ我姊相見而檀自徑去歟、廻復扇_レ天扇國上詣于天、(中略)於是素戔嗚尊自_レ日神曰、吾所_レ以_レ更昇來_レ者、衆神處_レ我以_レ根國、今當_レ就去、若不_レ與_レ姊相見、終不_レ能_レ忍離、故實以_レ清心復上來耳、今則奉_レ觀已訖、當_レ隨_レ衆神之意、自_レ此永歸_レ根國矣、請姊照_レ臨天國、自可_レ平安、且吾以_レ清心所_レ生兒等、亦奉_レ於姊、已而復還降焉と有る、是にて此は先に日神の物根の御事に因りて吾兒也と詔給へる御命を承けて、其畏まりを今茲に至りて申させ給へるにて、其より已く素戔嗚大神の此に吾兒所_レ御之國と詔給へるを見れば、天照太神の御子と爲て此顯國に天降し奉らせ給はむ御事量は、已に素戔嗚大神の御心に出來始まりたる御事にて有りけり、(右に中略と書せる所に、其五男三女神を其再昇天の此時に出生させ給へる由に書されたりと雖も、其は先の昇天の時の御事の此に混れ出たる誤なれば、今云ふ限に非ざるなり、然して此に五男神を日神に奉らせ給ひ三女神を帥て御在し坐して、今度は出雲國簸川上に天降らせ給へる、即ち予が常に謂ゆる後の御天降の御時なる者なり、) 楮此忍穗耳尊以下五男神はしも天照太神素戔嗚尊二柱の珍御子と御在し坐して、此天下を所知看す御事の起原

少縁の由緒には非ざるなり、已に四神出生章に、既而伊弉諾尊伊弉册尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不_レ生_二天下之主者_一歟、於是共生_二日神_一、號_二大日靈貴_一、(中略)次生_二素戔嗚尊_一と有りて、此時に生坐せる珍御子は此二大神にて渡らせ給へるに、天照太神は日神と御在し坐して、天上を所知看せ給ふ可き神隨なる由縁なむ御在し坐しければ、唯素戔嗚尊ぞ天下の主者と傳づかれさせ給ふ可き事の運に成にたりしかば、其第六一書に素戔嗚尊者可_二以治_二天下_一也と有る如きには至れりしかども、其始に天下の主者を不_レ生めかも、と詔言給へりし御事の御在し坐しける御事にや因れりけむ、素戔嗚尊の御上にても、天下の主者と成らせ御在し坐すべき御心なむ御在し坐さざりければ、後に御母國に赴かせ御在し坐さむと所思し成て、恆に啼泣給へるを以て終に御父大神に逐はれさせ御在し坐しける、即日神に辭して罷らむと宣ひて天上に參上らせ給ひける時こそ有けれ、日神の御方にも得去まじき御疑共の御在し坐しけるが爲に、誓約の御事に及ばせ御在し坐しければ、日神の御物根を賜はりてぞ男御子は成し奉らせ給ひける、斯れば此男御子は天照太神にも素戔嗚尊にも御兒に御在し坐すが故に、互みに吾兒と詔給へるなむ甚其謂れ有る御事なりける、此於て其初二柱御祖神の何不_レ生_二天下之主者_一歟と詔給へりし御言の結びとは成れる者にて、實に妙なりとも妙なりける事の趣なりけり、(此御事は神代紀中の甚止事無き大節にて、總てに互る要と有る説なり、予此に大に發くる所有りて、已に傳六卷より始めて次々其件々に就て言痛き迄論らひ云へる事にて有れども、此にても更に言舉せずしては意の徹らざる心ち爲るを以て更に云ふ事なり、) 偕右に引ける上章第三一書なる素戔嗚尊の御言に、吾以_二清心_一所_レ生兒等亦奉_二於姊_一と申給へるは、即ち吾所知む天下國土をも奉_二於姊_一と申させ給へる義にて、其先に誓約の

御中に成し奉らせ給へる男御子を日神に奉らせ給ひて、即ち天照太神の御子と爲て此食國天下を授け奉らせ給はらむ御事を裏に請奉らせ給へるにて、右に引ける天孫降臨章第一一書に天照太神の大御心と豐葦原中國是吾兒可_レ王之地也と詔給へる御言の起なむ此に起れる事、已に傳二十一に注し奉るが如し、偕此に吾兒所_レ御之國と詔給へるは其初度に天降り御在し坐しける間の御事なるに、往々天照太神の太子と爲て天降し所知し令_レ坐奉らせ給はむと所思す下の御心御在し坐すが故に大八洲國を青垣山美しく作り装ほし給ひ、外蕃は地形も未だ備らざる時なれば、其最前に成れる韓郷之島を皇國に附屬給ひなど、千名の五百名に功しき御功績を成して天上に再參上らせ給ひ、右の御言を懇切に日神に聞え奉らせ給ひ、三女神を賜りて出雲國に天降らせ御在し坐して、彼吾御心者安平成と詔給へる御言も其御事を果して詔ひ出でたる物と見え、猶彼大蛇を退治給ひて神劍を得させ給へる時にも、是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上_二獻於天神_一也と有りて、是即素戔嗚尊の御璽と爲て日神より令_レ賜給はらむ爲に奉らせ給へるなり、其時に奇稻田姫命を娶て大日貴命を令_レ生給へるも、其天神御子の御爲に國土を經營奉らせ給はむ御心にて、此程より亦御名を八東水臣津野命と申して、國引の御事を物爲させ給へるは、本より天神御子の御爲に外蕃を取りて皇國を善成し給へる御所爲なり、皇太神宮祈年月次等祭詞に、遠國者八十綱打掛_二引寄如_レ事_一と有るも、其國引の故事を取らして皇太神の御言に出でたる御事なれば、右の吾以_二清心_一所_レ生兒等亦奉_二於姊_一と申させ給へる時に、其天神御子を降して天下の主者と成し奉らせ給はむ御事は、豫て此二大神の神議に議定めさせ給へるなりけり、故此に吾兒所_レ御之國と詔給へる御言には究めて幽深き致有るかも、(然れば此始に引けるが如く、纂疏に吾兒指_二吾勝尊當_一主_二於此國_一也と注

し給へるは實に然る御説なり、次に一云指大已貴神也と有るは甘なひ難し、口訣にも吾兒者言孰兒乎、忍穗耳尊已爲天照太神兒、是時大已貴尊未生、誰兒可居之謂乎と云へるなどは殊に深く思はざる者なりかし、又白井宗因説に、「此兒と云へるは五十猛神なる可し、素戔嗚尊新羅に降り給ひての御詞と所見たり、金銀は有れども木無き程に植ゑて用に充てむとの事なり、日本には伊弉諾尊の治め給ふ時に句々廻智神有る時は我國のことには非ざるなり、所御之國は新羅なり」と云へるなどは殊更に幼き説にて云ふにも足らざる者なり、凡て神學者と云ふ輩の文義に暗き事如此、豈惡まざる可きや、○浮寶は船を稱美たる御言にて、浮は八洲起元章に謂ゆる天浮橋の浮是なり、其は空中に浮べる物、此は海上に浮べる物なるが故に共に此言有り、此第六一書に、以白麤皮爲舟、以鶴鷄羽爲衣、隨潮水以浮到と見え、應神天皇九年御紀には從船と云ふ事に浮海の字を當てられ、萬葉九(二十五丁)に、上瀬爾、珠橋渡之、下瀬爾船浮居、十五(十三丁)に、布禰等米且、宇伎禰乎詞都追、十七(三十六丁)に、布勢能宇彌爾、布禰宇氣須惠底、於伎弊許藝、邊爾已伎見禮婆、二十(三十四丁)に、由布之保爾、船乎宇氣須惠、安佐奈藝爾、倍牟氣許我牟等、又(三十八丁)、奈爾波都爾、船乎宇氣須惠、夜蘇加奴伎、可古登々能倍氏、安佐婢良伎、和波已藝泥奴等、伊弊爾都氣已曾と有り、又船とは云はざれども(二十二丁)に、眞木佐苦、槍乃孀手乎、物乃布能、八十氏河爾、玉藻成、浮倍流禮、其乎取登、散和久御民毛、家忘、身毛多奈不知、鴨自物、水爾浮居而、と有る上の浮倍は筏を云ひ、下の浮居は筏に乗る人を云ふなり、七(十六丁)に、鳥自物、海二浮居而、又(二十二丁)、浪高之、奈何棍取、水取之、浮宿也應爲、猶哉可撈、十五(六丁)に、海原爾、宇伎禰世武夜者、又(十七丁)、可母自毛能、宇伎禰乎須禮婆などは

船の事に云へるなり、(又十三卷長歌に隱來笑、長谷之河者、浦無蚊、船之依不來、磯無蚊、海部之釣不爲と云ひて反歌に、邪沙禮浪、浮而流、長谷河、可依磯之、無蚊不怗也と有るも、一首を味ふるに浮而流は船の事を云ふなり、其外にも水鳥などに寄せて浮宿と云ふ事を詠める此彼有りと雖も、其は心の落著かぬ由に云へるなれば、此とは別なりと知るべし、) 寶は傳十五珍寶の下に注せるが如く、高在にて甚く其物を美て尊み愛くしむ義なり、彼珍寶瑞寶の類は器財を云ふなれども、萬葉三(二十七丁)詠不盡山歌に、日本之、山跡國乃、鎮十方、座神可聞、寶十方、成有山可聞、五(八丁)に、銀母、金母玉母、奈爾世武爾、麻佐禮留多可良、古爾斯迦米夜母、又(三十九丁)、世人、貴慕、七種之、寶毛我波、何爲、和我中能、産禮出有、白玉之、吾子古日者、十六(八丁)に、蟻衣之、寶之子等蚊、(十八)(二十丁)に、多且麻豆流、御調寶波、可蘇倍衣受、都久之毛可禰都など有りて、右の如く山をも人もまた諸物をも云へり、借此に浮寶と詔給へるも其意にて、海上に浮べて物を運轉すを以て寶と爲させ給へる由にて、實に雅びたる御事なりかし、崇神天皇十七年御紀に詔曰、船者天下之要用也、今海邊之民、由無船甚苦步運、其令諸國俾造船舶と有る大御命も此に甚能似たる事なり、私記に要用を牟禰津毛乃と有るは宗津物の謂にて、此に浮寶と美稱へさせ給へる其寶の言に其義亦同じき者なり、纂疏に、浮寶言船也、舟浮于水也と見ゆ、通證に、今按、專指船而言、蓋韓國有金銀、則宜常往來以資國用、故不可無船材之意也、此神功皇后御紀神教之起本而、所謂求財寶國二者是也と云へるは然る言なり、但浮寶を唯に船材に當て云へるは非らざる可し、其杉及檣樟を以て造りたる船即ち浮寶なる事、上に已に注せるが如し、(右の誤説は白井宗因が言に、「浮寶とは木を云ふ、金銀の類をば沈寶と云

ひ、木をば浮寶と云ふ事古來の詞にして、今の郷談にも良材を持つをば浮徳を持つと云ふ事なり」と云へるに欺かれたりし者なりけり、金銀を沈寶と云ふ事何れの書にも見ざる事なり、崇神天皇六十年御紀に鏡の事を底寶御寶主と云ふ事有れども、其も浮寶の對にはあらず、至り極めて貴きを底寶御寶主とは云へるなり、○不有は今迄海船の制無きが故に宣へり、其は八洲起元章に天浮橋と云ふ有り、天磐船と同物にして天上より昇降らせ給ふ皇神等の御船なりと雖も人間の用には非ず、又其第一一書に蛭兒を便載葦船而流之と云ひ、四神出生章に、載之於天磐機樟船、順風流棄と見え、其第二一書に、次生鳥磐機樟船、輒以此船載蛭兒、順流放棄と云ふ事有れども、其は蛭兒を人體にして不具なる神なりと曰く思誤れるに出でたる事にて更に由無き事、傳五、六、七に注せるが如し、又古事記にも水蛭子を此子者入葦船而流去と云ひて、次に既生國竟、更生神と有るが中に、次生神名鳥之石楠船神、亦名天鳥船と見えたれども、其機樟は此に素戔嗚大神の御眉毛より始めて化れる物にして、其より上世には絶て世に無き事云ふも更なれば、傳の誤なる事論を待たず、第四一書に是時素戔嗚尊師其子五十猛神降到於新羅國、居會尸茂梨之處、乃興言曰、此地吾不欲居、遂以埴土作舟乘之東渡と見えたるは今度の御事なるに、未木船を作る事非ざりけむが故に、埴舟を以て乗渡らせ給へる上は、其より以前に磐機樟船と云ふ物本より絶えて世に有るまじかりける理なる者をや、偕此に不有浮寶者未是佳也と詔給へるは、今埴舟に乗渡らせ給ふと雖も此は天地の内を御心に任せて往來給ふ大神等の御上にこそは左も右も乗渡らせ給ふ可かめれ、更に人間の用に非ざる事なるが故に、此に於て浮寶の事をしも如此く思ほし寄せ給ふ御事なりけり、(故此に不有浮寶の不有の言には深き意有りて詔給へる御

言とこそは伺奉らるゝ事なりけれ、唯虚詞とのみ軽く見るべからず、○未是佳也は、本に余訶良自登詔給比氏と訓めり、記傳四(三十一丁)に、彼女人先言不良の不良を余訶良受とも訓むべくして、其證に引かれたる垂仁天皇二十八年御紀に非良と見え、續紀第七詔に、天下君坐而年緒長久皇后不坐事母一豆乃善有良行爾在と有るを、鈴屋大人の解に、余訶良奴は余久阿良奴の切りたるなり、故有字を書けり」と云はれたるが如し、偕此に余訶良自と詔給へるは今現に不佳と云ふには非ず、將來の佳かるまじき事に係けたる御言なるが故に、未字を受と訓ますして自と唱ふるなむ實に習有る訓なりける、然るに此の佳は常に佳不佳と云ふとは別にて、神武天皇戊午年御紀に利害を余佐阿志佐と訓める其にて、推古天皇二十年御紀に、則爲國有利、何空之弃海島耶、孝德天皇元年御紀に其蘭池水陸之利、與百姓俱と有る久煩佐の事にて、未是佳也は未是利也の義なる事知られたり、上より韓郷之島是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也と云下せるを以て、彼に出来る所の財寶を此に令採て民用に充てさせ給はむ大御心にて、辱しとも畏しとも云知らず甚も尊き御意味なる御言になむ御在し坐しける、輕忽に見過し奉る可きに非ず、(纂疏に、初進雄尊有害物之意及乎斬蛇之後、大起利民之情也と有る御説は實に然る事なり、但大蛇を斬り給へる後の事と見させ給へるは、此一書には前後の序次を正して見るべき法有るを知らせ給はざるなり、然れども大起利民之情也と説かせ給へるは愛しとも何とも比しへ無き御説にて、此文を實に能こそ讀解かせ給へりけれ、)○乃拔鬚髯より以下の御事共は傳十七、十九に注せるが如く、高天原にて解除を科せられ給へる其解除の驗に依りて、如此く奇異に神靈しき御所爲なむ事成り整はせ給へるなりけらし、已に其時に御髮を被拔させ

給ひ御鬚をも被切させ給へる其鬚の二種豈其任にて被具ハスヘツキと成るべき筈は絶えて無き事なる可し、其は上章第二、書に以唾爲白和幣、以波爲青和幣、用此解除と有る、唾波共に穢物なり、此を以て解除の器と爲べきに非ず、故右の二の爲字は化字の義にて唾即白和幣と化り、波即青和幣と化れる此物共を用ひて被柱ハラヘツキと成し給へる事、下に用此解除と有るにて灼然かり、此より推す時には、右の鬚共に謂ゆる置座木などに化して用ひさせ給へりけむ事申すも更なりければ、此に至りて素戔嗚大神其御心御在し坐して此に物爲給へりけるに、傳十二、十七、二十一に注せるが如く、保食神に過またせ給ひて、衣食住の物實を悉に損傷らせ給へりしを、國土に起し給ひ、人民に幸ひ坐さむと所思して、其御補ひを物爲させ給はむ御心の外御在し坐さざりつれば、彼預鑄造ソノヒツクノスと云ふ皇座靈神の御靈の幽贊け給ふ所御在し坐して、此大造の功績なむ立てさせ御在し坐したりけらし、偕斯る謂れにや依りけむ木と毛と言の相同じきは、傳八唯以一見の下に引ける私記に、古事記及日本新抄並云謂易子之一木乎古者謂木爲介と注され、古語拾遺神武天皇段に採材齋部所居謂之御木と云ひ、景行天皇十二年御紀豐前國地名に御木木此云開と有り、其十八年に到筑紫後國御木と有りて、歌に阿佐志毛能阿佐志毛能、瀨能佐鳥應志瀨能佐鳥應志、と有るなど數知らず多かり、釋紀に以草木爲地毛と云へる同じ意味にて、令義解にも謂土地之所生爲毛也と所見たり、(漢籍三五曆紀に、盤古氏死後、目爲日月、骨爲金石、胎血爲江河、毛髮爲草木と云ふ事有るは、此の古事を訛り傳へたる者なる可し、素問に黃帝伯高と云ふ人に天地と人と相應する事を聞かむと問ひけるに、地有草木、人有毛髮、應之と云へる由見え、周禮地官司徒注に、鄭司農云、不毛者謂不樹桑麻也と云ひ、左傳に食土之毛と有るを注に毛草也と云ひ、康熙

字典に桑麻五穀之屬皆曰毛と云ひ、草木の生出でざる地を不毛地と云ひ、窮髮不毛と云ふは更なり、其外田地には植うるを毛付と云ひ生出づるを立毛と云ひ、田を畑にして麥をも植うるを兩毛作と云ひ、其年の豊凶を見別つを毛見と云ひ、又應神天皇十九年御紀國樛の土毛を獻れる所に其土毛者栗菌及年魚之類也とも有り、但此には土毛を久邇都母能と訓みたれども、毛字の意味は右に異ならず、○鬚髻は美比介と訓むべし、口訣に贖罪時拔髮、故此不言髮と云へるは然る事とも聞ゆれども、已に古事記に切鬚と有るからは、髮鬚共に抜かれ給ひけむ事、唾洩は更なり手足爪をも餘さず解除に微り令出たるにて灼然きを、地神本紀に此文の出でたるには抜髮ハシゲと有りて加美と訓ませたれば、此も鬚髻と云ふも一説鬚髮ハシゲと云ふも一説なりしなる可し、偕和名抄毛髮類カミツケシモツシゲに鬚髮カミツケシモツシゲ、説文云、鬚和名加美豆比介口上鬚也、鬚髻和名之毛豆比介願下毛也と有るは、口を中にして上津毛下津毛と云ふ事なり、又鬚髮髮根附説文云、鬚オトカシ鬚髮也、野玉按、髮和名加美首上長毛也、蘇敬本草注云、髮和名加美乃禰髮根也と有り、然して漢書注に在願曰鬚、在頰曰髻と注し、時珍説に鬚耳前毛と注せるを以て見るに、地神本紀なる鬚髮も其頰髮を云へるにて、竝ての頭髮を云ふとも聞えざれば、謂ゆる右の口上毛口下毛カミツケシモツシゲより始めて耳前なる御髮をも係て抜散たせ給へるにて、今度は總ての御髮迄には及ばせ給はざりしなめり、然れども良海本には乃拔髮而散之成杉、又拔髮散之而成松と有りて、髮より杉生ひ鬚より松生ひたる趣にて甚々奇らし、然るに下に其常用を云へるに、杉櫟樟檜楸と四木を云ひて松を云はざれば疑はしければ、後人の杜撰かとも思ゆれども、然りとて髮と髻とを分けて云へるが委しければ、猶捨つべからざる可し、若て舊く此鬚髻を唯比介とのみ訓み來れるも總て面部に在らゆる

御毛のみを云ふなれども心す可き所なるにこそ、萬葉五(二十九丁)に、志可登阿良農、比宜可技撫而、安禮乎於伎氏、人者安良自等、富己呂倍騰云々、十六(十九丁)に、然言君之、鬢無如之、又(二十二丁)、法師等之、鬢之剃杭など有るには鬢字を比介と訓ませたりき、(右の五卷の歌を取れるなる可し、枕草紙に、又酒呑みて赤き口を探り髭有る者は其を撫でて云々と云へる即憍慢なる状なり、酒徳頌に奮髯蹠蹠と云ふに似たり、此に要無き事ながら因に云ふのみ)○散之は、舊訓に従ひて阿賀知多麻閉婆と訓むべし、次なる 拔散 も然り、此を古事記石屋戸段に如屎醉而吐散登許會と有る訓に擬ひて、知良須と訓むも僻事には非ざれども、阿賀都は別けて其所を定めて置くを云ひて、知良須は行方無く亂らすを云ふなれば此には叶はずや、且下に夫須噉八十木種皆能播生と云ひ、又凡此三神亦能分_レ布木種と云ひ、上の一書に莫_レ不_レ播殖而成_レ青山_レ焉と有るなどに合せ讀みても必ず阿賀都に非ずしては得有るまじき所にて有りけり、神祇令に、中臣宣_レ祝詞、忌部斑_レ幣帛、古語拾遺に神祇官斑_レ幣之日と書し、祈年祭儀に頒_レ幣、大祓儀に頒_レ切麻など有る、共に斑をも頒をも訓めり、萬葉六(二十五丁)に、山乃曾伎、野之衣寸見世常、伴部乎斑遣之と有る、何れも和加都と同じ事なるが、和加都は廣く阿賀都は狭くして殊に親しく自物爲る義にて、我と吾との差別有るに似たり、(此を以て古人の訓詁に深く心を用ひられたる程を知りて、慥なる據有るに非ずしては容易く訓改むまじきを知る可し、地神本紀には以下三所共に散之と有りて此と同じ)○杉は須疑と訓むべし、本草和名に杉材(揚玄操音杉)鼠查(揚玄操音側加反)漆姑(蘇敬注云、鼠查漆姑別出_レ下品)和名須岐乃岐と見え、和名抄木部に爾雅音義云、杉(和名須木、見_レ日本紀私記、今按、俗用_レ榲字_レ非也、榲音於粉反、桂也、見_レ唐韻)似_レ松、生_レ江

南、可_レ以爲_レ松材_レ矣と有り、此字を用ひたる例を見渡すに、古事記肥河段に榲と有るを、古訓本には延佳本に據りて榲に改められたり、其玉垣宮段なる在_レ於尾張之相津二侯相も右に同じ、顯宗天皇御紀に天皇語之日、石上振之榲(榲此云_レ須疑)伐_レ木截_レ末(伐_レ木截_レ末、此云_レ謨登岐利須衛於茲婆羅比)と有るを釋に引けるにも榲字なり、出雲風土記意字郡熊野山の下に有_レ榲榲也と有るを、次なる諸山野所在物の中に榲(字或作_レ梧)杉(字或作_レ榲)と書せるを見れば榲は榲を誤れるなりけり、神名式には多くは須伎と作たれども、伊豆國賀茂郡杉梓別命神社、武藏國都筑郡杉山神社、越前國足羽郡杉杜郡神社、越中國婦負郡杉原神社、丹後國與謝郡杉末神社などの如く凡て杉字のみなり、萬葉三(十六丁)に、香山之、銚榲之本爾、薛生左右二、又(四十六丁)、石上、振乃山有、杉村乃、四(四十八丁)に、味酒呼、三輪之祝我、忌杉、七(四十丁)に、三幣帛取、神之祝我、鎮齋杉原、九(二十六丁)に、神南備、神依板爾、爲杉乃、十(五丁)に、古、人之殖兼、杉枝、十一(七丁)に、石上、振神杉、神成、十三(三丁)に、神名備能、三諸之山丹、隱藏、杉思將過哉、蘿生左右、十四(六丁)に、安思我良夜麻乃、須疑乃木能末可、十九(十丁)に、榲野爾、左乎騰渡雉と有る、此等は杉をも榲をも通はし書きたり、記傳九(二十四丁)に、「漢籍集韻に榲音溫杉也と云へり、榲は榲を誤れる者なる可し、榲須岐は進木なり、此木傍へは滋蔓らず、直に上へ進み上る木なればなり」(採要)と云はれたる進木の説は然る言ながら、古書中に悉く榲を榲に誤る可きに非ざれば、彼榲などの如く此も此に出来る字なる可し、和名抄序に、或復有_レ俗人知_レ其訛謬、不能_レ改易者、鮭訛爲_レ榲、榲讀如_レ杉、(中略)等是也と有りて、古人にも其説有ると雖も、予が心には漢國にも皇國の杉を稱美へたる如く、大凡皇國內にて材に用ふるに杉許り昌な

る物無ければ、此の古人の其心を得て謂ゆる會意の狀に作れる字なる可くぞ所思えたる、(通證に杉作_レ枚俗字合壁事類曰、杉出_ニ倭國者尤佳、本草綱目曰、杉出_ニ倭國者謂_ニ之倭木と有り、彼土にても皇國の杉の名高きを以ても思ふ可し、傳二十六卷に引ける稻荷社記に舊傳云、當社素戔鳴尊鎮座其一也、然則相此神愛木勿論事敷と云へり、此神の坐す地は山城國紀伊郡なるに由有るには非じか、上に云へる事共に考合す可き者なり、楮杉には榲字は木よりにて相字をも用ひ來れるを、新撰字鏡木部に粉符分反、楡也、須木、又屋乃衣豆利とも樹所減反、須木とも、槐楡二字須木とも、檉須支乃木、檉同とも、槐須木とも、榲須木とも見えたり、然れども甚々迂遠き字にて、古書に用ひたる迹を未見す。) ○胸毛は、神代正語に牟那介と訓まれたる上に美の言を冠て唱ふ可し、天孫降臨章第一、一書に胸乳を牟那遲と訓み、次に高胸此云_ニ多歌武娜婆歌と見え、其第二、一書なる菅穴胸副國をも其訓牟那會比と有り、和名抄筋骨類に鳩尾骨(和名無奈保禰)と有るなどの語例を以ても、必此を牟那介と云ふべき事なり、然れども本の任語を緩めて美牟禰能介と訓むも悪からじかし、(然る時は次なる眉毛は美麻由能介と訓み、尻毛は美志理能介と訓みて、麻由介志理介とは訓むべからざる事本よりなり。) ○拔散は、奴伎阿賀知多麻閨婆と訓みて氏_ノ言を加ふ可からず、上なるよりは少意急なる狀なり、金澤本に散字無きは脱たるにか、地神本紀には復拔_ニ胸毛散之と有るは、然る委しき本の有りけるを取れるなる可し、○楡は比と訓むべし、新撰字鏡に楡(古兌反、又古活反、比)と見え、和名抄木部に楡、爾雅云楡柏葉松身(和名非)と有り、其比なる證は垂仁天皇三年御紀の天日楡を古語拾遺には海楡楡と有り、地名には楡隈又楡笠岡など紀中に見え、歌には繼體天皇七年御紀皇太子御歌に、眞木折 眞木折、榲 榲紀佐俱、榲 榲能伊陀圖鳴、萬葉一(二十二丁)

に、眞木佐苦、楡乃嬌手乎、七(五丁)に卷向之、楡原山乎、又(六丁)、隱口乃、始瀬之楡原、又(八丁)、佐楡乃隈、楡隈川之、又(九丁)、彌和乃楡原爾、挿頭折兼、又裏觸立、三和之楡原者、十(五丁)に卷向之、楡原丹立流、春霞、又(五十九丁)、卷向之、楡原毛末、雲居者、十二(二十八丁)に、左楡隈、楡隈河爾、十三(四丁)に、斧取而、丹生楡山、木折來而、機爾作、十六(十七丁)に、櫟津乃、楡橋從來許武など有り、楮此楡を美ては眞木と云ふ事有り、下に注す可し、又此正書に謂ゆる松柏は松と楡となる由、傳二十一に已に注したりき、(楮出雲風土記に楡字或作_レ楮と有り、楮は梧桐と熟する字にて、謂ゆる伎理なり、故思ふに、字鏡に楮古活反、箭進也、楡也、箭木曰_レ楮、會也、布彌太と有る、此楮を楮に誤れるにや、楮布彌太は文板にて札なり、楡は白き木なれば其用を以て云ふなる可し、又は杞なるにか、杞祛紀反、枸榲也、比乃木、又一比乃木と有る是なり、又一比乃木と云ふは櫟の事なり、然る時は右の楮字は此なる楮をか杞をかを誤れる者なる可し。) ○尻毛は、神代正語に據りて美志理能介と訓むべし、本に加久禮能介と訓めれども、其は御讀の時に憚り奉るが故なる事、傳十に注せるが如し、此所地神本紀には復拔_ニ尻毛散之と有るは委しき書し狀なり、然れども此より以前に復拔_ニ眉毛散之、是成_ニ禰樟矣と有るは、此に一に鬚髻二に胸毛三に尻毛四に眉毛と有る次第に異なるは、情進に改め換へたるにか、又は然る本の世に傳はりたるを取れるか、○楡は、下に楡此云_ニ磨紀と注されたり、楮古より楡を美て眞木と云ふ事も有れども、其は稱名にて別なり、此の楡も其意なれども、已に此に正しく當て云ふ主張たる名なりけり、和名抄木部に、楡玉篇云(晉彼、日本紀私記云、末木、今案、又杉一名也、見_ニ爾雅注) 木名作_レ柱、埋_レ之能不_レ腐者也と有る是なり、神武天皇戊午年御紀に、吾今當_ニ以_ニ嚴瓮沉_ニ

于丹生之川、如魚無ニ大小ニ悉醉而流、譬猶ニ被葉之浮流ニ者（被此云ニ磨紀ニ）吾必能定ニ此國ニと有るは其葉の靡き流るゝ狀を形容りて譬へさせ給へるなり、此木決めて深山幽谷の中に生立つる物なる故に、萬葉一（二十一丁）に、隱口乃、泊瀬山者、眞木立、荒山道乎、二（三十四丁）に所聞見爲、背友乃國之、眞木立、不破山越而、三（十三丁）に皇者、神爾之坐者、眞木之立、荒山中爾、海成可聞、六（十一丁）に、三芳野之、眞木立山湯、見降者、川之瀬毎、十三（十九丁）に、三芳野之、眞木立山爾、青生、山菅之根乃と有るなどの眞木は此の枝は更なり、檜杉迄にも係けて云ふなり、又三（二十二丁）に、眞木葉乃、之奈布勢能山、之奴波受而、吾超去者、木葉知家武、又（四十八丁）、眞木葉哉、茂有良武、松之根也、遠久寸、六（三十三丁）に、奥山之、眞木葉凌、零雪乃、七（十九丁）に、安大部去、小爲手乃山之、眞木葉毛、久不見者、蘿生爾家里、十（四十五丁）に、四具禮能雨、無間之零者、眞木葉毛、爭不勝而、色付爾家里と見え、八（五十八丁）に、眞木乃於上、零置有雪乃と有るも葉を詠めるにて、此木俗に草被とも云ひて葉の茂く細やかなる物なればなり、十（九丁）に打靡、春避來之、山際、最木末之、咲往見者、と有る最木末之を、八（十四丁）にも同歌有るに遠木末乃と有るを、六帖に、「打靡き春去來らし山邊の、眞木の梢の咲行く見れば」と見えれば、最木は磨紀と訓むべきなりけり、最是常に母と訓めれば磨と相通ふ事云ふも更なり、玉葉集に、「軒闇き眞木葉萎れ降雨の、雫も寂し山陰の庵」と詠めるなど、葉の垂ふる事に云へるは此の被を云ふなり、檜を稱て眞木とも云へれども、其葉は垂ふる物に非ず、猶下に此木の事に就て大に説有り考合す可し、（右に引ける神武天皇御紀の被など何れも草被の事なり、上に注せる高野槇と云へるなども其一種にて、同じく草被なり、後の歌にも六帖に、「千鳥啼く佐保の

川霧立ぬらし、眞木の梢も色附にけり」後拾遺集に、「奥山の眞木葉凌ぎ降る雪の、何時解くべしと見えぬ君哉」と有るなど多く葉を詠めり、又右の十卷に咲往見者と有るは、春に至りて白き花咲きて少く實を結ぶ物なればなり、偕右に引ける和名抄に又杉一名也と有り、然れども字彙に被ニ木似ニ杉ニと有れば、然りとも定め難し、又本草和名に榧實一名板子、一名板杉、和名加倍乃美と有る、榧葉は被に似たる物なれば、此に因りて板杉とも云ふにや、吾黨小倉藩士犬甘知言が萬葉多識に右の和名抄を引て、「杉の一名をも磨紀と云ひて木名なるは、此被一種にて其外は檜をも杉をも稱云ふなりけり」と云へるは甚善き説なり、偕字鏡に槇ニ二作都年反ニ、萬木と有る、二作は二字に眞木にも作るとにや、然れば槇を俗字とも云ひ難し、又榧素瑟反、萬木、又己曾木と有る、己曾は神杜を云へれば杜木と云ふ事なる可し、又檜萬木とも見ゆ、又今俗に檜皮槇皮の槇皮を麻伊波陀と訓むなるは磨紀波陀の轉なり、○眉毛は今も世に唱ふる任に麻由介と云へれば、例の美の言を添へて訓むべし、本には麻由能介と訓める其も然る事ながら、何れも切て云へれば此にのみ能の辭を加ふ可きに非ず、眉の事は傳十二に注せりき、偕地神本紀には此も復拔ニ眉毛ニ復之と作て尻毛より以前に在り、○檜樟は、四神出生章に天磐檜樟船、其第二、一書に鳥磐檜樟船と有る、此二字を合せて久須と訓むべき證なり、又木名ならねども瑞珠盟約章、又其第二、一書等に熊野檜樟日命と書されたるも久須に借用ひられたるなり、又豊後風土記に、球珠郡、昔者此村有ニ洪樟樹ニ、因曰ニ球珠郡ニと有るは、和名抄郡名に豊後國球珠（久須と有る是なり、偕本草和名に楠材（楊玄操晉南）和名久須乃岐、又和名抄木部に、楠唐韻云楠（晉南字亦作ニ柗和名本）草久須乃木）木名也、檜樟（豫章二音、日本紀續上同）木名、生而七年始知矣と見えたり、但右の小注に日本紀讀上

同と有るは久須の言に訓むを云ふなる可し、久須能紀は欽明天皇十四年御紀に樟木と有るが如く木字の添はれるを訓みて、木字無きは唯久須なる可き事右に引ける例共を見度して知るべし、然るに金澤本には此の木共を杉を杉之木、檜を檜之木、椴を椴之木、櫟樟を櫟樟之木の如く訓調へたり、然る時は格別なる事ながら、猶此は何れも木の言を訓添へざるなむ然る可かりける、(又古本には杉と檜との二を杉之木檜之木と訓みて、椴を櫟樟、櫟樟を久須と訓みて、此二に之木の言を添へざるは如何、同じ四並びたる言なれば、添ふ可くは皆がら添訓むべく、然爲まじくは悉に略き云ふべき事なるをや、椴本草に、櫟樟似椴而一類二種也と云へるは種類別なるにや、和名抄に、石楠草、和名止比良乃木、俗云佐久奈無佐と有る、俗云の方は字音なれば論無し、止比良乃木は字鏡にも有りて又志麻木とも訓めり、扉木島木と云ふ事にて、一は其用ふ方を以て號け、一は木理を以て云ふなる可し、本草に楠と云へるは是か、椴又字鏡に、栴楠二同、乃欠反、平木有文理、香亦作栴、久須乃木と云ひ、掄力屯反、似樟椴、久須乃木と書し、字鏡に樟諸良反、椴久須乃木と見え、椴徒館反、櫟也、似白楊也、椴也、久須乃木と云ひ、櫟久須乃木と有れば、何れも其種類を合せて久須乃木と云ふ状なり、) ○已而は、右に謂ゆる杉椴椴櫟の四種共に此大神の御毛より成出でたるは其苗木ならむを、此苗木の出来るに就て、其御兒神等をして大八洲國內悉に分布らし給はむ御心坐すが故に、各其木の出来成立に従ひて考選め物爲させ給へるなり、御親然成出給へると佗より召せ給へるとの差別は有れども、彼四神出生章第十一書保食神の御身より化れる物を奉進る所に、于時天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之也、乃以粟稗麥豆爲陸田種子、以稻爲水田種子、又定天邑君、(下略)と有る御政と事の状相似たる可し、其

天邑君は其を播殖る者の長なれば、其を定めさせ給へる事、此に五十猛命以下三神の木種を分布らせ給ふ神に任し給へる御有状にて御在し坐すに事相同じかる可し、然る時は此の乃而は其木種の出来始まりたる時を指して、未上の一書に凡大八洲國之内、莫不播殖而成青山焉と有るよりは遙に其の以前なりし御事なむ灼然かりける、(又本より其の御毛を拔頌たせ給ふ時に、此は某木と成さむ、其は某種と成さむとの御心にては御在し坐さむりつるからに、其の出来成れる物に就て斯かる御用心は有るなりけり、) ○定其當用は、海宮遊行章第七、一書に仍教用瓊之法と有るに文意の相似たる所なれば、其意を得て當用の二字をば母知布倍伎佐麻となむ訓むべきなる、本には母知布倍伎袁と訓附けたれども漢文訓なり、記傳五(五十二丁)に此一書を引かれたるには都加波牟佐麻と訓まれたる、即使用之法なれば其も然る事なり、但次の一書に定其療病之法と有る其方も法も共に能理と訓む事、傳廿七に注すが如くなれば、其に例を取りて都加布倍伎能理と訓むも惡からじ、後人何れか其宜しきに従ふ可し、口訣に定其當用者、示用材之法也と注されたる、實に解得られたり、又龍熙近と云ひける人の説にも定其當用皆有軌範、至今不違其制度、不亦妙哉とも云へり、我皇大御國の用材の法は本よりの御事なるに、外蕃にて用ふる所も亦此に異ならざるは、此大神の謂ゆる邦を建てさせ給へる御時より傳はれるにて、凡天下に在りと有らゆる諸木を其々に用ひ別くる事は皆がら此御時に定めさせ給へりけむを、其中にも殊に專要と有るは右の四種なる故に、殊に其用法の善こそ傳はれるには有るべかりけれ、(其は右に引ける和名抄に、杉を爾雅音義云、杉似松、生江南、可爲船材矣と云ひ、椴を玉篇云、椴木名作柱、埋之能不腐者也と云へるは彼に傳ふる所を取りて書されたる

なり、又通證に引ける本草陳藏器曰、江東桐船多用樟木、縣名檣樟、因木得名と有るなどは何れも此方の事と符合へるを見て知るべし、○稱之曰は、瑞珠盟約章第三一書にも此字を用ひられたる、共に言舉志氏詔給久と訓まされたり、傳十六、二十一に已に注せりき、○杉及檣樟とは、及字與の如く心得て杉登檣樟登と訓むべし、即記傳に引かれたるに杉及檣樟と訓まれたるに従へり、偕此杉及檣樟を以て船材と成し給へる例を見るに、杉を以て船材と成せるは、古事記玉垣宮段に、在_ニ於尾張之相津_ニ二俣_ニ、作_ニ二俣小舟_ニ而持上來、以浮_ニ倭之市師池輕池_ニと有る是なるが、此より以前に孝元天皇の輕之塙原宮と云ふ有れども、輕は後名を前方に及ぼせるにて、此時に御舟を浮べさせ給へるが珍らしき事にて、此池名と成り且地名とも成れるにや、船に輕と云ふは應神天皇三十一年御紀に、官船名_ニ枯野_ニ者、伊豆國所_レ貢之船也、是朽之不堪_レ用、然久爲_ニ官用_ニ功不可_レ忘、何其船名勿_レ絶而得_レ傳_ニ後葉_ニ焉、群卿便_レ被_レ詔以令_ニ有司_ニ、取_ニ其船材_ニ爲_ニ薪而燒鹽_ニ、(中略)初枯野船爲_ニ鹽薪燒之日有_ニ餘燼_ニ、則奇_ニ其不_レ燼而獻_ニ之、天皇異以令_レ作_レ琴、其音鏗鏘而遠聆、(下略)と有る、即ち神名式に伊豆國田方郡輕野神社見え、和名抄に同郡狩野郷有る是なり、然るに伊豆國風土記に、應神天皇五年甲午冬十月、課_ニ伊豆國_ニ造_ニ船長十丈、船成、泛_レ海而輕如_レ葉馳、傳云、此舟木者日金山麓奥野之楠也、是本朝造_ニ大船_ニ始也と云へれば、楠なる事疑無き物から、琴に作られたる事に就て考有り、偕又古事記には高津宮段に、此之御世兎寸河之西有_ニ一高樹_ニ、(中略)故切_ニ此樹_ニ以_レ作_レ船、甚捷行之船也、時號_ニ其船_ニ謂_ニ枯野_ニ、(中略)茲船破壞以_レ燒_レ鹽、取_ニ其燒遺木_ニ作_レ琴、其音響_ニ七里_ニ、(下略)と有るを以て見れば、枯野は船名にて地名には非ざりけり、然れども其燼を二度共に琴に作らる可きに非ざれば、一は誤にて、其應神天皇御世

の方正しかめるを、其琴材と成れるを見れば、右の二の中何れなるにても檣樟にては非ざりけり、萬葉九(二十六丁)に、神南備、神依板爾、爲杉乃、念母不過、戀之茂爾と有る、神依板と云ふは琴の事なるを、此を以て謂ゆる琴御占と云ふ事を物爲る故に此稱を用ひたるが、此を以て上古の琴材の杉なる事を知る時は、右の枯野船の杉なりし事此にて明らかかり、續歌林良材に引ける相模風土記に、足柄山は、此山の杉木を取りて舟に作るに、足の輕き事佗の材にて作れる舟に異なり、因て足輕山と號けたりと云々と有り、然る時は和名抄郡名なる足柄上(足辛乃加美)足柄下(准_レ上)と有るは右の船材の事に因れるにて、右の輕野に同じかる可し、萬葉三(四十丁)に、鳥總立、足柄山爾、船木伐、樹爾伐歸都、安多良船材乎、十四(六丁)に、母毛豆思麻、安之我良乎夫禰、安流吉於保美、目許會可流良米、己許呂波毛倍抒、又(十六丁)、阿之我里乃、安伎奈乃夜麻爾、比古布禰乃、斯利比可志母與、許已波故賀多爾など、船の事に足柄を詠めるは皆杉材の事なりける、(若て船に足柄と云ふは、俗にも船に物を積みたる其多少を云ふに船足の重し輕しと云へる是なり、又船を遣るに、其遲速の事にも船足の早し遅しとも云へり、若て右に引ける古事記に、甚捷行之船也、時號_ニ其船_ニ謂_ニ枯野_ニと有る野は借字にて、輕往の義にや、又傳二十五卷に注せるが如く、兎寸は鳥木にて、行く事甚捷き故の名なるにて、謂ゆる天鳥船又は速鳥など云ふ稱の類なりけらし、)猶又杉を以て船材と爲させ給へりし慥なる據と爲べき文有りけり、攝津風土記に、美奴賣松原、今稱_ニ美奴賣_ニ者神名、其神本居_ニ能勢郡美奴賣山_ニ、昔息長足比賣天皇幸_ニ于筑紫國_ニ時、集_ニ諸神祇於河邊郡內神前松原_ニ、以求_ニ祈福_ニ、于_レ時此神亦同來集_ニ曰、吾亦護治、仍諭_レ之曰、吾所_レ住之山有_ニ須義乃木_ニ、(木名)各宜_ニ伐採爲_レ吾造_レ船、則乘_ニ此船_ニ可_レ行幸、當有_ニ幸福_ニ、天皇

乃隨神教遺命作船、此神船遂征新羅（一云于時此船大鳴響如牛吼、自然從對馬海還到此處、不得乘、仍ト古之曰、神靈所欲乃留置）還來之時、祠祭此神於斯浦、並留船以獻神、亦名此地曰美奴賣、と所見たり、古の神前松原は中古以來神崎と云へる地是なり、偕其能勢郡美奴賣山は、神名式に同郡野間神社有り、其地を云ふか、又美奴賣と水沼と言の相近きは謂ゆる三女神などにこそは御在し坐すらめ、即八田郡汝賣神社是なるが、今は菟原郡岩屋浦と云ふに御在し坐すを、俗に三社明神と申すと云へり、偕上代の船は大木を其任に剷りて作れる物にし有りければ、殊に杉は輕くて便理なりけむから多く用ひらるゝなめり、（今も船を造るには專杉を用ふる事なるが、此材を以て作れるには水垢と云ふ物入る事無きを、佗材は如何に堅く作成しても漏らざる事能はずと云へり、和名抄に、爾雅音義云、杉似松、生江南、可爲船材矣と云へれば西戎の國にても然り、其餘の諸蠻にも然るにか、尋ぬ可き事なりかし、偕右の汝賣神社は傳二十七卷に注せる如く、萬葉十卷に八千杵之、神之御世自、百船之、泊停跡八島國、百船純乃定而師、三犬女乃浦者云々と有りて、神代より大に由有る事なりけり、）櫂樟を以て船材と爲る事は、四神出生章に、蛭兒を載せて流棄て給ふ船を天磐櫂樟船、其第二一書に鳥磐櫂樟船と云ふ見え、古事記神名に鳥之石楠船神、亦名天鳥船と云ふも見えたれども、上に已に辨へたるが如く、其櫂樟は此時に始めて世に成出でたる物にし有りければ、其以前に争でか然る物の有るべき、其は傳の誤なる事灼然き物から、此に素戔嗚大神の御眉毛より始めて櫂樟木の成出でて、已に可爲浮寶と云ふ御定の御在し坐しければ、此大神の御船に天磐櫂樟船又鳥磐櫂樟船と云ふ有りて、其に乗廻らせ給ひける御事などの御在し坐しけむを、何にして然しも蛭兒の事には混れぬらむと思ふ

に、此大神の天より流離はれ御在し坐しける御時に、右の船に乗渡らせ給ひし御事などの御在し坐しけむを、蛭兒も二柱御祖神に流離はれ奉りしかば、其事より混れて彼處には入れる者なりけり、若て其古事記に次生神名鳥之石楠船神、亦名謂天鳥船と有るを、記傳五（五十二丁）に、「此木は甚堅くて磐にも成る物なれば、石楠とは云へるなり、將此の亦名に神と云はぬなどを以て見れば、是は直に船を指して神と申すか」（採要）と云はれたるが如くにて、此は素戔嗚大神に初めて磐櫂樟船は始まれるを、其船を直に神とは稱させ給へるにて、宅神を屋船神と申するに等しかる可し、（但其記の御天降段なる天鳥船神は天夷鳥神の事にて、此なるとは別なり、此の天鳥船は天孫降臨章第二一書に出でたる其れより混れたる可し、此の事下に至りて注してむ、偕古史第十一段徴に、「蛭兒を載せて放たる船を天磐櫂樟船とも鳥磐櫂樟船とも云へるは、樟以て船を造る事始まりて後に言ひ出でたる誤りの傳なり」と云れたるは能も心著かれたり、然るに其の混れたる由來を云ふ時は、右に注せる如くにぞ有るべき、）偕右に書せるが如く、應神天皇三十一年御紀に所見たる枯野船は、其燼以て琴に作らせ給へるを見れば杉とも思しきを、又伊豆風土記には其事を應神天皇五年甲午冬十月、課伊豆國造船、長十丈、船成、泛海輕如葉馳、傳云、此舟木者日金山麓奥野之楠也、是本朝造大船始也と有り、又播磨風土記に、明石驛家駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生於井、唯朝日蔭淡路島、夕日蔭大倭島根、仍伐其楠造舟、其迅如飛、一槳去越七浪、仍號連鳥、於是朝夕乘此舟、爲供御食、汲此井水、一旦不堪御食之時、故作歌而止唱曰、佳吉之、大倉向而、飛者許會、連鳥云、因名連鳥と有る、此歌の結句に何速鳥と有りけむが脱たる可し、其は續歌林良材に此記を引けるに、□□天皇御宇明日の驛家に

駒手の御井有り、井上に楠木有り、其長百丈、切て船に作りて奉る、其船足の速き事鳥の飛ぶが如し、一旦明石の濱より發して半時を以て住吉岸に至れり、時人早鳥と號く、歌に住吉の大倉向て飛べばこそ、早鳥と云へ何れ早鳥」と有る是なり、偕如此く船名を速鳥としも云へるは行く事の速きを鳥に比べ云へるにて、續紀孝謙天皇天平勝寶□年に船名播磨速鳥竝叙從五位下と有るも此類なる稱辭たる者なり、又伊豫風土記に、野間郡熊野峰、所名熊野由者、昔時熊野止云船設此、至今石成在、因謂熊野一本也と云ふ事有り、此に櫂樟とは書さざるは、上代は杉を除ては必其木にて作る定の如くなりし故なり、其石と化れるを以てなむ思を定む可かりける、又肥前風土記に、彼杵郡周賀郷（在郡西南）昔者息長足姬尊欲征伐新羅行幸之時、御船繫此郷東北之海、艦舳之舛械化而爲磯、高一十餘丈周十餘丈、相去十餘町、高而嵯峨草木不生、（下略）と書し、八幡本記に、筑前國名島の海濱に神功皇后の御船の櫂なりしとて、誠に帆柱に似て折れたる石七有り、此を帆柱石と云ふ、鐵箍を回したる跡には鐵色猶殘れり」と有るなど、何れも櫂樟を以て作られし船なり、船具なりし故に石とは化れるには、此類猶世に多かりぬ可き事共なり、強に神異を語る心ならざれども、上古の船材は多く櫂樟なりし事を明さむとて云ふのみ、「右の事を書したる次に貝原翁はく、「此帆柱石に化せしと云ふ事誣ふるに似たれども、寶圭石に化し老樹の石に化し魚蛇蝦蟹皆能く石と成り貞婦の石と化りしなど、群書に載する所疑ふ可きに非ず、況や神功皇后の御船の帆柱石と化りぬと云ふ事は怪むに足らざる事なり」と云へり、實に然る言なり、予も嘉永二年閏七月と安政五年八月と宗像に詣でたりし序に往見たるに、實に其説の如くにて、石は青くして所々に白玉の如き物を孕みて、其質玉の如く、鐵は石と成れる所又未其任なる所も有

りて甚々奇しき物なるが、實に帆柱なる事は混ぶ方無き神物にぞ有りける。○兩樹は、布多都能紀と訓めり、偕此大神の不有浮寶者未是佳也と詔給ひ、御毛を散たせ御在し坐しけるに、此に成る樹共は杉と檜と楸と櫂樟と凡て四種なり、然して其を用ふ可き法を定め物爲させ給へる始に、此杉と櫂樟との兩樹を先づ抽出させ御在し坐して、其考選の御事御在し坐しけるは如何と云ふに、如此成出たる上にこそは瑞宮の材と民屋の材との事にも自然に及ばせ給ふ御事とは成りにためれ、其始に韓郷之島是有金銀と詔給へる此御事に御志御在し坐して、其物を運輸す爲に浮寶無くては未是佳也と思ほし成りて、右の樹共を生し立てさせ給へるが故に、此杉と櫂樟とを以て浮寶を爲る事をなむ最初に御言舉させ給へりける、此即其金銀を此に運輸する御心御在し坐して、唯浮寶を爲らせ給ふにのみ思ほし入りて物爲させ給ふが故にて、敢て宮室民屋の事を後に爲させ給へるに非ざるなり、（故其始めて浮寶有らずば佳からしと詔給へりし御言の任に、先づ其浮寶を作る事を沙汰し給ひて、外蕃の貢物を此に御して、皇御孫尊の萬國を此ながらにして所知看しめ奉らせ給はむ御量なる者ぞかし、容易く思ふ可きに非ず。○可_レ以爲_レ浮寶也、上に若使吾兒所_レ御之國不_レ有_レ浮寶者、未_レ是佳也と有るに對へて最初に詔給へる所なり、纂疏に、此浮寶言_レ船也、舟浮_レ于水也と有るが如し、此事已に上に注せり、偕此爲_レ字は記傳に引かれたる訓に依りて、次なる檜可_レ以爲_レ瑞宮之材と有るに同じく作_レ字の如く訓むべし、即此に此兩樹者可_レ以爲_レ浮寶之材と云ふべき義なればなり、（金澤本古本共に浮寶登須倍志と訓みたれども、其にては唯に此兩樹は船と爲べしと云ふに等しくして、此の凡の言狀と異なれば必都久流と云ふべき所なるなり。○檜は、此も比と訓むべし、下に可_レ以爲_レ瑞宮之材と有る材字に應_レかせたる所なれば、

比能紀とは訓むまじかりけり、若此をも比能紀と訓むべくは、上なるをも杉之木檣樟之木と訓むべく、下なる椈をも椈之木と訓むべきを、然は云れぬ語勢なるに心を著けて思はゞ、自然に曉られなむ物ぞとよ、椈を以て瑞宮の材と爲られたる事は繼體天皇七年御紀皇太子御歌に、椈木併 椈板椈板 避能伊陀圖鳴と有る是なり、其椈紀佐俱を釋に椈割也、私記曰、師說欲讀椈之板戸之發語也、言眞木乎佐介利と注されたるが如く、物に製るには必割きて物爲る謂なり、此事古事記朝倉宮段三重椈が歌に、椈紀 椈久能、比志呂乃美夜波、阿佐比能、日 比傳流美夜、由布比能、日 比賀氣流美夜、竹 多氣能泥能、根 泥陀流美夜、木 許能泥能、根 滌婆布美夜、八百丹古 夜木爾餘志、伊岐豆岐能美夜、椈 椈紀佐久、椈 比能美加度、下略 多加比加流、日 比能美古、御子 許登能、語 加多理基登母、此 許婁婆、と有る、此は天皇の大宮は椈以て作らせ被るを、天宮の事に係けて比能美加度とは申せるなり、其時に詠ませ給へる大御歌に、高 多加比加流、日 比能美夜比登、と有るを以て明らむ可し、(其萬葉五卷三十一丁好去好來歌に高光日御朝廷と有るが如く、上下に材の事を云はずして比能美加登と云へるは、天宮に擬らへ申す事なり、傳六卷に注せるを見て知るべし、此次に出せる一卷なる吾作日之御門の日は椈にも係けたるにて、右とは異なり、通證に、義楚六帖曰、日本國金峰山有松椈、癸卯雜識曰、倭人所居、悉以其所産新羅松爲之、今羅木也、色白而香、仰塵地板皆是也、今按、趙宋南渡後、得日本羅木、建翠寒堂、見南宋宮殿記、典籍便覽曰、櫛木色白紋理菊花紋粗可愛、謂之倭櫛、此擬指椈言也と云へり、) 萬葉一(二十二丁)藤原宮之役民作歌に、衣手能、田上山之、眞木佐苦、椈乃嬌手乎、物乃布能、八十氏河爾、玉藻成、浮倍流禮、(中略) 鴨自物、水爾浮居而、吾作、日之御門爾、(中略) 新代登、泉乃河爾、持越流、眞木乃都麻手乎、百不足、五十日太爾作、沂須

良牟、伊蘇波久見者、神隨爾有之、と詠めるは、上に眞木佐苦椈乃嬌手乎と先づ言ひて、中に吾作日之御門爾の句を置きて、其椈以て皇大宮を令作給ふ事を知らせ、終に持越流眞木乃都麻手乎と云ひて、其椈を稱美へて眞木と云ふ由を明らめたるにて、其用心なむ甚奇しき迄妙なる語調には有りける、右の歌共を引て「冠辭考に、眞木を椈と云ふは多くの木の中に勝れたるを云ふ故に、眞の木と稱云ふなり」と云はれたり、椈麻紀は即ち此に謂ゆる椈木有り、是物名なり、又椈を眞木と云ひ、又杉にも云ふ事なるが、此は共に美稱なる中に、殊に椈は宮材と成す者なるが故に、打任せたる一名の如くは成れるにて、萬葉二(三十丁)に、眞木柱、太心者、有之香杼、六(十四丁)に、續麻成、長柄之宮爾、眞木柱、太高敷而、二十(二十一丁)に麻氣波之良、寶米豆久禮留、等乃能其等、など有る是なり、冠辭考に、天孫降臨章第二一書なる其造宮之制者、柱則高太、板則廣厚と有る文を引て、眞木は椈を云ふと注されたるは實に然る言なり、又萬葉七(十五丁)に、斐太人之眞木流云、爾布乃河、と有るは、十三(四丁)に斧取而、丹生椈山木、折來而と有るに合せ見れば、此眞木は本より椈を云ふめり、又其十三(七丁)に眞木積泉河乃と見えたるに、右に引ける一卷の歌と照らし合する時は、此も椈なる事云ふも更なるに、十一(二十七丁)に、宮材引、泉之追馬喚犬二、立民之と云ふ歌有るも、此に椈可_レ以爲_レ瑞宮之材と有るに合ひて、實に右等の眞木は椈なる證になむ有りける、(然れども上に注せるが如く、此に椈此云_レ麻紀と注されたる即麻紀と云ふ言は、其椈木有りて即號くる所なれば、其椈木に打任せたる名なるを、椈には唯稱美の辭に借れるなり、又和名抄椈木の下に、日本紀私記云、末木、今按、亦杉一名也、見_レ爾雅注と有るは、字のみに非ずして杉木をも麻紀とは稱云へりけむ事、已に犬甘知言が説を引て注せるが

如し、然るを冠辭考に、眞木柱眞木戸など云ふは皆檜なる由に云はれたるは固陋なり、其は宮室などこそは有りけれ、民家などに云へるは此檜の事なる由、下に注すを見て知るべし、此木を檜などに用ふる物と心得誤りたるから、古より一人として其説を得たる者を聞かずなむ有りける、然れども同名にして異物なるを同事に用ふる事なる故に、然混らはしきも理なり、○瑞宮は美豆美夜と訓むべし、中に能の言を置くべからず、此字八洲起元章第一一書に有豊葦原千五百秋瑞穂之地と有るに、瑞之穂とは書されずして、下に瑞此云彌圖と有る是なり、天孫本紀に謂ゆる瑞寶をも美豆多加良と訓むべし、崇神天皇の都瑞籬宮を古事記には水垣宮と作れ、和名抄祭祀具に、日本紀私記云、瑞籬俗云美豆加岐、一云以賀岐と有りて、此にも能の辭を添へて云はず、又其朝倉宮段三重姦歌に、阿理岐奴能、美幣能古賀、佐佐賀世流、美豆多麻宇岐爾と見え、皇太神宮禰宜譜圖帳に、彼天石窟隱の御時の事を書せるに、天香山爾立流彌津加之木枝乎曳折天と有るは瑞檜木枝と云ふ事なり、此等何れも能の辭を加へず、美豆某と引續けて云ふ例なり、次に出せる瑞殿を美豆能美阿良可と訓み、古事記玉垣宮段に、汝所堅之美豆能小佩者誰解（美豆能三字以音也）と有る如きは殿の上に御の言有り、佩の上に小の言有り、此等の言の中に狹まる時に限りて瑞之某と云ふべき格と見所たり、（然れば此の瑞宮を美豆美夜と引續くる如きも、大宮とか小宮とか云ふに係けては瑞之大宮瑞之小宮などと、能の辭より承けて下へ續く可き事なりと知るべし、若て此に檜可_レ以爲瑞宮之材と有ると、齊明天皇元年御紀に又於深山廣谷擬造宮殿之材と有ると文法相似たり、爲字を造字の如く訓むべき證なり、）偕此瑞宮と云ふは瑞殿と云ふに等しきを、殿は唯殿舎を云ひて狹きを、宮と云ふ時は總ての構内を云ひて甚廣く互れる者なり、然れども此

は口訣に瑞宮殿也と有るが如くなる可し、古語拾遺天石窟段に、令手置帆負彦狹知二神以天御量（大小斤雜器等）伐大峽小峽之材而造瑞殿（古語美豆能美阿良可）と有るに應へて、其神武天皇段に、仍令天富命（太玉命之孫）攀手置帆負狹知二神之孫、以齋斧齋鉏始採山材、構立正殿、所謂底都磐根宮柱布都之利立、高天乃原爾博風高之利、我皇孫命乃美豆乃御殿乎造奉仕也と見え、祈年月次山口神詞に、遠山近山生立留大木小木乎、本末打切持參來、皇御孫命能瑞能御舍仕奉、大殿祭詞に、皇御孫之命乃御殿乎、今奥山乃大峽小峽立留木乎、齋部能齋斧乎以伐操、本末乎深山神爾祭、中間乎持出來、齋鉏乎以齋柱立、皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止造奉仕能瑞能御殿（古語云阿良可）大被詞に、下津磐根宮柱太敷立、高天原千木高知、皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉、など有る是なり、偕此瑞宮瑞殿瑞籬などの瑞は、大凡は殿と云ふに同じくして、齋清まはりたる由と聞ゆ、其は右に引ける古語拾遺、大殿祭詞等に齋斧齋鉏等を以て作れる運を云ひて、其結句は瑞殿なり、また彼私記に、瑞籬を俗云美豆加岐、一云伊賀岐と有るは齋籬の略なるをも思合す可く、又此大八洲國を瑞穂國と云ふも、天孫降臨章第二一書に、天照太神又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穂、亦當御於御兒と有るに據れる事云ふも更なるが、此瑞穂國を齋穂國と心得むも事更に違はざる可し、其事傳三十に注す可きなり、口訣に、瑞褒美之稱と有るより始めて古來此を愛たき義なりと云ひ、物の麗はしきを稱云ふ辭なりと云へる、何れも其説の非なるには非ざれども、傳八に注せる如く、物の極めて清く成竟たるを伊豆と云へる、即神名の伊豆能賣神と申し、屋には出雲神賀詞に、伊豆能眞屋爾、鹿草乎、伊豆能席、刈敷、伊豆能黒益之など云ふ是なり、其伊豆に美の言を上に加ふる時は、猶其上にも清く潔き言と成るを、切

て美豆とは云へるなり、元正天皇の大御名を日本根子高瑞淨足姫天皇と申し奉りて、瑞淨足と續け申す言意をも辨ふ可き者なりかし、若て世中に物の清潔なる許り稱美べきは無く、又麗美しきは非ざりければ、即其意にも用ひ來れるにぞ有りける、(又水と云ふ言も滿に同じと雖も、此も清潔き義にて此美豆に等しく、冠辭考に、「美豆てふ語は先は草木の若く美しく榮ゆるを云ふより、萬の物を讚稱へて美豆云々とは云ひけらし、萬葉卷十三に槻木に水枝刺と詠み、世にも若木を美豆木、若枝を美豆枝、若く健かなる人を美豆美豆しなど云ひ、遠江人は榎をも今俗の賢木てふ木をも其外にも常葉なる若木の青々と爲たるを總て美豆木と云へり、古語の殘れる者なり」と云はれたるは實に然る説なるに、美豆てふ語の出自を草木に取られたるは如何、草木に云ふも宮殿に云ふも本は一にて、清く潔き方より取れる者と心得む何でふ事かは有らむ、今俗言に物の清きに在れ麗しきに在れ、其勝れて快き事の人にも著明く顯はるゝ程の事を美豆際立つと云ふも此瑞にて右と同意なり、又神武天皇戊午年御紀に、乃有_レ金色靈鷲、飛來止_レ于皇弓弭_一と有りて、下に及_レ皇軍之得_レ鷄瑞_一也と有る、此にも美豆と訓み、仁德天皇元年御紀に有_レ瑞是天之表也と有るを始として祥瑞の事に云ふ瑞字は更なり、天武天皇十二年御紀に天端を阿麻都美豆と訓み、萬葉十九卷三十九丁に従古昔、無利之瑞多婢末禰久、申多麻比奴と有るなど、此を美豆と云へるは其祥瑞を顯はし給ふ神祇の方に係けて云へるにて、此休祥を受くる方に就ても決して麗美しき事、善事の極なる義なり、歷朝詔詞解に、右等を美豆と訓むを僻事として何れも志流斯と訓むべく云はれたれども、其瑞は休祥として出す物に云ひ、志流斯は此方にて其事の狀を以て何の徵某の表と曉り得るを云ふにて、凡體用の差別なる者ぞかし、○材は紀と訓むべし、即ち檜を宮材に用ゆる法を定め

させ給へるなり、右に注せる如く、萬葉一(二十二丁)に、眞木佐苦、檜乃孺手乎と有る其を承けて、泉乃河爾持越流、眞木乃都麻手乎と云へるに、其十三(七丁)に眞木積、泉河乃と詠みたるに、十一(二十七丁)に、宮材引、泉之追馬喚犬二、立民乃、息時無、戀渡可聞と有るを以て、檜を宮材と云ふ事をも知るべきなり、此歌古今六帖には、「宮木曳く厚狭の柚に立つ民の、止む時無く戀渡る哉」又「宮木曳く泉の柚に立つ雲の、止時も無し我戀らくは」と二首に成りて其意少か異れり、古今集卷第十物名寒蟬を貫之、「柚人は宮木引くらし足曳の、山の山彦呼動むなり」なども所見たり、其外諸木をも召さるゝ事なれども、堀川院百首に、基俊、「宮木引人も賞めぬ松枝は、谷の底にぞ年老にける」と詠めるも、松を宮材には引かれざるが故なり、斯れば殿舎の御料と云ひて引かせらるゝ宮材と云ふぞ獨此檜なりける、通證に、玉木某曰、至_レ今皇居神宮不_レ用_レ異材、屋亦以_レ檜皮_一葺之と云へり、作物語ながら源氏眞木柱卷に「常に寄居給ふ東表の柱を人に譲る心ちし給ふも哀にて、姫君檜皮色の紙の重ね只少かなるに書きて、柱のひ割れたる挾間に竿の鋒して押入れ給ふ、今はとて宿離ぬとて馴來つる、眞木の柱よ我を忘るな」云々と有る、檜皮色を細流に、「古き柱の色に寄せたり」と有り、此は宮の御女の住ませ給ふ殿なれば此眞木柱は檜を云へり、また右に檜皮を云ふ事、其眞木柱に係けて其屋の事をも思ひ寄せたる可し、實に上古より以降殿舎の制に於ては、時世に従ひて沿革れる事も有りと雖も、其宮材に於ては今猶古昔の如し、一度神代に法制定まりて、天壤と共に改易ふべからざるなむ、實に可畏き神量には坐々ける、(今も神社は格別にして、俗家の柱などに交用ふるは難無けれども、總てを檜以て作る時は其家必衰へ亡ぶる事なる故に、深く忌憚る事なりと古老の傳へ云へる、實に其驗有を見る事數なりと、予幼く

して母の人に物語り爲らるゝを聞たりき、檜はしも、皇御孫尊の瑞宮の御料と素戔嗚大神の然しも定め置かせ給ふ所なるを、漫りに屋材に用ふる事は謂ゆる借亂の罪甚じき者なり、朝廷には寛仁なる大御意御在し坐すが故に、古より其を律させ給ふ御制も立てさせ給はずと雖も、皇神等の御政に争でかは其を許容させ給はむ、此を以て其御罰めには遇ひ奉る事と所見たり、況てや朝廷の禮典を擬取り、朝儀を天下に掠行ひ、其舎屋を皇宮よりも麗美しく作り擬へ、天子を行へる鎌倉足利兩家の僞救終に其祀を斷つに至りては、甚々可畏き御事なるぞかし、○檜は檜を可_レ以爲_レ瑞宮之材と有るに對ひて、天下蒼生の家宅を作る料に具へさせ給へるにて、更に棺槨の義に非ざる事、次に委しく辨ふるが如し、偕右に注せるが如く、瑞宮は檜以て作らせ給ふ御定なるが故に、其檜を稱美て眞木と云ふを以て、此檜を以て、屋に作る事を人皆知らざるなり、萬葉にも二(三十三丁)に、眞木柱、太心者、六(十四丁)に、眞木柱、太高敷而、二十(二十一丁)に、麻氣波之良、寶米豆久禮留と有るなどは謂ゆる殿舎の事にして、檜柱を稱美へて眞木柱とは云へるなるが、必然のみにも非ざりけり、其は播磨風土記に、所々の産物を擧げたる中に生_レ檜杉と有りて、別に生_レ眞木榎杉と有る眞木は此に謂ゆる枝なるは然る物にて、萬葉七(三十四丁)に、眞木柱、住蘇麻人、伊左佐目丹、借廬之爲跡、造計米八方と有るは民屋の狀に聞ゆれば、此なむ被木を以て作れる柱なりける、猶十一(十五丁)に、奥山之、眞木乃板戸乎、押開、思惠也出來根、後者何將爲、又(二十四丁)、奥山之、眞木之板戸乎、音速見、妹之當乃、霜上爾宿奴、十四(二十一丁)に、於久夜麻能、眞木乃伊多度乎、等杼登之氏、和我比良可武爾、伊利伎氏奈佐禰と有るなどは甚く佗びたる狀なれば、此も亦民屋の板戸にて、更に皇宮に預る事ならざれば、此檜を以て作れる家の謂な

り、後の歌には殊に多くて、千載集に源定信、「音にさへ袂を濡らす時雨哉、枝の板屋の夜はの寢覺に」俊成、「疏離なる板の板戸の音はして、漏れぬ時雨や木葉なるらむ」續後拾遺集に後法性寺入道、「檜の屋に絶えず音する木葉こそ、時雨ぬ夜はの時雨なりけれ」大江廣房、「枝の屋に時雨の音の絶えしより、庭も籬も積る白雪」堀河院百首に顯仲朝臣、「故郷の枝の板屋の妻庇、霰走_ルしる冬ぞ寂しき」千五百番歌合に源家長、「山陰や木葉時雨の枝の屋に、漏れぬ雫は神にのみして」定家百首に、「檜の屋に霰の音も絶つ、風の行方に靡く叢雲」散木集物名繼木乃矢立を、「三倉山枝の屋建て、住む民は、年を積ても朽ちじとぞ思ふ」など有る、此等は例の詠物なれば、物の證には立つまじき物から、甚く物哀れなる事を云はむとて板屋又板板屋を詠めるなれば、當昔の民屋は多く板以て作りて甚物速なげなりし狀を見るに足れりと云ふべく、又散木集に年を積むとも朽ちじとぞ思ふ」と詠めるは、上に已に此檜を注す所に引ける和名抄に、玉篇云、枝木名、作_レ柱、埋_レ之能不_レ腐者也と有れば、西蕃にても板以て柱には作れるなめり、況て我上古の家造はしも謂ゆる堀立と云ふ狀にて、柱をば土中に埋め物爲たりけむから、其埋めて腐らざるを甚く賞て、佗の良材よりは此檜を以て民屋の柱とは成したりけらし、京浪華を除きては五畿内又播磨淡路の邊僻の地には、今より百年餘以前に建てたる民家を見るに、何れも板と樛との二樹を以て作れるなむ多在りける、神代の遺制と云ふべし、(此檜に謂ゆる高野槇吉野槇は其土地に因りて種類の異なるなり、又津輕槇と云ふも一種にて、彼國には殊に多かりければ民家は其木を以て作る事とぞ、右等の中に眞槇と云ふと草槇と云ふと二種有りて、眞槇は材に宜しく、草槇は葉なむ置しかりけると云へり、偕又樛木はしも樛に似て板とは良短しと雖も、此も板の一種と見えたり、萬葉一

卷十六丁に、樛木乃、彌繼々爾、三卷二十九丁に、三諸乃、神名備山爾、五百枝刺、繁生有、都賀乃樹乃、彌繼嗣爾、六卷十丁に、瀧上之、御舟乃山爾、水枝指、四時爾生有、刀我乃樹乃、彌繼嗣爾など有りて、都賀とも刀我とも云ひて今世俗に云ふ所も然り、和名抄郡名に下野都賀と云ふ有り、又、郷名に但馬國朝來郡東河土加と書せるも、此木に因れる地名には非ざるか、神名式に刀我石部神社所見たり、冠辭考に、今人樛字を用ふる木を山城にては刀我と云ひ、田舎にては都賀と云へり、樛は樛の類なれば、古別に名有る事無し、和名抄にも樛は有れども、都賀刀我の名は擧げざるなり、萬葉に都賀と詠めるは黃楊ならむ云々と云はれたるは甚じき僻事にて、都賀は黃楊にて別なり、都賀は樛又樛の事にて然る可し、其樛も亦樛と葉相似たる者なるが、此を傳二十五卷に引ける伊豫風土記には巨木と云ひて、即神武天皇戊午年御紀に謂ゆる母木なるを、其も有る人隱於大樹而得免難、仍指其樹曰恩如母云々と云ふより起れるにて、本よりの稱に非らざれば、右の樛も樛も共に其本は樛の別種なるが故に、和名抄字鏡共に別に都賀をば擧ざるにこそ、○顯見蒼生は、口訣に人民也と有るが如し、偕右に瑞宮と詔給へるは、上に吾兒所御之國云々と詔給へる吾兒にて、即ち皇御孫尊の大宮の御事を先づ沙汰し給ひて、次に天下人民の家宅の事に及ばせ給へるなり、此顯見蒼生の事は已に傳十二に注せりき、○枝可_ミ以爲_ニ顯見蒼生奥津棄戸將_レ臥之具_一の此一段に於ては、中古以來正しき説を得ずして、此に素戔嗚大神顯見蒼生の爲に棺槨を作る方を定めさせ給へる者と思へり、今其説を擧げて此を辨へ、然後に予が説を定めむとす、先づ奥津棄戸を下に棄戸此云須多坏と訓を注されたるを見れば、此字はしも御紀の御撰有る其時に當りて、須多坏の言に合せて物爲られたるなりけり、然るに古本金澤本共に棄戸に作り、口訣本纂

疏本及舊事紀に載せたる共に棄戸に作り、唐書に斷棺棄戸と云ふ字有りければ、其を取りて棄戸と書かれたらむと思ふに、必然しも非ざりけり、其は棄字に須多須多流の訓有れども、戸字に坏に當る訓はしも古より未見聞かざる所なり、又此を棄戸と見る時は戸を坏と訓む例少からざるなり、先づ古事記に大戸比賣神と申す有り、其事に就て傳二十四に已に引ける欽明天皇御紀に戸籍又田戸と云ふ事始めて見え、孝德天皇御紀に民戸と云ふ事有り、姓氏錄(河内國皇別)に大戸首と云ふも有るは、正しく戸を坏と訓むべき例なり、然る時は古本金澤本共に棄戸と作るなむ須多坏の言に當れるを、其も正字には非ずして唯假字なれば、此字に依りて義を求む可きに非ざるを、邂逅に唐書に棄戸と云ふ字の有るが似たる事故に、終に説者其誤を承けて又誤れる説を引出づる種はひとは成りにたり、(但天孫降臨章に、則知_ニ天稚彦已死_一、乃遣_ニ疾風_一舉_レ戸致_レ天、便造_ニ喪屋_一而殯_レ之と書され、以_レ鳩爲_ニ戸者_一と云ふ事も有れば、此等の事にも見合せて、棄戸を棄戸と作れるも亦知るべからず、下に委しく云へり、考合す可し) 其奥津を私記に於久津と訓みたり、此に依りて口訣に、塚謂_ニ於_レ根菟_一根と云ふ説起れり、崇峻天皇前紀に、雙_ニ起_レ墓_一於_レ有_レ眞香_一邑_一葬_ニ萬與_一犬焉と有りて、葬字を於久と訓ませたれども、上に墓の事を云へるに合せたる者にて、天智天皇_一御紀に丘墓を於久都積と訓める於久なれば、此奥津のみにては語を成さざるなり、偕其積は天孫降臨章に山陵と有るを、私記に美左々岐と訓めるは御小城と云ふ事にて、現身の御在所よりは少やかなる義なり、景行天皇四十年御紀日本武尊を葬奉れる所に棺槨の二字有るを、美積とも比登積とも訓めるは身城なり人城なり、下に引く和名抄を見合す可し、天智天皇六年御紀に石槨と有るを、萬葉十六(十一丁)に、事之有者、小泊瀬山乃、石城爾母、隱者共爾、莫思吾背、

と見えれば石城イシキ即正字なり、然れば於久都枳オクツキは置津城オキツキにて、屍を置く城と云ふ事なりけり、萬葉三(四十八丁)に、奥都乎、此間登波開村、又勝壯鹿之、間々能手兒名之、奥津城處、又(五十七丁)に、吾妹子之、奥都常念者、波之吉佐寶山、九(三十三丁)に、奥城矣、吾立見者、永世乃、語爾爲乍、後人、偲爾世武等、玉梓乃、道邊近、磐イハ構ハカ、作冢矣、又菟會處ウサキ女乃、奥城叙此、又(三十五丁)、浪晉乃、驟湊之、奥津城爾、妹之臥勢流、又(三十八丁)、奥都乎、往來跡見者、哭耳之所泣、十九(二十七丁)に、奥墓乎、此間定而と有るなど、奥都奥墓奥城奥津城など書ける、何れも人の冢墓を云ふなり、偕和名抄葬送具に、棺四聲字苑云、棺音棺、一音貫、(和名比止岐)所ヨ以盛シ屍也、屍イハ(音與戸同、訓或通)死人形體曰屍也、都野王曰都(古博反、與都野同、和名於保止古)周棺者也と有り、偕其於保止古は大牀なる可し、此は都には非ざれども、綏靖天皇前紀に臥ヨ于大牀と云ふ語有るは、古には臥棺なりし事に思寄られ侍り、若て棺は人を盛る内城なり、都は其城を周らす外郭なるを、其を埋めて冢墓と爲るを奥津城とは云へるにて、其於久と云ふは棺槨を置きて上に土を築けるなれば、此の奥津は縦や奥墓の事なりとも、下に都枳の言無くして奥津のみならむには、其語を成す可からずとは云ふなり、(因云、其十八卷二十丁なる長歌の句に、大伴能、遠津神祖乃、其名乎婆、大來目主登、於比母知且、都加倍之官、海行者、美都久屍、山行者、草牟須屍、大皇乃、敝爾許會死米、可弊里見波、勢自等許等太且、丈夫乃、伎欲吉彼名乎、伊爾之敝欲、伊麻乃乎追通爾、奈我佐敝流、於夜能子等毛會と有りて其反歌に、大伴能、等保追可牟於夜能、於久都奇波、之流久之米多底、比等能之流倍久、と有る於久都奇は右に謂ゆる冢墓とは思はれず、遠津神祖大來目主命を祀る社壇などを云ふならむを、美都久屍草牟須屍と有るに就て

其縁にて云へるならむかと思ふに、已に傳十七卷に引て注せる古本神樂歌に、於幾津支爾、須女神多知乎、以波比古志、心波今會、多乃志加里介留、と有るを梁塵愚案抄に、「於幾津支は人を葬むる塚の事を申侍れど、此には神の小祠ミヤを於幾津支と見るか」と有るが如くにて、神樂は齋戒して行ふ者なり、冢墓の事をば言にも忌憚る事なるを、此にては神の御座を申すと聞ゆれば、右の萬落十八卷なるも大伴の氏神の御座を云ふなり、其も神體を置て神の御座とは仕奉るるにて、事は各別なれども其心用ひに於ては一なる可し、) 棄戸此云須多杯は、出雲風土記意宇郡の官社に須多社見ゆ、神名式に謂ゆる須多神社是なり、又未官知社に須多閉社有りと雖も、山代郷須田谷と云ふ地有れば、此の棄戸の引合とは成らざめり、又萬葉五(三十九丁)亡たる男子を戀ふる長歌に、漸々爾、可多知久都保里、朝々爾、伊布許登夜美、靈剗、伊乃知多延奴禮、と有りて反歌に、和可家禮婆、道行之良士、末比波世武、之多敝乃使、於比且登保良世、と有る四句は下方使と云ふ事にて、其頃死人の靈は黄泉シタツクニに行く事と心得たる其誤を受けて詠めるなれば本より實事には非ざるを、此之多敝は黄泉の事を云へるにて、此の須多杯と一には成るまじき事云ふも更なり、直指と云ふ物に、「須多杯の須多は棄なり、杯は尸なり、尸を棄つと云ふ義なり、棄と云ふは惡み厭ひて棄つるに非ず、人の尸を縦ひ棺槨衣衾の美を盡し翠柳明器の禮を極むと云ふとも、土中に埋む上は棄つる理なり、若棄つる事有るべからずと云はゞ、孝子慈孫の身としては父祖の死骸を永ぶるに、同室に於て朝夕生に仕ふるが如くにして、決して土中に埋むまじき事なり、然れども異國本朝共に古來土中に棄てたり、其棄つる中に禮式儀文有る事なり」と云へる、一應は然る事とも聞ゆれども、古より屍を杯と云ふ事を聞かず、又其土中に埋むと云ふも納め置く意なれば、其屍に

對へて棄と云ふ事穩ならざる事共なり、(又白井宗因説に、「奥津は置と云ふの詞、津は語助、棄尸は須氏多由流と云ふの訓なれば、尸を以て置棄つるの義なり、或云奥津棄尸は棺槨の事なり、奥津は土深く築入る事、棄尸は棄つる家と云ふ事、或は棄つる肌とも云ふ」と云へるなどは殊に苦しげなる説なり、此の須多杯を棄絶とし棄家とし棄肌として其何れを本説と爲るにや、此の棄尸を右に引ける唐書の斷棺棄尸と云ふ事に見合せて、尸を以て説を成す者は悉に取るにも足らずと云ふ程の事なり、) 將臥之具の將臥を私記に母微布須と訓み、諸本共に母知布佐牟と訓みて、將字に母知の訓を當つるは下なる具字を器具の如く思へるからの僻訓なり、此は布佐牟と訓むべし、(倭釋紀將臥之具の下に、私記曰、問は何用哉、答は作棺也、死人臥化、故云將臥耳と所見たるは、當時已く此説に暗かりしなりけり、此謬説を立て、直指に、「上古には尸を葬るに棺中に令臥たりと有るは是にて知られたり、神代の葬尸を令臥る事此文明證なり」と云ひて、臥棺の證に立つるは甚味氣無き事なり、上に奥津棄尸と有るを棺槨と見るから、此の將臥も其棺中に臥す事と思へるは惑へり、凡て説を成すには其章句を逐ひて委曲に明らかめたる上ならでは云はるまじき事なるを、棄尸の尸を尸なる方を立つるは然は有るまじきにも非ざれども、杯の言を尸の事と爲る如き拙き説を吐きながら、解も得ざる事を闇推に定め云へるは、古人と雖も如何しき事に非ずや、(通證にも、上古坐棺未見其證、今驗發古塚者、多是石棺、治之以朱、其尸南首伸手脚而臥、或有藏鏡劍器物者、但今世士庶多用坐棺、蓋取其便也、又聞省中造營忌被不用、蓋出于此、爾雅被註疏被一名結、郭璞曰、結似松、可爲船及棺材、作柱埋之不腐、又人家常用作桶板、甚耐水、粘說文作榭音杉と云へり、右の坐棺臥棺の事は私記の説に

本著て云へる者にて、此に由無し、又省中造營忌被不用と有るも、棺槨の説起りて以來の事なる可し、然る忌はしき木ならむには、神武天皇戊午年御紀丹生川上に御在し坐して天神地祇祭らせ給ふ所に、譬猶被葉之浮流者云々と譬にも詔出で給ふまじき御事なるをや、又粘を船及棺材と爲るは、水に腐らざる木なる故にこそ有りけれ、其主として用ふる所は柱に在る事上に注せるが如し、(倭榭字は新撰字鏡に榭所減反須木と所見たり、何れか是なるを知らず、) 右等の説共を悉に僻事と爲る所以はしも、此素戔嗚大神高天原より逐はれさせ給ひて天降り御在し坐しける以降は、皇御孫尊の御爲顯見蒼生の爲のみを計らせ御在し坐して、萬の御所爲唯此御事のみ力めさせ御在し坐して、此にて御身毛を抜散たせ給ひて種々の樹種と化し生し給へるも、誰が爲にかは御在し坐さむ、此は浮寶を始め瑞宮を作り民家を蕃息しめ給はむ大御心なる事を見奉り知る上は、徒に古人の説をのみ守り難き大義なむ此に在りける、然るは右に檜可_レ以爲_レ瑞宮之材也は皇御孫尊の大宮造の御事を定めさせ給へるなり、右に對へて、被可_レ以爲_レ顯見蒼生奥津棄尸將臥之具也と有る御言に顯見蒼生と有るは、現在の人民と云ふ事なり、然る時は其生る事やは輕き、死る事やは重き、天神の天地を造化_{ナシツク}り給へるも地祇の國土を經營らせ給へるも、生とし活ける人の爲にこそは物爲させ御在し坐しけれ、然して生るは人の常なり、死るは人の變なり、其常を捨て變を取ると云ふ事は、世中の理に於て絶えて有るまじき事なりけり、斯る時は此奥津棄尸と云ふは民家にて、將臥と云ふなむ其に寢臥す事を云ふなりける、然るは皇宮を始め奉り民庶と雖も家居を定むるは、其所に寢起して其所業を力行ふ中にも、皇御孫尊はしも瑞宮の内に御在し坐して天下を召し給ふ御職なり、顯見蒼生と云ふ中には朝臣_{アヘツギ}有り民庶_{タミム}有りと雖も、取總て云ふ時は、朝臣は日毎に御

前に侍らひて其御趣を受賜り仕奉る可く、民庶は日々に農桑に出渡らひて其勤なむ暇非ざりければ、各其家宅は持ちながら、唯夜毎に家に在りて安寝するのみ、貴きも賤きも其身の常と爲る事なるが故に、將臥之具と詔給へる事にて、此は實に大神の深く大御心を用ひさせ給へる大御言には有るなりけり、(其事は猶下にも云ふべし、但今は男子の常を以て云ふなり、婦人小兒の如きは本より其家に在りて佗に物爲る者には非すと雖も、然る末々の事共迄をも別て詔給ふ可きに非ざれば、如此言の簡易き中に大なる味有る事と知るべし、凡て天地神祇の御所爲に悉く經濟の方より外は無き者ぞとよ) 倭皇大御國はしも、神代より始めて葬禮の事なども佗國よりは隻に勝りて懇切なりしかば、棺槨の事其設なむ甚しかりければ、孝徳天皇二年御紀の詔に引かせ給へる魏文紀に、棺槨足_ニ以_レ朽_レ骨、衣衾足_ニ以_レ朽_レ穴而已と云ふ如き薄情なる事は無くして、棺槨の制衣衾の設なども甚忠誠に物爲られたりけむ御事は、山陵の崇大なる丘墓の高重なる状、却りて物事の甚能くしも開けて事整へりける今世の及ぶ所に非ず、又禮檀弓には擇_ニ不食之地_一而葬と云ふ事有れども、此方には雄略天皇九年御紀、紀小弓宿禰の薨れし所に、其従へる采女大海が言に妾不_レ知_ニ葬所_一願_ニ良地_一と申せるに就て、於是大連奉_レ勅、使_ニ土師連小鳥作_ニ冢墓於_ニ田身輪邑_一而葬_レ之也と有るが如き、彼は不食之地を擇ぶを、此には願_ニ良地_一と見えたるにて、其葬儀の厚くして誠有る事實に天下萬國に竝無き大御國風なれば、此にても素戔嗚大神の棺槨の事を定めさせ給へる者と一應は思ふめる事なれども、先づ其家居を占て此に住み其生涯を盡して後に死に就く事なるが、身亡て後には其神靈の方を主として祀らるゝ我が古風なりければ、此にても其顯見蒼生を住ましむ可き家宅の御定を忘れさせ給ふが如くして、意表なる棺槨の事を沙汰し給ふ可きに非ざるを

曉る可し、是予が此御事に於ては、甚く古人と其説の異なりける所以なり、(然る時は此の文は可_レ以_レ爲_ニ顯見蒼生_一津棄戸_一將_レ臥之具_一と句讀_レべきが如しと雖も、奥津棄戸は臥房なりければ、其に將_レ臥と續けるなれば、本より讀來る任にて然る可し、然れば此は下なる具字に應きて爲_ニ字都久流_一とは訓むべからずなむ) ○奥津棄戸の奥津は家宅の奥方を云ひて、謂ゆる内寢又臥房の事なり、萬葉十三(二十五丁)に、隱口乃、長谷小國、夜延爲、吾大皇寸與、奥床仁、母者睡有、外床丹、父者寢有、起立者、母可_レ知、出行者、父可知、野于玉之、夜者起去奴、幾許雲、不念如、隱嬪香聞と有る此奥床に同じ、今も邊鄙にては、其宅の奥方なる臥房の方を唯に奥と云へる是なり、上古には大凡の家造は唯簀子のみ多在りしかば、唯棄戸にて事は足りなむを、此は其將_レ臥之具の事を詔給はせる故に、其臥房の方を主として此に奥津とは置かせ給へるなり、海宮遊行章第八一書に乃設_ニ三床_一請入、於是天孫於_ニ邊床_一則拭_ニ其兩足_一於_ニ中床_一則據_ニ其兩手_一於_ニ内床_一則寬_ニ坐於_ニ眞床覆衾之上_一と有る内床即奥床に相同じき事合せ考ふ可し、(今世士人の妻を奥方と云ひ、奥様など云ふは全く其内室に居るを以て云ふ所なり、此は予が言を待たずして人皆知る所なり) 棄戸此云_ニ須多杯_一は棄戸は借字にして、簀上_ニの義なり、然る時は簀津上と云ふべきを多と轉じ云へるは、萬葉十四(十五丁)に、等保都安布美と有るを和名抄國名に遠江止保太阿不三と有る類にて、謂ゆる之に通_ニ津_一を多と唱ふる例是なり、偕此簀は和名抄居室具に、簀(板敷附)蔣魴切韻云簀(音責、切程式板敷、簀子須乃古)床上藉_ニ竹名也_一と有りて、床上の板敷ならぬ所にて竹簀を架して人の座所と爲る者の事なり、上代の家造には必ずしも賤民の住處ならずと雖も簀子なりしと見えて、大嘗祭儀に、其悠紀主基二院の事を正殿一字(長四丈廣一丈六尺、柱高一丈、緣長一丈三尺、以_ニ

葛野席_ニ覆_ニ其上_一、膏高四尺、以_ニ北三間_一爲_レ室、南戶部_レ席、以_ニ南二間_一爲_レ堂、葦置_ニ五尺堅魚木八枝_一、著_ニ榑風_一、構以_ニ黒木_一、膏以_ニ青草_一、其上以_ニ黒木_一爲_ニ町形_一、以_ニ黒葛_一結_レ之以_ニ檜竿_一爲_ニ承塵骨_一、以_ニ黒葛_一結_レ之、以_ニ小町席_一爲_ニ承塵_一、壁部以_ニ草_一、表用_ニ伊勢班席_一、裡用_ニ小町席_一、敷_レ地以_ニ束草_一（所謂阿都加草）以_ニ播磨簀_一加_ニ其上_一、簀上加_レ席、既而掃部寮以_ニ白端御疊_一加_ニ席上_一、以_ニ坂枕_一施_ニ疊上_一と有る、此播磨簀又簀上を一本には播磨竹簀又竹簀上と有り、踐祚大嘗祭式にも上加_ニ竹簀_一、其室簀上加_レ席と所見たり、大抵此大嘗宮の製様はしも上古の皇居神宮の狀を擬作らるゝ事なるに、其猶床上には竹簀を編みて架し給へり、大殿祭詞に、引結_ニ葛目_一能_レ緩_レ比_{取膏計_ニ草_一乃_レ喚_レ無_レ久_{、御床都比能_レ佐夜伎夜女能_レ伊須須伎伊豆都志伎事無_レ久_{と見えたる葛目は、次なる御床に相應きて竹簀を結縛むなり、其上文に此乃敷坐大宮地底津磐根乃_レ極_{美_{下津綱根波府虫能_レ禍無_レ久_{と有る、下に古語番繩之類謂_ニ之綱根_一と注し、其下津綱根と云ふ物床に非ずして何をか云はむ、但傳二十四に古事記なる久々紀若室葛根神の御名を擧げ、顯宗天皇御紀室壽御詞に築立稚室葛根云々と有るを引て注せるが如く、上古の家造はしも葛藤を以て結ひ固め建てたる物にし有りければ、其總てに互るは然る物から、右の下津綱根又引結_ニ葛目_一と云へる、此には主と其御床の事に云ひて、即ち簀子を編成す事に云ふなり、三代實錄十一（九丁）に、太政官下_ニ知云々_一等國_一、禁_ニ材木短狹_一、及_ニ定_ニ載車法_一、日_ニ歩子簀子榑榑長短厚薄_一、去_ニ延曆十五年_一初立_ニ制法_一云々、運_ニ載之法何應_一、同_一、須_ニ榑榑三十二枚_一、步_ニ板八枚_一、簀子_ニ十枚_一、以_レ此爲_レ定_レ云々と見えれば、竹簀を改めて板を用ふる世とは成りぬれども、猶簀子の古名を用ひられたる者ならむかし、空穗俊蔭に、「屋共も壞ち取りつれば唯寐殿一のみ簀子も無くて云々」と有るも其床の無きを云ふなり、又源氏帚木（二十三丁）に、「門}}}}}}

近き廊の簀子だつ物に尻掛けてとばかり月を見る」又（三十八丁）、「醉進みて皆人々簀子に臥つゝ靜まりぬ」又（四十四丁）、「簀子の中の程に立ちたるに、障子の上より朗かに見え給へる」未摘花（十三丁）に、「其荒れたる簀子にイすま欲きなり」又（十五丁）に、「簀子などは便無くぞ侍なむ」榑（五丁）に、「此方は簀子許り許されは侍やとて升居給へり」晝合（十六丁）に、「後涼殿の簀子に各心寄つゝ侍らふ」榑（五丁）に、「簀子は傍痛ければ南の廂に入れ奉る」野分（五丁）に、「今參るやうに打聲作りて簀子の方に歩出給へれば」若菜上（百三丁）に、「次々の殿上人は簀子に圓座召して」若菜下（二十九丁）に、「横笛を吹かせて簀子侍はせ給ふ内には云々」又（百五丁）に、「其より下の上達部は簀子に態とならぬ日の事にて」柏木（四十二丁）に、「けふは簀子に居給へば甚輕らかなる御坐なりとて云々」夕霧（四十五丁）に、「少將の君を取分けて召寄す、簀子の程も無けれど奥に人や有らむと影護_{クシロク}くて」又（七十六丁）、「南面の簀子に圓座指出て云々」橋姫（二十丁）に、「簀子に甚寒げに萎める童一人同じ様なる云々」など多く見えたるが、床にも云ひ又竹椽にも云へり、（新撰字鏡に簀阻革反、棧也、板也、と有りて此に當る言の無きは脱たるなめり、佗國の狀も然るにや有らむ、「我淡路國にて今より百年許以上の家造には如何なる大家にても板敷は唯客室に在るのみにして、其餘は皆竹簀子なり、況て尋常の家には絶えて板敷と云ふ物は更に無かりき、予が本生の家も今よりは二百年餘も已く建てたるにて、宅は健かに大きかりしかども、板間なる所は僅に疊を敷く床のみにして、自餘は竹簀子にて上には席を敷く事なり、去年母に見えがてら行たるは、家をば建替へて今風の板敷に爲たり、打見には宜しくも有れども、何と無く田舎めかす成りぬるこそ、著_{ツキ}なからぬ心ち爲たりけれ、偕其床に竹簀を架すには、何れも葛藤_{クツクツ}を以

て編著くる事なるが、如何なる事にや、床を加久とも簀子を加久とも云へり、懸くには非ず編むと云べき状なり、○將臥は布佐牟と訓むべし、即ち簀子の上に寝臥す事を云ふなり、源氏須磨(十丁)に、西の臺に渡り給へれば御格子も參らで眺めあかし給ひければ、若き童所々に打臥て今ぞ起騒ぐ」と見ゆ、但此の御殿の内なりければ、常の臥處には非ざれども端近く臥たる趣なり、脩上代には凡ての民居は甚危かりし物にて、萬葉五(三十丁)貧窮問答歌に、布勢伊保能、麻宜伊保乃内爾、直土爾、藁解敷而、父母者、枕乃可多爾、妻子等母波、足乃方爾、團居而、憂吟、可麻度柔播、火氣布伎多兒受、許之伎爾波、久毛能須可後氏、飯炊、事毛和須禮提、奴延鳥乃、能村與比居爾、伊等乃伎提、短物乎、端伎流等、云之如、楚取、五十戸長我許惠波、寢屋度麻侶、來立呼比奴と有る、此は甚く貧しき民居の状を云ふにて、並ての事に非ずと雖も、大抵の倂なむ如此く有りけらし、楮右の布勢伊保は伏庵、麻宜伊保は曲庵にて、低く枉りたる謂なり、下に寢屋度と有るは、其庵室を臥處とする事なる故に寢屋とは云ふなり、三(四十八丁)に、廬屋立、妻問爲家武、九(三十五丁)に、廬八燎、須須師競と有るは謂ゆる妻屋の事にて別なれども、臥屋にて右の寢屋に其意相異ならず、八(四十五丁)に、田廬爾居者、京師所念、十六(十五丁)に可流羽須波田廬乃毛等爾と有りて、下に田廬者多夫世也と有るは田を守る者の屋にて、廬屋田廬共に人の住まふ所なれども、臥す事を主と立て布勢とは云ふなり、然るに和名抄には庵室、唐韻云、庵(烏含反)方言腰云、草庵(和名伊保)草舍也と云ひ、廬、毛詩云、農人作廬以便田事(力魚反、和名伊保)と有りて多夫世と云ふ事の無きを以て見れば、伊保は寢室にて本稱なるを、田の事に用ふれば田廬とは云ふなりけり、其を活かして萬葉二(四十二丁)に、荒磯面爾廬作而見者、六(十四丁)に、

廬爲而、都成利、又(三十五丁)、何野邊爾、廬將爲子等、又(三十八丁)、河口之、野邊爾廬而、十五(六丁)に、伊都禮乃思麻爾、伊保里世武和禮など云ふは旅寢する事を云へるなり、又大和物語に、「昔大納言の女云々、陸奥國へ夜とも云はず晝とも云はず逃て往にけり、云々と詠みて木に書附けて庵に來て死けり」と有るも旅宿を云ふなり、更科日記に、「二村の山中に泊りたる夜に、大なる柿の木の下に廬を作りたれば、夜一夜廬の上に柿の落懸りたるを人々拾ひなどす」と云ひ、拾遺集に「旅人の草刈覆ひ作る間に、予やは人を思ひ忘る」と詠めるも其廬を作る事を云ふなり、斯の如く庵にも廬にも寢る事を以て名と爲るを以て見れば、此に被可_三以爲_三顯見蒼生與津棄戶將臥之具」と有る奥津棄戶を居室の事とし、將臥は其に寢臥す事なる事更に疑を容る可からずなむ有りける、(然るは上にも注せるが如く、人には各所業の有れば、常には外に出て其勤を成し、家は唯寢臥す料に設けたる者なりければ、此に將臥之具と詔給へるなり、今も俗には人家を建つるを寢所を拵ふると云ふも、豈寢臥す爲ならむや、言意は其宅に住まひ爲る事に云へると同じき御言の状なり、然れば私記に將臥母微布須と訓めるは、棺槨と見られたるからの僻訓なるをも知るべく、又將臥は棺槨に臥す事にては有るまじき事を明らむ可し、)○具は私記に會奈部と有り、此は天孫降臨章第二一書に、又爲_三汝往_三來_三遊海之具、高橋浮橋及天鳥船亦將_三供造、と有る具と同じく其設と爲させ給へる謂是なり、俗に物を豫に設備へ置くことを字音に用意と云ふに同じ、即ち此は宣化天皇元年御紀に、夫筑紫國者、(中略)自_三胎中之帝_三泊_三于朕身、收_三藏穀稼、蓄_三積儲糧、遙_三設_三凶年と有りて、其下に又其筑紫肥豐三國、屯倉散在縣隔、運輸遙阻、儻如須_三要、難_三以備_三卒、亦宜_三課_三諸郡一分移聚_三建那津之口、以備_三非常と書されたる、此謂ゆる畜穀の事

なるが、一には設_ニ凶年_一と云ひ一には備_ニ非常_一と有る、此を以て此なるも可_ニ以爲_ニ顯見蒼生與津棄戸將_レ臥之設_一と心得むも、其義に於て異なる事無きを思ふ可し、(此會那布の言は傳十二卷十四卷に已に注せるが如く、四神出生章第十一書に、夫品物悉備、貯_ニ之百机_一而饗之、瑞珠盟約章第一書に乃設_ニ大夫武備_一など有り、但其は物を満足はし整ふる意、此は豫て其物を用意し置く事にて其意少か異れり、) 偕此の具の言はしも總てに係りて其意なむ甚重かりける、其は素戔嗚大神此に於て四種の樹種をしも成し出でさせ御在し坐して、其用ふ可き法を定めさせ給ひ、彼凡大八洲國之内、莫_レ不_ニ播殖而成_ニ青山_一焉、と有るが如く、青垣山美しく成し給ひける御事はしも天下後世の具と成し給へるにて、右の杉と檜樟と此兩樹にも可_ニ以爲_ニ浮寶之具_一と云ふ義有るべく、檜にも可_ニ以爲_ニ瑞宮之具_一の意有るべからむ事本よりの事なるを、此枝の用を云ふ一所に具字を置て右の二所にも相照し思取るべく物爲られたるにて、此所何れも實に云知らず妙なる味有る文なる者なり、故此大神韓郷之島に金銀有るを見行はし御在し坐しては、此に運輸す爲に浮寶を作らせ給はむ御事を起させ給ひ、其浮寶の材を物爲させ御在し坐さむと御毛を頒たせ御在し坐し、かば杉檜檜樟の四種なむ出來りければ、其に就て杉と檜樟とは船材と定めて其具に播殖給ひ、檜は皇御孫尊の瑞宮を造らせ給はむ宮材と定めて其具に播殖し給ひ、枝は天下人民の家宅を造り牀上に臥せらむ爲に其屋材と定めて其具に殖並べ給ひ、次に夫須_レ噉八十木種皆能播生と有るも、其八十木種は顯見蒼生の噉ふ可き具に殖置かせ給へるなりけり、此時皇御孫尊は未天降り御在し坐さざる以前なり、又顯見蒼生も未國土に蕃息ざる以前の事なるに、已く斯る物共を具へ設させ御在し坐しけるなむ、_「此大神は實に經濟_ヲの方を始めさせ給へりし祖神とも稱奉る可き程の御事にて、仰

ぎ奉るにも猶餘有る御所業にて渡らせ給へりける、(是即此の具字を訓む法なり、_「世の神道とか古道とか唱ふる輩は且ても斯る事に心も著かすて、互に古人の糟粕を喰ひ自己の僻心に曲げて説く故に、左右に神は唯に幸福を祈る可き者とのみ心得て説くから、實物の神を大に虚物に成し過つ事なむ多在りける、斯る故に天下の經濟の事などをば神典に求むる者とも知らずて、徒なる根無し言を書に綴り著はして、可惜良民を損ふ者少からざるなむ甚心憂き事なりける、) ○須_レ噉は私記に久良布倍支と有り、應神天皇十九年御紀に、夫國樺者其爲_レ人甚淳朴也、每取_ニ山菓_一食と有れば、米穀に乏しき地には山菓をも常食に爲しなりけり、此食字久良布と訓み、又欽明天皇四年御紀に採_ニ拾椎子_一爲_ニ欲熟喫_一と有る喫字を波麻牟とも久良波牟とも二に訓ませたり、猶神武天皇戊午年御紀顯齋の所に糧名爲_ニ嚴稻魂女_一と有る糧字をも私記に久良比毛乃と訓ませたり、字鏡に喫_ニ噉_一と有りて、下に四形同、五結反、噉也啖也、久良布又波牟と有り、唄を下施反、小兒歐乳也、乳久良布と見ゆ、漢籍大學に、心不_レ在焉、視而不_レ見、聽而不_レ聞、食而不_レ知其味、と有る食而を久良比氏と訓習はせたり、今も崇むる方には絶えて云はぬ事なるを、卑しむる方には久良布と云ふ事常なり、(欽明天皇二十三年御紀に、大號叫曰、日本將齧_ニ我臍_一、即號叫曰、新羅王啗_ニ我臍_一と有る、此の齧も啗も久良布と訓むべくして卑しめたる言なり、又啖をも茹をも塗をも哺をも久良布と訓むなり、) ○八十木種は、口訣に菓樹等也と注し、纂疏にも謂_ニ衆菓_一、梨棗柿栗之類也と注させ給へり、此は上の一書に、初五十猛神天降之時、多將_ニ樹種_一而下と有るを、其上文に素戔嗚神帥_ニ其子五十猛神_一と有れば、大神の共に携へ持降らせ給へるなりけり、已に伊弉諾大神の御時より菓樹の有りて、四神出生章第六一書に、因投_ニ黑鬘_一、此則化_ニ成浦陶_一と見え、第九

一書に、道邊有_二大桃樹_一、故伊弉諾尊隱_二其樹下_一、因採_二其實_一擲_レ雷、と所見たれば、本より有來る物に有りつらむを、未世には遍くも非ざりつらむを、其天上より携へ給へるも共に合せて播殖させ給へりけむからに、此に皆能播生とは書されたるなりけり、偕天下に噉ふ可き菓樹の蕃息れるも、專此大神の此に事始めさせ給へるなりけり、然る時は此第二書なる八岐大蛇を退治させ給へる所に、素戔鳴尊乃教之曰、汝可_レ以_二衆菓_一釀_二酒_一八甕と所見たるは、已に此大神の先に夫噉ふ可き八十木種を播生し置かせさせ給へる後ならずは詔出づまじき御言なるを以ても、此一書中の故事はしも、必先度に天降らせ御在し坐ける時の御事なるを思明らむ可くなむ、(又其八岐大蛇の事を正書に松栢生_二於背上_一と見え、古事記にも亦其身生_二蘿及檜楹_一と出でたる其楹共_二に始めて成れる事_一即ち此一書の趣なるを思ふにも、此は必簸川上より以前なりし事、自然灼然き者なりかし、)偕此須噉八十木種の事に就て、通證に菓訓_二久多毛乃_一、木種物也と云へるは然る事にて、此は其須噉を立て書されたれども、其噉はれざるも木實を播て生し立つるは皆此八十木種の部に取摠たる可し、其一二を云はゞ桑は四神出生章第十一書に所見たる如く、其始保食神の御身より成出で、國土にて成れる物なれども、已に天上に召させ給へれば、今此國土に在るは天上より降し給へるなり、上の一書の樹種の事を纂疏に、可_二樹藝_一草木之種子也、諸穀諸菜舉桑麻等在此中、と注されたる實に然る事にて、其桑の始めて此に生れるも此時なる可き事、已に傳二十五又上に注せるが如し、又御鎮座傳記に、櫻大刀子神二座靈華木坐也、大八洲櫻樹始從_二天上降居也_一、因爲_二華開姬命也_一と所見たれば、櫻の此國土に有初めたるも此八十木種の中にて降れるなる可し、木華開耶姬命はしも其靈にて天降り給へるなれば、播生し給へるは別神の御所爲なる事申すも更なるを、

此大神の外に何れの神有りて持降り給へりとかは爲む、播磨風土記に、賀毛郡端鹿里、(土上下)今在其神、右號_二端鹿_一者、昔神於_二諸村_一班_二菓子_一、至此村不足、故仍云_二間有哉_一、故號_二端鹿_一、此村至于_二有今_一、山木無_二菓子_一、(生_二眞木_一、槐杉)と有る、此には何神とも其名を傳へずと雖も、正しく此時の故事なる事云ふも更なり、又塵添塩囊抄に、日向國韓穗生村、昔智滙武別と云ひける人韓國に渡りて此粟を取りて歸りて殖ゑたり、此故に穗生村とは云ふ、風土記に俗語謂_二粟爲_一區兒、然則云_二韓穗生村_一、蓋云_二韓粟村_一歟云々と有り、此智滙武別と云ふ人の韓國より取歸ると云へるを以て見れば、未此國には無かりし狀なり、此智滙武別と云ふは、若くは素戔鳴大神五十猛神の御伴神にては非るか、傳二十五に注せるが如く、神名式に謂はゆる噉啖郡韓國宇豆峰神社は即ち五十猛神にて渡らせ給へりと思しき由有るをも考合す可き者なり、偕橘などは垂仁天皇御世に常世國より初めて求めさせ給へる物には有れども、皇國の地に合ひて萬國に比しへ無く豐饒なる木種の皆は本より此天神の御靈物なる事、申すも更なる御事なりかし、(又志摩國風土記に、昔行基菩薩請_二南天竺婆羅門僧_一正天竺僧佛檀、殖_二三角柏_一、爲_二太神宮御園_一、と云ふ事有り、大なる僞なり、已に三角柏は仁德天皇三十年御紀に、皇后遊行紀國到_二熊野岬_一、即取_二其處之御網葉_一而還と有りて上代より有來る物なるに、然る妄説を係けたるは、此大神及五十猛神の天上より持下らせ給へる事の本の傳を亡ひて、然る妖僧の事には係けたるなめり、此外空海などに係けて草木の種の事を天竺より求めたる由に云へるは、何れも此神代の傳を取掠めたる者なる事云ふも更なり、)○皆能播生の皆能は、下に三神の御事に亦能と書されたる對にて、此を主とし彼は其命を奉り行給ふを以てなり、播生を私記に萬支於保之津と有るに據りて、萬支於保之給比伎と訓むべし、

萬葉十八(二十九丁)に、奈泥之故乎、屋戸爾末枳於保之と有る例是なり、倍持統天皇七年御紀に、二月庚申朔丙午、詔令天下勸殖桑紵梨栗蕪菁等草木以助五穀と云ふ御命も有りて、天下に菓樹を勸殖て五穀の助と成し給へる御政の御在し坐すは、其時に起し給へる御政の如く思しき物から、已に神功皇后元年御紀に、狹々浪栗林の事を至于今其栗林之菓不進御所也と云ふ事の有るを見れば、其より以前に菓樹を殖えて五穀の助を成させ給へるなりけり、清輔輿儀抄に引ける漢成式に、「活目天皇贈八坂入姫歌云、御座する岡に蔭爲る此梨を、殖て生して蔭に宜けむも、八坂入姫答活目天皇歌云、此梨を殖えて大君恐けむ」と有り、但八坂入姫は景行天皇の妃に坐せば傳の異なるなれども、上古に菓樹を播生し給へる事知られたり、播磨風土記に、揖保郡栗栖里(土中)、所以號栗栖者、難波高津宮天皇勅賜刊栗子若倭部連池子、即將退來殖生此村、故號栗栖、此栗子由本刊後无澁廻と有るなども生し弘めさせ給へりし状にて、古に此御政有りける事を知るべきなり、已に素戔嗚大神此に此御事を始めさせ御在し坐して、凶饑に具へさせ給へる御事量なむ、甚恐しとも辱しとも更に言にも及び絶えたる御仁惠なるぞかし、(其皆と云ふ言に甚く力の入りたる事、已に上に注せりき、凡天下に在と有らゆる菓樹の皆は此大神の事始めさせ給へる御事にて、人民の糧に備へ置かせ給へるになむ有りければ、其心して戴き食ふべき者なるを、徒に食ひ捨つるは神の凶年に備へ給ふ御心を得知らざる虚心にてこそ、倍此播生を古本には富杼許志字宇と訓めり、即ち布播の義なり、然れども下なる分布を麻伎富杼許須と訓みたれば、此は私記の訓に従へり、次に分布の下に注るを見るべきなり)○于時素戔嗚尊之子、號曰五十猛命、妹大屋津姬命、次栴津姬命、凡此三神亦能分布木種と見えたる、此は素戔嗚

大神其三柱の御子神等を御伴にて御在し坐しける御事を明されたるにて、第四一書に是時素戔嗚尊帥其子五十猛神、降到と有る事の委しきなり、若て此三神の御祖神は即神皇產靈尊の御女にして大夜乃女命と申奉る由、已に傳十七、二十一、二十五に委しく注し明らめ奉るが如し、斯るに此素戔嗚大神の天より帥て降來坐せる后神を大夜乃女命と申し奉る即ち大屋之女命の義にて、其御子五十猛神の御事を古事記には木國之大屋毘古神と有り、地神本紀にも五十猛神の御名を擧げて下に亦云大屋彦神と見え、又其妹を此に大屋津姬命と有るが如く、御母子三柱共に大屋を以て御名に負せさせ御在し坐す事、必此に深き所以なむ有るべかりける、故思ふに二柱御祖神の八尋殿の御設は、未此に山川草木も何も出來ざりし以上の御事にし有りければ、甚々奇異しき御事共の御在し坐して成就へるなる可かりければ他の例共には引合せ難かるを、其後には古事記に故其伊邪那岐大神者坐淡海之多賀也と有り、此瑞珠盟約章に構幽宮於淡路之洲と見えたる、共に國生坐し大神の御所爲なれば尋常の宮室などの狀に准らひ云ふべきに非ざる也、然れば此國土に於て全く宮室を作る事を始め定めさせ給へるなむ、此素戔嗚大神にて渡らせ給へりける、然るは上章第三一書に此度の御天降の御事を、于時霖也、素戔嗚尊結束青草以爲笠篋而、乞宿於衆神、(下略)と見えたるれば、謂ゆる穴居野處と云ふ狀などは甚だ異なる事にて、隨分家作の事も有りける趣には聞ゆめれども、此に彼樹種を成し出でさせ給へるに、已而定其當用乃稱之曰、(中略)檜可爲瑞宮之材、椴可爲顯見蒼生奧津乘戸將臥之具と有る、此御命を以ても正に此に素戔嗚大神の此御事を起させ給へる由は知らるゝを、此即天上にて皇太神の衣食住の御事を始物爲させ給へるを損ひ奉らせ給へるになむ有りける、傳十二、十七、二十一に注せるを思合

す可き者なり、(神武天皇已未年御紀に、而今運屬_ニ此屯蒙、民心朴素、巢棲穴住、習俗惟常、と有るは漢土上古の事を移し記されたるにて、所謂潤色の文なる事先達の説の如くなる物から、邂逅に彼警排別之子又土蜘蛛の類の如きも有りしなれども、其を以て常とは爲べきに非ず) 故此大神の韓地より還渡らせ御在し坐して、其始めて大宮柱太敷し御在し坐しけむは、傳二十、二十一及上に已に注せるが如くして、神名式に謂ゆる紀伊國在田郡須佐神社(名神大、月次新嘗)と有る此地なめり、但其も社説に此神在昔住_ニ大和國芳野郡西川峰地_ニ移_ニ于此國_ニと云れば、其西川峰なむ最初に御在し坐しける地にて、須佐は後に五十猛神以下三神を名草郡に住ませ奉り給ひし時に別れ住ませ給へるなりけり、偕西川峰は大和志に、十津川莊六十一村の名を誌せる中に迫西川と有る是にて、其莊の西南の極にて、南は牟婁郡に隣り西は在田日高二郡に接ける地なり、其峰名は云はざれども山川を記せる中に西川と云ふ有りて、下に源自_ニ迫西川村_ニ經_ニ過小坪瀬小山手長井瀬尾崎_ニ至_ニ眞砂瀬_ニ與_ニ谷川_ニ合_ニ過_ニ柳本渡_ニ至_ニ桑畑_ニ入_ニ十津川_ニと有りて、其十津川の流を本として其西に在る川と云ふ事にて、其水の經過る間の總號なり、若て其地に然る神迹や御在し坐すと覓むるに、同志式外社の中に玉垣内村坐神祠と云ふ有りて、下に西川谷十村共_ニ祭祀_ニと云へれば、正しく此なむ其住_ニ西川峰_ニと有る神地には有るべき、若て志に玉垣内(屬邑一)長井と出でたるを、今地圖に據りて見るに、其永井と云へるは本邑にして玉垣内は其屬邑なる由云へり、何れにか其土人に正す可し、然して十津川は謂ゆる熊野新宮の川上にして、若て此の上文に夫須噉八十木種皆播生と有るは國土の凡てに互る事なれど、此十津川の地は今だに米穀少き地なれば、其糧の事に就て思し寄せ給へりと云はば云べき狀なり、應神天皇十九年御紀に、吉野國樫の事を每取_ニ

山菓_ニ食_ニ煮_ニ蝦蟇_ニ爲_ニ上味_ニと有る、此とは地理違へれども深山中の狀思ふ可し、此も其始西川峰に御在し坐しける一の證なりかし、其本宮にも餘りに程も遠からざる地なるにも所由有り、(偕又川上莊にも東川西河の地有れども、其は吉野河の川上にて此西川峰の所在に非ず、思混ふ可からず、十津川と云ふは十津川莊の西北に十二村郷莊と云ふ有りて、二十九村有る中に中津川と云ふ村名有りて、其十津川の流に傍へる地なり、若て其上流は謂ゆる天川莊にて其水源は金峰山なり、斯れば天川と云ふは上津川の意、十津川と云ふは外津川と云ふ義なりけり、和名抄郷名に吉野賀美那珂資母と云へるは此水流に縁れるにて、其は此にや當る可からむかし、偕此迫西川村の迫は川上莊にも大迫と云ふ有り、檜川莊にも檜川迫と云ふ有り、宗川莊に迫と云ふ有り、又其十二村莊の今西平弓手原檜木俣北俣等を凡て迫と云ひ、十津川莊の小川の屬邑にも迫村と云ふ有り、如此く迫字を勢とも勢伊とも佐古とも云へるは、皇極天皇三年御紀に谷此云_ニ波佐麻_ニと_ニ同じ義なるにや、先には迫西川の迫は須佐と云ふを訛れるにかと思ひしかども其は非ざりけり) 偕然玉垣内村神祠を此大神の神宮と定め云ふ由は、傳二十一此大神の熊野神宮の御事を注し奉れる所に引ける神賀詞に、出雲國乃青垣山内_ニ爾_ニ下津石根_ニ爾_ニ宮柱太敷立_ニ高天原_ニ爾_ニ千木高知坐_ニ須_ニと有る是なり、此に就て畿内大和國の事を神武天皇御紀に、東有_ニ美地_ニ青山四周_ニと詔給へる大御言の御在し坐するに、景行天皇十七年御紀日向國に幸行る所に憶_ニ京都_ニ而歌之曰_ニと有る三首の一に、夜摩苦波_ニ區_ニ耳能摩保_ニ選_ニ摩_ニ多多_ニ儺_ニ豆_ニ久_ニ阿_ニ烏_ニ伽_ニ枳_ニ夜_ニ摩_ニ許_ニ葬_ニ例_ニ屢_ニ夜_ニ摩_ニ苦_ニ之_ニ于_ニ漏_ニ破_ニ試_ニと有るは、此域内は地平にして、四方は青山を以て包み圍める狀なるを詠言爲させ給へるなり、然して古事記大己貴神の幸魂奇魂に遇ひ奉り給へるに、其宮地の御事を吾者伊都岐_ニ奉_ニ于_ニ倭_ニ之_ニ青垣東山上_ニと有

る、此は出雲にての御言にて、云ふ意は青垣山隠れる倭域内なる東山上に齋奉れと託し教へ給へるなり、彼東有美地、青山四周と有る御言に合へるを、神武天皇三十一年御紀に其國の古事を載せられたる中に、復大己貴大神目之曰玉牆内國と見えたる、其を國號考に、「玉牆を造り巡らしたらむ如くに山の周れる内なる國と云ふ義なり」と云はれき、此に就て思ふに右の玉垣内神祠と申すも然にて、上の一書に凡大八洲國之内、莫不播殖而成青山焉と有るも、此にては此大神の宮敷給ふ地より始めて青山と成し給ふ可き御事なれば、此青垣山隠れる玉垣内神祠こそ、實に此大神の其始めて宮都と爲させ御在し坐しける久代の古稱を傳へたるには有るべかりけれ、(但社説には、元明天皇和銅六年十月初亥日吉野郡西川峰より移し奉る由に云へり、思ふに續紀に、文武天皇大寶二年二月戊戌朔己未、是日分遷伊太祁曾大屋都比賣都麻都比賣三神社と云ふ事有りて、此の時迄一社に御在し坐ししを、三社に分遷されて別に祀典を加へさせ給へるに等しく、此の和銅より須佐神社にも其御事の御在し坐しけるを、西川峰なる本社には宮より幣帛の沙汰御在し坐さるるを以て、此れに其時に移し奉れる者と思ひ傳へたるなめり、神代よりの御事ならずして此大神を後に祀祭らるるに須佐と云ふ地名にさへ負む事は思も寄らざる事なるをや、傳二十一卷、二十二卷にも注せるが如く、御兒大己貴神の八十神に逐はれて御父大神の御許に至らせ給へりしも全く紀伊國なる趣なれば、如此く御名に負せる須佐の地を除きて此餘に何れの處なりと爲む、) ○五十猛命は即神名式に紀伊國名草郡伊太祁曾神社(名神大、月次相嘗新嘗)と有る是なり、右に引ける文武天皇御紀に、大寶二年二月戊戌朔己未、是日分遷伊太祁曾大屋都比賣都麻都比賣三神社と有り、斯れば其より以前に持統天皇六年御紀に紀伊大神と有るは、右の三神を合せて

稱奉れる御名なりけり、此紀伊大神を日前國懸大神なりと云ふ説も有れども、其は非ざりけり、地神本紀に此三神の御名を擧げて以上三柱竝坐紀伊國、則紀伊國造齋祠神是也、と所見たる、此紀伊國造は本より神代より以降右の日前國懸兩大神に供奉りて其地に土著る事はしも、彼神武天皇の東征の御時よりの事なる由、已に傳十八に注せるが如し、即國造本紀に、紀伊國造、橿原朝御世、神皇產靈尊五世孫天道根命定賜國造、と有る是なり、然るに此三神はしも此國を木國と云ふ始より此に御在し坐して、即木國と云ふも此に此三神亦能分布木種と有る此御事に因れるなれば、即紀伊大神と申奉るなむ此三神にて渡らせ給へりける、斯て天道根命はしも右の日前國懸大神の御神寶を供奉りて此地に住み給ひ初ては、此國の大神に仕奉らる可き理になむ有りける、此御社の御事は傳二十五に注し奉れりき、(然れば地神本紀に、以上三柱竝坐紀伊國、則紀伊國造齋祠神是也、其部内にて主々しく止事無く御在し坐すが故に供奉る由にて、日前國懸兩大神を放ちて此にのみ仕奉ると云ふ謂には非るなり、偕又文德天皇御世に分遷されて後には、本より其三所共に祭祀の御事に仕奉る事云ふも更なり、) ○妹は御兄弟の謂か、又彼神世七代章第九、一書に謂ゆる男女耦生之神の由ならば后神の謂なる可し、金澤本妹を姊に作りて伊呂杼と訓ませたれども、此に限りたる事にて尙に未慥なる證を見當らず、○大屋津姫命、右に云へる如く、御祖に大夜乃女命御在し坐し、又五十猛神を大屋彦神と申せるに竝び給へるなり、地神本紀には大屋姫神と見ゆ、偕此大屋の屋は宅神を屋船命と由す屋是なり、記傳十(二十九丁)に、「材の用は舍宅を作るを主と爲る故に大屋てふ御名は負給ひつらむ」と云はれたる實に然る言なり、但上に木種の成出でたるに已而定其當用と有りて、宮殿民屋の製様を定めさせ御在し坐しければ、實に此時に始め

て御父大神の宮室成り、此三神の御舎なむ定ませ給へるは、其御功を以て御名には稱奉れるにて、彼天上にて御父大神の皇太神の新宮を穢し奉らせ給へる御贖なる由、石に注し奉るが如し、(即神名式に名草郡大屋都比賣神社(名神大、月次新嘗)と有る是なり、和名抄郷名に名草郡大屋と有るは、即ち此神戸なる可き事申すも更なり、所祭三座にして本社は此御神を祀り、五十猛命柁津姫命は左右の社に御在し坐せり、御社の北方に御被納山と云ふ有り、古老の傳に、「三神木種を持たして此所に天降り給ひ、其後伊太祁曾都麻都比賣二所へ分遷し給へり」と云へり、然れ共文徳天皇御世に分遷し奉られしは、伊太祁曾本社よりの御事なる事云ふも更なれば、此は其御天降の舊地の由なる可きにや、此良方に神波村と云ふ有るは謂ゆる神奈備にて、凡て神地なりしと見ゆ、社家に森氏と云ふ有り、大屋彦神より今に至りて八十餘代血脈相續けりと云へり、然も有る時は此妹、字は妹妹の妹にて大屋彦神大屋津姫神は御夫婦の御中にて渡らせ給へりけり、猶系譜等を以て委しく正す可き事なりと雖も、斯許なる大神の御裔として世々の史籍にも載せられざる程の賤民にて傳はる事且は怪しむ可き事なり、神階は清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授紀伊國從五位下大屋都比賣神從四位下と有るを、本國神名帳には從一位大屋大神と有り、古の大屋郷亡せて今平田莊宇田森と云ふに鎮り御在し坐すと云へり、(其國の事を書ける物に、「古は上下共に崇敬彌益にして、人皇七十三代堀河天皇寛治二年四月、熊野三山へ御幸有らせ給ひし時、當社へも奉幣の御事有り、其後長治元年神田十八町社地五町四面御寄附成させ給ひぬ、斯りしより社頭の莊嚴美麗なりしを、應永の大亂に兵燹に罹りて残らず烏有と成る、今僅に其の十が一を存す」と云へり、古の御隆なりし事は里を離れて別に神波の地有るにても知らる、甚々可畏

き御事なりかし、) ○柁津姫命の柁は、屋を造る料の材に各木取りたるを云ふなり、萬葉一(二十二丁)藤原宮之役民作歌に、衣手能、田上山之、眞木佐苦、檜乃婦手乎、物乃布能、八十氏河爾、玉藻成、浮倍流禮、(中略)新代登、泉乃河爾、持越流、眞木乃都麻手乎、百不足、五十日太爾作、沂須良牟と有る、都麻は柁にて短く木取たるを云ひ、手は其屋材に使用ふ義なり、偕此都麻は衣裔又橋端など云ふに等しく、物に端緒有るを云ふなり、俗にも物の端を短く物爲るを都牟流と云ひて、蒸を爪木と云ふなども此類なり、然るは材木の山に樹るは日々に生延る物なれば、其限無きが如くなるを、今用材と爲す時には、柱なり桁なり梁なり各其度を量りて伐るが故に此を柁と云ひ又柁手と云ふ事なり、此並び坐せる大屋津姫命の御名に合せ奉りてなむ曉り明らか奉る可き御事なりける、偕體天皇七年御紀、皇太子御歌の中に、葬紀佐俱、避能伊陀圖鳴、飲斯毘羅積、倭例以梨魔志、阿都圖喇、都磨怒喇純底、魔俱圖喇、都磨怒喇純底、と有るは衣裙を取へる事なれども、上に葬紀佐俱の御句有れば、木に云ふ柁にも思寄せ給へるなる可き事、右に引ける萬葉藤原宮之役民の歌に考合せて曉る可き事なりかし、又萬葉七(十八丁)に磯上爾、爪木折焼と有る爪木も後世の歌にも多く詠める物にて、詩小雅に以薪以蒸と有りて、注に粗曰薪細曰蒸と有る是なり、右は京都邊の古名なるが、今江戸にて麻紀と云へるは都麻木の略なり、其も山材を短く伐給たる謂にて、此の柁に同じき事云ふも更なり、又十九(十三丁)に、過澁谷崎見巖上樹歌一首(樹名都萬麻)磯上之、都萬麻乎見者、根乎延而、年深有之、神佐備爾家里と有る、此は越中國にての歌なるが、都萬麻を一種の樹名と云へるは後人の注にて、磯巖に生立る木は浪風の爲に接けて、年を経ても延立たざる物なれば都萬と云へるにて、麻は松の略ならむかし、其十(四

十四丁)に、妻梨木乎手折可佐寒、又黃葉爾來毛、妻梨之木者など有るは、妻無と云ふ事に係けたるならむが、今梨を殖うる者に聞くに、此木上方に檀に生伸る時は實らざるが故に、上を摘へて横へ滋蔓らす事とぞ、若其如くならむには、此の妻の言と此の楓と相も異らざるを、其用ひ様の別なるなりけり、(新撰六帖に、都萬麻を衣笠前内大臣、神佐夫の磯の都萬麻の根を延へて、深くや人を上に偲ばむ)信實朝臣、「磯上は心して行け眞沙路や、根延ふ都萬麻に駒ぞ躓づく」源兼氏、「鶴の居る磯邊の都萬麻世々係て、何れか久に年の經ぬらむ」と有るは、都萬麻と云ふ樹の有る事として何れも詠まれたる物から、唯萬葉に有るに因りて云へるにて、證とも成し難き事なりかし、) 偕此三神各共に木種を分布らし給へる中にも、五十猛命は殊に擢て其御事に有功を成し給ひ、大屋津姫命は主と屋造の御業を物爲させ給ひ、楓津姫命は其木を伐り木取りて材と成す事を專とは勤めさせ給へる御神になむ渡らせ給へりける、偕記傳十(二十九丁)に、「楓字は四方木也と字書に見ゆ」と云はれたる實に其意にて用ひられたる物から、其稜楓を取りて四方木に成せる横なるをこそ云へれ、右にも云へるが如く爪木などの類は堅に木取を云へれば、此に都麻と云ふは其縦横を相兼ねて用材の事に云へるを即ち神名には稱奉れる者なりけり、神名式に、紀伊國名草郡都麻都比賣神社(名神大、月次新嘗) 和名抄郷名に名草郡都麻神戶と有る是なり、祭神は三座にして其左右の小社は五十猛命大屋津姫命に渡らせ給ふと云へり、清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授紀伊國從五位下都麻都比賣神從四位下と見え、本國神名帳には都麻都比賣大神と有り、萬葉九(九丁)に、城國爾、不止將往來、妻社、妻依來西尼、妻常云長柄、一云嬌賜爾毛嬌云長柄と有る、妻社の都麻能母理と訓みて此御社の御事なりと云へり、妻依來西尼と有

るも嬌賜爾毛と有るも共に妻社と申すに就て希求る意と聞ゆれば、實に然こそ有るべき事なりけれ、(但今本に都麻母許會と訓みたり、如何にも社字を許會に用ひたる其例多き事ながら此は然らざるなり、今山東莊吉禮村と云ふに立たせ給へり、古都麻神戶と云へるは此地なる可し、) ○亦能分_{マキ}布木種_ノの亦能は、上に皆能と有るに對へたる即ち命令を奉り行はせ給ふ謂なる由、傳二十五、五十猛神命の下に注せるが如し、偕此分布を麻伎富杼許須と訓來れり、私記に分布麻枳保止已志且と有る是にて舊訓なり、上なる播生をも古本には富杼許志字と訓めるを、此と重複るが故に、私記に據りて萬支於保之給比伎と訓める物から、即ち此の例なれば心得の爲に引く事なり、此言は仁德天皇六十七年御紀に、布_レ德施_レ惠、以振_ニ困窮、(中略)是以政令流行、天下太平、又顯宗天皇前紀に、布_レ德施_レ惠、政令流行と有るなどの施と同じ事にて、遍く世に弘め行ふ由なり、又文選に渙をも散渙をも流離をも富杼許流と訓み、又布護をも訓めるに、此には猶波昆許流と訓みて、蔓_{ハヒコル}又漫又滔又彌又流布の訓と等しく爲るを以て、分_{マキ}布_ハ播蔓_ノの意に近き事を知るべきなり、舊事紀に此を分_{マキ}布八十木種_ノと作るを、延佳本に分布を和加知志久と訓めるは、疑ふらくは情進なる可きにこそ、(偕富杼許須の言に就て例を求むるに、文選に浮騰を富杼婆志流と訓み、又俗に解を富杼久と訓めり、此富杼を姑の間の言に定めて試るに、浮騰は間走なり、解は間解なり、然る時は富杼許須は間越にて、此間なる境を超越て其間外に事有る意なれば、自然に廣く遠く行到り及ぼす言とは成れるなり、) 偕此に凡此三神亦能分_{マキ}布木種_ノと有る、此亦字は御父大神の御事に皆能播生と有る皆字に對へて其を主として云ふなり、然して此三神の亦能分_{マキ}布木種_ノと有る木種は右に御父大神の物爲させ給へる四種の樹種は更なり、夫須_レ噉八十木種をも共々に物

爲給ひ猶第四一書に、初五十猛神天降之時、多將_ニ樹種_一而下と有る右等をも合せ、總て此に木種とは云へるなり、若て其分布_{マキホトラス}と云ふは右に不_レ殖_ニ韓地_一、盡以持歸、遂始_レ自_ニ筑紫_一、凡大八洲國之内、莫_レ不_ニ播殖而成_ニ青山_一焉と有るに當りて、此の事の委しき者にして別事には非じかし、但其天上より將降らせ御在し坐しけるは、其初めて筑紫に歸渡らせ給ふより紀伊國に到着かせ給ふ迄に、次第に殖行せ給へりし事右の文にて著明きを、其御父大神の此に諸種の樹種を成し出でさせ御在し坐して、大八洲國內悉に分布らせ御在し坐すには、此三神を從へ奉りて分布こし行せ給へるが故に、亦能分_ニ布木種_一とは此に傳はれる者なり、然れば右の莫_レ不_ニ播殖而成_ニ青山_一焉と有るは專御父大神を本として此三神に及べる事、其始に是時素戔嗚尊帥_ニ其子五十猛神_一と有るにて著明く、又此に皆能播生と有ると亦能分_ニ布木種_一と所見たるにて甚々隈々しからずなむ有りける、(然れば此と第四一書とは本より別なる傳には非ざるを、其事の狀に依りて此に粗くて彼に精しき有り、彼に約かにして此には委しきも有るを、互に見按ぶる時は各一なる者なりけり、即ち此の分_ニ布木種_一を彼には莫_レ不_ニ播殖而成_ニ青山_一焉と有り、彼には初五十猛神天降之時と有るを、此には三神の御名並出でたる是なり、)○即奉_レ渡_ニ於紀伊國_一也の奉渡は渡志奉給比伎と訓むべし、即ち御父大神の伴なひ渡し給へる御事を此方より崇がへ申す言なればなり、偕此は第四一書に、是時素戔嗚尊、帥_ニ其子五十猛神_一、降_ニ到於新羅國_一、居_ニ會戶茂梨之處_一、乃興言曰、此地吾不_レ欲_ニ居_一、遂以_ニ埴土_一作_ニ舟_一、乘_ニ之東渡_一と有る、其御時の事を此に如此別に記載られたるなり、此事已に傳二十五に委しく書せりき、又其卷の下に注せるが如く、神名式に謂ゆる佐渡國羽茂郡度津神社は此五十猛命にて御在し坐す、此に度津と申すは即此奉_レ渡_ニ於紀伊國_一也と有る事に因れるにて、即和多

志大神又和多須神などの例是なり、其は神名帳頭注に、伊豫國越智郡大山積神社(名神大)の御事を俗稱_ニ三島大明神_一、伊豫風土記云宇智郡御座神御名大山積神、一名和多志大神也、是神者所_レ顯_ニ難波高津宮御宇天皇(仁德)御世_一、此神自_ニ百濟國_一渡來坐而、津國御島坐云々、謂島者津國御島名也と所見たる、是即百濟國より歸渡らせ御在し坐して、三島の地に御在し坐すを以て和多志大神とは申奉れるなり、又隱岐國知夫郡由良比女神社(名神大、元名和多須神)頭注に大已貴命嫡后須勢利姫命、元名和多須神と有るも、此地より彼島に渡し奉れる由を以て、神名は除きて唯和多須神とは申奉れるなり、但傳九に注せるが如く、此は同郡海神社の下に元名和須神と有りけむを入混ひたる者なり、然れども何れにしても事の意は相異なる事無し、偕此に五十猛命を度津神と申すも、韓地より紀伊國に渡し奉れる由なる可からむ事、右等の例を以て曉る可き者なりかし、(本に此の奉渡を和多志麻都流と訓めるを、先師等も何の心も著かれざりけるにや、其任に引かれたり、其訓の如くにては、人間の方より其三神の御靈を何れの地よりか紀伊國に渡し奉りて持齋く意と成れるなり、然しては第四一書には素戔嗚尊帥_ニ其子五十猛神_一と有るにも叶はず、又即紀伊國所_レ坐大神也と有るは本より神代より御在し坐す趣なるに、其とは殊更にして合はざれば其訓を僻事とは云ふなり、此は即何の事も無く素戔嗚尊の韓郷より帥て渡らせ御在し坐して、紀伊國に留まらせ給ふと見て有るべし

然後素戔嗚尊居_ニ熊成峯_一而、遂入_ニ於根國_一者矣。棄_ニ戶_一此云須多杯。椀

此云磨紀。

此然後と云ふ事を、右の御事共を訖させ御在し坐しけるより續けて直に其後と見ては、大に心得誤る事少からずなむ有りける、然るは上件はしも素戔嗚大神の謂ゆる初度に天降り御在し坐しける間の御事にして、彼簸川よりは竄に以前の御事なりきかし、然るは右の御政はしも吾兒所御之國と詔給へるが如く、高天原より逐はれて天降り御在し坐し、かども、彼解除の驗に依りて始よりは甚勝らして直く正しき大神と成らせさせ御在し坐しければ、唯其天神御子の御爲のみ所思して、萬に許太の御功をなむ立てさせ御在し坐しけるを、此に於て其御功をしも千名の五百名に負持たせさせ御在し坐して、愈其根國に御在し坐し就させ給はむと所思ほし成りて、其天上に實の御辭見の御爲に再天上に參上らせ御在し坐しけり、即上章第三一書に、是後素戔嗚尊曰、諸神逐我、我今當永去、如何不與我姊相見而、檀自徑去歟、迺復扇天扇國上詣于天、時天鈿女見之而告言於日神也、(中略)於是素戔嗚尊白日神曰、吾所以更昇來者、衆神處我以根國、今當就去、若不與姊相見、終不能忍離、故實以清心復上來耳、今則奉觀已訖、當隨衆神之意、自此永歸根國矣、請姊照臨天國、自可平安、且吾以清心所生兒等、亦奉於姊、已而復還降焉と有る是なり、(然究めて云ふ所以は如何ぞならば、其時の神逐の所に、乃共逐降去、于時霖也、素戔嗚尊結東青草、以爲笠篋、而乞宿於衆神云々と有ると、此第四一書に降到於新羅國、居曾戶茂梨之處と見えたと引合へるを以て、此に大八洲國に木種を分布らし給へるなむ此時なりとは知られたりける、此時は紀伊國に初めて御在し坐しける程の御事なりしかば、其後神奇稻田姬命御兒大己貴神なども未御在し坐さざる以前なる故に、出雲國の事とは且ても見えざるを以て、其前後有る事を知るべし、但右の一書に五男三女神の生坐し、事を此度の事と

爲るは、甚じき僻事なる事論を待たざるなり、唯此は其御功を千名の五百名に負持たして清明き御心の程を明らか奉らせ給ひ、終に根國に罷り御在し坐さむ御辭見を申させ給へるの外無くなむ有りけらし、(爾時に彼三女神をも伴なはせ御在し坐して、出雲國に天降り御在し坐せりき、予常に後の御天降と云へる是なり、即ち此第二一書に是時素戔嗚尊下、到於安藝國可愛之川上、也と有る是を云ふなり、正書に是時素戔嗚尊自天而降、到於出雲國簸之川上と有るは、其より遷行坐して彼八岐大蛇を退治させ御在し坐しける地を云ふなり、即ち上に乃拔鬚、散之、即成杉、又拔散胸毛、是成檜、尻毛是成枝、眉毛是成檣、(中略)夫須噉八十木種皆能播生と有るを、此程は悉くに凡て大八洲國內は青山と成れりと見えて、彼大蛇の事を正書に松柏生於背上と書され、古事記にも亦其身生蘿及檜榲と有る許り、世に遍ねく生弘ごりて然も大樹の狀なりけるなり、又第二一書には汝可、以衆菓釀酒八甕と見えたる、此を以ても其噉ふ可き八十木種の世に廣く行互れるを見る可し、右等は何れも此大神の御身より化れる物なり、又天上より將下らせ給へる者なり、又此大神の始めて國土に分布らし生し立てさせ給へる物なるに、此時に初めて出雲國に天降り御在し坐すと爲ば、如何なる御暇の御在し坐して然物爲させ給へりと爲む、若其時に御毛を抜散たせ御在し坐して樹共を生し給へらむにも、山の隈を盡に青山と成し竟て後に大蛇の背上に迄に生ふる程にや幾千萬年をや此簸川上にて經給へると爲む、又此大神の然る木共を此に初めて生し立て給へるを知りながらに、其脚摩乳手摩乳神の珍奇らしげに語り申す可きに非ざるをなむ明らかめ曉る可かりける、(然れば其初めて天降り御在し坐して、其五十猛神以下の三神を帥て木種を此に分布らし給へるより、又其次に辭見の御爲に天上に參升らせ御在し坐して出雲國に

天降り御在し坐す迄の年數は何千萬年をか經たりけむ、測も知られざる程の事なめり、若て其脚摩乳手摩乳神の爲に八岐大蛇を退治させ給ひ、終に其尾を斬屠りて此に彼草薙劍を得させ御在し坐し、かば、正書に謂ゆる素戔鳴尊曰、是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上獻於天神也と有る、此は上章第三、一書に所見たる辭見の御言に、吾以清心所生兒等亦奉於姊と申させ給へる其表物を奉らせ給へるにて、天神御子として天降して天下を所知坐しめ奉らせ給はむ御靈實是なり、若て其二神の女奇稻田姫命を娶させ給ふ可き事の運びには神隨にして至れりけり、正書に然後行寬將婚之處、遂到出雲之清地焉、乃言曰、吾心清静之、於彼處建宮、乃相與遵合而生兒大已貴神、因勅之曰、吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也、故賜號於二神曰稻田宮主神と見えたる是なり、此に至りて國土經營の大業を其大已貴神に附與し給はむとして、御母奇稻田姫命に託て其清宮にて生長し奉らせ給へり、其傳には脚摩乳手摩乳神を稻田宮主神と事任し給へりき、然れども右に續きて已而素戔鳴尊遂就於根國矣と有れども、此は其間の御事をば悉に漏らし傳へられざるにて、其間に猶餘多の御事業なむ御在し坐すべかりける、此よりして素戔鳴大神邦を建てさせ御在し坐し初めたり、出雲風土記に謂ゆる國引の御故事はしも、正に此程の御事業にて渡らせ給ふ可き由、傳二十一に注し明らかめ奉るが如し、但此大八洲國より事始めて外蕃諸部の裔國迄をも餘さず建てさせ御在し坐す御事にし有りければ、此より遙に後に彼熊成峰に御在し坐して、根國底國に到らせ御在し坐す迄の間に、專要と功績しみ給へる御本業にて渡らせ給へれば、此は此大神の此顯國に御在し坐しける限りは總てに互る御事なりけり、若て其御長子五十猛命を韓國伊太氏神と申奉れば、此大神に従奉らせ給ひて、共々に其御功をなむ建てさせ御在し坐しける御趣には聞え

たる、(此程には大已貴神はしも未幼く御在し坐して清宮に傳かれて御在し坐す間の御事なりければ、彼八十神の事故に遇ひ給へりしは、此間にて有りし事と知るべきなり、此國引坐八東水臣津野命即素戔鳴大神にて渡らせ給へる由は、予大に明らむる所有りて、傳二十二卷に大國主神を此大神の六世孫と云へる辭事をしも悉くに正したる説なり、) 次には古事記に此大神の又娶大山津見神之女名神大市比賣、生子大年神、次宇迦之御魂神云々と有りて、此外にも諸の御子神等を生み奉らせ給へる事、傳二十一に粗注し奉れるを、其二十四には悉くに明らめ注し奉れる是なり、然して此稻穀神を生み奉らせ給へる所以は、上に夫須噉八十木種皆能播生と有り、第二一書に以衆菓釀酒八甕と有る如くして、此大神の邦を建てさせ御在し坐すより以前は、木實を以て糧に充てたる程の事にして、古事記なる肥河上に御天降の所に、此時箸從其河、流下、於是須佐之男命以爲人有其河上而、尋覓上往者、老夫與老女二人在と有るが如く、本より穀種も有り火食の事も有りと雖も、其は猶甚稀々の事にし有りければ、此に於て其稻穀神を生しめて國土に幸はへ給はむと所思して物爲させ給へるにて、先には四神出生章第十一、一書に所見たるが如く、保食神の御爲に甚無狀く御在し坐しけるより延て、天上にても天照太神の始て其保食神の御身より成出でたりし穀物を殖生し立てさせ給へるに、轉有る迄に妨げ損はせ給へりし即ち謂ゆる天津罪是なり、然を此大神天上より天降り御在し坐しける後には、天照太神の大神心を御心として其保食神の御功業を資け、天下蒼生に專衣食住の事を幸へ坐さむと爲させ給ふのみに深く遠く功勞かし御在し坐しければ、此稻穀の事に就ても、保食神は其御靈神にこそは渡らせ給へりけれ、其種蒔き培養ふ事はしも別に其神の御在し坐して物爲させ給ふに非ずしては如何でかは成出來らむ、此即大

年神以下の御子神等を生み奉らしめ給へる所縁なりける、(委しく事を別けて云ふ時は、其保食神より成出たる衣食住の物實に就て、五十猛命等の三神は家宅の事を主り給ひ、此大年神宇迦御魂神等は食物の事に御靈を幸へ給ひ、又衣服の事には上に云へるが如く、右の三神已に天上より桑麻等をも合せて分布らし給へるを、猶青幡佐草日古命の麻を蒔種給ひ、又大巳貴少彦名神を豊麻神と申し、彼胸肩に御在し坐す三女神をしも、織幡神とも八幡神とも弟棚機姫神とも申奉る類是なり、) 然して此大神はしも上に注せるが如く、先に天降り御在し坐し、時の宮都はしも、五十猛神以下三神を帥て紀伊國に御在し坐しけるを、此度の御天降以來出雲國清宮に奇稻田姫命と共に御坐し坐して、御兒大巳貴神を令生給へる後には、其御兒神の生立を試みさせ給はむ爲に其清宮をしも譲り聞えさせ給ひて、御自は猶紀伊國に御在し坐したる狀なりけり、其天上より携へて天降坐し、三女神をも此に伴はせ御在し坐して、共に紀伊國に慥に御在し坐したりと云ふ證は、傳二十一、二十二に已に委曲に辨へたるが如く、古事記八十神段に大穴牟遲神其兄弟、八十神の爲に甚く窘められさせ給へる時に、御祖命の御心として、汝有_レ此間_ニ者遂爲_レ八十神_ノ所_レ滅、乃速_ニ遣_レ於木國之大屋毘古神之御所_ニと有る御祖命は奇稻田姫命に御在し坐し、大屋毘古神は即五十猛命の御事にして、上の一書に即紀伊國所_レ坐大神是也と見え、此に凡此三神亦能分_レ布木種、即奉_レ渡_ニ於紀伊國_ニ也と有る是なり、其次に御祖命告_レ子云、可_レ參_ニ向須佐能男命所_レ坐之根堅洲國、必其大神議也、故隨_ニ詔命_ニ而參_ニ到須佐之男命之御所_ニ者、其女須勢理毘賣出見爲_ニ目合_ニ而相婚、と見えたる根堅洲國疑ふ可し、其は木國に御在し坐す御兄五十猛命の御許に遣はして、其神の御議らひ以て御父大神の御所に奉りて、其御所置に任せ奉らむとの御事なり、然して此に渡らせ給へる須

世理毘賣命はしも謂ゆる三女神の御事にして、已に瑞珠盟約章第一一書に、汝三神宜降_ニ居道中_ニ奉_レ助_ニ天孫_ニ而爲_ニ天孫_ニ所祭_ニ也と有る如く、甚く止事無き所以有りて天降し給へる御神になむ渡らせ給へりければ、縦や其大神は根堅洲國に御在し坐すとも、此三女神をば帥て赴かせ給ふ可きに非ず、然るを其大神の御所に此三女神の御在し坐すと云ふは、未其國に赴き給はざる以前なりし一の證なり、又彼天上より天降り御在し坐して以來謂ゆる國引坐神と稱奉り又建邦之神とも、稱申せるが如く、國土營經の御事を始めさせ御在し坐しながら、其御事業をば未大國主神に授け聞えさせ給はず、其半途にして根國に就坐すと云ふ事は、且ても御在し坐すまじき御事なり、是其二證なり、偕其三女神の御事に就て其由縁を求むるに、神名式に紀伊國名草郡志磨神社(名神大)御在し坐すを、和名抄郷名に同郡島神戸と云ふ有れば、少縁の御事とは所見ざるに、傳十三に注せるが如く、社説に祭神中津島姫命相殿生國魂命と云へる其は大國主神の御事にて渡らせ給へれば、右に目合相婚と有りし奇御戸なりけむを、後に筑紫に本宮定まらせ御在し坐せる御靈を勸請れる以て志磨神社とは稱申せるなめり、又式に同郡朝椋神社、此も同じ若山の邊にて其間合甚近きを、社説に、「祭神一座大巳貴命なり、御祖命大巳貴命を助け活けて此木國なる大屋毘古神の御許に令_レ逃給へり、故當時此地に逃れ來給ひしに、天色猶明渡らで物色さへ辨へざれば、即此地を指して朝暗とは號け給ふ」と云ひ、其末社に八雲神中津奧神と云ふ有るも後の事ながら、其由て來る所有るべくして甚床しければ、此等を以ても此傳に根堅洲國と云ひ、黄泉比良坂と云へるは行越たる誤なる事著明くなむ有りける、(右の八雲神は素戔嗚大神に御在し坐すべく、中津奧神と申すは右の中津島姫命に坐せり、奥とは俗に士人の妻を奥と云ふに等しくて、其后神の謂なる可し、

若て當郡須佐神戶有り、式に在田郡須佐神社名神大、月次新嘗と有る、是即其大神の御座所なるが、其始芳野郡西川峰に御在し坐しける由なるが、其にしても大和志に載たる吉野郡式外に、宗像神祠在坪内村、天川莊二十一村相共祭祀、正殿拜殿御厨所十二小祠、四箇怪石、三所清泉、域内有寺云々、祝部十八家專幹神事と有りて、世に名高き天川辨財天にて、謂ゆる金峰山の境内に御在し坐せり、此は殊に山深く絶境なれば、神代の神迹などにもやと思ふ任に、事の因みに云ふなり、必由在りげにぞ聞ゆなる、然して其大穴牟遲神をしも甚く寤め試みさせ給へる御事なむ總ては四度なりける、一には即喚入而令寝其蛇室と有る是なり、二には亦來日夜者入吳公與蜂室と有る是なり、三には亦鳴籥射入大野之中令採其矢、故入其野時、即以火廻燒其野と有る是なり、四には率入家而喚入八田間大室而令取其頭之虱、爾見其頭者吳公多在と有る是なり、然るに其后神の助に依りて、右の御寤め共の甚辛きにも悉に得堪へさせ給へりければ、實に大國主神と御在し坐すべき大器なる事を所知看て、今迄の御心一時に開けさせ御在し坐しけらし、於心思愛而寢と有る是なり、故其大神の御寢坐せる間に其后神を負ひ給ひ、即其大神の生大刀と生弓矢と天沼琴をしも取持たして逃させ御在し坐しけるに、其天沼琴樹に觸れて地鳴動きしかば、大神の聞驚かし御在し坐して、追至らせ給へりけるに、已く逃延び給ひてけり、故遙に望み御在し坐して、呼謂大穴牟遲神曰、其汝所持之生大刀生弓矢以而汝庶兄弟者追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬而、意禮爲大國主神、亦爲宇都志國玉神、而、其我之女須世理毘賣爲嫡妻而、於宇迦能山之山本、於底津石根宮柱布刀斯理、於高天原、冰椽多迦斯理而居是奴也、と詔給へる、此即大神の御大業を此大穴牟遲神に譲り聞えさせ御在し坐しけるにて、此御事任の御事を竟し

給はずしては、根國に就り赴かせ御在し坐すべきには非ずなむ有りける、(但此時より直に去らせ給ふと見ても然る可き狀なる物から、此は紀伊國にての御事なり、根國に入らせ給へるは出雲國よりの御事なりければ、此時若其大神の實に根國に御在し坐せらむには、其入らせ御在し坐しける出雲よりこそは物爲させ給はめ、何によりてかは殊に紀伊より入らせ御在し坐さむ、且次に云ふが如く、此より後に其國に歸り御在し坐しける狀なり、此を以て右に根堅洲國と云ひ、黃泉比良坂と有るを傳の誤なりとは云ふなり、) 偕此の熊成峰を口訣に在出雲國と云へるは然る説にて、其より後に出雲國に還り住ませ御在し坐して、悉に天下の事を大己貴神に讓聞えさせ給ひ、即根國に赴かせ給ふも、此國より物爲させ御在し坐しけるなりけり、其は出雲風土記に、飯石郡須佐郷、郡家正西一十九里、神須佐能衰命詔、此國者雖小國、國處在、故我御名者非著木石詔而、即已命之御靈鎮置給之處、然即大須佐田小須佐田定給、故云須佐、即有正倉、と有る、此は大神の根國に罷らせ御坐すに就て、其御名を御田に負せて號け置かせ給ひ、又此にも御靈を留めさせ御在し坐して、其地に須佐の名を傳へさせ給へる由なり、神名式に須佐神社有る是なり、此御事傳二十一に已に注せりき、又同記に、島根郡朝酌郷、郡家正南一十里八十四步、熊野大神命詔、朝御餼勸養夕御餼勸養五贄組之處定給、故云朝酌と見えたる、此熊野大神命はしも此素戔鳴大神の根國に赴かせ御在し坐す時、其幽宮を此に定めさせ御在し坐して鎮り給ふ御名を稱奉れるなりければ、其熊野神宮の御爲に御贄を令奉給ふ處を定めさせ御在し坐しけるにて、此も其根國に御在し坐さむと爲させ給へる御定なりけむ事申すも更なり、同郡未官知社の中に朝酌上社同下社と有る、上社を伊弉册尊下社を伊弉諾尊と熊野大神とを合せ祭ると云へり、偕傳二十一に引ける同記

に、意宇郡出雲神戶、郡家南西二里廿步、伊弉奈杵乃麻奈子坐熊野加武呂乃命五百津鉏神鉏所取々而、所造天下、大穴持命二所大神等依奉、故云神戶（佗郡等神戶且如之）と所見たるも此御時の御事にて、此二所大神と有るは其熊野加武呂乃命の熊野神宮の御料と大已貴神の宇迦山本宮の御料とを此に充させ給へるなりけり、若て其五百津鉏神鉏所取々而は所造天下、大穴持命の御上のみに係れるにて、右に引ける古事記に、意禮爲大國主神、亦爲宇都志國玉神と詔給へりし其表物を後に事依し授けさせ給へるなめり、先には其八十神を言向させ給ふ御事なる故に、生大刀生弓矢の御賜物なむ御在し坐しけるを、此に至りては全く根國に赴かせ給ふ所なるを以て、其國引坐せる始より用ひさせ御在し坐し來る五百津神鉏を盡くに授け給ひて、國土經營の御事を令成給へる者なり、右の文に五百津神鉏所取々而所造天下と續く文意を考へて、其神戶の神田を依奉る事と此とは別なる事を知るべき也、楮其神鉏の國土經營の御事に於て甚止事無き其一二を云はむには、同記國引文に、八雲立出雲國者狹布之稚國在哉、初國小所作、故將作縫詔而、梓衾志羅紀乃三埜矣、國之餘々有耶見者、國之餘有詔而、童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、（下略）と有る是なり、又大已貴神の長子を味耜高彥根神と申奉る、味は稱辭なり、耜は此の神鉏に同じくして、御父大已貴神の御功業を受持たせ御在し坐して天下を經營らせ給ふ由なり、然る時は此に熊野大神より其大穴持神に此五百津神鉏を事依し授け奉らせ給へるなむ、實に所以有る御事なりける、（古史第九十一段徴に此文を引き、熊野加武呂乃命より大穴持少彥名二神に事依し奉れる由に云へるは、恐らくは強説なる可し、此は熊野大神の根國に就去ますに就て己尊の神宮にも神戶を寄せ、又御子大已貴神にも神戶を寄せ給へる以て二

所大神等とは有るにて、其風土記の官未官知社共に合せて三百九十九所御在し坐す中に、唯熊野大社杵築大社二所のみを大社と申せる是を云ふなり、然して少彥名神の出來らせ給へるは、大已貴神の國土經營の半にこそは有りければ、此大神の根國に赴かせ御在し坐す其以前に、然る御事の有るべくも非ずなむ有りければ、信られぬ心ちす、又此を助けては、後に熊野神宮に坐す御靈の假に現身と顯はれ出給ひて、其二神に授け給へりと云はむか、然れども出雲神戶と云ふ事、少彥名命には少かも由無き事なるをや、猶傳廿七卷にも云ふべし、○熊成峰は本に和邇那理能美多氣と訓めれども、記傳十（二十八丁）に、「熊成峰は即熊野なる可し、那須を切むれば奴なり、此を和邇那理と訓みて鰐淵山の事と爲るは非なり」と云はれたる實に然る説にて、此に居熊成峰と云ふは此大神の御座所を申し、而入於根國者矣の而字は而後の義なりければ、其熊成峰より直に根國に御在し坐せる由に非ざる事を先づ明らむ可し、此を自熊野峰の意に見るから、右の和邇那理の如き僻訓は出來れるなり、此居字は上の一書に居會戸茂梨之處、乃興言曰、此地吾不欲居と有る居に同じくして、麻志麻須と訓みて即居住の義なり、即寶鏡開始章に居齋服殿、其第二一書に廼居子天石窟、此第六一書に、吾欲住於日本國之三諸山、故即營宮彼處使就而居など有るを思ふ可し、（猶紀中に居字を其例に用ひられたる所數知らず多かるを、今は一二を擧ぐるのみ、又斯る所には在字をも坐字をも書かれたりき）故此居熊成峰は出雲風土記に、意宇郡熊野山、郡家正南一十八里と有りて、細書に有檜棺也、所謂熊野大神之社坐と有る是なり、即神名式に謂ゆる意宇郡熊野坐神社（名神大）の御事なる由、傳二十一に委しく明らかめ注し奉るが如し、楮熊成の熊はしも借字にして、天孫降臨章に隈云矩磨盪と有る隈字の意なり、同記に

飯石郡熊谷郷、郡家東北廿六里、古老傳云、久志伊奈太美等與麻奴良比賣命、任身及將產時、求處生之、爾時到來此處詔、甚久々麻々志積谷在故云熊谷也と有るも隈々しき義なり、海宮遊行章第四一書に雖隔八重之隈と有るは遠き境を云ひ、仁德天皇三十年御紀皇后御歌に箇波區葬珥と有るを釋に河隈也と有り、又天皇御歌に箇破能區葬愚葬と云ふ御句有るを、釋に河之隈也と注し、其六十二年に有大樹、自大井川流之、滯于河曲と見え、齊明天皇三年御紀に薩麻之曲竹島之門と有るなど、曲字を久麻と訓めり、地名には熊野熊襲は更なり、景行天皇十八年御紀に熊縣、仁德天皇十二年御紀に山背栗隈縣、雄略天皇十三年御紀に播磨國御井隈、欽明天皇四年御紀に肅慎隈など斯る類外にも多く有り、萬葉一(十三丁)に、山際、伊隱萬代、道隈、伊積流萬代爾、又(十五丁)、隈毛不落、思乍叙來、其山道乎、又(二十九丁)、川隈之、八十阿不落、二(十五丁)に、道之阿回爾、標結吾勢、又(十九丁)、此道乃、八十隈每、又(二十九丁)、宮出毛爲鹿、作日之隅回乎、五(二十八丁)に、玉梓乃、道乃久麻尾爾、六(十八丁)に、許伎多武流、浦之盡、往隱、島乃埼々、隅毛不置、十三(七丁)に、道前、八十阿每二、十(二十二丁)に、毛母久麻能、美知波紀爾志乎、又(二十四丁)、阿之可伎能、久麻刀爾多知且など、山にも谷にも海にも道にも垣にも云へるは、何れも凹間の意にて、顯明には見え透き難き狀なるを云ふなり、源氏繪木卷に、「甚隈無げなるも床しく」と有るを始めて、滯る事無く能く物言ひ通る事に云へるも其意同じ事なり、(右の如く字は様々に書く中に、隈字は説文に水曲隈也と注し、爾雅に水厓内爲隈、厓外爲隈と云ひ、事文前集に、曲涯曰隈曰隈と注せれば、隈をも久麻と訓むなりけり、阿字は釋名に曲阜曰阿と云ひ、又文選注に阿曲也と注し、毛詩生于道周の注に周曲也と有れば、

阿と曲とは其意にて通はし用ふる也、隅字は句會に廉稜也と注せり、又文選注に巴山曲也と見ゆ、借毛群の熊も曲穴の中に棲へる由の稱にして、右の久麻と異ならず、借久麻は右の如き意なるが、此に熊成と云ふは、此大神の神功既に竟させ御在し坐して、其始より志し給へる根國に入御在し坐さむと爲て、顯國に御靈を留めさせ給ふ宮殿を定めさせ御在し坐す謂にして、瑞珠盟約章に、是後伊非諾尊、神功既畢、靈運當遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、と有る幽宮と同じ御趣にて渡らせ給ひけり、然れば記傳九(四十二丁)に、久麻奴は隱野の義と説かれ、十二(十八丁)に、熊成を切れば久麻奴と成る由に注されたるを合せて思ふに、此の熊成は實に隱成又隈成の義にして、其現御身を幽し成させ給へる意なりければ、久麻奴と切りたる奴も山野の野とは別にして、那須の義なる事云ふも更なり、然れば四神出生章第五一書に、伊非諾尊の御事を故葬於紀伊國熊野之有馬村焉と有るも、其次に土俗祭此神之魂者と有るを以て見る時は、葬字を加久志奉流と訓めるも天御蔭日御蔭と隠し奉れる事にて、此は其地より現御身ながら黃泉に入御在し坐しける後に御魂を齋き奉れるにて、上件伊非諾大神素戔鳴尊等のは御自と其幽宮を構らせ給へるなり、此は其根國に入坐し、後に其神宮を供奉れるにして、其自他の差別は有る物から、事の意相等しくなむ有りければ、此紀伊國の熊野も野と云ふべき地理に非ざれば、其も亦隱成又隈成の義なりけり、又天孫降臨章に、大已貴神の隱給へる御事を今我當於百不足之八十隈將隱去矣(隈此云矩磨隈)言訖遂隱と有る、此を第二一書に、高皇產靈尊の又汝應住天日隅宮者、今當供造と見えたる、日隅は借字にして借住の義なれば、此も幽宮の義なるに其八十隈と云ふなむ此の熊成の言に相異ならざる由、右に引ける例共に考互して知るべきなり、又傳廿七に注せる古

事記玉垣宮段に、坐_ニ出雲之石硯之會宮_ニ葦原色許男大神と有るも其天日隅宮の御事なりけり、石硯は、伊曾久麻と右の八十隈を五十隈とも云ふべし、會_ハ借_ル又_ハ退_ルなどの言と同じきを思ふに、必天日隅宮なる事灼然き者なり、此も顯世を去りて幽冥に入り給へるを以て、此の天日隅宮の御設御在し坐しけるにて、此も亦右の例共に異ならざるを以て此熊成峰に居と云ふは、其遠き境に赴かせ御在し坐さむとして、此に御靈を留め物爲させ給へりし幽宮なる事を明らかめ奉る可き者なりかし、然れば彼奇御戸と成し給へりし以前の須賀宮と此熊野神宮とは、已に傳二十一に注せるが如く、本より別なる事論を待たすなむ、(記傳九卷四十二丁に、「出雲風土記に、大原郡須我山、郡家東北一十九里一百八十歩、須我小川源出_ニ須我山_ニと見えて、又意宇郡野代川、源出_ニ郡家正南一十八里須我山_ニと有る、此須我山も即ち右の大原郡なるを云ふなり、須我山は大原意宇二郡に互りて其堺に在り、倭意宇郡熊野山、郡家正南一十八里、所謂熊野大神之社坐と有る、斯れば須我山熊野山は相並べる處にして、共に郡家正南一十八里と有れば、熊野神宮ぞ即此須賀宮處なる可き、故思ふに久麻野は隱野の義にして、御歌詞の都麻碁微の由なる可し」と云はれたる、其久麻野は隱野なる説は上にも引て實に然る事ながら、須我宮は御妻問の御屋にして、其最初の御事なり、熊野神宮は根國に入坐さむと爲させ給へる際に至りて物爲させ給へるにて、最後の御事なれば、此と其とは一に爲まじき事なるが上に、右の野代川は郡家西南一十八里に在るを、正南と有る本を取られたるが、意宇川源出_ニ郡家正南一十八里熊野山_ニ、北流東折入_ニ于海_ニと有りて、此を今大草川とも大庭川とも云るを、野代川は今忌部川と云ひて、西と東に大に隔たりて別なる事を思漏らされたりけるなり、) ○遂入_ニ於根國_ニ者矣は、正書に遂就_ニ於根國_ニ矣と見えたる是なり、此御事已

に傳十三に注せるが、其には就_ル字を書かれて唯に幸行る趣なるを、此には殊更に入_ル字を用ひられたるに深く心を著くべき所なり、四神出生章第六一書に、然後伊非諾尊追_ニ伊非冊尊_ニ入_ニ於黄泉_ニと有る入に等く、地下根底に在る謂ゆる黄泉に物爲させ御在し坐しける御事を明されたる者なりけり、倭此入御在し坐したるに、其入所必有るべき事なりけり、此に居_ニ熊野峰_ニ遂入_ニ於根國_ニ者矣と見えたるは、上に注せるが如く、熊野峰は大神の入坐さむと爲る以前に御在し坐し_ニ宮處_ニにて、其入坐し_ニは佗處_ニよりなるを、此の居_ル字を虚にして自又は從_ル字の意に見るから種々に怪しき説は出来るめれども、居_ニ熊成峰_ニを放ちて遂入_ル字を續け見る時は、其混雜なむ甚灼く明らかなる事なりける、(白井宗因説に、「出雲の日御崎の邊に、熊淵山と云ふ有り、彼西塔の辨慶が住みし所なり、俗に熊成峰とも云ふと里諺に相傳ふ」と云へるは、自_ニ熊成峰_ニ遂入_ルと見て設けたる偽なり、土人に訂すに、此に熊成峰の號有るを知らずと云へり、又其神社啓蒙に、日御崎社の祭神を上社八束水神、名神記曰、八握髮尊者素戔嗚尊別稱也、蓋八握髮生之縁矣、相殿神三座田心姫命湍津姫命市寸島姫命と有り、下社を天照太神及五男神と云へり、此は傳二十一卷に注せるが如く、風土記未官知社に御前社と有るは后神社の謂なり、次に同御崎社と有るは出雲御崎山云々、西下所謂所_ニ造_ニ天下_ニ大神之社坐也と有る此に當りて、其下社即大巳貴神にして宇迦之山本宮是なり、若て啓蒙に、問當宮有_ニ紋石者_ニ、石面有_ニ柏葉_ニ、如_ニ良工彫刻_ニ而雖_レ爲_ニ數片_ニ、其紋猶存也、相傳、稱_ニ神紋_ニ、是也否、云按_ニ名神記_ニ出雲國日崎山有_ニ柏葉紋形石_ニ、神代昔平_レ國而後登_ニ熊成峰_ニ爲_ニ栢占_ニ云、吾欲_レ住_ニ於栢葉之所_ニ止也、遂隨_ニ風止_ニ於此地_ニ、故至_ニ今示_ニ其幽契_ニと云ふ事有る、熊成峰は本より熊野神宮の御事なれば、其にて栢葉の御占を爲させ給へるに、其葉彼宇迦能山本なる大巳貴神后

神須勢理毘賣命の御在し坐す所に落ちたりし故に、其所にも御靈を留め置かせ給へるなりけり、又飯石郡須佐神社の山にも此石の出づるを神物と爲て人皆恐み怖れ、又筑前國宗像三所の内邊津宮の傍より其栢葉紋形石の出づるを神石なりと爲て甚く崇むる事も、右の由來などに由れるならじか、此は唯事の因に云ふのみ、故此大神の根國に入幸行る穴はしも決く出雲國の御崎山是なり、然るは、上に居熊成峰と有るは彼意宇郡熊野山の事にして、久麻奴は久麻那須の切まれるにて、更に異論無き物から、又和邇那理と訓み來れるも古き事にて、後に其御崎山を鰐淵山と云ふを以て、強て熊成の字に當てたる物なるが故に、言は甚當らずと雖も、其地より入御在し坐しける傳などの有るを以ての所爲と聞ゆれば、中々なる賜物にて有りけり、風土記に、出雲御崎山、郡家正北廿七里三百六十步、高三百六十丈、周九十六里一百六十五步、西下所謂所造天下大神之社坐也、(下略)と有る、是今俗に鰐淵山と云ふにて、東方宇賀郷より始まりて杵築郷を中にし、西方は謂ゆる日御崎にて終れるが、山の全體は其宇賀郷なり、即古事記に所見たる宇迦能山是なる由、傳二十一に委しく注せるが如し、若て右の風土記に、宇賀郷、郡家正北一十七里二十五步、所造天下大神命、讓坐神魂命御子綾門日女命、爾時女神不肯逃隱之時、大神伺求給所是則是郷、故云宇賀、即北海濱有磯、名腦磯、高一丈許、上生松木、芸至磯、邑人之朝夕如往來、又木枝人之如攀引、自磯西方有窟戶、高廣各六尺許、窟内有穴、人不得入、不知深淺也、夢至此磯窟之邊者必死、故俗人自古至今號云黃泉之坂黃泉之穴也と所見たる、此腦磯の窟戸なむ其入らせ御在し坐しける穴なる可かりける、磯名を腦磯と云へる此字は和名抄頭面類に腦和名奈豆岐と有る言のみを借れるにして、右の文意を以て味はふるに名盡の義に此は用ひたる

なめり、此大神の天降り御在し坐しける始より、顯國に立てさせ御在し坐しける御功業の行事此に盡きて、根國に入り御在し坐しける所以を以て此に號けらむ事、右の黃泉之坂黃泉之穴と云ふ稱にも思合す可し、(此に奈豆岐を終焉の義に取て説を成すは、古事記日代宮段倭建命の崩坐せる所に、爾貢上驛使、於是坐倭后等及御子等諸下到而作御陵、即爾爾廻其地之那豆岐田而哭、爲歌曰、那豆岐能多能、伊那賀良爾、伊那賀良爾、波比母登富呂布、登許呂豆良、於是化八尋白智鳥、翔天而向濱飛行と有る、那豆岐田は渥田を云ふかとも思ゆれども、其日本武尊の御壽此に盡きさせ御在し坐して後に、其葬事に仕奉る地の田なる故に那豆岐田とは云ふなり、但其は崩坐しなり、此は現身ながら入坐せるなりと雖も、其終を焉に盡す義を以て此に腦磯の名は有るなり、又風土記大前島と鷺濱との間に腦島、生紫菜海藻、有松柏と云へるは、此海中に在るを以て名を同じく爲るなる可し、) 偕此黃泉之穴の事に就て玉勝間山菅卷に云く、「小篠御野、去し寛政六年三月の頃出雲大社に詣でたりし時、鰐淵山近邊の山に黃泉の穴と云ふが有る由已く聞けるは如何なるにかと問ひたりしに、此邊にも行見たる人は無き由杵築人の云ふを聞きて、切て行て見ま欲しく思ひけれど、年老いたれば足弱くて自は得物爲で、弟子に齋藤秀滿と云ふを率て物爲しに、然ば汝行て見て來と云付けて遣しける、其間の事委しく書記したりけるを、此にも見せに遣せたりける、其有る様、先づ杵築より東鰐淵山を越えて、東北方海近き所川下村と云ふを過ぎて奥岡村と云ふに至る、彼黃泉の穴は此村の山に在るなり、海邊より十八町登る所なり、若て山は甚しも高からねど道甚嶮しく、石交りに草高く生茂り藪多くて甚々登り難し、彼穴は山腹に草深き中に在りて僅に見えたり、口は少し狭くて、下方は互に二尺四五寸三尺許も有るべし、丸く

井の狀にて底見えず、周は口より下皆積上げたる如くなる石にて、其石皆稜有りて凡て破目多く、色は白く又黄ばみたるも交れり、然るを南方一方は廣さ二尺許にて、長さは一丈五六尺が程板などを立てたらむ様なる一の大石にて、此石の下狀穴少か北方へ曲りて見えたり、凡て口近き所は石に苔なども生ひたるを、下方は甚く乾きて潤無く見ゆ、此穴里人は冥途の穴と云へり、其邊の者も多くは知らず、此奥岡村の者を導に率て行きたる、年七十許なる翁にて語りけるは、此穴來て見たる者は甚稀なり、年若きは里の者迄且て知らずとぞ語りける、始鰐淵寺にて語り來つる翁は年六十許なりけるを、若かりし程に來て見たる事は有りしかど、許多の年經にければ登る道も能くも覺えずとて、又此奥岡の翁をば其が語らひ來たるにぞ有りける、又彼翁の云ひけるは、此穴より毒氣の升る事有るに、觸れぬれば忽に息絶ゆるなりと云傳へたりと云ふを聞くに、暫時覗きて見る程も甚氣恐ろしけれど、能く見て歸らずば振延て見に來し詮無からむと甚しく念じて猶能く見つるなり、翁又語りけるは、昔は此穴の内へ石を落し入るゝに、其石下り行く任に次々周の石に觸れ行く音暫時が間遠く聞え來しを、四十年許彼方に或者の大なる石一を落し遣る事有りし、其後は石を落せども音久しく聞えず成りぬるは、彼大石の半に滯りて、其に塞るゝ故なめりとぞ語りける、又昔鰐淵寺を始めし智證と云ふ僧此穴に入定しつる由、彼寺の縁起にも見えたりと聞けりなども語る、偕此山の凡ての名は奥岡の山と云ひて、其中に此穴有る近邊をば雜賀谷と云ふ、此山の後は鰐淵山に續きて遠からずとぞ記したりける、偕又風土記に宇賀郷の所に黄泉之穴と云ふ所の見えたるは、同郡の内には有れども、磯邊にて窟の内には在る由なれば異所なる可し（採要）と有り、故其奥岡村なるは風土記に云へるとは本より別なるが、其腦磯の窟戸を鈔に在川下村

西磯と云へれば、甚遠からぬ所にて、共に御崎山の裡面なるなりけり、然るに風土記に、人不得入、不知深淺也と書せれば、當昔にも見たる人は無き由なり、今は其窟戸の事だに人の知らず成りぬるは、神の御心として何時と無く幽し亡給へるなめり、其は古事記に、故其所謂黄泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂也と見えれば、伊弉諾大神の出給へりし穴は其地に有るなるに、唯神名式に謂ゆる意宇郡揖夜神社、同社坐韓國伊太氏神社御在し坐すのみにして、風土記の頃すら其穴を云はざるは、何時しか地下に隠れて見えず成りぬるにて、其即神の御心なる事申すも更なる御事になむ有りける、（何を以て神の御心ぞと云ふに、齊明天皇六年御紀に、狗嚙置死人手臂於言屋社と有る下に天子崩兆と云ふ事有るに、果して翌年天皇崩御の御事有り、此頃は其穴は已に埋れて無かりけれども、然る著明き信驗有り、又此腦磯なるも、夢至此磯窟之邊者必死と云ふ程の可畏き事有るが故に、年序を経る間に其窟戸なる所を隠し埋めなど爲給ひて、人に知らせず成し給へるにて、天下人民を憐愍み給ふ神の御心は此に至る事なれば、今は強に此なむ其と跡を見出づるなどの情進は決めて爲まじき者なり、因云、通證に、今按、熊訓和爾、下一書作熊罽是也と云り、然れども熊成は久麻那須なり、和邇那理と云ふは、其根國に入り給へる即ち後に云ふ鰐淵山の地なる事を知りて、中古の人の推當たりし者なり、若古に然ならむには、居御崎山とか居御崎峰とか書さる可き者なるをや、）偕此大神の志して其入立たせ御在し坐しける根國はしも、即此大地の胎内に在る謂ゆる黄泉國なる事申すも更なり、其は四神出生章第六一書に吾欲從母於根國と有るを、其御母神の御事は右の上文に、然後伊弉諾尊追伊弉册尊入於黄泉と見えたる、即曲穴の中を潜りて入り給へる證是なり、然して其追及て幸行る御父大神の逃

還らせ給ふ所に、伊弉諾尊已至泉津平坂、故便以千人所引磐石、塞其坂路と所見たる、即ち其黄泉の穴を塞ぎ埋め給へるなりけり、此を以て根國底國と云ひ根堅洲國と云ふは、此地胎に在る一域にして、磐穴を経て入る處なるを知るべきなり、右は御紀の趣を撮て云ふ所なり、祝詞の傳説に於ても然り、鎮火祭詞に、國乃八十國、島能八十島乎生給比、八百萬神等乎生給比、麻奈弟子爾火結神生給比、美保止被燒石隱坐比、夜七夜晝七日吾乎奈見給比曾、吾奈妹命止申給比支、此七日爾被不足比隱坐事奇止比見所行須時、云々、吾名妹能命被上津國乎所知食倍志吾被下津國乎所知止白比石隱給比、與美津枚坂爾至坐比所思食久云々と有りて、此は始には火神を生み給ひて被燒給へる其火熱を去らせ御在し坐して石隠れ御在し坐しけるを、其妹神の見行はし給へるに恥らひて、終に其石隱の穴より穿ちて與美津枚坂に至り坐せる趣なり、此此顯國を上津國と云ふに對へて黄泉をば下津國と云へるも、此地胎に在る幽界カクリヨの狀なむ灼然かりけるを、其道饗祭詞に、大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久、云云、根國底國與里鹿備疎備來物爾相繼相口會事無比下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守日之守爾守奉齋奉禮止と有るは、四神出生章第六一書に、其於泉津平坂所塞磐石是謂泉門矣大神也、亦名道坂大神矣と有る、此の御功依りて根國底國の物の通ふ限の衢々を衛護らせ御在し坐す謂なりければ、上と等しき趣なるにて、其國即地胎に在る證とは成れり、又大被詞に、高山之末短山之末與里佐久那太理爾落多支都速川能瀬坐須瀬織津比咩止云神大海原爾持出雲武、如此持出往被、荒鹽乃鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾坐須速開都比咩止云神持可吞比乎、如此久可吞比被氣吹戶坐須氣吹戶主止云神根國底之國爾氣吹放比乎、如此久氣吹放比被根國底之國爾坐速佐須良比咩止云神持佐須良比失比乎と有りて、山より川、川より海と持

下りて、其より根國に流離らひ行く次第を以ても、今も地下根底に在る國なる事、甚々隈無くなむ有りければ、此大神の入坐し以降は斷離れて、月國は大虚に巡り初めたりたりなど云ふ説は、古文に徴して少かも立つ所無き者ぞとよ、(服部中庸が三大考に、「夜食國は即泉國の事なり、泉は根國底國とも云ひて、大地の下方に在る事次々の圖の如し、偕其泉は即是月にして、月讀命の所知看す國是なり云云、國名の黄泉と御名の讀と同じきを思ふ可し」と云へるより、延て後には月豫美國など云ふ新國名さへに出来るは、何れも杜撰にして大に古意に乖ける者ぞかし、)故其月國はしも天地初めて判れたりし程より出来にけり、國常立尊を國底立尊と申し奉るは、此大地を離れて天雲の退方ツクの方に別に國を建てさせ御在し坐しける證なり、又國狹立尊と申す御名の渡らせ給へるは、此大地を割きて國を立て給へりし證是なり、然して大地の外に別に國有る事はしも、其月國を除きて天地の何れの處かは爲む、然れば其已く判れたりし太古よりして、此大地に附屬て大空を巡らふ國なりし故に、月と云ふ名は本より有りけるなり、偕古事記三貴子御事依の段に、次詔月讀命、汝命者所知夜之食國矣事依也、と所見たる、此は素戔鳴尊と同神に渡らせ給ふ御事なむ、今云ふ限に非ざりけるを、其始此天下を所知看せと事依し奉らせ給へる御時に合せて、其月國をも所知看させ給へる御事の無くしては、斯る御命詔などを誰かは杜撰出でらる可き、其始より月夜見尊と申し奉る御名の御在し坐しけむ事は、四神出生章第十一書なる保食神の件にても知られ、傳八に引ける御牧望月大伴神社記にも、月夜見尊即青海原袁治食須時龍馬爾乘給比、四方乃國中之河々溪々爾至迄、不殘睨巡給支と云ふ文も有るを思ふに、當昔已に其名なむ御在し御坐したりけらし、若て出雲風土記に、島根郡千酌驛、郡家東北一十九里一百八十步、伊佐奈

枳命御子都久豆美命此處坐、然則可謂都久豆美而、今人猶千酌號耳と有るを、紹運錄神系圖等に、月夜見尊御子島根見命と系を係けたる事思合す可し、此も未其國に赴き給はざりし以前に、都久豆美命と申す御名を以ても申せりしなり、又神名式に謂ゆる意宇郡賣豆紀神社を、三代實錄には女月神と作るも、其月神の後神なる謂と聞ゆれば、此も奇稻田姬命などにこそは御在し坐しつらめ、三大考に、「月讀命は月には非ず、月の中に坐す神なる事、天照太御神の日の内に坐ますと同じ、其夜食國と云ふを、唯月は夜を照らし給ふ事とのみ見ては食國と云ふに叶はず、必別に其國無くては有るべからず」と云へるは然る事にて、其月國なむ夜之食國には有るを、已く伊弉諾大神の此天下と共に月國をも合せて共に事依し授け聞えさせ給へるになむ有りければ、此を根國底國とは云ふべからず、又黄泉國と一には本より爲らるまじき理になむ有りける、(右の如く、二所を兼ねて事依し給へりと云ふを心行かず思ふらむ人も有りなめども、其天照太御神の御事にも、汝命者所知高天原矣事依而賜也と有るなるに、此顯國をも兼ねて所知看す所以有る事、已に條々に注し奉るが如し、又此素戔嗚大神は此顯國を事依され奉り給へるが上に、月國をも兼ねて授らせ給へる事、天日に此大地は附屬き、又大地には月國の相從へると同じ理になむ有りける、) 然して素戔嗚大神始より所思ほし立たせ御在し坐しける根國底國へ入御在し坐しける其國はしも、古事記に故號其伊邪那美命謂黄泉津大神と所見たれば、御母伊弉册大神の所知看す御國なる事、右に引ける鎮火祭詞に吾波下津國乎所知牟止白臣と有る御言にて著明かりければ、今此に素戔嗚大神の入坐したればとて、其國を所知看と云ふ事には本より有るべからずなむ有りけるを、其上に大被詞に根國底之國坐速佐須良比咩止云神と見え、御鎮座傳記尾崎神社記等に其神を

しも此大神の和魂とし、且土藏靈貴^{モツノミ}としも云へるは黄泉津持の義なるを思ふに、其本と坐す素戔嗚大神を除きて、殊に靈貴とは稱奉る可からざる理なり、此を以て按ふに、其國はしも、右の大神等は更なり泉津醜女又は泉津日狹女なども其從奉る神すらに皆女神なりければ、此素戔嗚大神一度は御母神に覲え奉りに根國に入御在し坐したりしかども其御行方はしも必此を離れて、彼御父大神の汝命者所知夜之食國矣事依也と有る御言の任に、眞空行く月國には行著かせ給へるにこそは有りけめ、萬葉六(二十七丁)に、山葉、左佐良履壯子、天原、門度光、見良久之好裳と有りて、右一首歌、或云月別名、曰佐散良衣壯士也、緣此辭作此歌と見たる、此は月別名なるには非ず、即月神の御名なるが、此國土より流離らはれさせ給ひて其國に御在し坐しけるを以て、左散良履壯子とは申奉れるなり、然る時は素戔嗚尊と申すは其根堅洲國に御在し坐す迄の御名、月夜見尊と申奉るは、其より夜之食國に御在し坐して、即其大神と御在し坐す御名になむ渡らせ給へりける、(偕其御名の義は傳六卷に明らめ奉るが如く、縣居翁説に月夜持の義なりと云はれたる實に然る説にて、天照太神を大日靈尊と申奉れる、即大晝持の義なるに對へる御名になむ渡らせ給へりける、三大考に、「大御神の御名を大日女命とも申して、其御光の及ぶ限を晝と云ひ、其御光の及ばぬ處を夜と云ふ、夜之食國は太御神の御光の及ばぬ國なり」と云へる其如くにて、月夜持と申して、即夜之食國を有たせ御在し坐す謂なりけり、) 故此大神の月夜見尊と御在し坐すは、實に幽深き致有る御事にして、妙なりとも妙なる理有る御事なりけり、然るは彼二柱御祖神の吾巳生大八洲國及山川草木、何不^レ生天下之王者歟と詔給ひて、御子を生み奉らせ給ひけるに、天照太神はしも、光華明彩にして六合の内に照徹らせ給ふ大御徳なむ大座坐しけるを以て、高天原

を所知看しめ奉らせ給ひ、次に此大神には此大地と夜之食國とを事依し給へりけれども、右の所以にや由れりけむ、此國を所知食む事は御心にも思ほし寄らせ給はざりける故に、御父大神に神逐はれさせ奉り給へりければ、其より天上に參向はせ給ひ、天照太神の御誓の御事御在し坐しけるに、御兒吾勝尊を生み奉らせ給へる、此即二大神の皇太子と御在し坐して、天下國土を所知看す御事にて、二柱御祖神の何不_レ生_二天下之主者_一歟と思ほし入りて、其二大神を生み給へる御事の結と成れり、若て天照太神にも吾兒と詔給ひ、此大神にも吾兒と詔給ひて、全く二大神の大御正統にて渡らせ給へるが故に、御天降の時の御靈にも、天照太神の八咫鏡素戔嗚尊の草薙劍をしも授け奉らせ給へる御事を始として、天照太神はしも高天原より照臨ませ御在し坐して此大地の晝を持たせ給ひ、月夜見尊はしも、夜之食國より御照らし御在し坐して、此大地の夜を持たせ御在し坐すなど、其始終の神量共に皆がらに事打合ひて世中を相有たせ御在し坐す理なむ、靈しとも奇しとも云へば得に云はむ方無き御事共には渡らせ給へりける、(此素戔嗚大神の夜之食國を所知看し御在し坐すなむ、斯る奇異なる御事なるが、其明らめ奉る根元をしも其御生れ坐せる始に取り、御事依しの御事より係けて瑞珠盟約の御事に本著きて説き奉るに非ずしては、浮たる所なむ出來る事なりければ、予が贅言として煩さく思ふ事勿れ) 故其月國はしも、萬葉七(四丁)に、久方乃、天照月者、神代爾加、出反_ル等六、年者經去年、十(十丁)に、久方、天光月、隱去、何名副、妹、徳、十七(十七丁)に、比左可多能、安麻豆流月者、見都禮杼母、安我母布伊母爾、安波奴許呂可毛、と有るは更なり、四(四十七丁)に、三空去、月之光二、六(二十八丁)に、天爾座、月讀壯子、幣者將爲、今夜乃長者、五百夜繼許會、などの類猶數多有りて、月も即天中の一象

物なり、然れば地胎を潜りて入る黄泉にて有るまじき事は、已に四神出生章第六一書に、其國の汚穢はしき狀を見行はし坐して、時伊弉諾尊大驚之曰、吾不意到_二於不須也凶目汚穢之國_一矣、乃急走廻歸と見え、又伊弉諾尊既還、乃追悔之曰、吾前到_二於不須也凶目汚穢之處_一、故當_レ濼_二去吾身之濁穢_一(下略)と見え、又其第十一書にも但親見_二泉國_一、此既不祥、故欲_レ濯_二除其穢惡_一なども有りて、其國を見行はし御在し坐しける事を甚く不祥として忌嫌はせ給へるなり、月若其黄泉ならむには、夜々に其黄泉の全體を見ると云ふべし、如何に忌はしき事ならずやは、且上に注せるが如く、齊明天皇御紀に、言屋社にて狗の人骨を嚙置けるが天子崩兆と成り、又出雲風土記に謂ゆる黄泉之坂黄泉之穴の有る腦磯を夢見るだに必人は死る由なり、此等は其國に通ふ泉門なるに斯る驗有り、況て其全形を見るは、猶幾許か勝りて穢らはしく且忌はしき事ならざらむ、然るに往古より月を見て身亡ぬる例を聞かざれば、猶月は月黄泉は黄泉にて各格別なる事を明らむ可し、其上黄泉はしも紀記に所見たるが如く、有らゆる邪神姦鬼の輻湊り居る域なるが故に、道饗祭は其を饗し逼めて元の泉門に逐入るゝ神事なり、大祓は穢惡不淨を彼國に被却る神事なるが故に、山川海と次下に根底國に流降す由なるにても、月を黄泉なりと云はば、東へ行く者を西に逐ひ、北へ逃ぐる者を南に迫るが如くして、甚々方違ひたる事もこそ多かりなめ、(且萬葉十三卷に天橋文、長雲鴨、高山文、高雲鴨、月夜見乃、持有越水、伊取來而、公奉而、越得之早物と有る、越水は人の飲て若返る水なり、越得之早物は若返る事を得さしめむ物をと云ふ意なるが、何ぞ黄泉の水を以て老人の若きに返る事は有るべき、玉器に月影を移して水を取る事などの世に在るも、彼黄泉之竈の類にて汚穢はしき事と爲べきを、古より月と黄泉とは別なりければ、然る事にて非ざるを如何

に爲む、) 右の如く月は黄泉に非ざるが故に、天日と相並べて物の美たき例に云ふ事なむ古よりの常なりける、齋内に爲む、) 皇御孫之尊乎 天地日月止 共爾 常磐堅磐爾 平氣久安久 御座志米武止 御杖代止 進給布、出雲神賀詞に、麻蘇比親王奉入詞に 皇御孫之尊乎 天地日月止 共爾 常磐堅磐爾 平氣久安久 御座志米武止 御杖代止 進給布、出雲神賀詞に、麻蘇比乃大御鏡乃面乎 意志波留志天 見行事能 已登久明御神能 大八島國乎 天地日月等 共爾 安久平久 知行事能 志太米止、中臣壽詞に、與天地日月共照志 明皇志御坐事爾、本末不傾、茂槍乃 中執持互奉仕爾、と有るを始めとして、歌にも萬葉二(四十一丁)に、天地、日月與共、滿將行、神乃御面跡、次來、中乃水門從、六(十五丁)に、天地之、遠我如、日月之、長我如、臨照、難波乃宮爾、和期大王、國所知良之、十三(五丁)に、百磯城之、大宮人者、天地與、日月共、萬代爾母我、十九(三十九丁)に、手拱而、事無御代等、天地等、日月等登聞仁、萬世爾、記續牟會など有りて天地と共に長く遠き例に如此く日月と並べ云へる事神代よりして然り、又其二(二十七丁)に、望月乃、滿波之許武跡、天下(一云食國)四方之人乃、大船之、思憑而、天水、仰而待爾、又(三十二丁)、鏡成、雖見不厭、三五月之、益目頰染、九(三十四丁)に、望月之、滿有面輪二、十三(二十八丁)に、如天、仰而見乍、雖恐、思憑而、何時可聞、日足座而、十五日之、多田波思家武登、など有る、此等は發語に置けるなれども、皆物の満足て美好き事に云へりけり、右等の事共も、月を黄泉と爲る時は、口には美好き事を述べながら、物には甚忌はしき物を引出でたりと云ふべくや有らむ、但其四(四十二丁)に、月讀之、光二來益、又其和歌に、月讀之、光者清、雖照有、十五(五丁)に、月余美能、比可里乎伎欲美、又(十一丁)、月余美乃、比可里乎伎欲見、由布奈藝爾、など直に月の事を然詠めるは、其六(二十八丁)に、天爾座、月讀壯子、七(三十七丁)に、三空去、月讀壯士、十三(八丁)に、月夜見乃、持有越水など有る如く、月を所知看す神

名なるとは異にて、天なる月を其神名を以て云ふにて、海^海の事を綿津見など、其を知らず神名を借りて云ふと同じ例なり、此月讀と云ふ事を悪しく心得る時は、三大考に謂ゆる國名の黄泉と神名の夜見とを一に混らして、月即黄泉なりと云ふ如き僻説を以て後生を欺くに至る者なりかし、已に注せるが如く、黄泉は大地の胎内に在る域なるが故に下津國と云ひ、又根國底國なども云へるを、其月夜見尊の所知食す夜之食國はしも、大地に附屬たる物とは云ひながら天中を運旋る一域なり、彼汚穢き繁國と云ひける黄泉と何ぞ一に混らす事を得む、久方の天照月の御國はしも、天日に亞きては甚々貴き神域なりとこそは思はるゝ御事には有りけれ、(此は素戔嗚尊の此に居熊成峰而遂入於根國者矣)と有る御事のみを注して有るべきに、如此く長々しき説を成せるは、其根國の事に就ては、三大考と云ふ物出來りてより以降、甚々異なる説の次々成出づるを以て、人皆其根源を探る事を得物爲す成以來て、立つる方も破る方も共に其正しきを得ざるが爲に、道の爲には黙止も得有らず云ふ事なるを、其僻説に黨はれて佗の善説を妬み訝かる狂生には如何にしても諱すべき方無くてなむ、

安政六己未年四月十八日始、同五月十一日成。

日本書紀傳 二十七之卷

穗積重胤謹撰

神代上第二十七 寶劍出現章 (其一)

一書曰アルフニイハク 大國主神オホクニヌシノカミ 亦名大物主神オホモノヌシノカミ 亦號國作大已貴命オホクニノツクリオホニキノミコト 亦曰葦原アシハラ
 醜男シコヲト 亦曰八千戈神ヤチヒヤサカミ 亦曰大國玉神オホクニノタマノカミ 亦曰顯國玉神オホクニノタマノカミ 其子凡有一ソノミコトスベシヤセリモ
 百八十一神モヤツマリヒトハシラミカ

此は大國主大神の亦名を擧げられたる件なり、諸古事記には、大國主神と申し奉る御名を以て御本名とは立てられたりけるを、御紀には正書には押通して大已貴神と申し奉る御名以て主張りたる御本名なる趣なる、此傳に限りて古事記の立つる所と同じかりけるは、此第一一書に、素戔嗚尊、自天而降、到於出雲籬之川上、則見稻田宮主簀狹之八箇耳女子號稻田媛、乃於奇御戸爲起而、生兒號清之湯山主三名狹漏彥八島篠、一云清之繫名坂輕彥八島手命、又云清之湯山主三名狹漏彥八島野、此神五世孫即大國主神、と有る此文の續なるを以てなり、諸又其一書より此に讀續け味ふるに、全く古事記と同じ統の古傳説にて、愛しとも何とも云へば更なりかし、但其八島野神より五世孫と

云ふ事は、已に傳二十二に委しく辨へ云へるが如く、本より傳の誤なる事論を待たず、又其八島篠神八島手神八島野神と申せる御名はしも、地神本紀に大已貴神の御名を載して、亦名八島士奴美神、亦名大國主神、亦名清之湯山主三名狹漏彥八島篠、亦名清之輕名坂輕彥八島手命、亦名清之湯山主三名狹漏彥八島野と有る、此なむ甚正しき亦名の例とは聞えたる、但右の八島士奴美神より以下八島篠神八島手神八島野神と云へるは、或は言の略き有り又は音の通ひ有り又意の轉り有りと雖も、云以て行く時は唯一の御名なるを、聊其唱の異なるのみなれば、此四の御名を總合せて一の亦名の例とは爲べきなり、(此四の御名を合せて亦名と爲る事はしも、其舊事紀の中に於ては甚止事無き賜物なる由、其傳二十二卷に委しく注せるが如し、諏訪祝家の系譜に、建速須佐之男命其子八島士奴美神亦名大國主命亦名大已貴命と傳はりたるにも合へれば、必外に受くる所有るならずは、此第一一書に五世孫大國主神と有り、古事記には八島士奴美神以下五世の神名の落も無く傳はれるを知らながらに、其詳なるを捨て粗きを取ると云ふ事は決めて有るまじき者なり) 諸此に、大國主神、亦名大物主神、亦號國作大已貴命、亦曰葦原醜男、亦曰八千戈神、亦曰大國玉神、亦曰顯國玉神、と有りて、合せて本名亦名共に七名有るの中に、大物主神と大國玉神と二柱は即此大神の和魂と荒魂とにして、各々別に一神の狀にて渡らせ給へれば、等しく亦名とは申ながら、請ゆる分身の御神にて御在し坐せり、然れば此亦名の例をば略く可し、此二神を除く時は古事記に、大國主神、亦名謂大穴牟遲神、亦名謂葦原色許男神、亦名謂八千矛神、亦名謂宇都志國玉神、並有五名と有るに合へり、然れども其記に大國御魂神を故其大年神娶神活須昆神之女伊怒比賣、生子と有るは誤なる事、已に傳廿四に委しく辨へたるが如く、又其和魂神

の出自を云はずして、其水垣宮段に至りて不意く大物主大神と出し給へり、其も強て助け云ふ時は、神代に幸魂奇魂神の依來坐せる所に、此者坐御諸山上神也と有るに引附も爲べかめれども、此は紀記共に甚く誤有る事共なむ多かりけるを訂正して下に注せるが如くなりければ、此にも五名彼にも五名なるが合へりとて、未能く盡せるには非ざる可し、古語拾遺には、大己貴神一名大物主神、一名大國主神、一名大國魂神者、大和國城上郡大三輪神是也と有りて大物主神大國魂神を一名の例に置けるさへ有るに、其大國魂神を大三輪神と當てたるなどは、甚々有るまじかりける闇推なりかし、但一本に者字無き方宜しきを得たりと云ふべし、然る時は其大己貴神の御事にて非ならぬ由、下に注せるを見て知るべし、大三輪神三社鎮坐次第に引ける拾遺には、大己貴神、亦名大國主神、亦號葦原醜男、亦曰八千戈神、亦曰顯國玉神、並有五名、其子凡有二百八十神と有れば、當昔然る本の有りけるにや、其下なる細注に舊事紀作八名、有大物主神大國玉神、日本紀同と有るは、記者の語なるを以ても杜撰ならざる事は知らるめり、偕右の作八名は地神本紀に、大己貴神、亦名大國主神、亦云大物主神、亦云國造大穴牟遲命、亦云大國玉神、亦云顯見國玉神、亦云葦原醜雄命、亦云八千矛神、並有八名乎、其子凡有百八十一神也と有る是なり、(但此も大己貴神と國造大穴牟遲命とを二所出だせるのみにて、此一書の七名なるに異ならず、然るは此には亦號國作大己貴神とのみ有る物から、正書第二一書に大己貴神の出でたるからは、凡て八名御在し坐すなむ御紀の趣にて、舊事紀に限れる事には非ざりける、但七名にても八名にても大物主神大國玉神を一名の例と爲るは傳の誤なり、此事古史徴にも已に且々云へり、實に然り、) 然る時は此大國主神に右の如く八名御在し坐す中にて、其和魂神荒魂神の二名

を除き、又其大己貴神國作大己貴神と二に在るも同言にして同義なれば、合せて一名と成して、又顯國玉神は大國玉神の御事なれば、其を除く時は總ての御名の數四なるに、上に云へる古事記の八島士奴美神と此第一一書に謂ゆる八島篠神八島手神八島野神を一名と爲る時は、此に至りて并せて御名五有り、又神名式に大國敷神と申す有り、此は大國玉神の別稱と所見れば、此例には有るまじき事下に注する如く、又日吉社記に大國作神の御名有るは國作大己貴神に屬べく、又二十二社神體私記に廣矛魂神と有り、又兵主神と申せる共に八千戈神の別名なれば、其に屬たる事にて打任せたる亦の名の例には非ざめり、又古語拾遺に大地主神の御名見ゆ、大倭神社註進狀に垂仁天皇御紀を引きて、纏向珠城宮御宇天皇(垂仁)廿七年九月戊申朔甲子、以皇女倭姬命爲御杖代、貢天照大神、倭姬命隨神誨立宮於伊勢國渡邊五十鈴川上奉遷焉、是時倭大國魂神著大水口宿禰而誨之曰、太初之時、天照太神悉治高天原、皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神、我親治大地官者、言已訖焉云云、大地主神之號起于是時矣と所見たれば、此大地主神と申すも荒魂大國玉神の別稱にて有りけり、又天下地主神とも申せり、然れば此も亦名の例には收む可からざるなり、唯大國家譜に謂ゆる八重垣大樹神と申すなむ一の亦名と所思しかりければ、此を合せて總ての御名六名御在し坐すと謂ふ可き狀なりけり、(又古事記に事代主神娶八島牟遲能神之女鳥耳神、生子鳥鳴海神と云ふ事有り)と雖も傳の誤なる可き由已に先達も云へり、此に就て思ふに、八島貴と申す神名は此大國主神を除きて他に何神かを稱奉らむ、決めて此八島士奴美神と同名なり、又傳二十二卷に注せるが如く、同記大國主神の四世の祖神に布波能母遲久奴須奴神と申す御在し坐せども、此大國主神は素戔嗚大神の直に御在し坐しけれ、六世孫と云ふ事甚謂れ

無き御事なりければ、其は亦名にて、大己貴國統主神の義ならむが混ひたると所思しきなり、此外にも然る類の亦名も猶有りぬ可からむかし、) 倭其七の御名御在し坐すが中に、大己貴神と申し奉るは傳二十一に注せるが如く、素戔嗚大神の珍子に御在し坐して、此天下國土の全を悉くに主領き御在し坐せば、此天下に神は多けど、八百萬神に甚勝らして高く貴き大神と申すは、國土に獨此神のみ御在し坐すが故に、甚切に至貴み可畏み奉る意を以て稱奉れる御名なれば、此大神の生立の始より凡てに互る本御名なり、又葦原醜男神と申し奉るは、古事記に、八十神の爲に被_レ窘させ御在し坐して御父大神の御所に參到らせ給へる時に、爾其大神出見而告、此者謂_レ之葦原色許男、即喚入而令_レ寢其蛇室、(下略)と有るは、一神を以て八十神に向ひ給ふ如き威勇の天下に勝れさせ給へる意を以て已く世に稱奉れるなる事、御父大神の此より甚く窘め懲し試み給ひて、其實否を探らせ給へるにて著明かり、又大國主神顯國玉神の御名は、同記其御父大神の御許より逃歸らせ給ふ時に追及て、遙望呼_レ謂大穴牟遲神、曰、其汝所持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者追_レ伏坂之御尾、亦追_レ撥河之瀬而、意禮爲_レ大國主神、亦爲_レ宇都志國玉神而、其我之女須世理毘賣爲_レ嫡妻、(中略)而居是奴也と所見たれば、此二の御名は御父大神より授かり賜へるにて、即御職號とも申しつ可き狀にて、其より後に本御名と立るなむ是なりける、又八千戈神と申すは、大倭神社注進狀に、傳聞、八千戈神者大己貴命以_レ廣矛爲_レ杖、令_レ撥葦原中國之邪鬼、是時大己貴命號曰_レ八千戈神、と所見たれば、專國土に在らゆる邪鬼を退治させ御在し坐しける間の御名なるも灼く、古事記に此八千矛神將_レ婚_レ高志國之沼河比賣、幸行之時云々と有りて、其の御歌にも沼河比賣の歌にも須勢理毘賣命の御歌にも此の御名を詠ませ給へれば、當時此御名を以て稱奉れ

りしなりけり、又八島士奴美神は八島知主身神の義なり、八島篠神は八島知主神なり、八島手神は字の如くにて、手は國土を經營らせ給ふ意、八島野神は八島主神にて、此四共に皆同じ事なり、其上に清之湯山主三名狹漏彥と置き、清之繫名坂輕彥と冠ふらせ奉るは、清は正書に素戔嗚大神の遂到_レ出雲之清地、(中略)於_レ彼處_レ建_レ宮と有る是にて、古事記に謂ゆる須賀宮を云ふ、若て正書に其を吾兒宮と所見たれば、大神の此御兒を令生給へりし後は佗に物爲させ御在し坐して、此宮にして已く此大八洲國の主と傳_レしめ給へる事、傳二十一、二十二に注せるが如し、又八重垣大樹神と申すも、其事に就て稱奉れりけむ事申すも更なり、(其事も傳二十一卷に云へりき、又出雲風土記に、大原郡城名樋山、郡家正北一里一百步、所_レ造_レ天下_レ大神大穴持命爲_レ代_レ八十神_レ造_レ城、故云_レ城名樋山也と云ふ事も見えれば、大樹は大城なる可ければ、八重垣は内外の兩郭を云へる者とも見ゆ、下に注し奉るを見る可し、) 倭上に此一書に七名御在し坐せる、其中より大物主神大國玉神の二名は其和魂神荒魂神に御在し坐して、各別に一神にて渡らせ給へれば、此なる亦名の例に非ざる由に云へるは、其大倭神社注進狀に、傳聞倭大國魂神者、大己貴神之荒魂、與_レ和魂、戮_レ力_レ一心、經營天下之地、建_レ得大造之績、(下略)と有る、文意は其主神の大己貴神御在し坐して、荒魂を大國魂神と申し和魂を大物主神と申せる、其二神と共に合せて三柱神相並ばして此天下を經營り大造の功績を建てさせ御在し坐しける趣なるにて灼然き事なりかし、所以に天孫降臨章第二一書大己貴神の隠れさせ給へる後に、是時歸順之首渠者大物主神及事代主神、乃合_レ八十萬神於天高市、帥_レ昇_レ天と有りて、其時此大物主神の御爲に其後神をさへに賜へるを以て別に一神なる事を知るべし、又出雲風土記に、意宇郡飯梨郷、郡家東南三十二里、大國魂命天降

坐時、當此處而御膳食給、故云「飯成」(神龜三年改字飯梨)と有るも、其和魂神とは別の御體にて天上に參上らせ給へる證になむ有りける、凡て神等の御上に亦名と申す事の御在し坐すは、人間に名有り字有りて一の物に二も三も無用に號くるとは異にて、上代に名と云ふ事はしも傳二に注せるが如く、景行天皇の大御言に大倭國者以三行事一負レ名國と詔給へるが如く、其行事に就て異なる御名をも負給へるを、其行事の狀に因りては、其本體の外に別に分形をも成し給ひて物爲させ給ふ事なむ御在し坐すと聞ゆれば、其亦名と申すぞ分魂の御名に御在し坐すめるを、此和魂荒魂神の如きは、殊更に定まりたる甚じき御業の御在し坐すが爲に、常に御分形に御在し坐して其御本體の左右に並び御在し坐して、凡て三神にて萬を政令給へる御事となむ所見させ給へりける、故此荒魂和魂の御事、委くは傳八に注せりき、(又十三卷にも注せるが、此大國主神の御子味耜高彥根神と申せるは、其に對ひて天下を經營らせ給へる意の御名なり、其和魂を事代主神と申して大物主神に對ひ、荒魂を一事主神と申して大國玉神に對ひ給へるが、此も右に同じく本は一神にて渡らせ給へれども、和魂荒魂神共に各分形し給ひて三神とは成らせ御在し坐せるなり、此等を考合せて、其御魂の別りて殊に各々一神と坐せる事を思ふ可くなむ。) ○大國主神此御名第一一書に出でたり、即傳二十二に已に委しく其御名に負坐せる所由はしも委曲に注し奉れるを、此には其義を説明らめ奉る可きなり、楮古事記には此一書と同じく、大國主神と申奉る此御名を本と爲て記し奉られしは大に所以有る御事なり、其文に、故此大國主神之兄弟八十神坐、然皆國者避於大國主神、(下略)と見えたる、皆國者避の四字に深く心を著けて見るに、其御兄弟の八十神はしも此國土を區別ちて、各相領知る國主の神にて有りしなりけり、然れども未其君長としも云ふ

べき神なむ非ざりければ、彼神武天皇御紀に謂ゆる遂使邑有君村有長、各自分疆相凌躐と云ふ有狀にぞ有りけらし、此に此大國主神はしも御父大神の珍子に御在し坐して、其生坐し、始より須賀宮をしも賜ひて吾兒宮と詔給ひ、其宮首には足摩乳手麻乳神をしも稻田宮主神と任して傳づき聞えさせ給ひ、又傳二十六に注せる如く、出雲神戶を賜置かして己尊はしも別處に物爲させ御在し坐して、其御兒の生立をなむ試みさせ御在し坐して、其長なり給へる御上を見行はし御在し坐して後に大國主神とは成し奉らせ給ひ、御心の残る方無く治め置かせさせ給ひて、終に根國には入り給はむと爲させ御在し坐しける程こそ有りけれ、此時は大國主神未稚くて御在し坐しければ、此神をしも君長とは仰ぎ奉らずして、却りては輕め奉る方にて競争ひ奉れりける事、その次に、其八十神各有欲婚稻羽之上上比賣之心、共行稻羽時、於大穴牟遲神負帑爲從者率往と有る、此一事を以ても總ての消息を想ふ可くなむ有りける、然れば此に皆國者と有る皆は八十神に係りて盡字の義なり、國は其八十神の主領き居る國々を云ふなり、此時未其國々の國主神を總ね所食す御威勢の及ばせ御在し坐さざりし間なりければ、大國主神と申し奉る御名も御在し坐さざる故に、此には尋常の御名の大穴牟遲神と申す方を以て書し別たれたり、(古人の用意有る事此を以て見る可し、記傳十卷四丁に、「皆國者避於大國主神、此は後の事を先づ言置て、次に其然る所以を初より此次より下文の毎御尾追伏每河瀬追撥而、始作國也と有る處迄皆其事なり」と有るにて通ゆるなり、但其次に「皆は八十神皆なり」と云はれたるは然る事ながら、國は天下を云ふと有るは少か予が見る所とは異なり、予が見には、國は八十神の各主領る國々を云ふ事皆國と有るにて所知たり、其を合せて所知看す大國主神の御上に取りては天下の事なれども、

八十神に係けて此に云へるは、其區別て相領知る各國を云ふにぞ有りける、然して後に此大神はしも八十神の爲に甚く被_レ宥_レさせ御在し坐しければ、其須賀宮にも留まり御在し坐し難き事の勢に相迫りしかば、御祖奇稻田姬命の御趣けに依りて、本國に御在し坐す御兄大屋毘古神の御所に速_レがし遣給へりければ、其神の御許より御父素戔嗚大神の御所に奉出し給ひけるに、其大神の御議として此神を試みさせ給ふ御心にや御在し坐しけむ、本より八十神に甚く懲_レされ給へるが上に、此にて又其大神の已に殺さむとさへに爲させ御在し坐しける御事と共に總て四度の御宥めなりき、然るに其後神須勢理毘賣命の後方より助け奉らせ給へる御事に依りて、悉くに得堪へさせ御在し坐して、已に其御許より還り御在し坐しける時の文に、遙望呼_レ謂大穴牟遲神_一曰、其汝所持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者追_レ伏坂之御尾、亦追_レ撥河之瀬而、意禮爲_レ大國主神、亦爲_レ宇都志國玉神而、其我之女須世理毘賣爲_レ嫡妻而、於_レ宇迦能山之山本、於_レ底津石根宮柱布刀斯理、於_レ高天原_一冰椽多迦斯理而居是奴也と見えたる、是ぞ素戔嗚大神の國引に引來て縫足はして造立てさせ御在し坐せる此國土の全を經營り給ふ可き御職に事依され奉り給ふ所なりける、此に汝庶兄弟と有るは、上に謂ゆる故此大國主神之兄弟八十神坐と有る是にて、各々國々に自立ちて君長と成れる國神を云ふなり、追_レ伏坂之御尾、亦追_レ撥河之瀬と云ふは其八十神をして各其處を令_レ得給はじとなり、然して其八十神の歸順ひ奉らるゝ上は、此大神のみ獨抽出て即大國主神として其に君長と御在し坐し、宇都志國玉神として國土に_レ德澤を幸へ給ふ可く事依し聞えさせ御在し坐しけるなり、然して其我之女須世理毘賣爲_レ嫡妻は、聖武天皇御紀立后詔に、又於_レ天下政_一置而獨知倍_レ物不在、必_レ斯理幣能_レ政有倍_レ云云と有る此御意味なる御言なる可し、次に於_レ宇迦能山之

山本_一於_レ底津石根宮柱布刀斯理の御言はしも、今迄須賀宮に御在し坐しけるは謂ゆる儲君にて御在し坐しける間の御座所なるを、改めて天下の諸神の_レ朝參する大宮造の御事を事依し進らせ給ひて、其大國主神にて渡らせ給ふ威儀を天下に示し御在し坐すべき由を教へ聞えさせ給へるにぞ有りける、その次に故持_レ其大刀弓_一追_レ避其八十神之時、每_レ坂御尾_一追_レ伏、每_レ河瀬_一追_レ撥而、始_レ作國也と有るは、此御時に至りては、御父大神の甚じき御稜威なむ相預はらせ御在し坐し_レかば、先には然しも被_レ惱させ給へりしかども、安々と事も無げに歸順へさせ御在し坐して、始_レ作國也とは大國主神の御任に當らせ給へる神業をなむ事始め物爲させ御在し坐すとの謂なりける、(委しくは傳二十一卷、二十二卷の卷末に委しく云へるを見合せて曉る可し、又記傳に引かれたる出雲風土記に、大原郡來次郷、郡家正南八里、所_レ造_レ天下_一大神命詔、八十神者不_レ置_レ青垣山裏_一詔而、追_レ廢時、此處追次坐、故云_レ來次_一と見え、城名槌山、郡家正北一里一百步、所_レ造_レ天下_一大神大穴持命爲_レ伐_レ八十神_一造_レ城、故云_レ城名槌山_一也と有るは此時の御事なり、偕此にて其八十神を悉に皆がらに殺し給へるには有るべからず、其順ひ奉らざるは誅_レなひ、其服へるは從_レさせ給へりけむ事、上文に、故此大國主神之兄弟八十神坐、然皆國者避_レ於大國主神_一と有るにて著くなむ有りける、) 其より後には打_レ任せて表_レ立たる御名を大國主神と申奉る御事なり、故須勢理毘賣命の御歌に、夜知_レ富許能_一加_レ微能美許登夜_一、阿賀_レ富久瀨_一奴_レ斯許會波_一(下略)と謠はせ給へり、名義は大は總括る意なりければ、國主と引續けて心得べし、然して各國に各自に國主神有りて其一國を主領けるを、其を總ねて所知看す意を以て大國主神と稱奉りて、其即天下國土の主宰にて渡らせ給ふ義なり、此大字はしも、今現世の狀にても國々に各其を有つ君は有れども、大君と申し奉る時

は天皇の御事にて渡らせ給へるに等し、然れば上より續けて唯大國の主宰と申す意に見るは粗き説なる可し、偕其各國に國主神有りと云ふ證は、其は天孫降臨章第二一書に、故天津彥火瓊杵尊降臨於日向櫛日高千穗之峰而、誓穴胸副國自頓丘竟國行去、立於浮渚在平地、乃召國主事勝國勝長狹而訪之、對曰、是有國也、取捨隨勅、と所見たる是即其境域を定めて主領き居る國主神有る事を知るべき明文なり、又下に引ける播磨風土記に天日槍命の宿處を葦原志舉乎命に乞申す所に、汝爲國主欲得吾所宿之處、志許乎即許海中と有るは大國主神の御事なれども、播磨一國の事に就て汝爲國主也とは申せるなり、又神名式に伊豆國那賀郡國主命神社と申すも有り、又其神階帳に賀茂郡正五位上國主明神と申すを載せたりき、丹生姫社記に、豐耳命娶國主神女云々、天道根命國主御神其子坐など有るも右の例なり、斯れば其正書に大己貴神の國避の御言に故吾亦當避、如吾防禦者國內諸神必當同禦、今我奉避、誰復敢有不順者と申し給へる、國內諸神と云ふは其御所置を仰ぎ奉らるる國々の國主神なるが、其を從へ御在し坐す大國主神の避奉らせ給ふ上は誰の國主神かは防禦奉る者有らむと申し給へるにて、甚能く通えたり、偕傳二十一に注せる此の正書に吾是國神號脚摩乳手摩乳と名乗り申せるを始として、神武天皇御紀の中に、臣是國神、名曰珍彥、又臣是國神、名爲井光と有る如きも各其地主神の謂なれば、其も國主神の義なる事云ふも更なり、如此く掌別て國々を保つ國主神の有を、其君長にて渡らせ給へるが故に大國主神とは稱奉る御事なむ著明き者なりける、然れば其各國の國主神は國造縣主などの如く、大國主神はしも天皇尊の如き御有狀なりけむ御事此を以て想像り奉り知るべき者なりかし、(記傳十卷五十八丁に、「大國主神名義は天下を伏へて宇志波久神と云ふ意なり」と云

はれたる、其説に於て誤と云ふに非ざれども、他に國主神と云ふが多在るを、其を總合せ所知食す故を以て大國主神と稱奉る意には見られずて、大國と云ふを唯天下を云ふと思はれたるが故なり、其は已く纂疏に、大國主者主一國之名也と注させ給ひ、通證にも、大國主者領大國之名也と云へる僻説に思はず交こられし者なりけり、然して其諸國の國主神の君長にて渡らせ給へるは、天下にも大國にも本より主宰と御在し坐す謂なるをや、此事恐らくは諸家共に誤る可し、偕右の國主神と申すに自然にして國作神の義をなむ兼ねたりける、其は上に引ける古事記に御父大神より、爲大國主神、亦爲宇都志國玉神と云ふ御事依の御事御在し坐せる後の文に、追避其八十神、云云而始作國也、と有る即其照應にて、大國主神の御名に始作國也は對ひたる文なる事を知るべし、偕此大國主神にも其從奉らるる國主神等の御上にも同じ事にて、國主を唯に國長と見ても事も無げなる物から、其事を正し辨へむには、已に傳二に注せるが如く、主と云ふは成爲の義にして物を成作りて其に君長と有る謂なりけり、其は此下に、嘗大己貴命謂少彥名命曰、吾等所造之國、豈謂善成之乎、少彥名命對曰、或有所成、或有不成と有りて作と成とを對云ひ、又古事記の少名毘古那神の常世國に度坐し、所に、於是大國主神愁而告、吾獨何能得作此國、孰神與吾相作此國耶、是時有光海依來之神、其神言、能治我前者、吾能共與相作成、若不然者國難成、と有りて作と成とを交へたり、此等の例共を以ても、國主と云ふは其國を作りて其君長と有る謂なる事を思ふ可くなむ有りける、故其記御天降段に、問其大國主神言、天照太御神高木神之命以問使之、汝之宇志波流葦原中國者、我御子之所知國言依賜と有る宇志波流の言は、宇志は其作らせる葦原中國に君長たる義なり、波流は帶刀履沓などの波久に

て、其葦原中國を佩持たせる由にて、大國主神として此國土の主宰にて御在し坐す謂なるが、其小なるは國々の國主神に云ふも其義相等しきを、其を輯合せて甚比しへ無く大に持たせ御在し坐すが故に大國主神とは稱奉れるなりけり、(又此下なる國作大已貴命の下に注せる事共をも合せ考ふ可し、唯に大國の主宰とのみ云ふ時は、神は死物に成りて物の上に居て何の爲出づる事も無く無用の長物ならむには、争でかは天下を作らせ御在し坐す程の御力は御在し坐さむ、又其下に屬奉らるゝ國主神に於ても然り、其功の無きに如何は其地に主たる事をば得てむ。) ○大物主神は出雲神賀詞に、國作之大神乎毛、媚鎮天、大八島國現事顯事令事避_支、乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐_奉大倭國申天、已命和魂乎、八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛瓊玉命_{名乎}稱天、大御和乃神奈備爾坐、云云天、皇御孫命能近守神_登貢置天、八百丹杵樂宮爾靜坐_支、と有る、此御事、大三輪神三社鎮座次第に、腋上池心宮御宇天皇御世、神明憑_吉吉足日命_曰、吾國造大已貴命也、太初已命之和魂取_託八咫鏡、名曰_曰倭大物主櫛瓊玉命、鎮_座大三輪神奈備云々とも所見たる、此御事、下に引ける大倭神社注進狀に、家牒曰、腋上池心宮御宇天皇(孝昭)元年初七月甲寅朔、遷_都於倭國葛城、丁卯天皇夢有_二貴人、自稱_曰大已貴命_曰、我和魂自_神代_鎮三諸山_而、助_神器之昌運_也、荒魂腋_玉身_{云々}と有りて、本體の大已貴命神託有りて、其和魂神荒魂神の分れ御在し坐す由を告げ奉らせ給へるなりけり、然る時は天孫降臨章に、今我當於_百不足八十限、將_隱去_矣、言訖遂隱、と見えたる、此御時に將來其天神御子の天降り御在し坐して、後の御世々々に中洲に御在し坐して、天下を所知食せ給はむ御事を期り聞えさせ給ひて、其和魂を大三輪に御身自鎮奉り置かし御在し坐して、其御名を倭大物主櫛瓊玉命と號けさせ給へりとの義なり、然は有れども

唯大物主神と申すのみは、此大神の國作の初より和魂と別れさせ御在し坐しける其分身の御名にて、本より御在し坐し_{なり}けり、其は大倭神社注進狀に、傳聞、倭大國魂神者、大已貴神之荒魂、與_{和魂}戮_力一心、經_營天下之地、建_得大造之績、在_{大倭}豐秋津國_守國家、因以號曰_曰倭大國魂神、亦曰_曰大地主神_と見えて、荒魂に大國魂神の御名御在し坐す時は、其并びに和魂にも已に大物主神と申し奉る御名も御在し坐しけむ事推して知るべし、然る時は其八咫鏡に御魂を取託させ御在し坐して、皇御孫尊の近守神と奉らせ給へる御時に當りて、其櫛瓊玉命と申す御名の添ひ給へるにぞ有りける、(偕此下文に大已貴神の幸魂奇魂神に見え奉らせ給ふ所に、今欲_何處住_耶、對曰、吾欲_住於_{日本}國之三諸山、故即營_宮於彼處、使_就而居、此大三輪之神也、と有る幸魂奇魂をしも和魂の御事と爲るは大なる誤なる事、次卷に辨ふるが如し、其御事は、古事記には吾者伊_都岐_奉于倭之青垣東山上、此者坐_御諸山_神也と有て、大國王神の爾奉らせ給へる大神にて、神名式に謂ゆる大和國城上郡神坐日向神社大、月次新嘗と有る此御社の初にて、大物主神の鎮坐すよりは遙に遠き古昔の御事なり、思混ふる事勿れ、然るを平田史第九十五段に右の二文を綴り合せて、終に此者大三輪之大物主神也、大國主神之和魂也と云へるは、彼の例の古人の説を取りて推當てたるなり、) 偕天孫降臨章第二_書大已貴神の隱坐し_所に、是時歸順之首稟者、大物主神及事代主神、乃合_八十萬神於天高市、帥以昇_天陳_其誠款之至、時高皇產靈尊勅_{大物主神}、汝若以_國神_爲妻、吾猶謂_汝有_疏心、故今以_吾女_{三穗津}姫_配汝爲_妻、宜_領八十萬神、永爲_皇孫_奉護、乃使_還降_之と有るは、即其國避の以前に其大御和乃神奈備に鎮置かせ御在し坐しける和魂の現身と成りて天上に參向はせ給へるなり、偕其神奈備は神名式に、

大和國城上郡大神大物主神社（名神大、月次相嘗新嘗）と有る是なるが、其天高市は同式に、高市郡天高市神社（大、月次新嘗）と有る是其舊蹟なる可き事云ふも更なり、又此時に配せ賜へる后神は同式に、城下郡村屋坐彌富都比賣神社（大、月次相嘗新嘗）と有る是なり、此を以て其和魂大物主神の御在し坐し、所の大和國なる事明らかなる者なり、倭靈疏に八十萬神皆統屬於大物主之神也と所見たる是にて、大物主神と申し奉る義なむ著明かりける、其は此に其統屬の國神をば物と云ひて、共に主宰と御在し坐す謂の御名なる事は申すも更なり、此國土に在らゆる物質の主宰にて渡らせ給ふ者なり、物主の字は雜令に出でたり、（其は物と云ふは、神とも何とも其名を正しく指さずして唯大抵に云ふ時の語なる事、已に傳十卷に鬼類を物と云ふ事に就て注せるが如し、但其鬼類を物と云ふに准らへて、此の八十萬神をも其なめりと思ふは粗説と云ふべし、其八十萬神は次に以て國神爲妻と有る國神にて、右の大國主神の下に注せる國主神の事にして、即各國の地主神をば云ふなり、倭神は更にも云はず人にも物と云ふは、神武天皇戊午年御紀に、饒速日命云々、帥其衆而歸順焉、云々、此物部氏之遠祖也と有る、其衆と云へるは、天孫本紀に謂ゆる天物部内物部是なり、職原抄に、古稱武士云物部起于此と有るが如く、天下に有らゆる武き人を物と云へるは、古のみならず今世にも武士の長立ちたる人を物頭と云ひ、又弓者又鎗者など云々者も即右の物と同じ意に云へるなれば、鬼類に限りて云ふ稱に非ず、）故此神の稱は崇神天皇八年御紀大神之掌酒に仕奉られし活日と云ふ人の歌に、擲磨等那珠於朋望能農之能と所見たれば、正しく大物主神と稱奉る事に於て更に異論有るべからざる御事なり、然るに雄略天皇七年御紀、朕欲見三諸岳神形の下に或云北山之神爲大物代主神也と有る其三諸岳は傳九に注るが如く、

高市郡飛鳥の地なるを云ふなれども、此一書に三諸山と有るは彼大三輪の事なるに就て、右の或云の説は有りながら此にて其大神大物主神社の御神を然申し奉れりし事なむ灼然かりける、猶神名式に播磨國宍粟郡大倭物代主神社と申すも必同神にて渡らせ給ふと聞ゆるを、右に引ける天孫降臨章第二一書に大物主神及事代主神と有るは、御父子二神共に各其和魂神にて渡らせ給へれば、此を以て見るに、物代主と事代主と此二神はしも、物を知ると事を知るとに稱別られたる御名になむ御在し坐しける、故試るに右の續の文に高皇產靈尊の御命に、宜領八十萬神、永爲皇孫奉護と有るは、國神を領て皇御孫尊を奉護らせ給ふ御事にて、是即物を知るなり、又古事記なる大國主神の天神に申させ奉り給へる御言に、亦僕子等百八十神者、即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也と有る、此違又不違は其領給ふ國神の上にある事と云ふ者ならずや、此即事を知ると云ふ者なり、倭其物と云ふは謂ゆる國神を云ひて、各其持別けて領知る國土の事になむ至れりける、其は崇神天皇十年御紀武埴安彥が謀反の所に、倭迹々日百襲姫命の吾聞、武埴安之妻吾田媛密來之、取倭香山土、累領巾頭、祈曰是倭國之物質、則反之（物質此云望能志呂）是以知有事焉、非早圖必後之と有る、物質は一撮の土を取收めて大地の全を取奉り知りてむと謀れる咒術なるが此物質即此大物代主神の物代と亦其義の歸く所に注せる事共に合せ讀みて知るべし、然れば大物主神大物代主神と申し奉るは、大地に在らゆる國神をも此國土をも總ねて其主宰にて渡らせ御在し坐す謂にて、大國主神と申し奉る御名の如く、直に指すと廣く大抵に云ふと唯少か異なる所有のみ、（此物質の事は、已に傳十三卷に彼瑞珠盟約章なる物根を古事記には物質と有る其例證を正して委しく注せるが如く、此を倒反す時は今俗に資財を志呂物と云へる是

にて、志呂とは我が預り知ると云ふ事なり、偕又此も物代の神多く有る其君長として上に立たせ御在し坐すに就て大物代主神と稱奉る事にて、右に注せりし大國主神の大と同じ例にて、大物と續くには非ず物代の上に大の添へるなり。若て其倭大物主櫛玉命と申奉る御名は傳廿一に注し奉れるが如く、御父素戔鳴大神の御事を出雲神賀詞に、伊射那伎乃日眞名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命と稱奉るに合せて、櫛玉命とは號け奉らせ給へるなり、此遷は本より借字なる物から、嚴に通ふ美迦とは異にして、右の櫛御氣野命の御氣と同じ事なり、故其御氣と申すは謂ゆる土毛の事にして、國土に生と生出づる草木を云ふなり、木は毛の義、草は毛狹の義なる是なり、若て此を用ふる方は食物と成り著服と成り舍宅と成る所以に、食を氣と云ひ衣に伎流と云ひ祁流と云ふ語有るに、舍宅に氣と云ひ迦と云へる言有るなど是なり、若て其御父大神をしも然稱奉るは即櫛御氣主命と申し奉る義にて、即滄海原潮之八百重を所知看させ給ふ御事なり、其に對へて櫛玉命と申し奉るは櫛御氣魂命と稱奉る意にて、御父大神を主と爲て其輔相にて御在し坐す義なり、凡て某魂神と申す例は下大國玉神の下に例を引て曉すが如く、其主たる神の御在し坐すを立て、其神功を輔相奉らせ給ふ謂是なり、然れば御父大神より受賜はりて其主神と御在し坐すは大國主神に渡らせ給へれば、其櫛御氣野命と申し奉る御職を繼て此滄海原潮之八百重に君主と御在し坐すを、此大物主神はしも其和魂神に御在し坐して萬の物質の主宰にて坐ませば、此に其櫛玉命と稱へ號けさせ給へるなむ實に所以有る御事なりける、(此某魂神と申し奉る所以は、已に傳八卷、十九卷、二十四卷に注せるを、猶此下に至りて委しく説くべきなり、姑く其主と立つる神を長官とし某魂神と申す方を次官と見る時は目易く聞ゆ、又體用の差異を立て、見ても違はざるなり、凡

て御靈を幸はふと云ふも佗より來りて輔佐る義なりければ、大に輔相の意有るなり、櫛玉字は和名抄瓦器類に、本朝式云、瓊美加と有るを借用ひられたるを、鎮座次第には櫛瓶玉命に作れり、瓶は同抄に楊氏漢語抄云、瓶子和名加米と有る字なれども、同じ瓦器なるから美加に用ひたるにて、誤字には非ざる可し、神名式に伊豆國那賀郡遷玉命神社有るも此大神なる可し、國玉命神社國主命神社と申すも見えたり、(偕神名式に大和國城上郡大神大物主神社(名神大、月次相嘗新嘗)と有るに合せて、四時祭式相嘗祭條に大神社一座と見え、臨時祭式名神祭條にも大神神社一座と見えたる如く、官より祭らせ給ふは唯一所のみ御在し坐せども、大三輪神三社鎮座次第に、當社古來無寶倉、唯有三箇鳥居、而奧津磐座大物主命、中津磐座大已貴命、邊津磐座少彦名命と有り、其中に大物主神は上に引ける神賀詞に見たるが如く、大國主神の國避の御時に和魂を鎮め置かせ給へるなるが、其大已貴神の御事は傳二十八に注せるが如く、國作の御時に幸魂奇魂神を齋奉らせ給へる御靈を合せ祀られ、又少彦名命をも後に合せ祀れる者にして、現に三柱神共に鎮り御在し坐す事古よりして然り、偕其大已貴神の御事は同書に、腋上池心宮御宇天皇御世、神明憑吉足日命、曰、吾國造大已貴命也、太初已命之和魂取託八咫鏡、名曰倭大物主櫛瓶玉命、鎮座大三輪神奈備、云云、令造瑞籬奉齋焉、隨神託立瑞籬於大三輪山、遣吉足日命、令崇齋大已貴命大物主命、詔吉足命、自今以後可爲宮能賣、是神宮部造先祖也と有る、此は孝昭天皇御世の御事なるが、此時の神託は國造大已貴命の爲させ給へるにて、此御事に依りて、其大已貴命を大物主神と共に同じく瑞籬を定め造りて其大三輪山に持齋かせ仕奉らしめ給ふとなりけり、此御事を姓氏錄(山城國神別天神)に、神宮部造葛城(一本作木)猪石岡天降神天破命之後也、六

世孫吉足日命、磯城瑞籬宮御宇(謚崇神)天皇御世天下有災、因遣吉足日命、令齋祭大物主神、災異即止、天皇詔曰、消天下災、百姓得福、自今以後、可爲宮能賣神、仍賜姓宮能賣公、然後庚午年籍註神宮部造也と有るは崇神天皇七年御紀に、此大物主大神の御崇御在し坐して令祭給へる事の有るに合せたる説ならめども、其時は以大田田根子爲下祭大物主大神之主とこそは有りけれ、紀記共に吉足日命の事の傳はらざるが上に、此鎮座次第は姓氏錄より後に出来る物なるに、其に垂きて崇神天皇御世の事を孝昭天皇御世と云ふ事は、却りて社説に傳ふる所最正しき據有りところは云ふべかりけれ、然して少彦名神の御事は同書に、磐余粟栗宮御宇天皇、勅大伴室屋大連、奉幣帛於大三輪神社、祈禱無皇子之儀時、神明憑宮能賣曰、天皇勿慮之、何非絶天津日嗣哉、上古吾與少彦名命戮力一心、所以經營天下、其所以而今少彦名命來臨吾邊津磐座、與吾及和魂共能可被祭、守皇孫濟人民矣、於是起立磐境、崇祭少彦名命、于時天皇元年冬十月乙卯日也、と見えたるは清寧天皇御世の御事なり、右の神託の中に與吾及和魂と詔給へる吾は即大已貴神の御事なり、然れば大三輪神社と云ふ事、社説の私に非ず、同書に神階之事、貞觀元年正月二十七日、奉授大已貴命正一位、大物主神從一位、同二月朔日、大物主神奉授正一位と有りて、大物主神は一等後れさせ給へるを以ても、大物主神一神には御在し坐さざる證と云ふべし、又神功皇后元年御紀征韓の御政の時に、則立大三輪社以奉刀矛矣と見えたるを、神名式に筑前國夜須郡於保奈牟智神と見え、古語拾遺に、大已貴神(一名大物主神、一名大國魂神、大和國城上郡大三輪神是也)と有るも、大已貴神を大三輪神と申せるなり、又地神本紀に、大已貴神(坐倭國城上郡大三輪神社)次須勢理姬神(大

三輪大神嫡后也)と有るなど、大神大物主神社と云ふ事を知らずして云ふには非ず、又下に注せるが如く、神名式に城上郡狹井坐大神荒魂神社五座(歛靱)と有るを、大物主神の荒魂神なりと一應は思ふ事ながら、大倭神社進進狀に、傳聞、狹井神者大已貴命之荒魂大國魂神、と有れば、即大已貴神の荒魂にて渡らせ給へり、如此く古より正しく傳ふる所三座なるを、式文に一座と爲られたるは、拾遺に云はれたるが如く、當昔中臣氏權を專に爲し任に、取捨任意に爲る神帳の有りけるを正し取られざりし者にして、甚恐しとも何とも云はむは中々なる御事ぞかし、(況て少彦名命には神階の沙汰に及ばせ給はざるこそ甚遺憾しき御事なりけれ、楮注進狀狹井神社の下に、相殿神四座、大物主神、姫踏躰五十鈴姬命、勢夜多良比賣、事代主神と有りて、此には大物主神は其相殿にて御在し坐すを以ても、大三輪に御在し坐せる大已貴神の荒魂を祀れる事を知るべし、然るを平田史第九十五段に、大三輪之大物主神を下に大國魂神和魂也と記しながら、亦此神之荒魂神者坐狹井社也と云へるは何たる僻心ぞや、抑大已貴神は本體なり、其和魂は大物主神、荒魂は大國魂神なり、其和魂神に別に荒魂と別に祭別くべき事の有べき物かは、楮右に引ける地神本紀に、須勢理姬神を大三輪大神嫡后也と有るは、其大已貴神の后神の御事にして、大物主神の后神は謂ゆる城下郡村屋坐彌富都比賣神社大、月次新嘗と有る其とは別にて、城上郡宗像神社三座並大、月次新嘗と有る是なり、此事を明らめて見る時は、諸國に大神神社宗像神社相並ばし御在し坐せる所以は其大神神社に御在し坐す大已貴神と並ばせ給ふ由なる事も詳に知られて甚尊しかし、若て此に大物主神は神代より御在し坐せるを、孝昭天皇御世に大已貴神を齋奉られ、其より九百五十年餘を経て清寧天皇元年に少彦名神をば祀はせ給へる者なり、右に元年冬十月乙卯日也と

有るは、御紀に據るに冬十月癸巳朔と見えれば、乙卯は廿三日に當るなりけり、然して崇神天皇七年御紀に、春二月丁丑朔辛卯、詔曰、昔我皇祖大啓鴻基、其後聖業逾高、王風博盛、不意今當朕世、數有災害、恐朝無善政、取咎於神祇耶、蓋命神龜以極致災之所由也、於是天皇乃幸于神淺茅原而、會八十萬神以卜問之、是時神明憑倭迹迹日百襲姬命曰、天皇何憂國之不治也、若能敬祭我者、必當自平矣、天皇問曰、教如此者誰神也、答曰、我是倭國域内所居神、名爲大物主神、時得神語隨教祭祀、然於事無驗、天皇乃沐浴齋戒、潔淨殿内而祈之曰、朕禮神尙未盡耶、何不享之甚也、冀亦夢裏教之以畢神恩、是夜夢有一貴人對立殿戶、自稱大物主神曰、天皇勿復爲愁國之不治、是吾意也、若以吾兒大田田根子令祭吾者、則立平矣、亦有海外之國、自當歸伏、秋八月癸卯朔己酉、倭迹速神淺茅原目妙姬、穗積臣遠祖大水口宿禰、伊勢麻績君三人、共同夢而奏言、昨夜夢之、有一貴人、誨曰、以大田田根子爲祭大物主大神之主、亦以市磯長尾市爲祭倭大國魂神之主、必天下太平矣、天皇得夢辭、益歡於心、布告天下、求大田田根子、即於茅渟縣陶邑得大田田根子而責之、(中略)十一月丁卯、朔己卯、(中略)即以大田田根子爲祭大物主大神之主、又以長尾市爲祭倭大國魂神之主、(下略)と見えたる、此事古事記水垣宮段にも、此天皇之御世、疫病多起、人民死爲盡、爾天皇愁歎而坐神牀之夜、大物主大神顯於御夢曰、是者我之御心、故以意富多多泥古而令祭我御前者、神氣不起、國安平、是以驛使班于四方、求謂意富多多泥古人之時於河内之美努之村、見得其人貢進、(中略)於是天皇大歡、以詔之、天下平民榮、即以意富多多泥古命爲神主而、於御諸山拜祭意富美和之大神前と有るは、此御時に至りて此神の御裔

と有る大田田根子命をして令祭給はむ事を乞奉らせ御在し坐しけるなり、鎮座次第にも右の御紀を引て、毎年首夏仲冬卯日祭起于此時矣と注せるは然る事なり、(然る時は孝昭天皇御世に吉足日命をして宮能賣公として祭らしめ給へるより以來、未此神の御末たる大神氏の人其祖神に仕奉らるゝ事は無かりし故に、此に至りて此御託は御在し坐しけるなり、其孝昭天皇元年より崇神天皇七年に至る迄凡其年數三百八十年許に成れりければ、凡ての事も昔の狀には非ずなりけむから、斯る御事こそは御在し坐したりけらし、又此大物主神を會富理神とも園神とも申す御事有り、傳二十四卷に云へり、必此に合せ見るべし、)其八年御紀に、夏四月庚子朔乙卯、以高橋邑人活日爲大神之掌酒(掌酒此云佐介弭苦)冬十二月丙申朔乙卯、天皇以大田田根子令祭大神(下略)と有る、此に大神の字二處に出でたる、上なるは本に意富宇牟和と訓めるは意富美和を訛れるなり、次なるは其祭神を指せるにて、即上に謂ゆる大物主大神の御事を申し奉れるなり、傳二十四に注せるが如く、世に園神と申す園神はしも此大物主神に御在し坐し韓神と申すは大己貴少彥名二神にて渡らせ給へるが、其元由を原ぬるに、此大三輪神三社を然稱別て被祭たる者なりけり、所以に右七年の神託に、亦有海外之國、自當歸伏と有りて、其六十五年に任那國歸化り、又神功皇后元年御紀征韓の御政の時にも、令諸國集船舶、練兵甲、時軍卒難集、皇后曰、必神心焉、則立大三輪社以奉刀矛矣、軍衆自聚と有るをも思寄す可く、又雄略天皇十四年御紀に、吳國より手末才伎を獻れるに以衣縫兒媛奉大三輪神と有るも、海外の國をして我朝に歸伏しめ御在し坐すを以ての御會釋なり、傳右に大神二字を意富美和に被用たるは、其下に唯に大神とも書されたるが如く、古大八洲國を主領御在し坐し程より、天下に在りと有らゆ

る國神の中には大神と稱奉る可き神なむ唯大國主大神一所のみ御在し坐し、其に繼ぎては味耜高彥根神を唯に神とのみ崇まへ申せりけむを、又其大和一國の中に於て並無く尊き大神として朝廷より崇め奉らせ給へるは、此大三輪に換へて大神の字と爲し、義を以て知らせたりし者なり、又其神と云ふを轉して鴨と云ふ所由は傳十三、廿四、又下に云へり、考合す可し、偕和名抄郷名に大和國城上郡大神（於保無知）と有るは即此大三輪の地なり、於保無知は大貴かとも思ゆれども、或説に知を古一本に和に作れり、神名式なる大神の訓も於保無和なれば實に謂はれたり、又摠國風土記に、三輪郷、郷北有三輪山、其山足有三輪明神、是則大三輪君國御魂命也と云ふ事も有れば、此は實に於保無和なる可し、然るに攝津國河邊郡大神（於保無知）と有り、且有馬郡大神、遠江國濱名郡大神、越前國大野郡大神、播磨國賀茂郡大神、筑後國山門郡大神、豊後國速見郡大神など有る、此等右の二所の訓注に依りて皆於保無知と訓めるを一々に誤とは云ひ難かりければ、同じ大神の字にして意富美和なると於保無知なると必有るべき事なり、其和泉國郷名に大鳥郡上神（加無都美和）と有れば、神字を美和と訓む事を知らざるにも非ざる可ければ、其二訓を存す可き者なりかし、（然るを大神と有れば、何れも意富美和の事とのみ限り云ふは心狭き事なりかし、下に云へるが如く、於保無知と云ふ時は大已貴の中略なるが上に、已は古語拾遺に古語事之甚切皆稱阿那と云ふ意なれば、略きても云ひつ可き事なり、且神名式に、越前國丹生郡大蟲神社名神大、小蟲神社、丹後國與謝郡大蟲神社名神大、小蟲神社名神大と有るは、大貴神社小貴神社と申す事にて、即大已貴神少彥名神にて渡らせ給ふなり、然して知と志と通ふ例は、神名式に駿河國富士郡富知神社と有りて士と知を通はし、又天地は阿米都知なるを、萬葉廿卷三十二丁に阿米都之乃以

都例乃可美乎、四十一丁に阿米都之乃可美爾奴佐於伎など有る是なり、斯りければ右に引ける郷名の大神も必大已貴神の御名より出でたる事何かは疑を容るべき、心狭く意富美和とのみ思はむは固陋なりと云ふべし、） 偕右に云ふ和泉國大鳥郡郷名に上神と有れば、郷名ならぬ地に下神と云ふ必有りつらむを、和泉志を見れば下神郷と云ふ有り、後に出來れるなり、神名式に同郡國神社、和泉志に在る上神郷鉢峰、石氏曰、蓋大已貴神降臨之地と有り、又同郡生國神社（歛靱）見ゆ、又鴨田（一本無田字）神社有り、攝津國河邊郡大神郷有りて、式に鴨神社見えたり、又有馬郡大神郷有るに、式の有馬神社湯泉神社は共に三輪神を祀れる由、傳七、廿二に注せるが如く、又三田と云ふ地の北に三輪村と云ふ有りて、式外に三輪神社立たせ給へるなど、必所由有りぬ可き事共になむ、又神名式に、伊勢國飯高郡大神社、鈴鹿郡椿大神社小岸大神社、朝明郡太神神社有り、又尾張國中島郡大神神社（名神大）和名抄郷名に同郡美和と見ゆ、又傳廿八に注せるが如く、參河國郷名に八名郡美和と有り、風土記に、八名郡美和神社、圭田五十束、所祭大已貴命、齊明天皇元年乙卯始奉圭田、加神禮、有神家巫戸と有りて、美和郷美和河の事を載せたり、又本國神名帳、當郡從五位上佐井天神と申すも見ゆ、又下に注せる式の寶飲郡砥鹿神社を風土記に所祭大物主神也と有り、又神名式に、遠江國濱名郡彌和山神社大神神社御在し坐すを、郷名に同郡大神有り、此事傳廿八に委しく注す可し、風土記に英多郷彌和山神社圭田五十束、崇峻天皇元年所祭事代主命也と有れば、其大神神社なむ大物主神には御在し坐すべからむを、同記には唯大神郷の事のみ記して、神社の御事を載せずと雖も、予故有りて昨今兩年共に詣で奉りけるに、謂ゆる遠湖の西邊中之郷村と云ふに立たせ御在し坐して、其傍に大神の天降坐しと云ふ古跡を存し、神

寶には神代の曲玉數知らず多く有りて、如何にも昔思ゆる御社なるを、風土記に傳はらぬこそ遺憾き事なりけれ、其神名式に角避比古神社(名神大)坐すは、傳廿一に注せるが如く、素戔嗚大神にて渡らせ給へるなど、得去るまじき所由の無くてやは、又式に、駿河國益頭郡神社、今三輪村と云ふに立たせ御在し坐せり、三代實錄に、貞觀十五年八月四日丙申、駿河國從五位下美和天神授從五位上、元慶二年五月十七日壬子、授駿河國從五位上美和天神正五位下と有る是なり、又同抄安倍郡美和郷有り、神名式に神部神社見えたる思合す可し、又廬原郡御穂神社、風土記に所祭大己貴命又號御穂津彦御穂津比咩命也と見えて、即上に引ける天孫降臨章第二一書、大物主神の天上に參昇らせ給ひし時に、天神の三穗津姫命を賜ひて妻と爲させ給へる是なり、此事傳三十に説くべし、又神名式に甲斐國山梨郡神部神社、巨麻郡神部神社御在し坐すに當りて、三代實錄に貞觀五年六月八日己亥、授甲斐國從五位下勳十二等美和神從五位上、同八年三月廿八日甲辰甲斐國從五位上勳十二等美和神授正五位下、同十八年七月十一日丙戌授甲斐國正五位下美和神正五位上、元慶四年二月八日壬辰、授甲斐國正五位上美和神從四位下と有るは右の山梨郡なる可し、此に因りて上田百樹説に、神部を美和部と訓むべき由云へり、傳二十八に云ふべし、又甲斐風土記に、八代郡三輪明神、圭田三十五束、雄略天皇十二年九月始被祭之とも見ゆ、(右は五畿内より東海道の國々に在らゆる大神神社の較略なり、猶此外にも、官帳にも收給はず又物にも記さざるにも、神代より故由の有る神社も御在し坐さめども、然のみはとて得求め出でず、後人猶能く記す可きなり) 又神名式に美濃國多藝郡大神神社、今玉村と云ふに三輪明神とて立たせ給へり、同郡多伎神社坐すは傳十三に注せるが如く、宗像神にて渡らせ給へれば由有り、同抄大野郡大神

郷有り、又式に、信濃國水内郡美和神社、伊豆毛神社、同抄郷名に、諏訪郡美和、埴科郡大穴(於保奈)見ゆ、又式には上野國山田郡賀茂神社、美和神社、本國神名帳に從一位美和大明神と有る是なり、後紀に、延暦十五年秋八月己未朔甲戌、上野國山田郡賀茂神美和神云云、竝爲官社と見え、又本國帳に同郡從四位上磯部神社有るは、姓氏錄(左京神別下又山城國神別地祇)に、石邊公、大物主命男久斯比賀多命之後也と有るにも由有り、又式に、下野國都賀郡大神社、式社考に在摠社村大己貴命と注し、又那須郡三和神社、式社考に、在三輪村大己貴命と云へり、和名抄郷名に同郡三和と有り、續後紀に承和五年九月辛酉、下野國那須郡三和神預之官社、三代實錄に、元慶四年八月廿九日庚戌、授下野國從五位下三和神正五位上、仁和元年二月十二日丙申、授下野國正五位上三和神從四位下と見ゆ、大凡此上野下野二國に大神神の御在し坐す事には、必其謂有るべき事なり、崇神天皇四十八年御紀に、天皇勅豐城命活目尊曰、汝等二子慈愛共齊、不知曷爲嗣、各宜夢、朕以夢占之、二皇子於是被命淨沐而祈寢、各得夢也、會明兄豐城命以夢辭奏于天皇曰、自登御諸山、向東而八廻弄槍八廻擊刀弟活目尊以夢辭奏言、自登御諸山之嶺、組四方遂食粟雀、則天皇相夢、謂二子曰、兄則一片向東當治東國、弟是悉臨四方、宜繼朕位、夏四月戊申朔丙寅、立活目尊爲皇太子、以豐城命令治東、是上毛野君下毛野君等之始祖也と所見たる、此時の御事に依りて豐城命の祀られたるも有るべく、又本より神代より鎮り御在し坐すも有るべからむを、今何れを其と定む可からず成りにたり、(其は下に注せるが如く、先づ神名式に上野國佐位郡大神社有るを、本國神名帳に從一位大國玉大明神と有りて、即其の木社は式に大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社五座と見えたるその神と聞え、ま

た下野國都賀郡大前神社芳賀郡大前神社共に式社考に大巳貴命と云ひ、河内郡二荒山神社名神大は、一宮記に味耜高彥根命と注し、那須郡健武山神社は傳二十六卷に注せるが如く、素戔嗚大神にて渡らせ給ひ、溫泉神社は大巳貴少彥名二神に坐す事、傳二十二卷に注せるが如く、寒川郡に胸形神社の坐すなど、神代より始めて少縁の所以には非ざる御事と見ゆ、又神名式に若狹國遠敷郡彌和神社、今三輪大歲彥明神と申すと云へり、國帳に正五位大歲姫明神と云ふも是なる可きが、其大歲彥大歲姫と申す神名は、若くは右に引ける駿河風土記に謂ゆる御穗津彦御穗津比咩命の一名などにもや、又和名抄郡名に三方(美加多)郷名にも三方と云ふ有るを、式に三方郡御方神社坐すは、古事記水垣宮段に所見たる大物主大神の御子櫛御方命に思合す可し、此事委くは傳二十八に云ふべし、又越前國敦賀郡大神下前神社、式に所見たるも右の三方郡と相接ける地なるを思ふに、下前は下之后と申す事にて、天にて娶給へる三穗津姫命に對へて、其櫛御方命の御祖活玉依毘賣命の御事なるにや、此は試に云ふのみ、同抄郷名に坂井郡磯部有り、又式に加賀國江沼郡宮村岫部神社、菅生石部神社、能美郡石部神社、此三社共に大物主神なり、又加賀郡三輪神社賀茂神社並び御在し坐せるも由有るに、風土記に小濱郷三輪神社圭田八十二束三毛田所祭大巳貴命也、敏達天皇四年乙未八月、始奉圭田行神事と見えたり、又式に、越中國射水郡磯部神社、越後國頸城郡大神社、水島磯部神社、古志郡桐原石部神社、三島郡御島石部神社など見えたり、右に謂ゆる大神社は當郡奴奈川神社居多神社など御在し坐して、其居多神社は大巳貴神に渡らせ給へるを、此は古事記に、此八千矛神將婚高志國之沼河比賣幸行之時云云と有る故事の御在し坐し、神跡なれば甚止事無き所由有る御社共なり、大同類聚方に志乃久良藥と云ふ有りて、越後國大神

社傳方、元波大巳貴命傳方也、大領大神臣玉手等之家方と見え、又小三輪藥、越後國頸城郡居多神社傳方元者少彥名神劑、大巳貴神傳方、祝子大神保公等家方也と見えたるなど、其所以深き事なるを思ふ可し、(因云、元明天皇御紀に、和銅五年九月太政官奏に因りて始置出羽國と見えたるに、國造本紀に、出羽國造、諸樂朝御世和銅五年、割陸奥越後二國始置此國也と有りて、和名抄に飽海田川出羽等の三郡は越後よりの接地にて、今謂ゆる莊内の地是なり、其飽海郡荒瀬郷宮形村と云ふに城輪神社と申す舊社有り、三代實錄に、元慶四年二月二十七日、出羽國正三位勳四等月山神、正三位勳三等大物忌神、並授從二位、從五位下勳七等衰物忌神、城輪神、並從五位上と如此有れども式外の神なり、偕此は城上郡三輪神の字を取りて城輪と云ふには非ざるか、照井名柄云く、神體は木像にして、左右に二柱並び坐せるを、俗に云ふ戎大黒の狀にして、御頂には帽子の如き物を冠り給ひ、一柱は笏を執り一柱は玉を持ち給へるが、古雅にして中々三百年五百年の物に非ず、羽源記最上越など云ふ軍書の中に、荒瀬郷觀音寺村の楯持に杵築出雲守と云ふ有り、其城輪神の本地と云ふを觀音勢至なりと云ふなど思合するに、城輪神の神職と聞ゆ、必由有る事なる可しと云へり、又神名式に丹波國桑田郡出雲神社(名神大)一宮記に三穗津姫命と記し、頭注には天津彥根命一座三穗津姫命一座と有り、大物主神の后神に坐せり、改曆雜事記に和銅四年辛亥始出現と云へり、社家説に中素戔嗚尊左大巳貴命右稻田姫命と云へり、又水上郡に美和郷賀茂郷石生郷有りて、神名式に同郡岫部神社兵主神社立たせ給へるも由有り、又但馬一覽記と云ふ物に古老の口傳を載せて云へらくは、「古昔諸國已に開けたりけるに此國は未だ開けず、洪水逆行して民の居るべき平地も無く、五穀を殖うる田野も無かりければ、龍蛇惡蝎の栖處と成り

人民を害しければ、天皇彥火々出見尊聞給ひて、大物主命倉稻魂命少彥名命天日方命に勅命御在し坐して此國へ被遣ければ、五神勅を奉りて淡路島より人民を引連れ出顯坐して、瀬戸湊を切開き大河を通し給ひしかば、洪水悉く流れ盡きて平土と成れりければ、山野を燒きて驅り給ひけるに、蛇龍は逃れ去りて害を成す事も無し、倉稻魂命百穀を播し、民に五穀を作る事を教へ給ひて、人民繁昌國家太平なり」と有る、此彥火々出見尊の勅命と云へるは傳の誤にて此は國土經營の古にて有るべき事、下に云へるを見て知るべし、楮神名式の出石郡出石神社(名神大)の所祭を御神體大物主命天日槍命と書せるも必受くる所有るべし、又式に朝來郡朝來石部神社刀我石部神社坐すを、傳廿二に二方溫泉記を引て注せるが如く、參河國寶飯郡砥鹿神社坐せるに、其風土記に砥鹿神社所祭大物主神也と有るを證と爲べし、其出石郡須義神社をも頭注に三輪同體と云へり、又因幡國巨濃郡大神社、因幡志に本莊郷大田村に祭る綠大明神是也云々と云ひ、又因幡民談と云ふ物に、「本浦住村荒砂大明神と云ふ、土人云、龍宮より鯛の腹に宿り給ひて上り給ふ、故に其氏子鯛を食はず」と云へり、和名抄邑美郡美和郷と云ふも有り、此に高草郡伊和神社坐す事大に由有る事下に云ふべし、又伯耆國郷名に、久米郡下神上神と有る神字を迦微と訓みたれども、同郡大鴨小鴨と云ふも有るに就て思ふに、和泉國大鳥郡上神(加無都美和)と有るに例して訓むべきなり、神名式に會見郡胸形神社大神山神社見えたり、(但此を例の如く意富無和と訓みたれども、出雲風土記國引の文に大神岳と有りて石見國の佐比賣山に對へたる、其は素戔婁山の義なる可き由、傳二十一卷に注せるが如し、若く見る時は、其八束水臣津野命の坐すに依りて大神山と云ふと聞ゆれば、此は例の大神神社と一にも爲し難きにや、)又神名式に、播磨國安栗郡大倭物代主神社、

此御事は上に已に注せるが如く、大物主神にて渡らせ給へるを、本に物字を許登と訓誤れり、同郡御形神社、和名抄に三方郷有り、此御事傳二十八に委しく注せるを思合す可し、又賀茂郡大神郷の有りて、式に石部神社坐すも由有る事共なり、又美作國郷名に苦東郡美和、大庭郡美和有れども、其子細未考へ得ず、神名式に備前國邑久郡美和神社、本國神名帳に従三位美和明神と有り、上道郡大神神社四座、國帳には如何してか漏れて、磐梨郡正四位下神明神、津高郡從四位上神明神と申すなむ在かりける、又式に備中國下道郡神社見えたり、楮古事記に生吉備兒島、亦名謂建日方別と有るに就て記傳五(廿三丁)に、「姓氏錄に久斯比賀多命又櫛御方命とも作り、是を書紀崇神天皇御卷には大日方奇日方命と有り、此命は大神君鴨君の遠祖なり、然るに神名式に、備前國邑久郡に美和神社、上道郡に大神神社有り、赤坂郡津高郡兒島郡に鴨神社有り、此等も由有る事にや」(採要)と有る、是にて其所以知られたり、(猶赤坂郡宗形神社、津高郡宗形神社の御在し坐すも、必右の所由にこそは依れる御事なる可かりけれ、又三代實錄に、貞觀三年十月廿日庚申、備後國正六位上大神神天照眞良建雄神、並授從五位下と見えたる、此天照眞良建雄神は神名式に、備後國深津郡須佐能袁神社是なる由、傳廿一卷に上田百樹説を引て云へるが、大神社の所在今詳ならず、又和名抄郷名に周防郡熊毛郡美和と有り、式に熊毛神社と有る、若其ならば思合す可き事こそ有りけれ、讃岐國多度郡雲氣神社を或説に今金毘羅山是なりと云へり、神社本記に讃岐國金平神社大巳貴命と有るに合へる心ちす、)紀伊國牟婁郡に三輪の地有り、日高郡に三穗の地有り、必此大物主神三穗津姫命に所縁有る地名にこそは有りけらし、萬葉三(十八丁)に、苦毛、零來雨可、神之埼、狹野乃渡爾、家裳不有國、七(二十一丁)に、神前、荒石毛不所見、浪立奴、

從何處將行、與奇道者無荷と有る、此は今も三輪と云ふ地の事なり、又三(二十五丁)に、往紀伊國見三穗石室作歌に、皮爲酢寸、久米能若子我、伊座家留(一云家牟)三穗乃石室者、雖見不飽鴨、(一云安禮爾家留可毛)又(四十九丁)、加麻幡夜能、美保乃浦廻之、白管仕、見十方不恰、無人念者、七(二十一丁)に、「風早之、三穗乃浦廻乎撈舟之、船人動浪立良下、と有るは日高郡三尾莊なる日御崎の傍に美保浦と云ふ有る是なり、此日御崎は堤中納言物語に、籠山と日御崎の絶間に在れ云々と云へば、古く聞えたる地名なるを、出雲國の日御崎又美保など同名有る事奇しと云ふべし、偕又傳十一に注せる如く、熊野三所の中に那智は大已貴神に渡らせ給へるなど、何れ上古の神跡なる可からむ事、傳廿六に素戔鳴大神の神都はしも其紀伊國なる可き由、委しく考注せるに合せ思ふ可くなむ、又神名式に阿波國名方郡大御和神社名東郡府中村に御在し坐すとぞ、其由來今知られず、又讃岐國多度郡雲氣神社、今世に名高き金毘羅社是なりと云へり、四條殿藏神社本記に金平神祖大已貴命と有りて、世に傳ふる所も三輪日吉同體と云へり、又神名式に土佐國幡多郡賀茂神社、谷重遠が式社考に引證せる風土記に、神河訓三輪川、源出北山之中、屈于伊與國、水清、故爲大神釀酒也、用此河水、故爲河名也、訓神字爲三輪多氏、古事記曰、崇神天皇之世、倭迹々媛皇女爲大三輪大神婦、每夜有二壯士、密來曉歸、皇女思奇以綜麻貫針、及壯士之曉去也、以針貫欄、及且也看之、唯有三輪遺器者、故時人稱爲三輪村、社名亦然云々と有る、此を萬葉注釋に引けるなるが、右の古事記曰以下は仙覺が大和國の故事を書入れたる者なり、此に神河の名有り、訓神字爲三輪者多氏と云へるは、大神朝臣賀茂朝臣は共に大國主神より出でて同族にし有りければ、此賀茂神社に屬て其兩氏の人の多く住まへ

るを云ふなる可し、(國造本紀に、都佐國造、志賀高穴穗朝御代、長阿比古同祖三島溝杭命九世孫小立足尼定賜國造と有り、但續後紀に、長我孫葛城事代主命八世孫忌寸宿禰苗裔也と見えれば、三島溝杭命の同祖と云ふは違へるに似たり、事代主命と爲る時は、賀茂神社の事にも大神賀茂兩氏の事にも能く合へり、偕右に古事記曰とて引けるには、日本紀の事をも打混へて引きたれば合はぬ事共多在り、)又神名式に筑前國夜須郡於保奈牟智神社、此は神功皇后元年御紀征韓の御政の所に令諸國集船舶練兵甲、時軍卒難集、皇后曰必神心焉、則立大三輪社以奉刀矛矣、軍衆自衆と有る、此御時に齋奉らせ給へるなり、筑前風土記に、氣長足姬命欲伐新羅、整理軍士發行之間、道中逃亡、占求其由、即有崇神、名曰大三輪神、所以樹此神社、遂平新羅と有る是なり、今彌永村に大神大明神とて立たせ給へり、又和名抄郷名に筑後國山門郡大神有り、本國神名帳に、郡不知正六位上大神神社、又大神神社大神八佐賀美男神、大神八佐賀美男神、大神小根古天社御井郡大神社、三潯郡從五位下大神社、正六位上大神社、又大神社、山門郡正六位上大神社、又大神社、又大神國玉神など有り、又和名抄郷名に豊後國速見郡大神有り、平家物語に祖母岳明神の故事を載せたるは彼古事記水垣宮段なる三輪の故事に全く同じきは、其を彼國にての事に取成したる物ながら、其御裔の大神氏の住まへるに就て引附けたりし者なめり、尾張人秦鼎が書ける物に云はく、「平家物語に豊後國祖母岳明神の事を云ふ事三輪の故事に同じ、大友興廢記にも此説を載せて猶委し、彼國は豊後國入田なり、桓武天皇の御時、堀川大納言某吉方莊日野小田名字田村に配流有りし其女に祖母岳の神通ひ、弘仁二辛卯年三月五日一男子を生ず、是大神朝臣惟基なりと云へり、今佐伯氏其子孫にして伊勢國の津に住せり、彼家鉾多し、中にも巴作と

云ふ大刀は祖母岳より相傳と號し大に祕す、藤堂高次寛永三年十月十日彼大刀を見られし時、座敷の板敷類落ると思はれしとかや、所祭豐玉姬命とかや」と見えたり、又神名式に、對馬島上縣郡島大國魂神社島大國魂神御子神社御在し坐す、此御事に就て説有り、其は傳廿一に注せる仁位信精と云ふ人の書ける物に、「昔神功皇后新羅國御征伐の時、網懸の沖にて大三輪神崇を成し給ふに依りて皇后の御船危かりぬ、是を以て占給ふに大三輪神の崇なるに依りて御祈願有りしかば、皇船恙く豐村に著かせ給ふ、此に因りて皇后親此島首明神を祭り給へるに大三輪神を配祭り、島首明神を以て本神とし、大三輪神を以て那祖師明神と號し、二神一體として遙拜所を豐村の濱に建て祭り給ふ、即ち島大國魂神社是なり、又事代主命をして島大國魂神御子神社に祀らる、今若宮と稱して那祖師明神の攝社とす」と所見たり、右に遙拜所と云ふは其祭祀を執行ふ料に設けられたる所にして其神等の御座所は豐村の海中に在る小島なり、社説に、「素戔嗚尊新羅國會戸茂梨の地に到り給ふ時先づ此島に鎮り給ふ、此島神威有りて古來より人登る事能はず、若誤て磯邊に寄る事有れば忽に祟給ふ、所以に此島に社無く、唯此一島を以て神社とし島首明神と稱す」と云へれば、本よりの素戔嗚尊と此時の大三輪神と共に此海島に御在し坐せるなりけり、（此島首明神と申すは、素戔嗚尊大神の此地に始めて到らせ給へりし御事を思ひて、土俗の稱奉れる社號ならむが、島首を志摩須と訓む趣なり、然らば島爲にて、此島を首めて作り給へる謂にや、又此大三輪神を那祖師明神と申すも詳ならざる事なり、若くは那は大汝の略にて、祖師と云ふは、此大神は天下を經營り萬の事物を始給へる師祖の義なるにや、何れにしても土俗の方言と見ゆ、）○國作大巳貴命、地神本紀には國造大穴牟遲命と作り、出雲神賀詞に國作坐_カ大穴持命と有るは殊に崇まへ申

せるにて、天照太神を天照坐太神と申奉るに同じ、出雲風土記には多く所_レ造_二天下_一大神大穴持命と有るも右に同じ、偕大巳貴命に國作と冠ふらせて稱奉る意は、次に夫大巳貴命與_ニ少彦名命_一、戮_レ力_一心、經營天下と有りて二神相共に國土を作成し給へれども、御父大神の御事依に依りて主張_レりて主と御在し坐すは此神に坐す故に然稱奉れるなり、大三輪神三社鎮座次第に、初伊弉諾伊弉册二神、共爲_ニ夫婦_一生_ニ大八洲國及處々小島_一、而地稚如_ニ水母_一浮漂之時、大巳貴命與_ニ少彦名命_一、戮_レ力_一心、殖_ニ生蘆葦_一固_ニ造國地_一、故號_レ曰國造大巳貴命、因以稱_レ曰葦原國と有りて、其並びて共々に經營り給へるを其一柱の方には國造少彦名命とは稱申さざるを以て知るべし、同書に、腋上池心宮御宇天皇御世、神明憑_ニ吉足日命_一曰、吾國造大巳貴命也、（下略）と有りて、御親御名乘爲させ御在し坐しける御事をも思合す可き者なりかし、大巳貴命と申し奉る御名の義は、已に傳廿一に注し奉れるが如く、國神の首領に御在し坐して甚切に尊く御在し坐す義なるは然る物にて、又此を大名持神と申す時は、國土に在らゆる國神はしも國々を區別て相持たせるに依りて、名持と云ひて上に謂ゆる國主_{クニノミ}又は地主_{トコロノミ}に等しきを、其を總ね御在し坐す義を以て、上に大と置き、大名持神とは稱奉れるにて、大巳貴神と大名持命と御名に少かなる差異なむ有りて聞ゆなる、偕其名と云ふは土地の事なる由も其に云へるを、猶萬葉六（二十三丁）に、大汝、少彦名能、神社者、名著始難目、名耳乎、名兒山跡負而云々と有る歌を以て曉さむには、先づ二神を大名少名と申せる即ち國土の事なり、其を作成し給へるに因りて其物有り、其物有るに隨ひて物に號くる謂なるを思はゞ、其然る所以は知られむかし、猶下少彦名命の所にも云へり、（纂疏に國作大巳貴命者興_ニ作國家_一、且其名大而貴也と有るは大に得給へりと雖も、猶其意を盡し給はず、谷重遠は國作

褒^ニ作^レ國之功^トと云へるは宜し、然れども大巳貴名有^ニ矜^レ借^レ之意^トと云へるは何事ぞや、此大神はしも、御父素戔嗚大神より已に大國主神たれと依され奉り給ふ許の貴き神にて御在し坐すが故に、其生出でさせ御在し坐しける時より、已く大巳貴神の御名渡らせ給へるは、御身自矜^レ借^レの意御在し坐して自稱り給へるに非ざる證なり、此天下に在らゆる國神の君長として最貴く渡らせ給へるが故に、佗より崇まへ尊み奉りて稱奉れる者なるをや、^レ 儲其神賀詞に一所には國作坐^キ大穴持命と出でたるを、一所には打任せて唯に國作之大神と出でたるは、出雲風土記に所^レ造^レ天下大神とも又は所^レ造^レ天下大神命とも所^レ造^レ天下大穴持命とも有るに同じ、又日吉神道祕密記に、大比叡大明神大巳貴命又大國主命又大國作命又顯國玉命と見え、又大宮大國主神又大國作神云々とも所見たれば、大國作神と稱奉れる御名も御在し坐しけるなりけり、其は光孝天皇實錄に、仁和二年六月二十八日丙子、授^ニ常陸國正六位上鄉造神從五位下^トと見えたる、此鄉造は久邇都久理と訓むより外無きを、又大隅風土記に、大隅郡申卜郷、昔者造國神勤^ニ使者^ニ遣^ニ此村^ニ令^レ見^ニ消息^ニ云々とも有り、又神名式に肥後國阿蘇郡國造神社と申す、此三を以て天下に推廣けて思ふに、各國に此の神の地を區別て作成し、其宰持として仕奉れる神の數多御在し坐さむ其君玉に渡らせ給ふ所以を以て稱奉れる御名なりけり、然計り廣き天下を此大神の悉に御身自作らせ給ふ可きに非ず、國內諸神は皆此大神をしも君主と仰ぎ奉りて、各其の境を有ち仕奉らる可き御事、上に云へる大國主神の御事に思合せてなむ曉る可かりける、故其の國を作と成すとは共に一事なるに就て考ふるに、已に傳廿四にも注せる事なるが、神名式に伊勢國度會郡狹田國生神社、坂手國生神社、大間國生神社、多氣郡國生神社と申す御在し坐せる、右の國生神^{クニナリノカミ}と申す

は傳二十一及上に注せる國神の事にして謂ゆる地主神是なり、其は同郡國津御祖神社を儀式帳には國津御神社と作て祖字無きは例の國神の義なりけるに、稱^ニ國生神兒字治比賣命^ニ形石坐と有る此を以て其然る所以を曉る可し、若て右の坂手國生神社に就て又式に越前國大野郡坂門一事神社、國生大野神社坐すは由有る事には非じか、然れば何れの神に在れ其國を作成て其地に主たる神を國生神^{クニナリノカミ}とは申すなりけり、又其國津神の例は式に、山城國綴喜郡地祇神社、相樂郡岡田國神社（大、月次新嘗）伊勢國度會郡國津御祖神社、度會國御神社、多氣郡國乃御神社、飯高郡久爾都神社、武藏國入間郡國渭國神社、常陸國佐波波地祇神社、陸奥國信夫郡東屋國神社、會津郡蠶養國神社、越前國坂井郡國神社、備前國御野郡國神社、壹岐島石田郡國津神社と見え、三河國神名帳に従五位上國津天神坐^ニ八名郡、備前國神名帳に三野郡從四位下國津明神、兒島郡從五位下國津明神、筑後國神名帳に郡不知辛島國神、御井郡國津神、山門郡國神社など有る、數多の中には大巳貴神なるも有るべけれども、大抵何神に在れ其地方に就て地主と坐す神を祀れるを某國神とは申せるなり、若使大巳貴神なるが有りても其地に限れる御靈にて、同神とは申しながらも天下の總てに互る大國主神とは異なりと知るべし、然れば國造神又は國生神又は國津神を總ねたる御名即ち此國作大巳貴命に渡らせ給へれば、唯に大國作神とも何とかは稱へ奉らざらむ、（右に注せる肥後國國造神社は國造本紀に、阿蘇國造瑞籬朝御世火國造同祖神八井耳命孫速甕玉命定^ニ賜國造^トと有る此命を祀れる由なれば、例の如く久邇能美夜都古と訓むべき狀なれども、古くより國作の如く訓來れ^レば、其國造^{クニミヤツコ}は職名なり、神名は此任國に就て後に國を作成し給へる由以て稱申せるにて別なりと知るべし、此は人世と成りて以來の事なれども、神代にも斯る例幾許も有りぬ可き事、

推して知るべき者なり、又其國生神は傳二十四卷に注せるが如く、伊勢なるは素戔嗚大神かとも見ゆるも有れども、其も何れの神にても有りぬ可し、各其地を作成し給ふ神を稱申す御名なり、右に大國作神の御名有り、古語拾遺に大地主神の御名有れば、其國生神を統るに大國生神と云ふ御名も御在し坐しつらむを、今傳はらぬにこそ、○葦原醜男神、此に神とも命とも無きは脱たるなめり、地神本紀には葦原醜雄命と作り、古事記には亦名謂葦原色許男神（色許二字以レ音）と記され、播磨風土記には葦原志舉乎命と作り、偕此葦原は葦原中國豐葦原千五百秋瑞穗國など云ふ是なるが、已に國土の始より専生立ちたりし物なるを、猶此後に大己貴少彥名神の國作の御時に、蘆葦を殖させ御在し坐しけるに因りて葦原國と稱曰ふ由、傳十二に注せるが如し、但此御名に負し給へる御事に就て少か論有り、次に云ふべし、醜男は四神出生章第七一書に醜女此云志許賣と有る此に對へて書ける字なるを、記傳九（六十一丁）に引かれたる孝元天皇七年御紀に、立色許賣命爲皇后と有り、又開化天皇前紀に、母曰色許賣命、穗積臣遠祖鬱色雄命之妹也と書されたるを、古事記には内色許男命（色許二字以レ音下倣此）妹内色許賣命と作り、天孫本紀には饒速日命五世孫鬱色雄命妹鬱色謎命と作り、又其二紀に伊香色謎命見え、崇神天皇七年御紀に伊香色雄と有るを、記には伊賀迦色許賣命伊賀迦色許男命と作り、天孫本紀には六世孫伊香色謎命弟伊香色雄命と作れ、孝德天皇大化五年御紀に高田醜（此云之渠）雄と云ふ人名など有りて、醜男とも色雄とも醜雄とも書かれたり、記傳に、「色許は多くは惡み嘗りて云ふ言なれども、此の御言は勇猛を美て云へり、偕其も人の畏み懼るゝ方より云へれば、彼醜女など云以て行けば同意に歸めり、後世の言に勇猛き人を鬼神の如しと云へるに同じ、又思ふに、今語に豊かに堅き事を志

許理とも志加理とも云ふ、色許は其意にても有らむか、志許夫都と云ふ言も有り」と云はれき、今俗に云ふ所は萬葉五（二十九丁）に、志可登阿良農、比宜可技撫而、安禮乎於伎豆、人者安良自等、富己呂倍騰、八（四十五丁）に、然不有、五百代小田乎、など有る志可登是なるが、大に此神名の醜に近し、（字は治定を訓み又俗に醜字をも用ひたり、又記傳に云はく、葦原之と之を添へて讀むは誤なり、此は出雲建又難波根子などの類なる名なれば、必しも之とは云はぬ例ぞ」と云はれたり、實に然る言なり、此事に就て云へる事共は、傳八卷不須也凶目の條又泉津醜女の注をも合せ讀むべきなり、又萬葉十六卷十六丁兒部女王囁歌の左注に、右時有娘子、姓尺度氏也、此娘子不聽高姓美人之所誂、應許下姓醜士之所誂也云々と有りて、美人に對へたる醜士も此の醜男と同じきなり、故此御名はしも御父素戔嗚大神の始めて呼ばせ給へるなりけり、然れども右に引ける鎮座次第に、地稚如水母浮漂之時、大己貴命與少彥名命、戮力一心、殖生蘆葦、固造國地、故號曰國造大己貴命、因以稱曰葦原國と有るが如く、葦原國と云ふ國名と成れるは其時の事にて、此よりは程經て後の事なれども、已に二柱御祖神の古よりして國土は唯葦原にて有りしかば、葦原中國と云ふ稱は已に有り來れりしかば、其を取て此神の御名に負せて大地の悉を云ふ意なり、若て醜男は彼泉津醜女に並べて見るから、此なるを誰も美醜の醜に見成す事にて、一應は然る事の如くなれども然らず、右の記傳の一説に俗の志許理志加理にても有らむかと云はれたるは、慥に萬葉にも正しき證有りと雖も、其言は如何なる所より出でたる者とも詳ならぬを、本此は敷の言より活機ける語なりけり、生島足島神詞に皇神敷坐島能八十島者と有るは更なり、萬葉歌に天皇之、敷坐國等など多く見え、十（二十三丁）に、夏草乃、刈掃友、生布如、十一（四

十四丁)に、夏草之、刈除十方、生及如と見え、又十(六十一丁)に、沫雪、千里零敷、十一(十丁)に大野小雨被敷など斯る類多かりけるが、右の如く草木にも生布と云ひ、雨雪にも零敷と云ひ、又布_ニ德澤、或は布_ニ善政など云へる敷は物の及至るを云ふ言なるが、此より轉りて物の堅固なるにも豊饒なるにも充實なるにも廣大なるにも志許理志加理とは云ふなり、偕古事記大穴牟遲神の八十神の爲に宥められ給ひける時、御祖命の出し立て、御父大神の御所に奉り給ふ所に、其御女の目合爲て還入り給ひて、自_ニ其父_ニ言_ニ甚麗神來、爾其大神出見而告、此者謂_ニ之_ニ葦原色許男、即喚入而云云と有るは、此は葦原敷男の意に詔給へるにて、此神の參向はせ給へる骨法を見行はし給ひて、此神ぞ葦原中國を志可と保有つ者なりと御心悦びに堪へさせ給はずして、不意く御言に出でさせ給へるなり、此時の御事傳二十四に委しく注せるを見合す可し、偕此大神はしも、本より此天下を志可と保有たせ給ふ程の此神に御在し坐せば、其勇猛く嚴めしき御事も將世に比しへ無く御在し坐しけむ事、申すも更なる者なりかし、然れば美醜の醜にては且ても非ざる證には、右に女神の甚麗神來と申させ給ひ、又此より以前の事にも其八十神に被_レ燒て死給へる所に、爾其御祖命哭患而參_ニ上天_ニ、請_ニ神產巢日之命_ニ時、乃遣_ニ豐貝比賣與_ニ蛤貝比賣、令_ニ作活、爾豐貝比賣岐佐宜焦而、蛤貝比賣持_ニ水而塗_ニ母乳汁_ニ者成_ニ麗壯夫_ニ而_ニ出遊行_ニとも有りて、甚々美麗しき神にて渡らせ給へる由なるをや、(然るを口訣に醜者此神怒形醜也と云ひ、纂疏にも此神形醜也と注させ給へるなどは、古記の正旨に合はざる事遠き者なり、同記白檮原宮段に、大物主神の丹塗矢に化り給へる所に、忽成_ニ麗壯夫_ニ、即娶_ニ其美人_ニと見え、又水垣宮段大物主神の活玉依毘賣に娶給へる所にも、於是有_ニ神壯夫_ニ、其形姿威儀於_レ時無_レ比_ニと見え、其下に有_ニ麗美壯夫_ニと云ひ、又崇神天

皇十年御紀倭迹々日百襲姬命大物主神の妻と成り給へる所に、語_レ夫曰、君常晝不見、分明不得_レ視_ニ其尊顏_ニ、願暫留_レ之、明且仰欲_レ觀_ニ美麗之威儀_ニと有るも、夜ながらに美麗しき御形を見奉らせ給へるに就て、猶白晝に仰ぎ觀奉らせ給はむとなり、此等は其現身に化て女に娶給へる時の事にして、尋常の御形を云ふとは異なりと雖も、此大神の醜き御形にては御在し坐さざる證共なり、偕御父大神の此に葦原色許男と詔給へるは、右の如き御心御在し坐して御言に出し給へるにて、葦原中國にて竝ぶ方無き勇猛く威嚴ましき英武神にて渡らせ給ふ事をなむ所知看させ給へりければ、愈此國土を敷有たせ給ふ任に、堪へ給ふ可き神に坐すや否やと云ふ事を試みさせ御在し坐しけり、偕然辛苦め給へれども、先に此者謂_ニ之_ニ葦原色許男_ニと顯はして詔給へるには、御父大神にも少か矜り給へる御氣象の見えさせ給ひて、下に於_レ心思_レ愛而寢と有るに應く所なり、故此を以て八十神に飽まで辛苦られて、此に參來給へる此神をしも已に殺さむとさへ爲させ給へる事、總て三度に及ばせ給へると云ふも、先に葦原色許男と詔給へりし御言の如く、拵立て、見行はし給はむとの御心にて渡らせ給ふ御事申すも更なり、又古事記國作段に少名毘古那神の御事を、故爾白上於神產巢日御祖命_ニ者、答告、此者實我子也、於_ニ子之中_ニ自_ニ我手僕_ニ久岐斯子也、故與_ニ汝葦原色許男命_ニ爲_ニ兄弟_ニ而作_ニ堅其國_ニと有りて、天神の御言に此御名を指して詔給へるも亦右に同じかる可きは、此一書に其時を初大已貴神之平_レ國也と有るにて隈々しからずなむ有りける、傳二十八に云ふを考合す可し、偕此に并べ云はむ事甚可畏くは思ゆれども、事の因なれば云ふべし、抑傳八に注せる泉津醜女はしも古事記に謂ゆる黄泉神にし有れば、其黄泉國を敷居る神なり、其四神出生章第六一書に乃遣_ニ泉津醜女八人_ニ(一云_ニ泉津日狹女_ニ)と有るも本より勇猛き神なるを以て

なり、又此を古事記には八雷神と云ひて、於其八雷神副千五百之黃泉軍令追と有るにても其然る所以を知るべし、故此を以て思ふ時は、醜男醜女共に形體の醜惡きに依りて云ふには非ず、右に擧げたる鬱色雄命伊香色雄命の如きは男なれば然も云ふべからむを、鬱色雄命伊香色雄命など、皇后に立ち給へる方々を醜惡しとは云ひ難き事なりければ、其勇猛き所有りて其志可と爲たる所有る人は、畏く懼ましげなる物なるが本にて、其より形體の醜惡き男女にしも云ふは、然る物は打見にも懼ましく厭はしき物なれば、其語とは成れるにこそ有りけれ、其本は勇猛き方より出て醜醜き方に轉れる者なりけり、(然れば醜字に依りて義を説く時は、此葦原醜男命の御事には申すも更なり、泉津醜女の事にすら全くは當らざるなり、醜字は釋名に醜臭也、如臭穢也と有る物を、如何は此大神の御上に合ふ事の有らむ、猶下大國敷神の所考合す可し、) 故此葦原醜男命の御名にて傳はれる故事は、垂仁天皇三年御紀新羅王子天日槍來歸焉と有る下に、一云、初天日槍乘艇、泊于播磨國、在于安栗邑、(下略)と見えたるに合せて、播磨風土記に、天日槍命從韓國渡來、到於宇頭河底而乞宿處於葦原志舉乎命曰、汝爲國主、欲得吾所宿之處、志舉乎即許海中、爾時客神以劍攬海水而宿之と有る、汝爲國主は汝は大國主神に坐せりとなり、但其天日槍命の故事は神代なる可き考有りて、傳二十八に注せるが、此は唯御紀に就て云ふのみ、偕此葦原志舉乎命は、神名式に安栗郡伊和坐大名持御魂神社(名神大)御在し坐すを、續風土記と云ふ物に中九所神祕、東五十猛命西大已貴命と云へり、此事下に云ふべし、其宇頭河は五十猛命に大に由有り、其は傳二十五に云へるが如く、丹波國桑田郡伊達神社式に見えたるは宇津根村に御在し坐すを、大隅國噓噉郡韓國宇豆峰神社坐に合へり、即許海中と國主に坐すが故に海

陸共に此神の御心の任なる由なり、此は人世の事と雖も、神の御上にては斯る御定共の御在し坐して、上に此大國主神坐して萬に政ごち給へるが故に、各其自由なる事を得ざる趣にて、顯幽共に相同じき狀なむ所見たりける、偕又古事記玉垣宮段出雲大神の御崇の御事に依りて御子品牟都和氣命を遣し給ひける所に、故到於出雲、拜訖大神還上之時、肥河之中作黑櫛橋仕奉假宮而坐、爾出雲國造之祖名岐比佐都美飭青葉山而立其河下、將獻大御食之時、其御子詔曰、是於河下如青葉山者、見山非山、若坐出雲之石礪之會宮葦原色許男大神以伊都玖之祝大延乎問賜也と有る文を熟思ふに、出雲大神は謂ゆる杵築神宮なる事申すも更なり、其假宮を仕奉れる肥河は風土記に見たる出雲大川なり、岐比佐都美は、同記に出雲郡神名火山、(中略)伎比佐加美高日子命社、即在此山嶺故云神名火山と有る此邊に住へる人なるから、神名を以て名と爲る由、傳二十五に注せるが如し、楮下に葦原色許男大神以伊都玖祝大延乎と詔給へる祝は、出雲大神に仕奉る國造岐比佐都美を指し給へるにて、此河下なる青葉山迄を係けて其大延かと美給へる御言なり、此祝を其岐比佐都美ならぬ人と見られたる故に、記傳に石礪之會宮を神名式に見えたる神門郡那賣佐神社の事なる可く注されたれども、文を照應して考へざりし誤なり、御子の大神宮に詣で給へる時に、其神宮に在りて萬に仕奉れりしかば、其名を指さず唯に以伊都玖祝とは宣ふ可き事なり、偕此石礪は傳二十六に粗注せるが如く、伊曾久麻と訓むべきなり、其は天孫降臨章に、大已貴神の今我當於百不足之八十限將隱去矣(限此云矩磨瀨)言訖遠隱と有る此事を、古事記にも僕者於百不足八十垵手隱而侍と見えたる此事なるが、八十垵手を五十礪とも云ふべき古言の格なり、之は如の意なり、若て會宮の會は隠れたる限々しき所に云ふ言なり、熊襲國尊

穴之空國など云類の會是にて、此は天孫降臨章第二、一書に高皇產靈尊の勅し給ひて、夫汝所治顯露之事宜是吾孫治之、汝則可_レ以治_レ神事、又汝應_レ住天日隅宮者、今當_レ供造_レと有る、天日隅宮の御事を申せるにて、謂ゆる杵築大社はなり、此を以て此神宮にても葦原色許男大神とも申せる事知るべし、然れば石碯之會宮と云ふは如_レ五十碯_レ潛宮の義なる事申すも更なりけり、(又出雲風土記楯縫郡條に所_レ以號_レ楯縫_レ者、神魂命詔、五十足天日栖宮之縱橫御量千尋梯繩持而、百結々八十結々下而此天御量持而、所_レ造_レ天下_レ大神之宮造奉云々と有る五十足を、古事記の神產巢日御祖命之登陀流天之新巢云々と有るに合せて、五を符として十足と云ひ、又百の誤として百千足なる由云へるは何れも私説なり、此五十足は推古天皇二十年御紀歌に、夜須彌志斯、和俄於朋着彌能、訶句理摩須、阿摩能椰蘇訶礙と有るは、天之八十蔭と云ふ事にて、宮殿門樓の多く列りたるを云ふなり、其と同じく此の五十足天日栖宮と云ふも、其殿舎の凡て足整りたるを云ふ事なれば、八十と五十と通はし云ふ例とも爲べし、又右の百不足之八十隈と有る發語を萬葉一卷に百不足、五十日太爾作、十三卷に百不足、五十槻枝丹、など云ひ、又八百萬神八十萬神を出雲風土記に天神千五百萬地祇千五百萬と云ひ、萬葉十三卷に五百萬、千萬神之など有りて、八も彌なり五も彌なり、五六八九など限れる數量ならずして彌の意に云ふは、互に相通はしたる事なむ多有りければ、八十隈をも五十碯とは必云ひも爲つ可き語の格になむ、)○八千戈神、古事記に故持_レ其大刀弓、追避其八十神_レ之時、每_レ坂御尾_レ追伏、每_レ河瀬_レ追撥而、始_レ作_レ國也と有るより受けて、此八千矛神將_レ婚_レ高志國之沼河比賣_レ幸行之時、到_レ其沼河比賣_レ之家、歌曰、夜知富許能、迦微能美許登波、夜斯麻久爾、都麻麻岐迦泥且、登富登富斯、故志能久邇邇、佐加志賣遠、阿理登岐加志且、久

波志賣遠、阿理登岐許志且、(下略)爾其沼河日賣未_レ開_レ戸、自_レ内歌曰、夜知富許能、迦微能美許等、怒延久佐能、賣邇志阿禮婆、(中略)麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛毛那賀爾、伊波那佐牟遠、阿夜爾、那古斐岐許志、夜知富許能、迦微能美許登、許登能、迦多理基登母、許遠婆、故其夜者不_レ合而明日夜爲_レ御合_レ也と有るを以て味ふるに、彼御父大神より生大刀生弓矢を賜りて歸り御在し坐して、其八十神を退治させ御在し坐しける始より負せ給へる御名なりけり、故亦名を廣矛魂神と申す由下に云ひ、又兵主神と申す由下に注し奉るが如し、又其嫡后須勢理毘賣命の御歌にも、夜知富許能、迦微能美許登夜、阿賀淤富久邇奴斯許會波、(下略)と詠ませ給へるも其程の御事にて、此時は已に御父大神の御事依を受賜はりて大國主大神にて渡らせ給へれども、當昔專國土に在らゆる振荒神を退治させ御在し坐しける御時なりければ、八千矛神命と上に置きて謠はせ給へりし者にぞ有りける、萬葉十(二十五丁)七夕歌に、八千戈、神自御世、乏孃、人知爾來告思者と有るは、右の御妻問の御事を思ひてなるが、此七夕の歌に詠めるには由有る事にて、傳十三、十五に注せるが如く、其須勢理毘賣命に弟棚機姬神と申す御名御在し坐すを以てなり、又其六(四十六丁)過_レ敏馬浦_レ時作歌に、八千梓之、神之御世自、百般之、泊淳跡、八島國、百船純乃、定而師、三犬女乃浦者、朝風爾、浦浪左和寸、夕浪爾、玉藻者來依、白沙、清濱部者、去還、雖見不飽、諾石社、見人每爾、語嗣、偲家良思吉、百世歷而所偲將往、清白濱、と有る八千梓神は、唯上古の久遠なる時を云ふかと思ふに、下に語嗣、偲家良思吉の句有り、又其反歌二首の中に、濱清、浦愛見、神代自、千船湊、大和太乃濱、(林本作_レ浦)と有るを思ふに、八千戈神の國平に御在し坐しける間に、今其風土記は傳はられども、其八千戈神の神代に此津を定めさせ給へる古

傳の有るを取りて詠めりし者なりけり、即神名式に攝津國八部郡汝賣神社有る是なり、傳二十六に風土記を引て注せる事有り、考合す可し、(偕此八千戈神の敏馬又大和太の泊を定めさせ給へる御事に就て思出けらくは、紀伊國日高郡川上莊に下愛徳六所權現社、寒川莊に上愛徳六社權現社とて二所有り、祭神は熊野十二所を祀ると云へり、社傳に熊野權現出雲より熊野に遷り坐し給ひてより數世を経て後に、延喜二十二年十一月十日の夜半に、新宮に祀れる神靈日高川の伎河寒河郷なる大原峰に天降り給ふに、其時高宮吉見と云ふ獵人其處に臥居たるに、巽方に當りて光明炫きて天降り給へる驗を見しとなむ、其より七年を経て延長六年二月十五日、阿多木原に出現し給ひて愛徳權現と齋祀れり、今の笠松村上愛徳權現是なり、其より三十一年を経て寛治五年八月十五日、巾子形原と云ふに遷り給ひ、天仁二年二月十三日糸尾宮に鎮座し給ふ、今阿田木村下愛徳權現是なる由、建保緣起に見えたりと云へり、偕其建保緣起に「水母行く國漂よひ大男汝世を始め給ひし時、古志の片道七日行く船泊無ければ此神泊を造らむと思し食て、宮を出て其所に御在し坐して作り給へど、晝作り給へば夜崩れ、七日の其間三度作り給へども作固め敢ず、杵春宮に遷り給ひて諸神に告げて宣はく、我此泊作らむと思立ちたれども、更に作立つる事を得ずして還り給ふと宣ふ、時に熊野神吾彼泊作らむと思し食て杵春神に白給はく、我彼泊作るに若は三日若は七日又は一月若は半年若は一年の間に作る可し、三年に成る迄見えすは必問ひ給へとて宮出して件泊に御在し坐して、作り給ふ間は泊の中に籠の舟を作りて坐すに、大鰐出來て舟ながら呑み奉りて三年に成りぬ、時に杵春神の思し食給はく、熊野神三年になれど見えすは吾問ひ給へと言ひし物と思し食し出給ひて、軍武雄阿須賀大明神を彼泊に率て御覽し給ふに、大鰐の爲に吞まれ給ひて海

底に比岐御在し坐せば、杵春神暫思し歎き給ふに、阿須賀神申し給へるやう、如何は惱給ふ事有らむ、我斬出し奉らむとて、潮押別て外より阿須賀神斬り給へば内より熊野神斬り給ふ、内より外より切給ひて斬出し奉る、其時杵春神宣給はく、我前に彼泊作らむと爲しかども作立て難くして歸りぬ、斬給へる鰐の族多ければ彼等敵と狙ひ奉る可し、今は鹽氣離れて由縁の國由縁の郷を尋ねて守護り給へと宣ひしかば、熊野神其言に隨ひて由縁の所を尋ねて西より東巽に出行給ふ、御装ひは千尋の御衣胸千尋潮に膝浸し給はず、奇しき神業にて行給ふ云々と有り」と或書に云へり、右の大男汝は即大已貴神の御事なり、古志の片道とは出雲より越後出羽迄を係けて云ふなる可し、其熊野神を大已貴神の附屬の神の如く云へる此には決めて誤有りぬ可し、阿須賀神と云ふは大和國飛鳥神にて事代主神なり、此事實の中には取り難き事も且つ混れたる事も有りて疑無きにしも非ざれども、此は右に引ける萬葉歌に八千杵神の船津を定めさせ給へる證に此大神の然許り舟泊の事に勞づかせ御在し坐しつとも物爲させ御在し坐しける御事を徴し奉らむとてなむ、偕大倭神社注進狀相殿神條に、傳聞、八千戈神者、大已貴命以廣茅爲杖、令撥平豐葦原中國之邪鬼、是時大已貴命號曰八千戈神、と有るは、此一書大已貴命の興言に、夫葦原中國、本自荒茫、至及磐石草木、威能強暴、然吾已摧伏、莫不和順、と有る、其は又下に初大已貴神之平國也云々と見えたる此御時に當る可きが、此は右に古事記を引て注せるが如く、此大神の八十神を退治させ給へるに始て、其頃專彼荒振神等を摧伏給へる御事をなむ力めさせ御在し坐しければ、亦名とは申しながら姑く御本名と爲給ひ御在し坐し、事、彼沼河比賣命と御贈答の御歌と右の注進狀との趣を以て見奉り知るべきなり、傳八に引ける御牧望月大伴社記にも、大已貴命以廣茅、天八重

雲裳押分耳、天地乎翔行耳、天下袁睨巡給耳、東國之五月蠅聲如須邪神乎、神拂爾拂平賜而と有るなども、其八千戈神と申し奉れる間の御事なめり、又其注進狀に、神代卷曰、大已貴命即以平國時所杖之廣矛獻皇孫曰、吾以此矛有治功、皇孫若用此矛治國者、必當平安矣、今我當於百不足之八十限將隱去矣、言訖、即躬披瑞之八坂瓊而長隱常世鄉者矣、此矛亦上古在天皇大殿之内、其藏齋爲八千戈神之神體と有る、此矛以下は社傳にして、其より以上は此天孫降臨章の文なるが、今傳はる本には異なる所有るが甚勝りて愛たければ引出でつ、吾以此矛有治功と申し給へるは、此廣矛を取持して荒振神を摧伏せ國土經營の御功御在し坐す由なり、二十二社神體祕記大和社三社の中に廣矛魂神と出でたるは、此八千戈神の廣矛に坐す御魂の御名なり、倍此矛をしも八千戈神の神體と爲て御功の御在ししが故に御名に負せ奉る事は、此大神の御稜威甚可畏く御在し坐して、向ふ所悉に敵無しと云ふ狀なりければ、此一の廣矛を以て八千の敵に當り給ふ義の御名になむ渡らせ給ひける、(記傳九卷八千矛神の下に云はく、「此は武威の八千と多くの矛を持てる如きの意に稱し御名なる可し」と云はれたるは猶力の入り所足らざるに似たり、其は口訣に八千戈者武威如八千戈鋒也と有るを思ひて不意に出だされたる説なめり、纂疏には或兵器備足蓋軍神也、所謂吾以此矛有治功云々、名實共可見と有る中に兵器備足の事は此に更に由無し、播磨風土記神前郡の文に、所以云八千軍者、天日杵命軍在八千、故曰八千軍野と有り、此の例に非すと雖も八千の言同じ、)故此大神の杖せ御在し坐しける其廣矛には、甚々幽深き致なむ御在し坐す御事と所見たりける、然るは大神の此廣矛をしも珍寶と齋持たせ給ひ、御名にも八千矛神と負はし給ひて、天下に比ぶ者無き御威勢の御在し坐して、有ゆる葦原

中國の邪鬼を悉に摧伏せ撥平給ひ、許多の治功御在し坐しけるは、此の廣矛即岐神に渡らせ給へればなり、其證は右に引けるが如く、天孫降臨章正書には廣矛を以て天孫に獻らせ給へるを、其第二書には乃薦岐神於二神曰、是當代我而奉從也、吾將自此避去、即躬披瑞之八坂瓊而長隱者矣と有る、此をば二神の先導として奉り給へる者とのみ古來説來るは甚粗き説にて、此時の岐神は現身に坐さずして、廣矛を以て御體と爲させ給へるを申すなり、是即彼道饗祭を高天原にして行定めて事依し授け給ふ御政の本是なり、此事の始はしも四神出生章第九一書に、伊弉諾尊乃投其杖曰、自以此還雷不敢來、是謂岐神と有る此御時に始まれる神事なるを、大已貴神に定まりて天孫に傳はれる所由、已に傳八、十、十一に委曲に説き奉るが如し、故其詞に高天原事始皇御孫之命止稱辭竟奉と有りて、此は大已貴神より其岐神の御靈の副御在し坐す廣矛を天孫に奉らせ給へるを、皇祖天神の命令として天孫に授け奉らせ給へる故に、今行はせ給ふ所即皇祖天神の勅命に因准ひ奉らせ給ふ由なり、然れども其始大已貴神の吾以此矛卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安と申給へる所以を以て、道饗祭の神事は別に傳はりて、唯此廣矛を用ひさせ給へる八千戈神の御體と爲て齋奉らせ給へる者なり、右の注進狀に此矛亦上古在天皇大殿之内、其藏齋爲八千戈神之神體と有るは、古語拾遺御天降段に天璽を授けさせ給へる所に矛玉自從と有るは、此廣矛と右の瑞之八坂瓊との御事なるが、崇神天皇六年御紀に、先是天照太神倭大國魂二神並祭天皇大殿之内と有る、其天照太神は天璽に御在し坐して、謂ゆる三種神寶の御事なれば別にして、倭大國魂神の御體の瑞之八坂瓊と八千戈神の御體の平國之廣矛と共に御在し坐しけるを、御紀には廣矛の御事を漏し、注進狀には瑞之八坂瓊を漏されたる所由、次なる大國

魂神の下に注し奉るを見合せて曉る可し、(但右の瑞之八坂瓊は大巳貴神の國避の御時に置き給へるにて御記に披字を書かれたる是にて、天璽の中なる八坂瓊曲玉とは同名にして異物なり、又御天降の時には此廣矛のみならず、古語拾遺に謂ゆる日矛も此に共に天降らせ給へれども、此に用無ければ注さず、其は傳十八卷に注せりき、偕此廣矛を平田翁の天朝無窮曆に曆策の圭尺なる由に云はれき、猶此御事に就ては云ふべき事多かれども、此には煩らはしければ、天孫降臨章の傳二十九卷に云ふべし。) ○大國玉神、崇神天皇御紀には倭大國魂神と作れたる魂字正字なり、古事記には大國御魂神と有りて甚愛たし、然れども此神を大神の御子と爲るは誤なる由、已に傳二十四に委しく辨へたるが如し、偕此は上に注せるが如く、大國主神の御本體より支別れさせ御在し坐して、和魂大物主神に相並ばして、其荒魂と分身にて別に一神にて渡らせ給へるなり、故大倭神社注進狀に謹考舊紀曰、大倭神社在大和國山邊郡大倭邑、蓋出雲杵築大社之別宮也、傳聞、倭大國魂神者大巳貴神之荒魂、與和魂戮力一心、經營天下之地、建得大造之績、在大倭豐秋津國、守國家、因以號曰倭大國魂神、亦曰、以八尺瓊爲神體、奉齋焉、と有るが如く、大國主大神を主神と爲て左右の手足の如く成らせ御在し坐して、其御功用を輔弱け奉り給ひて、共々に其大造の績をなむ得建てさせ御在し坐しけらし、同帳別社狹井神社條に、傳聞、狹井神社大巳貴命之荒魂、大國魂神即當社別社也、と云ふ事も有るを以て其然る所以を知るべきなり、偕某魂神と申す例は傳八、十九、二十四に注せるが如く、先稻穀の主神に保食神御在し坐すを、別に宇迦之御魂神御在し坐して、其稻穀を播殖る事を世に弘めさせ給ひ、又上に天照太神の御在し坐せるに殊に天照御魂神坐すは、彼石戸隱の御時に日像之鏡を造り奉りて招奉らし、御功坐すを以て

なり、又傳二十一と上とに注せる素戔嗚大神を櫛氣野命と申し奉る其に對へて大物主神を櫛鬻玉命と稱申すは、其大神の天下に幸へ給ふ恩賴を此神をして布こらし給ふ謂なり、此に大國主神御在し坐せるに其荒魂を大國魂神と申すは、專天下を經營り給へるに此神の主と功成し給へる事、御名の上に倭と冠ふらせ奉るを以て知るべし、又下に注せるが如く、大名持御魂神と申すも、必此大國魂神の御事にて大國を大名持と換へたるのみなり、然れば各其主神と魂神との差別は君王と輔弼との如く、又長官と次官との狀に似たり、此下には是以百姓至今威蒙恩賴と有るは更なり、萬葉五(二十六丁)に阿我農斯能、美多麻多麻比且と有るなど、摠て美多麻と云ふは外より來りて其主を祐くる義なるが故に、和名抄神靈類に、靈、日本紀云美太萬、一云美加介と有りて、美加介は神武天皇戊午年御紀の御言に、背負日神之威、隨影壓躡と影にて佗より其身を幽贊る謂是なり、下に云ふべし、此を以て右に云へる某魂神と云ふ言義を知るべきなり、(偕其美加介と云ふ事に就て又思合す可き事なむ有りける、其は傳八卷に注せる如く、神名式に謂ゆる長門國豐浦郡住吉坐荒御魂神社三座並名神大を、臨時祭式に、凡住吉社長門國封租穀者云々、但豐浦郡封戶係夫者便留充御影社と有るは其荒御魂社の御事なり、傳二十八卷播磨國揖保郡廣山郷の下に引ける風土記に出雲御蔭大神と有るは、即此大巳貴神の荒魂神の御事なり、故此影は今俗にも軍の時に佗の人の將たる人を擬び出づるを影武者と云ふなど此に近し) 若て其大國魂神はしも上より次々に云へるが如く、國主神の上と坐すを以て大國主神と申し奉り、物主神の長として大物主神の御名御在し坐し、名持神の主たるに依りて大名持神と稱奉り、國作神又國生神を統る由以て大國作神と號け奉るなどの例にて、各國に各其大國魂神又國魂神坐せる、其を悉に統領御在し坐すを以て

後に倭大國魂神と稱申して、注進狀に在_三倭大國魂神と有りて、此倭は大八洲國の全_ニてに亘る稱なり、萬葉五(三十一丁)、好去好來歌に、天地能、大御神等、倭大國靈、久堅能、阿麻能見虛噓、阿麻賀氣利、見渡多麻比、と有るも大八洲全洲の御靈神と申す義なり、猶古語拾遺に生島を是大八洲之靈と有るも、此大神の御事に互らせ給ふ由、下に説くを見合せて曉る可し、倍其大國魂神と申すは、神名式に山城國久世郡水主神社十座の中に、山背大國魂命と有るは天孫本紀に謂ゆる玉勝山代根古命なる可き事、傳十三、十八に注せり、伊勢國多氣郡大國玉神社、度會郡大國玉比賣神社、此三社の御事は傳二十四に云へり、尾張國中島郡尾張大國靈神社、常陸國眞壁郡大國玉神社、陸奥國磐城郡大國魂神社、壹岐島石田郡大國玉神社、對馬島上縣郡島大國魂神社、島大國魂御子神社と有る、此二社の御事は傳二十一、上に注せり、右の如く某大國魂神と有るは此神ならず、其一國の國魂神を攝ね給ふ神なれば其國に限れるを、打任せて大國魂神と申すなむ此神にて渡らせ給へれば、神の尊卑は格別にして、其國魂と申す御職に於ては此倭大國魂神の部下ならざる事を得ず、猶上野國佐位郡大國神社を本國神名帳には從一位大國玉大明神と有り、又群馬郡正五位上大國玉明神と申すも見ゆ、筑後國神名帳に山門郡正六位上堤大國玉神と申すも見えたり、又神名式に、和泉國日根郡國玉神社、攝津國菟原郡河内國魂神社、尾張國海部郡國玉神社、遠江國磐田郡淡海國玉神社、伊豆國那賀郡國玉命神社、國玉(一本作主)命神社など見え、猶三河國神名帳に、正五位下國玉天神坐_三碧海郡、正五位下國玉天神坐_三設樂郡、上野國神名帳に、那波郡從三位國玉明神、碓氷郡從四位上若國玉明神、筑後國神名帳に、三瀨郡正六位上國玉神、山門郡國玉神、三毛郡正六位上墳生國玉神など、猶諸

國にも多在りなむを、悉には傳はらざる可し、記傳十三(三十一丁)に右の國魂神社を擧げて、「何神に在れ國を作り坐し、功德有るを其國々にて國魂とも大國魂とも申して拜祀るなり」(下略)と云はれたるは然る事にて、其謂ゆる諸國の國魂神を御めて此倭大國魂神なむ御在し坐しける、(猶此下に郡御魂神有り、上野國神名帳に、多胡郡正五位上郡御玉明神、緣野郡從五位上郡御玉明神、利根郡從四位上郡玉明神、勢多郡正四位下郡玉明神、佐位郡從四位上郡玉明神、新田郡正五位上郡玉明神、邑樂郡從五位上郡玉明神と有る、此は佗國には見當らざる事なれども必其一郡に限れる御魂神も有りぬ可き者ぞかし) 倍崇神天皇六年御紀に、先是天照太神倭大國魂二神並_ニ祭於天皇大殿之内、然畏_ニ其神勢、共住不_レ安と有りて、皇大宮之内に齋奉らせ給へる趣なるに、如何にしても其元始詳ならざりけるを、右に引ける注進狀に以_ニ八尺瓊_ニ爲_ニ神體_ニ奉_レ齋焉と有るより思及ぼすに、天孫降臨章第二一書に大己貴神の國土を避り奉り給ふ可き御契約御在し坐して、即躬披_ニ瑞之八坂瓊_ニ而長隱者矣と有る此御時に天孫に獻らせ給へるなりけり、其は上にも注せる大倭神社相殿神八千弋神の御體は謂ゆる廣矛にて渡らせ給へるを、注進狀に此矛亦上古在_ニ天皇大殿之内_一と有る、亦字は其主神と御在し坐す倭大國魂神の御體なる八尺瓊に附屬給へる由なり、然して其廣矛は大己貴神より天孫に奉らせ給へる御物なれば、此と共に八尺瓊をも奉らせ御在し坐しける御事、右の披字にて著明かりければ、此二種相離れぬ御物なるに心を著けて、此時の瑞之八尺瓊なる事を思定む可し、古語拾遺天璽を授進らせらるゝ所に矛玉自從と有るは、專此廣矛と八尺瓊との御事なるを、天璽の八坂瓊曲玉と一に心得たるから、彼天璽の三種神寶を二種神寶と定めたる如き掛まくも甚も可畏き僻傳は出來にたるにて、此事の條理を解分くる時は、拾遺の混れ

をさへに訂正すに至れるは甚辱き恩賜なりかし、若て注進狀に家牒曰、腋上池心宮御宇天皇（孝昭）元年秋七月甲寅朔、遷都於倭國葛城、丁卯、天皇夢有二貴人、對立殿戶、自稱大己貴命曰、我和魂自神代、鎮三諸山而、助神器之昌運也、荒魂服王身在大殿内、而、爲寶基之衛護、即得神教、而天照太神倭大國魂神並祭於天皇大殿之内、と有る、此時の神託は上に引ける大三輪神三社鎮座次第に、腋上池心宮御宇天皇御世、神明憑吉足日命曰、吾國造大己貴命也、太初已命之和魂取託八咫鏡、名曰倭大物主櫛瓶玉命、鎮座大三輪神奈備云云とも有りて、和魂は神代より大三輪に御在し坐しける趣なり、右に荒魂服王身在大殿内と有るは、其八尺瓊を神體として本より皇宮の内に御在し坐す由にて、其始御天降の神代より以來の御事を託奉り給へるなり、即得神教、而天照太神倭大國魂神並祭於天皇大殿之内と有るは、右の崇神天皇六年御紀に先是と有るに當れる所なり、諸神託に在大殿内と有るを、次に大殿之内に並祭と有るに就て思ふに、上古より八尺瓊を皇大宮の内に崇め奉り置かせ給へれども、其始は唯大己貴神の國避の御時に奉り給へりし神寶として齋ひ置かるのみなりしを、此神託を得て倭大國魂神なる事を所知食て、此より天照太神と共に並祭らせ御在し坐す御事と成れる由なり、（然らずは大己貴神の奉らせ給へる御物を私に其荒魂大國魂神の御體とは定め奉らせ給ひ難き御事なる者ぞかし、大己貴神の御上より申す時は、已に其大己貴神の御本體は天日隅宮に鎮り坐し、和魂大物主神は皇御孫尊の近守神として三諸山に鎮置給ひ、此にて瑞之八坂瓊を扱給へるは、其荒魂大國魂神として玉體に服て天津日嗣の鎮護に奉置せ給へる御用意なりけるを、此孝昭天皇元年丙寅秋七月十四日の神託に至りて、其御旨の明かに知られさせ給へるなり、諸此注進狀には天皇の御夢に入り給へる趣

なるを、大三輪神三社鎮座次第には吉足日命に神託有りし由なるは、右の御夢の後に大三輪神の祭の事を殊更に告げ給へるにて、同御世の事とは申しながら、其れよりは後の事にて此とは別なり、諸此天照太神と大國魂神と並べ祭る所由は、下に垂仁天皇御紀を引て云ふべし、若て其注進狀に、磯城瑞籬宮御宇天皇（崇神）六年、百姓流離云云、共住不安、秋九月己酉朔己丑、天照太神託豐鋤入姫命、祭倭國笠籬邑、仍立磯城神籬、亦倭大國魂神、託淳名城入姫命、祭同國市磯邑、（後改名曰大倭邑）然淳名城入姫髮落體瘦而不能祭と有るは御紀の文なるが、先是天照太神倭大國魂二神並祭於天皇大殿之内と云ふ事を、家牒には孝昭天皇元年の御事と爲るが故に、此には略きて引けるなめり、比御事下に注す可し、市磯邑の下に後改名曰大倭邑と云ふは、續紀天平寶字二年の文に城下郡大和神山と見え、又和名抄郷名に城下郡大和（於保夜末止）と有るに合はざれども此に故有るべし、其市磯邑は履仲天皇三年御紀に磐余市磯池と云ふ有りて、磐余は十市郡の地名なり、此に就て考ふるに、古事記に御諸山上神を伊都岐、奉于倭之青垣東山上と有り、神武天皇二年御紀に以珍彦爲倭國造と見え、崇神天皇七年御紀大物主神の御名乘に我是倭國域内所居神と詔給ひ、又其神の御事を倭大物主神と申し奉るは常に、其所の神淺茅原を顯宗天皇御紀室壽御詞には倭者彼茅原淺茅原と有り、若て神名式に、山邊郡大和坐大國魂神社三座（並名神大、月次相嘗新嘗）は下に注せる如く、垂仁天皇御世よりの鎮座なれども、大和坐と云へれば市磯より係けて大倭邑の名なるに、其大和郷已に城下郡に收れるを、大和志に已廢存海知村と有りて、此は大和社よりは郡を隔て、西に當る地なり、又後の大和風土記に、山邊郡、柳本郷有神、號大和大明神、所祭大國魂命也と有る、抑本郷は和名抄以後の郷名にて、

右の證には立たざれども、彼此を以て思合するに、今の山邊郡の半より城上城下の二郡を係けて十市郡香山の北面邊に互りて古に大倭の地なりけるを、漸く一國の總號と成るに及びては、所々に各別なる地名を別ち唱ふる事の出來るに就て、世を経て終に城下郡にて僅に一郷の名とは成れる者なりけり、然れば右に後改名曰大倭邑と云へるは、右の市磯邑に倭大國魂神の御在し坐し、地名に大倭邑の名も残りけむを、却りて其邊の總號なりし事を忘れて後に改めたりし者と思へるにこそは有りけめ、(鈴屋大人の國號考に、「夜麻登と云ふは本彼大和郷より始まりて後に一國の名にも成れりと云ふは、此名は本より一國の名なるを、彼郷名は後に倭大國魂神の鎮坐せるに因りて其郷をも倭とは云ふなる可し、今世に伊勢國內にても太御神宮の宮邊を指して伊勢と云ふと同じ意味なり」と云はれたるは然る事なり、右に云へる如く、古に倭と云ふは國中の平坦なる地より東山の邊を係けて云へりしにて、風土記に、山跡國者、往昔山岳多而平地少、所治天下大神大穴持命、與少彥名命巡行此國、鑿山開谷爲平夷、故云山跡也と有る事を思ふ可き者なり、此事委しくは下に云へり、)又注進狀に、七年秋八月癸卯朔己酉、穗積臣遠祖大水口宿禰等、共同夢而奏言、昨夜夢有二貴人、誨曰、以市磯長尾市爲倭大國魂神之主、必天下太平矣、天皇得夢辭益歡於心、朕當榮樂、乃下使物部連祖伊香色雄爲神班物者吉之、冬十二月辛丑朔丁卯、命伊香色雄而、以物部八十手所作祭神之物、即以倭大倭直長尾市爲倭大國魂神之主、定神地神戶、於是疫病始息、國內靜謐、五穀既成、百姓饒之と有るは御紀の文なるを、彼大物主神の御事を略きて抄出たる者なり、但此の市磯長尾市と云ふ神主の名より混れて、右の注進狀に謂ゆる市磯邑は穴磯邑を誤れるなる可し、其は垂仁天皇二十五年御紀の細書

に一傳を載せられたるに、是時倭大神著穗積臣遠祖大水口宿禰而誨之曰、(中略)時天皇聞是言則命_二中臣連祖探湯主_一而卜之、誰人以令祭大倭大神、即淳名城稚姬命食_レト焉、因以命_二淳名城稚姬命_一、定神地於穴磯邑、祠於大市長岡岬、然是淳名城稚姬命既身體悉瘦弱、以不能祭、是以命_二大倭直祖長尾市宿禰_一令祭矣と有るは、必右に引ける崇神天皇六年七年の御事の二に別り傳はれるにて、此は垂仁天皇の御世には非ざめり、右に淳名城入姫命食_レトは、六年に以日本大國魂神_二託淳名城入姫命_一令祭と有る是なり、定神地於穴磯邑、祠大市長岡岬は、穴磯は大名にして、萬葉十二(三十二丁)に謂ゆる纏向之痛足乃山にて、神名式に城上郡穴師坐兵主神社(名神大、月次相嘗新嘗)と有る此地なり、大市は和名抄郷名に城上郡大市(於保以知)と有る是にて、長尾岬は其卷向山の尾崎なる地にて、皆相接ける所なり、是即其七年に亦以市磯長尾市爲倭大國魂神之主と有るを云ふなり、若て此人名の市磯は上に云へる如く十市郡に出でたるが、長尾市は後に此神を穴磯邑なる大市長尾岬に住へるからの名なりけり、此を以て注進狀に市磯邑(後改名曰大倭邑)と有るは、決く穴磯邑の誤にて大和社の舊地なりし事を知るべし、其は別社狹井神社條に傳聞、狹井神者大已貴命之荒魂、大國魂神即當社別社也と書して、下に日本書紀曰、倭大神著穗積臣云云、命大倭直祖長尾市宿禰令祭矣、所謂大市長尾岬今狹井社地是也と有るを思ふに、狹井神社は右の崇神天皇七年に初めて倭大國魂神を祀らせ給へりし舊地なるが故に、後に山邊郡に移し祭られし時にも、其處に御靈を留めて祀ひ置かせ給へる者なりけり、皆注進狀に、右に引ける御紀の神託の御事は本社大倭神社の下に擧げ、狹井神社の所には命大倭直祖長尾市宿禰令祭矣の文を載せて、其一聯の文を二に分記せるは、其垂仁天皇御

世に至りて、即今の山邊郡大和坐大國魂神社の地には移らせ給ひける者となむ正しく所見たりける、(若て其崇神天皇六年に淳名城入姫命の髮落體瘦而不能祭と云ふは垂仁天皇御世の事なめり、其七年に市磯長尾市を神主と爲させ給へる御事有れども、皇女の下に立ちて共々に仕奉れるならむを、垂仁天皇二十六年丁巳に至りて、皇女は御齡高く御在し坐し成らせ給へりければ、其御職を辭して長尾市宿禰に令主給へるなりけり、其二十五年の文に離天照太神於豐稻入姫命託于倭姫命と有る、其姫命も共に同じ御時に齋王と成りて仕奉り給ひて、此にて退き給へるを合せ思ふに、此淳名城入姫命を崇神天皇六年己丑に凡十四五歳と見え、其より垂仁天皇二十六年丁巳迄凡八十九年なれば凡百三四歳なれば、既身體悉瘦弱以不能祭と云ふ事實に叶へりと云ふべし、然れば淳名城入姫命の仕奉り給ひしは大市長岡岬に御在し坐し、間のみにして、山邊郡には及ばせ給はざりけるにこそ、) 偕又注進狀に、纏向珠城宮御宇天皇(垂仁)廿七年九月戊申朔甲子、以皇女倭姫命爲御杖代、貢天照太神、倭姫命隨神誨立宮於伊勢國渡遇五十鈴川上奉遷焉、是時倭大國魂神著大水口宿禰而誨之曰、太初之時期曰、天照太神悉治高原、皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神、我親治大地官者、言已訖焉、云云大地主神之號起于是時矣と見えたる、此は御紀には取丁巳年冬十月甲子遷于伊勢國渡遇宮、是時倭大神著穗積臣遠祖大水口宿禰而誨之曰、と有ると同文にて少異有り、偕御紀の丁巳年は二十六年なるを、右には二十七年と有り、冬十月甲子を右には九月戊申朔甲子と有りて、一年と一月とは差有り、此事下の細注に云ふべし、偕皇太神の鎮坐せる是時に倭大神の神託り御在し坐し、御事は、上に注せるが如く、注進狀孝昭天皇元年の文に、即得神教而天照太神倭大國魂二神並祭於天皇大殿之内と有て甚々少縁なる

まじき御幽契の御在し坐す御事にて、此には其竝祭られさせ給へりし所由を託し奉らせ給へるなり、太初之時期曰と云ふは、此倭大國魂神の天上に參升らせ在し坐して、天照太神の大御許にて期り聞えさせ給へりし御事を語り出でさせ給へるなり、此に皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神と有るは、其下に然先皇御間城天皇雖祭祀神祇、微細未探其源根、以粗留於枝葉、故其天皇短命也、是以汝御孫尊、悔先皇之不及而慎祭則、汝尊壽命延長、復天下太平矣と有りて、即天神地祇の祭祀を專と治め給ふ御事を申させ給へるにて、八十魂神とは八十國魂神と云ふ事なり、次に我親治大地官と有るも即其八十魂神の事なるを、皇御孫尊には祭祀を治と申し給ひ、御親の御事には統御を治とは申し給へるなり、此事下に大地主神の傳を立て、説くべきなり、偕出雲風土記に、意宇郡飯梨郷、郡家東南三十里、大國魂命天降坐時、當此處而御膳食給、故云飯成(神龜三年改字飯梨)と有るは、彼天孫降臨章第二一書に、是時歸順之首渠者大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠款之至、と有りて、其大物主神の帥る神の列にこそは御在し坐さざりけれ、八十萬神の參上られし其中に此大國魂神一柱のみ別に物爲させ給ふ可くも非ざれば、此事實に相並びて升らせ給へるなりけり、陳其誠款之至と云ふと太初之時期曰と云ふと、全く事の運び相同じきを曉る可し、然して大國魂神は此時天日隅官に鎮ませ給ひたる可し、傳二十九に注せるが如く、出雲風土記杵築大社の並に御魂社と出でたるを、神名式には大穴持神社と出でたり、即杵築大社の荒神を祀れる者なり、大倭神社注進狀に其社を蓋出雲杵築大社之別宮也と云へるは、右の如き所以有るを以てなる事云ふも更なり、(但右に皇御孫尊の御事は國避の御時なりければ、契り申させ給ふ可き御事なり、天照太神は甚々上古より天原を所知看

し御在し坐せば、此大國魂神の指揮には及ぶまじき御事なり、故情考ふるに、上章第三一書なる素戔嗚尊此天照太神に對はせ給ひて、辭見の御語に請姊照臨天國、自可平安と申し給ひて、次に且吾以清心所生兒等、亦奉於姊と申し給へる類なり、萬葉二卷柿本人丸作歌に、天地之、初時之、久堅之、天河原爾、八百萬、千萬神之、神集々座而、神分、分之時爾、天照、日女之命、天乎波、所知食登、葦原乃、水穗之國乎、天地之、依相之極、所知行、神之命等、天雲之、八重搔別而、神下座奉之、高照、日之皇子波云々と有りて、皇御孫尊の御天降の御事を云ふに日神の天上を所知行す御事を云へるも此格なり、古言の例と所見たり、楮右に垂仁天皇二十七年と有る七は年の誤なる事丁巳年たるを以て知られたり、但御紀に二十七年八月朔を癸酉と有れば、姑く大月と見て、九月朔は癸卯なりければ、其甲子二十二日なり、但此は二十六年の方正しからむを、其も冬十月と有るは誤なり、通證に冬十月當_レ秋九月、濫川氏曰、以_レ長曆推_レ之、此年十月無_レ甲子、九月十七日爲_レ甲子、至今內宮祭日也と云へるぞ、實に然も有りぬ可く所思たる、然る時は崇神天皇六年より此倭大國魂神の御在し坐しける大市長岡岬は神名式に、大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社五座(歛靱)と有る是にて、其垂仁天皇二十六年に被_レ定たる神地は即、山邊郡大和坐大國魂神社(並名神大、月次相嘗新嘗)と見えたる是なり、持統天皇六年御紀に、五月乙丑朔庚寅、遣_レ使者奉_レ幣于四所一伊勢大倭住吉紀伊大神、告以_レ新宮、同十二月辛酉朔甲申、遣_レ大夫等奉_レ新羅調於五社、伊勢住吉紀伊大倭菟名足と有るを以て當昔御崇敬世に殊に抽出させ給へる御事を見奉り知るべし、神階の御事は文德天皇實錄に、嘉祥三年冬十月乙卯辛亥、進_レ大和國大國魂神階_二從_二二位、清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉_レ授_レ大和國從_二二位大和國

魂神從_二一位と見えたり、注進狀に新國史曰、寬平九年冬十二月壬寅甲辰、奉_レ授_レ五畿七道諸神三百四十社各位一階、官符云大和國大和國魂神奉_レ授_二正_二一位と有り、此御時に極位には進み奉らせ給へるなり、楮中右記に永久六年六月軒廊御卜、是大和國大和社、去二月九日戊刻俄有_レ火、寶殿三字并御正體燒亡也と有る、此御正體燒亡不審しき事なり、此は鳥羽天皇御世の事にて、永久六年改元有りて元永元年と成れるが、此注進狀は其よりは五十年の後六條天皇仁安二年二月十三日祝部大倭直歲繁謹書と云ふ奥書有りて、然も奏上の書なるに御正體の御在し坐さざる事を云はず、且御正體の御事を申すには傳聞と記して昔より誰一人見奉れる人の無き趣なれば、御正體の已に燒亡はれ給へるを今も御在し坐しげに書くべくも非ざれば、此に不審かとは云ふなり、楮祭神の御事は相殿神二座八千弋神御歲神と有る是にて三座なり、二十二社神體祕記大和坐大國魂神社三座條に、大國魂神廣_レ矛魂神御年神加祭神一座大巳貴命と所見たる、廣_レ矛魂神は八千弋神にて御在し坐す事已に上に注せるが如く、又此に大巳貴命を加へ祭らるゝは、大神大物主神社にも此神と少彥名神を加へ祭りて三座と爲らるゝ例にて、此も官帳の趣は三座にて、其所祭は總て四所なむ渡らせ給へりける、然る時は其和魂神荒魂神の御在し坐す所には必其御本體の神副ひ御在し坐す定りと所見たり、又此に准らへて其主神の御在し坐す宮社には、必其和魂神荒魂神も必副ひ御在し坐す事も推して知るべし、此は此神の御上のみにも非ず、總てに互りて心得とも爲べき事なるぞかし、(然るを神名帳頭注に、大和坐大國魂神大歲神子、大歲神者素戔嗚尊子、母須治比女、大和社者大國玉神大歲神須治比女命三座、と有れども、其は古事記に一度誤れるを承けて地神本紀に、大巳貴神の下に御紀と同じく亦云_レ大國玉命と書しながら、大年神兒大國魂神を大和神也と有

るに依りて押當てたる祭神の説にて、全に信られぬ説なりかし、上に引ける摠國風土記には、此御社の所在を抑本郷と云へるを、今は新泉村と云へる地なり、故其注進狀相殿神二座の八千戈神の御事は、已に上に注し奉るが如し、若て此倭大國魂神を始めて被祀たりし地は、右に注せる穴磯邑なる大市長岡岬にて、狹井神社の地是なり、然して八千戈神の廣矛は本は別に其穴磯に御在し坐したるを、後に垂仁天皇御紀に大和社三座には合せ奉りたるにて、神名式に謂ゆる城上郡穴師坐兵主神社（名神大、月次相嘗新嘗）と有る、兵主と申すは其廣矛を以て神體と成させ御在し坐す義の御名なる可く、穴師は此第二一書に大已貴此云於褒姒娜武智と注せる御名の略なり、然る時は穴知と云ふべきを師とも云へるは、下に云へる如く大已貴を切て大蟲神と申奉れる例なめり、大倭本紀、天皇之初天降來之時、共副護齋鏡三面子鈴一合也、の本註に、一鏡者云々、一鏡者云々、一鏡及子鈴者天皇御食津神朝夕之食向、夜護日護齋奉大神、今卷向穴師社宮所坐拜祭大神也と見えたる、此穴師社宮は同式に、卷向坐若御魂神社（大、月次相嘗新嘗）と有る此御事なるが、右の三鏡子鈴は天璽と共に天降し給ひて、上古は皇大宮にて持齋かせ給へる御物なり、此廣矛も共にて、注進狀に此矛亦上古在天皇大殿之内と有るが如くなるを、崇神天皇六年に穴磯邑に出し奉られし時、子鈴も此に初めて祀らせ給へるなりけり、然るを垂仁天皇御世に、山邊郡に大倭大神を齋奉らせ給へる時に、兵主神社に納め置かれし廣矛を移して相殿神と爲られたるながら、子鈴は其地に留め給へれば、兵主と申奉る神靈を元の穴磯に留め祭らるゝ事、猶狹井神社の狀なりしなる可し、今兵主神を中とし、若御魂神を右とし、左は式の穴師大兵主神社にて總て三社なり、春日社記に、若宮外院の兵主明神を八千矛神也と云ひ、又諸神記神名式なる近江國野洲郡兵

主神社條に、此神八千矛神也と見え、神祇正宗には大國玉命とも云ひ、播磨國飭磨郡射楯兵主神社二座を假字風土記に、「大已貴命五十猛命二座なり」と書し、壹岐國壹岐郡兵主神社（名神大）を、壹陽略志に祭神大已貴命と云へるなど證と爲べし、清和天皇實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授大和國從五位下勳八等穴師兵主神正五位上と見ゆ、斯れば諸國に兵主神社とて多く立たせ御在し坐すは、皆此大已貴神の八千戈神と申す御魂を齋奉る御社共になむ渡らせ給へりける、其兵主神と申し奉る意は、下に其傳を立て、注し奉る可きなり、（此を神名帳考證に、其諸神記に八千戈神と云ふを非なる由に云ひて、素戔嗚尊の御事と云へるは甚じき誤なる由、其所に就て云ふを見るべし、如此く見る時は、今は大和社の相殿神にて渡らせ給へれども、本は穴磯に八千戈神大市長岡岬に大國魂神と二所に別れて鎮り奉り給へりし者なるが故に、其跡處も各異なるなりけり、垂仁天皇御世に大和社を定めさせ給へりし御時に至りて、其始宮中に御在し坐し、が如く一所に合せ祭れるにこそ、又傳二十八卷に引ける播磨風土記に、飭磨郡安師里土中々右稱安師里者倭穴无神々戶託仕奉、故曰號穴師と云ふ事有り、又相殿神今一所の御歲神の御事はしも已に傳二十四に委しく註し奉れるを、今は此大國魂神の相殿に御在し坐す御事のみを云ふべし、注進狀に御歲神者守護禾穀神也、是以八握嚴稻爲神體、古語拾遺曰、大地主神營田之日、御年神獻白猪白馬白鷄奉謝、無蝗蟲之災、年穀豐稔、故至今天子以白猪白馬白鷄每年祭御歲神也と有る、守護禾穀神也は、營田の事に專御功御在し坐す神の謂なり、八握嚴稻は八束穗と云むが如し、嚴稻は伊豆志禰と訓むべきにや、神武天皇戊午年御紀に、嚴此云怡途と注して粮名爲嚴稻魂女と有れば、例の清淨なる稻穗と云ふ事なるが、又舒明天皇前紀に嚴此云伊箇

之と有りて怡途、又伊箇之共に同言なるが、祈年祭詞に、御年皇神等能前爾白久、皇神等能依左志奉幸奥津御年乎、手
跋爾水沫畫垂向股爾泥畫吞取作幸奥津御年乎、八東穗能伊加志穗爾皇神等能依左志奉幸者と有に合せて思ふに、八東殿
稻と云ひて八東穗能伊加志穗と云ふと同じ意味になむ有りける、天武天皇六年御紀に、獻瑞稻五莖、每莖有枝、
其八年に貢瑞稻、每莖有枝と有る、瑞稻は近き話ながら、祥瑞の事に取成せるながら此八握嚴稻の事を云ふなり、
若て此八握嚴稻はしも決めて尋常の稻穂にては非じ、傳二十四に注せるが如く、此は大地主神の御田營らし、御時、
御歲神を謝て得させ給へる稻穂なりけむを、瑞之八坂瓊に副へて天上に奉らせ給へるを、其任に天璽と共に天降し給
へりけむを、大國魂神の皇大宮に御在し坐しし間も一所に置き奉らせ給ひしからに、此相殿神にては渡らせ給へる御
事とぞ伺奉られ侍る、(然れば崇神天皇六年に皇大宮を出し奉らせ給ひける時に、八千戈神を穴磯に、大國魂神を大
市長岡岬に祭り別けさせ給へる時にも、猶此御歲神は大國魂神と共に御在し坐しけるなりけり、此は甚々少縁ならぬ
所由有る御事にこそ、又傳二十四卷に注せるが如く、式の飛驒國大野郡水無神社は此御歲神にて渡らせ給へるを、和
名抄郷名に當郡三枝佐以久佐、阿拜阿波と有るのみならず、三代實錄に氣多神又木母國津神などの見えたるも悉くに
此の倭大國魂神社の事に合へれば、相照して辨ふ可き事共なり、)又注進狀に、別社狹井神社(在大和國城上郡)傳
聞、狹井神者大已貴命之荒魂、大國魂神即當社別社也と有るは、神名式に城上郡狹井坐大神荒魂神社五座(鉞)と見
えたる、是即山邊郡大和坐大國魂神社三座(竝名神大、月次相嘗新嘗)と有る其舊地なる事、同書に所謂大市長岡岬
今狹井社地是也と有るにて灼然き事、上に已に注せるが如し、又注進狀に相殿神四座、大物主神、姫踏躰五十鈴命、

勢夜多良比賣、事代主神と有りて、其大物主神の下に傳聞、大物主神者大已貴命之和魂也、(中略)此神之子姫踏躰五
十鈴命、神名帳曰、大和國城上郡大神大物主神社一座(名神大、月次相嘗新嘗)と書し、姫踏躰五十鈴命勢夜多良比
賣の下に、古事記三島隴咋之女、名勢夜多良比賣(溝槪姫、攝津國三島之人、神名帳攝津國島下郡溝咋神社一座)其
容姿麗美、故美和之大物主神娶其人、生子、名謂比賣多多良伊須須余理比賣、故謂大神御子也、(中略)後參入
宮内、阿禮坐御子名神沼河耳命(綏靖天皇)神名帳曰、大和國添上郡率川坐大神御子神社三座と有りて、事代主神と
共に都て五座なるが、同書率川神社條に大神氏家牒曰とて、大神御子神(姫踏躰五十鈴命)子守(御母三島溝槪耳之
女玉櫛姫)狹井神(大已貴命荒魂大國魂命)と有て是三座の説なり、然るに大三輪神三座鎮座次第に、春日三枝神社、
媛踏躰五十鈴媛命也と見えたる、此は式外なるが、其中に奉齋媛踏躰五十鈴媛命大物主命也と有るを正し見るに、
率川神社には却りて此姫神は坐さず、大物主神ぞ御在し坐すなる可き、注進狀に三枝御子社一座、傳聞、狹井神之
子事代主神、神名帳曰、大和國添上郡率川阿波神社と有り、然れば此狹井神社五座は率川神社三座と率川阿波神社と
式外なる春日三枝神社との神等になむ渡らせ給ひける、此御事委しくは傳廿四に注せり、考合す可し、楮上に注せる
が如く、此に大神荒魂神社と有るから、誰しも大物主神の荒魂を祭れるなめりと思ふ物から、祭る所右の如くなるか
らは、其大神に御在し坐す大已貴神の荒魂和魂神を此には祀らせ給へるなりけり、又率川神社阿波神社春日三枝神社
の三所は、此に祀る五座の神等を後に祭り別けられたりし者にて有りけり、(又注進狀率川神社の別社に圍韓神社三
座と有る、此も式外にて渡らせ給へれども、甚々止事無き所由御在し坐すにて、神祇令に孟夏三枝祭と有るを、義解

に謂_ニ率川社祭_一也と見え、注進狀に傳聞、園神者大己貴命之和魂大物主神也と有る下に、此神園華飛散之時發_ニ疫病_一、守護之鎮_ニ止_一之、仍云_ニ園神_一歟、園殖草木之處也、集解所謂三枝和靈祭云_ニ當社之事_一と有るを、集解には此云_ニ鹿靈和靈祭_一と有て、其鹿靈は狹井神の御事なるを考合するに、此狹井本社より右の神等を便利の地に遷し奉れるなる可し、此兩所の事を明らかに非ずは、此神等の御事に於て大に盡さざる所有るものなり、下、上野國佐位郡大國神社の所考合す可し、又注進狀別社條に丹生川上神社一座（在同國吉野郡）此神者雨師神也、祈_レ雨止_レ霖、奉幣不_レ遇_ニ當社_一、神名帳大和國吉野郡丹生川上神社（名神大、月次）と有りて、下に延喜式曰、凡奉_ニ幣丹生川上神_一者、大和社神主隨_レ使向_レ社奉_レ之、是丹生川上神社爲_ニ當社之別宮_一也、と有る、奉_レ之より以上は臨時祭式の文なるが、凡て別社と云ふは后神とか兒神を祀れる社に限れる事なるを、右の雨師神は傳八に註せるが如く、高靈神の御事にて渡らせ給へれば、此大國魂神に於て更に由無き心ちなむ爲るを、強て思ふに、古事記に大穴牟遲神の御名を擧げて、故其八上比賣者、如_ニ先期_一美刀阿多波志都、故其八上比賣者雖_ニ率來_一、畏_ニ其嫡妻須世理毘賣_一而、其所_レ生子者刺_ニ狹木保_一而返、故名_ニ其子_一云_ニ木保神_一、亦名謂_ニ御井神_一也と有る、八上は因幡國の郡名なれども、此程の神に地名を以て號くる事は無かりければ、神名に起れる事云ふも更なり、故八上は彌羅にて其高靈神に亞ぐ由なる可し、御子に御井神坐すも大に由有りて聞ゆ、併此は大己貴神の娶給へる女神には有れども、畏_ニ其嫡后_一と有れば、故有りて此大國魂神に屬るなる可し、神名式に因幡國法美郡意上奴神社は於簡美能と訓むべし、又八上郡久多美神社高草郡伊和神社坐すを、出雲風土記に波夜佐雨久多美乃山と云ふ語見え、豊後風土記に球珠郡球置郷、此村有_ニ泉_一、（中略）即有_ニ蛇靈_一（謂_ニ於

簡美_一）云々、因爲_ニ名云々_一と云ふ事有り、又和名抄郷名に八上郡佐井と有るは、神名式に大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社五座と有るに思寄す可く、又其伊和は、式に播磨國宍粟郡伊和坐大名持御魂神社（名神大）と有りて、同郡大倭物代主神社坐せば、伊和社は大名持神に非ず、其は御魂神と申せば、決く其荒魂大國魂神にて、此に和魂神と共に並び給へるなりけり、若て其吉野郡に大名持御魂神社（名神大、月次相管新嘗）と此丹生川上神社と並び坐す事、右の因幡國の式社と合へるが上に、宇陀郡御井神社室生龍穴神社坐す事奇しと云ふべし、又傳廿四に注せるが如く、式に和泉國和泉郡泉穴師神社兵主神社坐すに、意賀美神社積川神社五座（歟）と有るを、社記に、生井福井綱長井波比祇阿須波神也、日根郡國玉神社意賀美神社など有るに就て、御井神は此に生出でさせ給へりけむと所思ゆる由有り、又攝津國東生郡難波坐生國魂神社二座（竝名神大、月次相管新嘗）と有るは、此大國魂神に坐す下に注せる如くなるに、西成郡坐摩神社（大、月次新嘗）も其所_レ祭生井福井綱長井阿須波波比岐神にて、上の三神は御井神を稱別たる御名なり、如此く大國魂神と御井神と殊に相親しませ給へる所以有ると、又其意賀美神と御井神と大に相近く御在し坐す由縁を探索する時は、其極まる所右の八上比賣神に歸て、此大和社より丹生社を別社と爲て齋奉る由來も此に至て明らかなる者なり、（右の泉穴師神者二座は、上に注せる大和國城上郡穴師坐兵主神社穴師大兵主神社を合せたるなめり、又兵主神社は八千戈神にて渡らせ給へるは更なり、大鳥郡生國神社大歲神社など坐すも皆所以有る事なり、又美濃國多藝郡御井神社久美雄彦神社坐すは、河内國石川郡美具久留御玉神社今水分社と申して、靈神の屬なるにも思ひ合す可し、又但馬國養父郡兵主神社、更杵村大兵主神社、御井神社、氣多郡久刀村兵主神社、御井神社坐すなど、御井神に

は大己貴神よりは大國魂神、又兵主神の御方にて殊に親しく坐すなど思ひ合す可し、（倭此大國魂神を齋奉れる各國の神社は、右に注せる神名式の大和國吉野郡大名持御魂神社（名神大、月次相嘗新嘗）御在し坐せる、此を大國魂神と定め云ふ所以は、上に注せるが如く、大名持神と申し奉る時は御本體の御名にて渡らせ給へるを、其言を上置きて大名持御魂神と申す時は、其主神の御功用を輔相奉る神の謂にて、此にては正しく此大國魂神に渡らせ給ふ事論を待たず、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授大和國從一位大己貴神正一位と有れども、此は上に引ける大三輪神三社鎮座次第に依るに、其三社の中に御在し坐す大己貴神の神階なれば此御魂神の御ならず、但、式には大名持神社と有るを、今は臨時祭式に依りて引けるなり、大和志に、在妹山、山屬三川原屋村、域内有大海寺、社前有潮生淵、每歲六月晦、潮水湧湧、故名龍門莊、二十一村共預祭祀と見えたり、又神名式に、播磨國宍粟郡伊和坐大名持御魂神社（名神大）と有る、此伊和太神と申し奉りて即神代の故事多在る所なれども、其は傳二十八に右風土記を引て注せるが如く伊和は三輪の轉なり、然して續風土記と云ふ物に、中九所神祕東五十猛命西大己貴命と見えたる、其中九所の御事を後に姫邊古記と云ふ物に、天正の頃總社々務五代主水正祕記に、府邊九所神靈一八十字都明理玉姫、一豐玉清阿夜姫、一阿夜健彦男、一夜麻伎小玉姫、一豐明姫、一五十加姫、一玉明麻伎姫、一阿夜伊佐袁志健彦男、一八十明豐姫、以上九所所在所不詳と有りて、次に姫路總社九所神靈一刑部大神二座、一富姫明神二座、一吾馬負明神二座、一平野明神三座、一角岳明神一座、一溝口明神二座、一國家明神三座、一佐伯明神三座、一角明神一座と有るは右の神等の本社なる可きを、此に九所共に併せ祭られたるにて、此は其伊和太神の御子等なる可し、三代實

錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授播磨國從五位下勳八等伊和坐大名持御魂神從四位下、元慶五年六月二十九日乙巳、授播磨國從四位下勳八等伊和坐大名持御魂神正四位下と見え、百練抄にも、平治元年八月二日陣定播磨國伊和社燒亡事と見えたれば、公家の御崇敬も世に殊なりし御事知るべし、和名抄郷名に宍粟郡伊和と有り、倭社説に欽明天皇御安元年甲申二月十一日始現座と有れども、右に引ける風土記香山の故事は神代にて有るべく、又神名式に同國明石郡伊和都比賣神社赤穗郡伊和都比賣神社坐すも其后神と聞えて、播磨一國に互りて甚じき神にて渡らせ給ふ由なれば、伊和太神の御在し坐すは神代よりの事にて、社壇を被定たるは其御世の御事なるを始現座とは云へるなめり、峰相記に、欽明天皇治二十五年託伊和恒卿云、可祭朕於此地、蓋有上代之幽契哉、翌日忽平森中雙鶴刷羽佇立、于時恆卿奏上、帝營寶基被寄神戶、併定富國一宮而被授正一位と有り、又此社の遙宮は姫路府に總社伊和太神とて有り、神社啓蒙に、傳聞、當社者以大名持命奉崇云云、里顔云、七月既望兵士會集爲軍旅之威儀云、古老相傳云、欽明天皇御安元年六月十一日當社影向也、稱一國守護者天平寶字年中也、按峰相記云、天平寶字八年異賊襲來、即遣藤原貞國追討云云、恐者貞國凱旋之日祀焉と有る、此に一國の總社として祀るは例の如く國內の諸神を合せ祀る物から、殊に伊和社と申す御名を顯して齋奉るは、實は此大名持御魂神はしも上に注せるが如く、大國魂神にて御在し坐す故なめり、（右の如く伊和坐大名持御魂神社は宍粟郡に御在し坐して是本宮なり、（倭東郡姫路に御在し坐す正一位勳八等伊和太神は其別社なり、又明石赤穗二郡に伊和都比賣神社坐すは后神などに御在し坐すべくして、其國にては所狭き神にて渡らせ給へるのみならず、猶餘國にも互りて因幡國邑美郡に伊和神社

御在し坐せるを、和名抄郷名に同郡神戸と有るを以て古に甚尊かりし御事を曉る可く、又神名式に攝津國武庫郡伊和志豆神社大月次新嘗と有る、伊和は右に同じく志豆は別の神號なる可くして、此も大に由有るを、菟原郡大國主西神社歛輶と見え、河邊郡有馬郡に大物郷有り、又大物浦と云ふなども有るを考合す可し、備清和天皇實錄に貞觀元年正月二十七日、奉_レ授_二攝津國從五位下伊和志豆神從五位上_一と見ゆ、(備上に云へるが如く、諸國にて某大國魂神某國魂神と申すは其地の國魂神に坐せるを、其上に立たし御在し坐して天下を統御め給ふは此倭大國魂神に渡らせ給へるを又其唯に打任せて大國魂神國魂神と申すは、多くは此倭大國魂神なる中に殊に尤けきを、此に抄出て少か注し奉る可し、神名式に常陸國眞壁郡大國玉神社坐せり、常陸國二十八社鎮座に在_二笠間城之南五許里大國玉村_一、祭神二座、東爲_二男體宮_一大國玉命、西爲_二女體宮_一、祀_二活玉依媛命_一と見ゆ、仁明天皇御紀に、承和四年三月戊子常陸國眞壁郡大國主神預_二官社_一、以_二此神殊有_二靈驗_一也、十二年秋七月辛未奉_レ授_二常陸國無位大國玉神從五位下_一と有り、新治郡稻田神社(名神大)坐すは其御祖に御在し坐し、同郡鴨大神御子神主神社は懿德天皇御紀に謂ゆる鴨主にして、即事代主神の御子に坐せば此神の御孫に當り給へるなど、傳二十一に注せるが如し、又和名抄郷名に茨城郡生國と有るも、此大國魂神を生國足國神とも生島足島神とも申し奉るに思ひ合す可く、又式に多珂郡佐波波地祇神社御在し坐すを、清和天皇實錄に、貞觀十七年十二月二十七日丁丑、授_二常陸國正六位上三枝祇神從五位下_一と云ふ事の見えたるは、上に引ける大三輪神三社鎮座次第に、春日三枝神社媛踏躑躅五十鈴媛命也と見え、大倭神社注進狀に、三枝御子社一座、傳聞、狹井神之子事代主神、神名帳曰、大和國添上郡率川阿波神社一座と有るを以て思ふに、佐波波は_{サハハ}三枝の義にて割葉_{サハハ}葉なる可ければ、三枝地祇是に當る可し、神名式に那賀郡阿波山上神社を少彥名命なる由云へれども、光孝天皇實錄に、仁和二年十二月九日癸丑、授_二常陸國從五位下阿波神從五位上_一と有れば、此なむ率川阿波神社と同神にて、事代主神の後神に御在し坐すなる可し、又傳二十八に注せるが如く、飛護念神國津神の御名有るも思合す可く、又同錄に、同年六月二十八日丙子、授_二常陸國正六位上鄉造神從五位下_一と所見たる、此鄉造神は久邇都久理と訓むべくして上に注せるが如く、此の國造大己貴命を大國作神とも申し奉るなど、甚々謂れ有る御事になむ有りける、猶傳二十八見る可し、(但大國玉神社に並び坐せる活玉依媛命は、古事記水垣宮段に、大物主大神娶_二陶津耳命之女活玉依媛實_一、生子名櫛御方命、と有りて其和魂神の妻と爲り給へる女神なり、然るに大倭神社注進狀に率川神社の祭神を、大神御子神姫踏躑躅五十鈴命子守、御母三島溝櫛耳之女玉櫛姫、狹井神大己貴命荒魂大國魂命、と有りて以上三座の説なり、此には殊に大物主神なる可き所を、大國魂神の並び坐すに同じかる可し、但此事には紀記共に甚く混れたる事の有りて、實には活玉依媛命は事代主神の妻給へるなり、傳二十八卷に云ふを見るべし、)又神名式に上野國佐位郡大國神社御在し坐すを、本國神名帳には從一位大國玉大明神と有り、和名抄郷名に佐位郷名に佐井と見え、同帳に甘樂郡從五位上佐位明神と有る事實に其謂れ有る事共なり、右に注せるが如く、神名式に大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社五座(歛輶)と所見たるを、大倭神社注進狀狹井神社條に、傳聞、狹井神者大己貴命之荒魂、大國魂神即當社別社也と書し、其率川神社條に狹井神(大己貴命荒魂大國魂命)と有り、然れば大國魂神社を略きて大國神社とは申せるなり、猶右の神名帳に、群馬郡正五位上大國玉明神、那波郡從三位國玉明神とも見え、碓氷郡從四位上若國玉明神と申すも

日本書紀傳 二十七之卷 寶鏡出現章

有るは、天降臨章に顯國王之女子下照姬（亦名高姬、亦名稚國王）と有るにも思ひ合す可く、又上に注せるが如く、山田郡賀茂神社美和神社式に見え、神名帳に甘樂郡從一位宗岐明神、從五位上億津宮明神、群馬郡正五位上息津宮明神、群馬西郡從三位息津宮明神など坐すは、謂ゆる宗像神に御在し坐す由、傳十三に註せり、又多胡郡正五位上郡御玉明神、緣野郡從五位上郡御玉明神、利根郡從四位上郡玉明神、勢多郡正四位下郡玉明神、佐位郡從四位上郡玉明神、新田郡正五位上郡玉明神、邑樂郡從五位上郡玉明神と有る、此は大國魂神に屬て國魂神有り、國魂神に屬て郡魂神の坐す由にて、此國に限りて詳に傳はれるなむ甚美たき事なりける、又神名式に陸奥國磐城郡大國魂神社、和名抄郷名に當郡和と有るは、倭大國魂神社に思ひ合せらるゝを、磐城名勝略記と云ふ物に、在城東一里六町菅波村、祭神大物主神例祭二月初午と有り、但大物主神も此相座に御在し坐すらむを、大國魂神の御名を脱して傳へたるなる可し、又同郡佐麻久嶺神社を同書に在城巽二十餘町、祭神五十猛命、例祭四月八日と有るは、右に注せる神名式に、播磨國宍粟郡伊和坐大名持御魂神社（名神大）は此大國魂神なるに、五十猛神も其相殿に坐し、同郡大倭物代主神社も坐すに相符合ひ、又因幡國邑美郡中臣崇健神社は五十猛神、高草郡伊和神社は大國魂神に坐し、邑美郡美和郷有り、又常陸國那賀郡青山神社は五十猛神なるに、眞壁郡大國玉神社御在し坐すなどを思ふに、此三神如此並び坐せる中にも、五十猛神と大國魂神とは殊に親しく渡らせ給ふ所縁なむ御在し坐す御事と所見たりける、又神名式に謂ゆる佐渡國羽茂郡度津神社は五十猛神に御在し坐すを、和名抄に賀茂郡見え、又其郡に賀茂佐爲の二郷有る、佐爲は即右に注せる大國魂神に由有る地名なるをも思合す可し、（故此大國魂神佐麻久嶺神社は右の如く播磨國に由有る御神等なるに、

已に傳二十五卷に云へるが如く、陸奥國色麻郡伊達神社名神大と有るに、播磨國鎭磨郡射楯兵主神社揖保郡中臣印達神社名神大坐し、又和名抄郷名に鎭磨郡迎達伊多知と有るなど、郡名郷名神名共に相合へるは、上古より播磨より陸奥に移り住ませ給へるなどの御事などや御在し坐したりけむ、又神名式に淡路國三原郡大和國魂神社（名神大）と有る、此を今本大字脱せるを、臨時祭式名神祭條に大和國魂神社一座と有に訂正して今補ひつ、文徳天皇實錄に、仁壽元年十二月壬寅、詔以淡路國大和國魂神一列於官社とも有ればなり、神祇官永萬記には淡路國二宮と有り、今八太村二宮と申せり、姓氏錄（右京神別下地祇）に八太造、和多罪豐玉彥命兒布留多摩命之後也と有れば、大和宿禰同族にて別れし氏なりければ、其大和坐大國魂神社より遷り奉れるなりけり、下考合す可し、楮式文の如くは右の如く一座に渡らせ給へれども、古來二社並び立たせ御在し坐す御事は大同類聚方六十九卷に、久仁玉藥、淡路國三原郡國魂神社傳方云々、元波少彥名命乃神藥也と有るは、此神も此に御在し坐す事、右の生國魂神社の例なる可し、其外猶倫に考へ及ぼすに、阿波國美馬郡に倭大國玉神大國敷神社二座と有ると其祀る所相等同じく御座し坐すなる可し、楮此敷は上に注せるが如く、葦原醜男神と申すも葦原敷男神なるに等しく、此も其義なるにて對馬島上縣郡島大國魂神社御在し坐すに並びて、下縣郡敷島神社渡らせ給へるに同じかりぬければ、國魂神は國敷神と共に御力を併せ御在し坐して國土經營の功を立てさせ御在し坐すにて、此は別神には御在し坐さじ、此大國魂神を稱別たる御名なる可き事、下なる生島足島神の所に説くを併せ見るべきなり、其生島神詞に、皇神能敷坐島能八十島者、（中略）島能八十島墜事無、皇神等能依左志奉故、（下略）と有る、此は大國魂神の御事なれば申すも更なり、出雲風土記島根郡山

口郷條に、須佐能烏命御子都留伎日子命詔、吾敷坐山口處在詔而、故山口負給、又方結郷條に、須佐能烏命御子國忍別命詔、吾敷坐地者國形宜者故云方結、など有りて、如此く其地を區別て敷坐す神の國中悉に多く坐すを、其を統領給ふ義を以て大國敷神とは稱奉れるなめり、萬葉二(二十七丁)に、天皇之、敷坐國等、天原、石門乎開、神上、上座奴、三(十七丁)に、高輝、日之皇子、茂座大殿於、又(二十八丁)、皇神祖之、神乃御言乃、敷坐、國之盡、又(三十四丁)、安見知之、吾王乃、敷座在、國中者、京師所念、又(五十四丁)、天皇之、敷座國爾、内日刺、京思美彌爾、六(十四丁)に、荒野等丹、里者雖有、大王之、敷座時者、京師跡成宿、又(四十二丁)、八隅知之、吾大王乃、高敷爲、日本國者、皇祖乃、神之御代自、敷座流、國爾之有者、八(十五丁)に、敷座流、國乃波多耳爾、十八(十九丁)に、御代可佐禰、天乃日嗣等、之良志久流、伎美能御代御代、之伎麻世流、四方國爾波、又(三十二丁)須賣呂伎能、之伎麻須久爾能、安米能之多、四方能美知爾波、十九(十一丁)に、大王之、敷坐國者、京師乎母、此間毛於夜自等、二十(二十五丁)に、之伎麻世流、難波宮爾、伎己之米須、四方乃久爾欲里と有るは、此の大國敷神の敷是なり、其五(十四丁)、鎮懷石歌に、美豆可良、意可志多麻比豆、可武奈何良、可武佐備伊麻須、久志美多麻、伊麻能遠都豆爾、多布刀伎呂可儻、と見えたる其短歌に、阿米都知能、等母爾比佐斯久、伊比都夏等、許能久斯美多麻、志可志家良斯母、と有るをも此に思ひ合するに、大國魂神と申し奉る其恩賴を天下に敷布こらし給ふ由を兼ねて大國敷神とは申し奉れるにて、愈別神には御在し坐さざる御事なむ甚だ明らかなる者なりける、(此を以て淡路國に御在し坐す大和大國魂神社今現に祀る所二座にて渡らせ給へる、其一座は大國敷神にて御在し坐すべき御事を明らか奉る可し、彼神名式に

謂ゆる生島巫祭神二座、竝大、月次新嘗、生島神足島神と見え、攝津國東生郡難波坐生國魂神社二座、竝名神大、月次相嘗新嘗と有るなど、此大國魂神を二神に祀別らるゝには大に深き所以有る御事とぞ思はるゝ、下に至りて云ふを併せ見てよかし、○顯國玉神、此も大國玉神の一名なる可し、下に顯此云子都斯と注し、古事記には宇都志國玉神と作り、備此言は四神出生章第十一、一書に顯見蒼生此云宇都志枳阿鳥比等久佐と見え、古事記神名には宇都志日金拆神と見え、中臣壽詞には宇都志國の名有り、此事は已に傳十二に注せるを、此にては少か心得る事有り、故此御名の起はしも傳二十二に引て注し奉るが如く、古事記に大己貴神の御父大神の御所に到坐して出返らせ御在し坐しける御時に、追及て大神の詔給へる辭見の御詞に、其汝所持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬而、意禮爲大國主神、亦爲宇都志國玉神而、其我之女須世理毘賣爲嫡妻而、(中略)居是奴也と有りて、此時に御父大神より事依し授け聞えさせ給へる御名なり、故思ふに大國主神と申し奉るは上に注し奉るが如く、天下に在らゆる國主神の君長と御在し坐して國土を主領き御在し座せとなり、若て顯國玉神は此にては大國主神の亦名の如くなれども、凡て其魂神と申す例は上にも注せりし狀にて、其主神の御在し坐す外より其御功用を輔佐け進らせ、共に其御功績を大に爲給ふ義なれば、先づ始め大國主神と爲れと詔ひて、天下の主宰にて御在し坐すべき由を事依し給ひ、次に其御魂神をも活用かせ給ひて、彌高に彌廣に天下に恩賴を令蒙給ふ其御勢を大に爲よと詔給へるにて、始めて其荒魂神の分れさせ給ひて大國主神に副ひ給ふ事此に起れるなりけり、大倭神社注進狀に、倭大國魂神者大己貴神之荒魂、與之和魂、戮力一心、經營天下之地と有るが如く、國作の御事に於ては、和魂大物主神より

も殊に荒魂大國魂神の方親しく大國主神に屬て大造の績を建てさせ給へる御事にし御在し坐せば、大國魂神と顯國玉神とは唯大字と顯字と言の換れるのみこそ有りけれ、共に荒魂神の御名となむ所思しかりける、然るは總て大と稚とは相對へ云ふ例なるに、天孫降臨章に顯國玉之女子下照姬（亦名高姬、亦名稚國玉）と有りて、顯國玉神と稚國玉神を並べ書され、又右に注せるが如く、上野國神名帳に大國玉明神若國玉明神と相對へたるを以て、此顯國玉神はしも上なる大國玉神と相同じくして、共に大國主神の荒魂の御名にて渡らせ給へる御事をなむ見奉り知るべき者なりける、（然るは其天孫降臨章の事件は悉に大已貴神に拘はれる御事なり、又其女神はしも古事記に、故此大國主神娶坐智形與津宮神多祀理毘賣命、生子阿遲鉏高日子根神、次妹高比賣命、亦名下光比賣命、と有れば、大已貴神之女子下照姬とこそ記さる可きに、然有らぬは此には其荒魂の御名を以て書さるゝ故も有りけらし、諸國々に此大已貴神の亦名を以て祀らるゝ社も多かりけれども、此顯國玉神に限りて然る事も見え、又此御名にて有る事實とては僅に右の下照姬命の出自を云ふより外に見えざるは、大國魂神と一神に坐すが故なめり、）故此顯國玉神は右に引ける中臣壽詞に宇都志國と云ふ事有れば、顯國之御魂神の義なる可く誰しも思ふ事には有れども、上に注せる如く、其大國魂神と申すも大國之御魂神と申す義には坐さず、國魂又國御魂と續けて諸國に在らゆる國魂神の君主に坐すが故に、大字を冠ふらせ奉るに等しく、此の顯も語の上に置て現在なる意なる事、彼稚國玉神の御名も稚國にては無く、稚は上に冠て大に對へたるに同じ、偕此顯を現在の義なりと云ふは天孫降臨章第二一書に、高皇產靈尊乃遺遺二神、勅大已貴神曰、今者聞汝所言深有其理、故更條條而勅之、夫汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可_レ以治_レ

神事、（中略）於是大已貴神報曰、天神勅教慙如此、敢不_レ從_レ命乎、吾所_レ治顯露事者、皇孫當_レ治、吾將_レ退治_レ幽事、（下略）と所見たる顯露事是なり、此を出雲神賀詞には大八島國現事顯露事令事避_レと有るが、此訓を管家名義抄に現事を阿良比登基登、顯事を阿邪良米基登と有りて、現事は現人事と云ふ義、顯事は鮮所見事と云ふ義にして、當昔此大國主神はしも當今の皇御孫尊の御有状なる現人神に御在し坐して、顯露事をば所知食させ御在し坐しければ、其顯露に國魂神を御めて、其上に大國魂神にて渡らせ給へる謂なりければ、此二名共に云以て往けば其義一に歸る者なるぞかし、（偕右の現事顯事を故大人等の宇都志事阿良波事と訓まれたるは、古言の狀實に然有るべくして、甚愛たしと雖も強に従ひ難くや侍らむ、右の名義抄の訓は祝詞式の古點にも然有りければ、古き事と所見たり、然して此宇都志と云ふ言の義をも右の二訓を以て説くに至れるは實に神の恩賜なりかし、猶傳十二卷顯見蒼生の下に注せるを合せ見るべきなり、）○大地主神と申し奉るも其荒魂大國魂神の亦名にて渡らせ給へる事、上に且々云へるが如し、此御名古語拾遺に出でたり、昔在神代大地主神營_レ田之日、以_レ牛_レ食_レ田人、于_レ時御歲神之子至_レ於其田、唾_レ饗而還、以_レ狀告_レ父、御歲神發_レ怒、以_レ蝗放_レ其田、苗葉忽枯損似_レ篠竹、於是大地主神令_レ片巫（志止止鳥）眩巫（今俗竈輪及米占也）占_レ求其由、御歲神爲_レ祟、（下略）と所見たる、是此大地主神と御歲神と深く御因縁御在し坐す由なる事、此亦上に已に注せりき、大倭神社註進狀に、傳聞、倭大國魂神者、大已貴神之荒魂、與_レ和魂_レ戮_レ力_レ心、經_レ營_レ天下之地、建_レ得大造之績、在_レ大倭豐秋津國、守_レ國家、因以號曰_レ倭大國魂神、亦曰_レ大地主神、以_レ八尺瓊_レ爲_レ神體_レ奉_レ齋焉、と亦名なる事は著明きを、其大地主神と申す所以けしも同狀に載れる垂仁天皇二十五年御紀の細註に、